

施策評価関連資料

(令和7年度分野別計画実績等)

【目次】

＜快適さを支える生活基盤の向上＞

亀山市都市マスタープラン	都市整備課	1
亀山市景観計画	都市整備課	3
亀山市住生活基本計画	建築住宅課	5
亀山市新水道ビジョン	上水道課	9
亀山市地域公共交通計画	政策推進課	13
第3次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務課	17
第2次亀山市環境基本計画	環境課	21
亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)	文化課・都市整備課	25

＜健康で生きがいを持てる暮らしの充実＞

亀山市健康まちづくり計画	健康推進課	27
第2次亀山市地域福祉計画	地域福祉課	43
亀山市高齢者福祉計画	健康推進課	45
第2次亀山市障がい者福祉計画	地域福祉課	47
亀山市生涯学習計画	生涯学習課	61
亀山市文化芸術推進基本計画	文化課	71
第3次亀山市スポーツ推進計画	生涯学習課	87

＜交通拠点性を生かした都市活力の向上＞

第2次亀山市観光振興ビジョン	商工観光課	95
----------------	-------	----

＜子育てと子どもの成長を支える環境の充実＞

亀山市学校教育ビジョン	教育推進課	97
第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画	子ども政策課	103

＜市民力・地域力の活性化＞

第4次亀山市男女共同参画基本計画	文化課	107
------------------	-----	-----

＜行政経営＞

亀山市公共施設等総合管理計画	財務課	121
亀山市行政DX推進計画	DX戦略室	123
第3次亀山市行財政改革大綱	財務課	145

＜その他＞

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	政策推進課	155
-----------------------	-------	-----

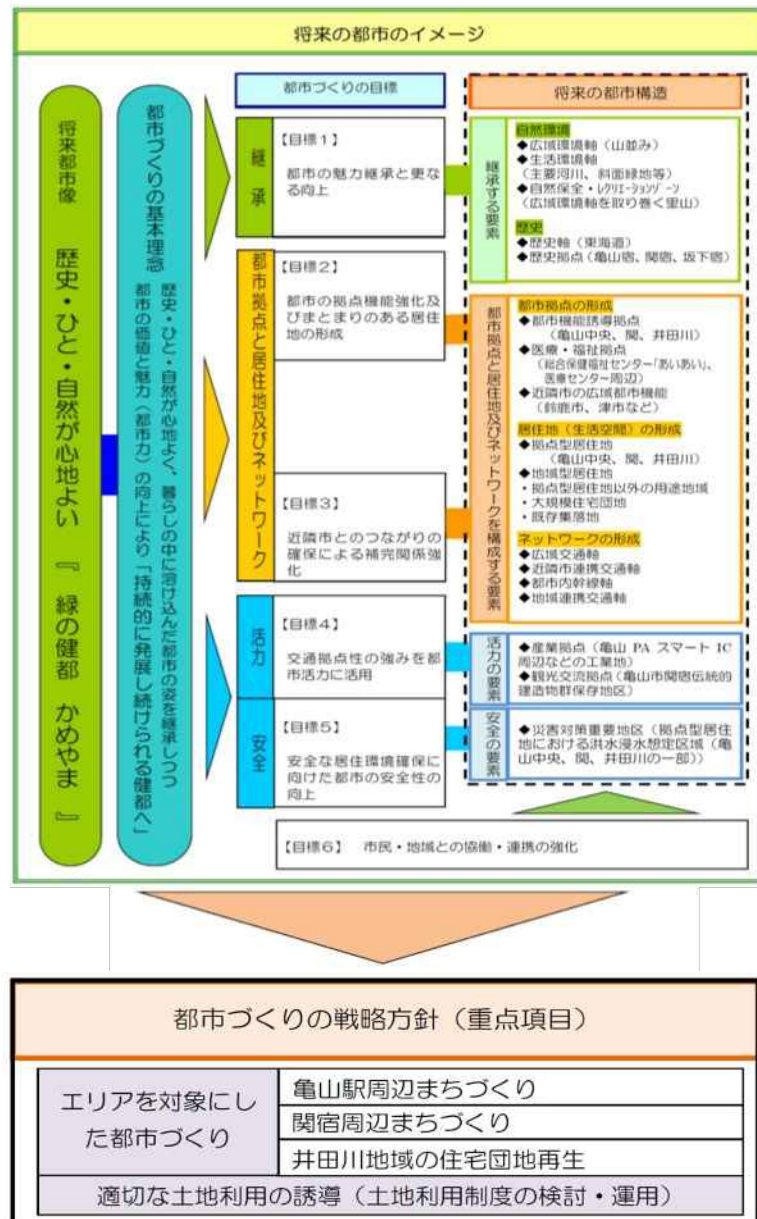
亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和7年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 31 ～ R 9 年
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

計画の骨格



■成果指標

成果指標名		単位	現状値 (H27)	実績値 (R7)	目標値 (R7)
1	亀山中央居住誘導区域可住地人口密度	人/ha	42.2	42.6	44.0
2	関居住誘導区域可住地人口密度	人/ha	39.6	34.6	39.0
3	井田川居住誘導区域可住地人口密度	人/ha	66.9	61.7	68.0
4	基幹的公共交通(鉄道)軸徒歩圏人口カバー率	%	14.6	15.0	17.0
5	日常生活サービス施設(鉄道駅を除く)徒歩圏充足率	%	34.6	32.8	36.0

■計画の実績等

取組実績	大規模住宅団地であるみずきが丘及びアイリス町について、令和7年4月に住居系用途地域を指定した。 次期都市マスタープランの策定等に向け、計画策定等の基本的な考え方、検討体制及び検討スケジュールを取りまとめた。また、都市の現況調査や目標値の達成状況等を踏まえた現行計画の総括等を行うとともに、市民アンケート等の市民意向調査、庁内検討組織での調査検討及び亀山市都市計画審議会での意見聴取等を経て、次期都市マスタープランの課題と方向性を取りまとめた。
成果	みずきが丘及びアイリス町に住居系用途地域を指定することにより、将来にわたる良好な住環境の保護につなげることができた。 次期都市マスタープランの策定等に向け、計画策定等における基本的な考え方を取りまとめるとともに、都市の現況調査や目標値の達成状況等を踏まえた現行計画の総括等を行った上で、市民の意向等を踏まえて次期都市マスタープランの課題と方向性を取りまとめるなど、的確に事業進捗を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	1.1 魅力的な都市空間の形成 ①計画的な土地利用の推進 住宅団地における用途地域の指定を進めたことにより、将来にわたる適正な都市形成に寄与することができた。 コンパクトプラスネットワークによる都市づくりに向けて計画策定等を進めたことにより、持続可能な都市構造の実現に寄与することができた。

反省点・課題	庁内検討組織での調査検討、亀山市都市計画審議会への意見聴取・諮問、ワークショップやパブリックコメント手続等における市民意見等を適切に計画に反映し、第3次亀山市総合計画基本構想における「都市空間形成と土地利用の方針」の具現化に向けた都市づくりの方針を決定するなど、次期都市マスタープランの策定等に向け、的確に事業進捗を図る必要がある。
--------	---

今後の方向性	庁内検討組織での調査検討、亀山市都市計画審議会への意見聴取・諮問、ワークショップやパブリックコメント手続等の意見を適切に計画に反映し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり等に向け、次期都市マスタープランの策定等を行う。
--------	--

亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ～ 年度		
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。		
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。		
計画の骨格			
	章	概要	景観法の条項
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号
	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R7)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	景観法に基づく46件(建築物10件、工作物15件、開発行為等21件)の届出を受理するとともに、事前相談等においては景観形成基準への適合についての助言・指導を行った。 「景観の日」にあわせ、6月1日号の広報に啓発文を掲載するとともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、届出制度に関するパンフレットを配布するなど、制度の周知啓発を図った。 地域に残されている伝統的な建造物等の保全を図り、良好な景観の確保につなげるため、景観重要建造物の指定候補建造物(11件)について、景観審議会委員による現地確認を行うなど、指定に向けた手続きを進めた。 景観審議会を開催(1回)し、取組状況等を報告するとともに、景観重要建造物の指定についての意見聴取を行い、指定は適切である旨の回答を得た。
成果	景観法に基づく届出制度の適切な運用により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。 近年増加している太陽光発電施設については、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に基づく事業者への助言・指導により、良好な景観形成につなげることができた。(令和7年度11件) 届出制度に係るパンフレットの配布等による周知啓発により、良好な景観形成に向けた意識の向上を図ることができた。 地域に残されている伝統的な建造物等の景観重要建造物指定に向けた取り組みを進めることができた。
総合計画推進への寄与度	1.1 魅力的な都市空間の形成 ③安らぎのある都市の形成 景観法に基づく届出制度の適切な運用や周知啓発、景観重要建造物の指定に向けた取り組みを進めたことにより、魅力的で安らぎのある都市形成に寄与することができた。

反省点・課題	魅力ある景観の形成に向けた一層の周知啓発を行うとともに、良好な景観の維持・確保に向け、引き続き地域に残されている伝統的な建造物等の景観重要建造物指定に向けた取り組みを進める必要がある。
--------	---

今後の方向性	景観まちづくりの推進に向けた周知啓発に取り組むとともに、引き続き景観重要建造物の指定に向けた取り組みを進める。
--------	--

亀山市住生活基本計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(建設部 建築住宅課)

■計画の基本情報

計画期間	R 1 ～ R 10 年度
位置付け	本計画は、住生活基本法第7条に基づき市町村計画として策定し、本市の住生活分野における基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「住環境の向上」と深く関わり、住宅セーフティネットの確保、安全・快適な住環境の整備、空き家・空き地の対策・利活用を補完するものである。
目的・概要	第2次亀山市総合計画後期基本計画の住環境の向上の中の「市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。」を目指す姿とし、本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちにするため、施策を効果的かつ持続的に進めるための方針を示すものである。
計画の骨格	基本理念 地域の魅力を活かした安全・安心な居心地の良い住まいづくり 1. 定住化の促進に向けた住まいづくり 2. 地域の良好な住宅ストックの維持・保全・創出 3. 住宅確保に配慮を要する人に対する居住の確保 4. 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり 基本目標 本市で生まれ育った方や他地域から本市に來られた方が、地域の魅力を感じ、それぞれのライフスタイルに応じた充実した生活を送ることにより、将来に向けて本市への定住化に繋がるような良好な住まいの環境整備、維持を目指します。 市民が、ゆとりある住生活を営むことができるよう多様な居住のニーズに応え、既存住宅の活用、住まいに関する情報の活用などに取り組み、適切で円滑な住宅市場の形成を目指します。 低額所得者をはじめとする住宅確保要配慮者が安心して住生活を送れるよう、民間賃貸住宅の活用、市営住宅の供給等に取り組み、重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。 大規模な地震や風水害に耐えうる安全で、安心できる住生活を支えることができるよう、地域の住宅関連業者、団体等との連携した住宅の耐震性の確保や高齢者の居住安定確保に向けて取り組み、災害に強い住まいや、高齢者も安心して住み続けられる住まいを目指します。 施策の方針 ①転入者世帯、子育て世帯等の定住に繋がる住まいづくり ②それぞれの世代、ライフステージに応じて充実した生活ができる住まいづくり ①空き家等対策の推進 ②「空き家情報バンク制度」の活用による移住・定住支援 ③地域の特性を活かした居住環境づくり ①民間活力の導入等による市営住宅の効率的な運営 ②住宅に困窮する人に対する必要な住まいの確保 ③民間賃貸住宅市場における住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進 ①災害に強い住まいづくり ②住生活の基盤となる住まいづくり

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R6)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	空き家等対策については、昨年度に引き続き、空き家情報バンク制度など空き家活用に関するチラシを固定資産税等納税通知書に同封して周知を図るとともに、空き家の管理や活用、市補助制度などをまとめた空き家冊子を作成した。また、空家等対策協議会を開催し、当協議会に特定空家等などの指定や解除を諮るための基準を作成した。 民間活用市営住宅については、令和7年12月に高塚南住宅(新築1棟5戸)を、また、令和8年3月に川合北住宅(新築1棟4戸)を、それぞれ借上型市営住宅として供用を開始することができた。 木造住宅の耐震化については、除却工事を前提に、一定の条件のもと「木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を建築物の所有者みずからが調査提出することで、建築士による耐震診断を受けることなく、除却工事が可能な制度を構築した。
成果	空き家等対策においては、広報8月号にて空き家の特集により市民の意識が高まったせいも、空き家情報バンクは新規登録が14件、成約が7件、利用登録が20件それぞれ増加した。また、空き家リフォーム支援事業費補助金を2件交付し、移住・定住の促進と空き家の利活用に繋がった。さらには空家等対策協議会を2回開催し、特定空家等などの認定や解除の基準において整理を行った。 民間活用市営住宅事業においては、耐用年数が超過し、老朽化が著しい住山住宅から新たに借り上げた高塚南住宅へ1戸の住み替えを行うことができた。 木造住宅の耐震化においては、国からの補助金が十分でなかったにもかかわらず、無料耐震診断を36件、耐震補強計画に3件、耐震補強工事及びリフォーム工事に3件、除却工事に35件それぞれ補助金を交付することができ、市内の住宅の耐震化率を90.8%とすることができた。
総合計画推進への寄与度	民間の賃貸共同住宅を活用することで市営住宅の効率的な運営を図るとともに、住宅確保要配慮者に必要な公営住居の供給戸数の拡大を図り、住宅セーフティネットの確保に努めた。 木造住宅の耐震補強工事等により耐震化を促進し、また、狭い生活道路の拡幅を進めることで、災害時における安全性の向上と道路等の生活基盤の充実を図った。 空き家情報バンク制度等を通じて適切に空き家情報を提供し、移住・定住を支援するとともに、空き家改修支援(リフォーム補助等)を行うことで空き家の再生を促進するなどの利活用を図った。

反省点・課題	耐用年数が超過し、老朽化が著しい住山住宅A・Bについては、令和8年3月末日で45戸が入居しており、それらの住み替え等に必要となる戸数を確保するため、民間活力を活用した借上型市営住宅の供給戸数の拡大を図る必要がある。 認定した特定空家等などが是正されるよう所有者等へ助言や指導を行い、適正管理に対する当事者意識を醸成し、良好な住環境を維持する必要がある。
--------	--

今後の方向性	国際情勢の影響により、建設資材等が高騰するなか、不動産関係の事業団体等の協力を得ながら、既存住宅を活用した借上型市営住宅の確保に努め老朽化した市営住宅からの住み替えを促進する。 特定空家等などの是正に努める。また、空き家セミナーなどを開催し、空き家情報バンクの登録を増加させ、市内の空き家の解消に努める。
--------	--

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R7)	目標値
1	亀山市空き家情報バンク登録数	件	77	91	123
2	移住・定住相談件数	件	404	512	500
3	移住・定住件数	件	107	133	50
4	特定空家等の是正割合	%	69	69	100
5	空き家活用(リフォーム等)件数	件	15	17	50
6	民間活用市営住宅の確保戸数	戸	90	99	154
7	老朽化した市営住宅の用途廃止戸数	戸	70	0	235
8	住宅耐震化率	%	90.5	90.8	95.0
9	住宅耐震診断件数	件	586	622	1300

亀山市新水道ビジョンに関する実績等報告書(令和7年度)

(上下水道部 上水道課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ～ R 9 年度
位置付け	本ビジョンは、平成25年3月に公表された厚生労働省「新水道ビジョン」を勘案し、第2次亀山市総合計画との整合を図りつつ、平成23年3月に策定した「亀山市水道ビジョン」に代わるものとして、亀山市水道事業の施策をまとめ、今後10年間の方向性を示す計画として、平成30年3月に策定したものである。
目的・概要	現状と将来の見通しを「安全」「強靱」「持続」の観点から分析・評価し、亀山市水道事業が抱える諸課題の解消と、人口減少問題や大規模地震対策など今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、健全な事業運営を持続し、安全でおいしい水を安定供給するための施策をまとめたものである。
計画の骨格	(基本理念) 次世代への使命 安全でおいしい水の安定供給 (目標・重点施策) 1. 安全な水道 すべての市民が、いつでもどこでも安全でおいしい水が飲める水道 (1) 水質管理体制の強化 ① 持続的な安全性の強化 ② 水質監視体制の強化 (2) 安全で快適な配水システムの構築 ① 水道施設の集中監視 ② 快適な給水サービスの提供 (3) 環境への貢献 ① 地球温暖化防止への貢献 ② 環境教育の推進 2. 強靱な水道 自然災害による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道 (1) 地震対策の実施 ① 計画的な耐震化の実施 ② 災害時における飲用水等の確保 (2) 風水害対策の実施 ① 風水害発生時の浸水対策 (3) 危機管理体制の強化 ① 応急給水体制の強化 ② 応急復旧体制の強化 3. 持続可能な水道 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道 (1) 老朽施設等の計画的更新 ① 施設等の計画的な更新 ② 施設等台帳の継続的な整備 (2) 水道サービスの充実 ① 水道利用者への情報サービスの向上 ② 水道利用者への対応の迅速化 (3) 健全経営の強化 ① 有収率の向上 ② 適切な財源確保 ③ 事業経営の効率化 (事業計画) 1. 水道整備年次計画 2. 財政計画

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R6)	目標値
1	【別紙のとおり】				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	①水道法第20条第1項に基づき策定した水質検査計画により検査を実施し、水質の安全確保に取り組んだ。また、「水安全計画」を策定し、水質管理体制の強化を図った。 ②次世代を担う子供たちへの環境教育を通じて、水の大切さの意識向上に取り組んだ。 ③大規模災害に備え、基幹管路の耐震化整備工事及び水道施設専用通信のデジタル化工事を実施し、災害に強い強靱な水道施設の構築を推進した。 ④老朽化したポンプ設備、機械設備等の更新工事を行い、水道施設の安定した稼働に努めた。 ⑤漏水調査の効率化、維持管理コストの縮減及び有収率の向上を図るため、AI等の先進技術を活用した漏水調査を実施した。
成果	①水質検査計画に基づき、定期検査や原水及び処理水の全項目検査を実施した。その結果、水道水が国の定める水質基準に適合していることを確認するとともに、健康への影響が懸念されているPFOS・PFOAについても安全性を確認した。 ②4つの小学校で校外学習として水源地見学を実施した。見学では、水がどのように家庭へ届けられるかを説明し、水の大切さに対する理解と意識の向上を図った。 ③JR軌道下の基幹管路耐震化工事を行うとともに、通信機器の更新に着手し、デジタル化に向けた事業を推進した。あわせて、緊急時対応の強化として「水道事業危機管理マニュアル」を策定し、応急給水用の組立式給水タンクを購入した。 ④各水道施設で計画的な修繕・更新を行うとともに、老朽管の更新を行った。 ⑤AI等を活用した漏水調査を実施し、漏水リスクの高い箇所を重点的に調査することで、調査の効率化と経費削減に努めた。
総合計画 推進への 寄与度	施策の方向①安全でおいしい水の安定供給については、地震対策等による一定の水の確保や徹底した水質検査の実施により、安全でおいしい水の安定供給の継続に寄与した。また、施策の方向③上下水道事業の健全経営については、水道施設の修繕・更新、漏水調査等により、効率的な事業運営に貢献した。

反省点・課題	令和7年度の実績として、有収率及び経常収支比率が低下した。有収率の低下については、漏水調査や計量器の精度・運用状況の確認等により、要因を調査・分析し原因究明に努める必要がある。経常収支比率の低下は、事業費用の増加が主因であり、費用増の内訳を整理し要因分析を行う必要がある。
--------	---

今後の方向性	令和7年度に引き続き、AI等を活用した漏水調査を継続し、早期修繕により漏水量を抑制して有収率の向上を図る。また、費用増の内訳を整理・分析し、事業の優先順位付けと平準化により、経費の抑制と経営の安定化に努める。あわせて、令和9年度の本ビジョン改訂に向け、事業環境の変化を踏まえた骨子案を作成する。
--------	--

■『亀山市新水道ビジョン』成果指標等一覧表

No	成果指標名(該当ページ)	年 度 単 位	現状値 H28	実績値								目標値 R9
				H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
1	加圧ポンプの整備施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設	—	1	2	2	3	3	3	3	3	3
2	設備更新時の省エネルギー 機器の導入施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設	—	1	2	2	3	3	3	3	3	3
3	基幹管路の耐震化率 (P31「2 強靱な水道」)	%	20.3	20.3	20.8	21.5	22.7	※ 19.8	19.8	20.4	21.2	38.0
4	主要配水池への緊急遮断弁の 設置施設数 (P31「2 強靱な水道」)	施設	5	7	7	7	7	8	8	9	9	9
5	有収率(北中勢水道を除く) (P33「3 持続可能な水道」)	%	90.0	91.2	88.8	90.0	89.5	89.7	89.4	89.7	88.2	93.9
6	経常収支比率 (P33「3 持続可能な水道」)	%	110.10	120.39	122.92	120.67	120.44	114.74	115.09	117.43	116.78	111.30

※ 令和3年度に比べて耐震化率が減少した理由は、水道施設台帳を作成したことにより管路の総延長が増加したことによるものです。

・計画期間 平成30年度から平成39年(令和9年)度までの10年間

亀山市地域公共交通計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(政策部 政策推進課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度	
位置付け	第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、亀山市都市マスタープラン、亀山市立地適正化計画等を関連計画とする「亀山市の総合的な公共交通政策の方向性等を定める基本計画」	
目的・概要	公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る。	
計画の骨格	基本方針	実施事業
	1. 子どもから高齢者まで自由に移動できる、利用しやすく、分かりやすい地域公共交通の実現	①情報提供と公共交通PR活動
		情報提供 各種イベント等と連携した公共交通のPR活動
	2. 鉄道駅を中心に都市拠点と居住地を結ぶ、まちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成	②路線バスの運行・維持・再編
		幹線的バス運行・維持 地域生活バス等運行・維持・再編
	3. 地域の利用者ニーズを踏まえた、地域公共交通の最適化による効率的で効果的な交通サービスの提供	③地域公共交通の最適化
		乗合タクシーの運行・充実
		地域公共交通の最適化
		アクセスの向上
		ニーズの把握
	4. デジタル化やニューノーマルにも対応できる、新たな利用環境の整備と利便性の高い公共交通の構築	④新たな利用環境整備
		新たな技術を活用した交通サービスの調査研究
		感染症の防止対策
	5. 持続可能な地域公共交通の実現に向けた、地域と共に考える利用促進策の展開	⑤公共交通利用促進
		利用環境の整備
		鉄道の利便性向上の要請と利用促進活動
		住民主体の取り組み支援
		地域づくりと一体となった取組
		利用促進誘導
		環境対策・バリアフリー化
		近隣自治体との広域連携の強化

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R7)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・バス路線は、継続運行を行うことで、市民生活に必要な最小限度のサービス水準の維持・確保に努めるとともに、本市と隣接市を結ぶ廃止代替路線やコミュニティバス3路線沿線住民へと利用促進チラシ回覧を行うほか、バス利用が低調な地域において、地域・交通事業者・行政が三位一体となった共創による取り組みを実施し、持続可能な地域公共交通体系の再構築に向けた協議を行った。 ・乗合タクシーは、更なる制度定着に向けた出前講座の開催、窓口等におけるきめ細やかな説明、新規登録者への無料体験乗車券配布を継続した。 ・鉄道については、三重県をはじめとする関係機関等と連携したウォーキング事業開催や要望活動等を継続して展開するとともに、鉄道事業者及び関係自治体と連携し、観光列車「はなあかり」の実証運行を行うなど、利用促進活動を展開した。
成果	・市内コミュニティバスは、地域との意見交換会やバス乗り方教室等の利用促進活動を行った結果、総利用者数は前年度比1,998人の増加となり、地域の身近な公共交通を維持確保することで、コロナ禍以後最高の利用者数となったものの、コロナ禍前の利用者数までの回復には至っていない。 ・乗合タクシーは、出前講座の開催やきめ細やかな説明等により、延利用者数は前年度比68人の増加となり、過去最高の延利用者数となったが、実利用者数や乗合率が低調である。 ・鉄道は、ウォーキング事業や観光列車の実証運行等の利用促進活動を実施した結果、令和6年度の市内鉄道5駅の乗車人員数(1日平均)は、3,433人と回復傾向にあるが、依然としてコロナ禍前の乗車人員数までの回復には至っていない。
総合計画推進への寄与度	1. 快適さを支える生活基盤の向上 (5) 地域公共交通の充実 既存のバス等による効率的で効果的な運行継続の実施や乗合タクシーの利便性向上など、市内の地域公共交通網を充実させることで、市民が身近な公共交通を利用して安全で快適な生活を送ることに寄与している。

反省点・課題	コロナ禍を経て、バス路線(一部を路線を除く)については、コロナ禍前の利用者数にまで回復していないことから、真に移動が必要な自立した移動手段を持たない移動困難者のニーズ把握に努め、地域・交通事業者・行政が三位一体となった地域公共交通の在り方について、引き続き協議を進める必要がある。
--------	---

今後の方向性	バス利用が低調な路線において、三位一体となった共創による取り組みにより導き出された方向性の合意形成を図るため、取り組みを継続するとともに、交通体系の再構築に向けた取組による意見等を反映した次期地域公共交通計画の策定に取り組む。また、鉄道や乗合タクシーについては、継続した利用促進活動を展開する。
--------	--

《別紙》

■成果指標

成果指標名		単位	現状値 (H30)	実績値 (R7)	目標値 (R8)
1	市内バス路線等の利用者総数	人	313,053	233,215	317,000 以上
2	コミュニティバス路線の利用者総数	人	90,296	79,255	102,000 以上
3	乗合タクシーの利用者総数	人	3741 (R2)	5,602	7,200 (R7)
4	コミュニティバス路線の1便あたりの 平均乗車人員数	人/ 便・日	-	-	-
	(さわやか号)	人/ 便・日	7.7	6.3	7.7以上
	(野登・白川地区自主運行バス)	人/ 便・日	4.4	3.9	4.4以上
	(東部ルート)	人/ 便・日	4.1	4.8	4.1以上
	(南部ルート)	人/ 便・日	2.7	2.0	2.7以上
	(西部ルート)	人/ 便・日	2.5	2.2	2.5以上
	(加太地区福祉バス)	人/ 便・日	4.6	3.3	4.6以上
5	市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均)	人	3,490	3,434 (R6)	3,400以上
6	移動環境に対する不満割合	%	15.6 (R2)	18.1	15以下
7	コミュニティバス路線の収支率	%	8.6	5.7	10.0以上
8	公共交通維持に係る年間実質負担額	円/年	1億511万 (R2)	1億4,150 万	概ね1億

第3次亀山市消防力充実強化プランに関する実績等報告書(令和7年度)

(消防本部 消防総務課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度
位置付け	本プランは、消防組織法第4条第2項第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「消防力・地域安全の充実」と深く関わり、消防体制の充実強化、防火対策の強化、救命率の向上の部分を補完する。
目的・概要	本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、消防本部の方向性を明らかにするものとして策定したものである。
計画の骨格	体系図

■成果指標

成果指標名		現状値	実績値 (R7)	目標値
	単位			
1	「別紙のとおり」			
2				
3				
4				
5				

■計画の実績等

取組実績	消防職員に必要となる資格取得や資質向上を図るため、教育機関等への各種研修派遣を行った。計画的に救急救命士を養成したほか、医療機関等への研修派遣や症例検討会等を通じて、救急救命士の処置拡大への対応や再教育の確保に努めた。消防指令業務の共同運用について、三重中央消防指令センターの共同運用に向けた整備工事を行った。災害対応体制の充実強化を図るため、高規格救急車を1台を更新したほか、庁舎長寿命化の観点から亀山市消防庁舎の訓練塔塗装改修工事を行った。防火対象物や危険物施設への立入検査を計画的に実施した。「消防団の力向上モデル事業」で作成した物品を活用した加入促進の取り組みを行うとともに、消防団車両1台及びヘルメットを計画的に更新した。また、消防団車庫の修繕を行った。			
成果	教育機関等への研修派遣を行うことにより、組織に必要となる救助隊員をはじめ、緊急車両の機関員や予防技術検定有資格者を養成できた。救急救命士の養成に伴い、救急出動に対応する救急救命士を適正に配置することができた。三重中央消防指令センターの整備工事が完了し、広域的な災害対応や初動体制の強化、人員の効率的な運用など、消防行政サービスの向上を図る体制を整えることができた。消防用車両等の更新をはじめ、消防庁舎及び消防団車庫の改修工事を行い、災害対応体制を強化することができた。防火対象物等への立入検査を実施することにより、火災や人命危険を予防する体制づくりを推進できた。消防団への加入促進の取り組みとして消防団活動を市民に広くPRすることができた。			
総合計画 推進への 寄与度	第2次亀山市総合計画後期基本計画 1.快適さを支える生活基盤の向上 (7)消防力・地域安全の充実 【成果指標】 ・救急救命士等の有資格者の配置率 ・防火対象物の立入検査件数			
		現状値	目標値	R7年度
		91.8%	100%	100%
		160件	260件	304件

反省点・課題	本プランの成果指標については、実績値が前年度と比較して下回った項目も見られることから、あらゆる側面から分析したうえで目標値に向けた改善が必要である。
--------	--

今後の方向性	本プランの上位計画である後期基本計画の成果指標は達成した。今後においても当該計画をより推進させるため、本プランの取り組みを着実に進める必要がある。
--------	---

■成果指標一覧表

成果指標名			現状値	実績値 (R7)	目標値
		単位			
1	火災現場活動に関する平均所要時間 (現場到着から放水開始まで)	分/秒	5分10秒	5分54秒	4分00秒
2	有資格者の配置率	%	91.80%	100.00%	100%
3	公務災害発生件数(消防職員)	件	0件	1件	0件
4	延焼件数	件	3.00件	3.40件	2.70件
5	一般住宅の火災件数	件	3.40件	1.80件	3.06件
6	事業所等の火災件数	件	2.00件	4.40件	1.80件
7	実施基準評価適切率	%	100%	100%	100%
8	市民による心肺蘇生法実施率	%	43.00%	54.80%	57.00%
9	消防団行事・訓練参加率	%	64.50%	60.99%	74.50%
10	災害動員可能率	%	94.20%	93.73%	100%
11	公務災害発生件数(消防団員)	件	0件	0件	0件

第2次亀山市環境基本計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(産業環境部 環境課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ～ R 12 年度								
位置付け	本計画は、亀山市環境基本条例第8条第1項の規定に基づき策定したものであり、本市の環境分野における基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環社会の構築」と深く関わるものである。								
目的・概要	本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。 本市が目指す10年後の環境の姿として「みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま」を掲げ、5つの基本施策や4つのプロジェクトにより具現化を図る。								
計画の骨格	<table><tr><td rowspan="5">目指す環境の姿 みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま</td><td> 《あるべき姿》 1 豊かな自然の恵みが実感できる 緑と潤いに満ちあふれたまち 2 良好な生活環境ときれいな水が 流れる安心して住み続けられるまち 3 資源の有効利用と循環により 「もの」を大切に持続可能なまち 4 エネルギーの効率的な利用と創出 により地球環境にやさしいまち </td><td> 《基本施策》 共生 人と自然の共生 快適 快適な生活環境の創造 循環 循環型社会の構築 低炭素 脱炭素社会につながる 高度な低炭素社会の構築 </td><td> 《プロジェクト》 「緑：Green」 生物多様性を 「学び」「創り」「守る」 「美：Clean」 地域に最適な 環境美化システムの構築 「零：Zero」 食品ロス削減のための 仕組みづくり 「活：Energy」 再生可能エネルギーの更 なる活用と適正導入の促進 </td></tr><tr><td> 5 多様な主体が参画・協働し、良好な 環境の保全と創造に取り組んでいるまち </td><td> 参画・協働「Partnership」 参画・協働による推進 </td><td></td><td></td></tr></table>	目指す環境の姿 みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま	《あるべき姿》 1 豊かな自然の恵みが実感できる 緑と潤いに満ちあふれたまち 2 良好な生活環境ときれいな水が 流れる安心して住み続けられるまち 3 資源の有効利用と循環により 「もの」を大切に持続可能なまち 4 エネルギーの効率的な利用と創出 により地球環境にやさしいまち	《基本施策》 共生 人と自然の共生 快適 快適な生活環境の創造 循環 循環型社会の構築 低炭素 脱炭素社会につながる 高度な低炭素社会の構築	《プロジェクト》 「緑：Green」 生物多様性を 「学び」「創り」「守る」 「美：Clean」 地域に最適な 環境美化システムの構築 「零：Zero」 食品ロス削減のための 仕組みづくり 「活：Energy」 再生可能エネルギーの更 なる活用と適正導入の促進	5 多様な主体が参画・協働し、良好な 環境の保全と創造に取り組んでいるまち	参画・協働「Partnership」 参画・協働による推進		
目指す環境の姿 みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま	《あるべき姿》 1 豊かな自然の恵みが実感できる 緑と潤いに満ちあふれたまち 2 良好な生活環境ときれいな水が 流れる安心して住み続けられるまち 3 資源の有効利用と循環により 「もの」を大切に持続可能なまち 4 エネルギーの効率的な利用と創出 により地球環境にやさしいまち		《基本施策》 共生 人と自然の共生 快適 快適な生活環境の創造 循環 循環型社会の構築 低炭素 脱炭素社会につながる 高度な低炭素社会の構築	《プロジェクト》 「緑：Green」 生物多様性を 「学び」「創り」「守る」 「美：Clean」 地域に最適な 環境美化システムの構築 「零：Zero」 食品ロス削減のための 仕組みづくり 「活：Energy」 再生可能エネルギーの更 なる活用と適正導入の促進					
	5 多様な主体が参画・協働し、良好な 環境の保全と創造に取り組んでいるまち		参画・協働「Partnership」 参画・協働による推進						

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R6)	目標値
1	別紙参照				
2					

■計画の実績等

取組実績	市民に自然と触れ合う機会や学習する機会を提供するため、里山塾、ザリガニ釣り大会、亀山7座トレイル(登山講座)等のイベントを開催した。かめやま生物多様性共生区域認定制度において区域を認定したことで生物多様性が保全された。市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定に加え、鈴鹿川2ヶ所、広瀬川1ヶ所の3地点にて、PFOS、PFOAの水質検査を行うとともに、公共下水道事業の推進により、生活排水処理施設の整備を行った。生ごみ処理容器及び食品ロス削減マッチングアプリ「かめやまタベスケ」の利用促進、不用品買取価格サイト「おいくら」運営事業者との連携など、4Rの普及、啓発に取り組んだ。地球温暖化防止につながる『緑のカーテン運動』に取り組むため、ゴーヤの苗を市民及び公共施設の管理者に配布した。また、本市の豊かな自然環境と調和した太陽光発電施設の適正導入を図るため、市独自の条例制定に向け、条例案について市環境審議会やパブリックコメントを実施し意見を求めた。当該計画の推進を図るにあたり、市民、事業者及び関係団体等から幅広い意見を反映するため、環境未来創造会議及び基本施策ごとの部会を開催した。
成果	自然環境に関するイベントを開催したことにより、生物多様性に関する周知・啓発に貢献できた。申請のあった4件をかめやま生物多様性共生区域に認定したことで生物多様性の保全につながった。新たに市内に立地した事業所等と環境保全協定を締結するとともに、市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定を行い監視することにより鈴鹿川の良好な水質が維持できた。生活排水処理率では、公共下水道事業井田川・能褒野処理分区及び本町南部処理分区、亀山東部処理分区、布気処理分区の4処理分区への接続が開始した。ごみ減量化等の取り組みにより1人1日当たりのごみ排出量は前年度から大きく減少した。一方、ごみの資源化率は前年度と比較して1.8ポイント低下した。そして、第2次市環境基本計画を推進するための会議及び部会を開催したことにより、当該計画の推進体制が確立できた。
総合計画推進への寄与度	里山管理運営協議会等と連携し、自然公園を活用して市民に自然と触れ合う機会等の提供を行ったことで自然との関りを深めることができた。生物多様性共生区域認定制度において4件を認定し、計14件(約57.6ha)の区域が生物多様性の保全につながった。1人1日あたりのごみ排出量は856gと令和12年度の目標値880gを下回った。ごみの資源化率は24.5%と前年を下回ったが、ごみ減量、再利用、再生利用の取り組みを行ったことで循環型社会の構築に寄与することができた。

反省点・課題	自然環境イベントや環境に関する講座など、自然と触れ合う場を引き続き提供し、自然と触れ合い、理解を深めていく必要があること、また、生物多様性を守る認定区域の増加する必要がある。また、循環型社会を構築するため、更なるごみ排出量削減、4Rの推進のための取り組みや、高度な低炭素社会を構築するため、市域の二酸化炭素排出量は減少したものの市民・事業者に対し、更なる省エネルギー・省資源行動を促進する必要がある。
--------	--

今後の方向性	環境イベントや講座への参加人数の増加を図るための周知・啓発に努める。また、幼稚園、保育園や学校等に環境関連イベントへの参加を呼び掛ける。生物多様性共生区域認定制度により、生物多様性の保全のため認定区域の増加を図る。更なるごみ排出量の削減、4Rの推進には、排出者の意識の変化が重要であることから、多様な視点や発想、ごみダイエツトサポーターとの連携による新たな取り組みの検討を行うとともに一般廃棄物処理基本計画の施策に着実に取り組む。市域の二酸化炭素排出量削減に向け、市民・事業者に対し、更なる省エネルギー・省資源行動を促進するための周知・啓発に努める。
--------	---

■成果指標

現状値及び目標値 … 第2次亀山市環境基本計画(2021～2030) 各基本施策成果指標参照

成果指標名		単位	現状値 (R1)	実績値 (令和7年度)	目標値 (R12)
1	自然環境に関するイベント等に参加した人数等	人	8,563	7,106	9,500
2	外来生物の駆除に取り組む市民活動団体数	団体	3	2	8
3	間伐面積(平均)	ha	183	143	200
4	環境美化ボランティア登録団体数	団体	31	36	40
5	環境保全協定の締結数	件	77	94	100
6	生活排水処理率	%	81.4	83.9	92.1
7	1人1日あたりのごみ排出量	g／人・日	943	856	880
8	ごみの資源化率	%	30.8	24.5	38.0
9	溶融飛灰の資源化率	%	100	100	100
10	市域における二酸化炭素排出量	(千t-CO2)	1,322	1,131 (令和5年度)	1,156
11	再生可能エネルギー発電施設の導入件数	件	2,662	3,480 (令和6年度)	3,500
12	環境に関する講座等への参加人数	人	3,184	2,636	3,500
13	環境関連分野において連携・協働による取組を行っている団体(組織)数	団体(組織)	13	23	20

亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に関する実績等報告書(令和7年度)

(市民文化部 文化課)
(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ～ R 12 年度
位置付け	本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律第4条の規定に基づき同法第5条第2項に規定する内容をまとめたものである。また、本計画は、同法による国の第1号認定を受けた第1期計画の課題の解決と、より一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる取組を推進していくための第2期計画として策定したものである。
目的・概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	第1章. 歴史的風致形成の背景 1. 自然的環境 2. 社会的環境 3. 歴史的環境 4. 文化財等の分布状況 第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致 1. 歴史的風致 (1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致 (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致 (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致 (4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致 (5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致 (6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致 (7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致 (8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致 第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 3. 上位・関連計画との関連性 4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 5. 実施体制 第4章. 重点区域の位置及び区域 1. 重点区域の位置及び区域 2. 重点区域の指定の効果 3. 良好な景観の形成に関する施策と連携 第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項 1. 市全体に関する事項 2. 重点区域に関する事項 第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業 第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準 第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方 2. 個別の事項 3. 届出が不要の行為

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R7)	目標値
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和3年5月19日に国の認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、東海道街道沿街なみ環境整備事業及び重点区域案内看板整備事業を実施した。
成果	東海道街道沿街なみ環境整備事業では、旧東海道のうち関宿内の約0.1kmの区間について自然石舗装及び表面処理による美装化を図ったことにより、良好な街なみ形成を推進するとともに、住環境の改善を図ることができた。 重点区域案内看板整備事業では「宗英寺のイチョウ」に二次元コードによる多言語化対応の看板型文化財説明看板を設置するとともに、「鈴鹿関跡」には標柱型文化財説明看板を設置したことにより、文化財の周知啓発及び活用を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	1.10 歴史文化を生かしたまちづくりの推進 ①東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上 旧東海道的美装化や文化財説明看板の設置など、歴史的風致を醸し出す文化財等の整備を進めたことにより、歴史的風致の向上に寄与することができた。

反省点・課題	施設案内看板や文化財説明看板については、市民や多様化する観光客への歴史的風致の一層の発信を図るため、引き続き多言語対応による情報発信を進める必要がある。
--------	--

今後の方向性	新規で設置する看板については、引き続き多言語対応とするための二次元コードの設置を進めるとともに、既存の看板についても、優先順位等を勘案しつつ多言語化対応を検討するなど、一層の情報発信を図る。
--------	---

亀山市健康まちづくり計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(健康福祉部 健康推進課)

■計画の基本情報

計画期間	R 5 ～ R 8 年度		
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市民の健康の増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に規定する食育の推進に関する施策について定める「食育推進計画」及び、自殺対策基本法第13条第2項に規定する自殺対策について定める「自殺対策計画」を一体的に整理して策定している。		
目的・概要	健康都市「かめやま」の実現に向けて、健康づくりから医療分野における施策の総合的な展開や、生涯を通じて健康・医療の支援を切れ目なく提供できるよう、地域の実情に応じた施策など、様々な施策に取り組んでいる中で、改めて本市の進める健康都市政策を見つめ直し、新たなステージへの展開を志向するものである。		
計画の骨格	基本理念	施策大綱	施策の方向
	みんなが生き生き 元気に暮らす 緑の健やかめやま	1 健康都市の推進	●ヘルスリテラシーの向上
			●健康につながる環境づくりと活動促進
		2 健やかな生活習慣の定着	●食育の推進
			●歯と口腔の健康づくりの推進
			●こころの健康づくり
		3 疾病予防と重症化予防の推進	●健康の維持増進と疾病の早期発見
			●介護予防の推進
			●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
		4 地域医療体制の充実	●多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実
			●救急医療提供体制の充実
			●市立医療センターを核とした地域医療の深化
		5 感染症対策の推進	●感染症の予防推進
			●コロナ禍からポストコロナ時代への対応

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R7)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・かめやま健康都市大学第三期を開講し、のべ207名の受講生が3つの選択コースに分かれて受講した。うち116名が修了し、健都サポーターの育成人数は84人となった。 ・健康都市連合日本支部大会に市民団体と参加し、加盟都市間の交流・知識習得を行うとともに、日本公衆衛生学会では亀山市のプラネタリーヘルスを題材に発表し、本市の健康施策の情報発信を行い、健康都市連合日本支部をはじめとする関係団体との情報共有を行った。 ・アプリdeウェルネス推進事業では、市民の健康づくり活動への参加促進を図り、延べ参加者数は3,633人となった。 ・市公式LINEアカウントと連携した「デジタルスタンプラリー」、市制施行20周年記念と題した「夏期巡回ラジオ体操」「ウォーキングイベント」を実施した。 ・課長級職員を対象とした健康都市研修を実施し、健康づくりの基礎知識や健康都市の理念について理解を深める機会を提供した。 ・セルフケアフード協議会加盟企業との連携基盤を整備し、機能的食品講座や健康弁当の開発販売を実施した。 ・ひきこもり相談窓口の設置と対面を要しないオンライン居場所の運用を開始した。 ・亀山商工会議所、協会けんぽ三重支部、亀山市の三者協定を活用し、市健康経営支援制度の周知を行い、2社が支援メニューを活用し、支援メニューも拡充した。 ・健(検)診受診率向上に向け、インターネット予約を導入し、ナッジ理論等の活用等で受診勧奨を行った。また電話対応時には同時に受診できる検診を提案するなど受診勧奨を行った結果、肺がん、大腸がん検診受診率は25.9%となった。 ・東京大学高齢総合研究機構IOGのフレイルチェックを導入し、フレイルサポーター・フレイルトレーナーとともにフレイルチェック会を6回開催し101名の参加を得た。
成果	本計画に基づく各施策の推進により、健康づくりに関する人材育成や市民の健康行動の促進に一定の成果が得られた。市民の健康都市への理解が深まり、健康を基軸とした講座の充実が図られた。健都サポーターを核に地域での健康活動が拡大し、主体的な健康活動の実践が促進された。アプリdeウェルネス推進事業では、市民の健康づくり活動への参加促進を図り、身近な健康づくりの環境整備が強化された。受診行動の重要性や、未受診によるリスクを含めたがん予防に関する知識を広く周知することで、市民の健康保持・増進が図られた。
総合計画推進への寄与度	健康・医療の分野において様々な対策や継続的な健康・医療事業活動を実施することで、市民の健康寿命延伸と暮らしの質の向上に寄与し、健康都市の実現に向け、市民のヘルスリテラシーの向上や主体的な健康づくり活動が促され、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」に寄与することができた。

反省点・課題	・かめやま健康都市大学や健都サポーターの取り組みは継続・拡大しているものの、参加者や担い手が固定化しており、若年層や働き世代等の層への参加が進んでいない。 ・生活習慣病予防や喫煙・飲酒の周知啓発を継続しつつ、各種検(健)診の認知向上、土日実施等の受診機会拡大、効果的な受診勧奨が課題である。 ・妊娠届出時等の機会を捉え、核家族化・孤立・貧困等の課題を踏まえた相談先の周知とニーズに応じた情報提供を継続し、継続した園や支援センターとの連携も必要である。
--------	---

今後の方向性	多様な関係機関との連携を一層強化し、健都サポーターを核とした地域での健康活動の促進や市民の主体的な健康活動への支援に取り組む。健康都市大学をはじめ、健康施策への若年層や働き世代の参加を促進しつつ、すべての市民がより健やかで心豊かに生活できる地域社会の構築に向け、健康都市の推進を図る。
--------	---

健康まちづくり計画 成果指標及び実績

項 目(単位)	担当課名	年度					参考
		現状値 R3	実績値 R5	実績値 R6	実績値 R7	目標値 R8	
健都サポーターの育成人数 (人)	健康推進課	—	64	79	84	200	
アプリdeウェルネス推進事業の 延べ参加者数(人)	健康推進課	—	1,123	2,678	3,633	4,000	
学校給食における地場産物使用 割合(%)	教育総務課	29.7	28.1	29.0	29.0	38.0	
市民を対象とした料理講習会の 開催回数(回)	健康推進課	2	5	5	5	5	
3歳児健康診査で虫歯のない子 どもの割合(%)	子ども総合支 援課	87.7	91.7	89.6	89.4	90.0	亀山市3歳児健 康診査
歯周病検診受診率(全体)(%)	健康推進課	9.5	8.3	7.8	7.5	15.0	亀山市歯周病検 診
本市の自殺死亡率(人口10万 対)	健康推進課	16.1	20.2	14.2	12.2	9.8以下	自殺の統計:地域 における自殺の基 礎資料(厚生労働 省)
こころの健康づくり等に関する相 談窓口の周知回数(回)	健康推進課	4	4	9	8	8	健康づくりのてび き、HP、広報、 LINE
妊娠中に喫煙した人の割合 (%)	子ども総合支 援課	1.2	0.4	1.7	1.7	0	
がん検診受診率(%)	健康推進課	胃がん					
		25.1	25.9	25.0	24.0	31.0	
		肺がん					
		25.9	26.2	26.9	25.9	27.5	
		大腸がん					
		24.9	26.8	27.2	25.9	26.0	
特定健診の受診率(%)	市民課	37.3	29.7 (R6.3.31現在)	42.8 (R7.3.31現在)	42 (R8.3.31現在)	65	亀山市国民健康 保険被保険者
特定保健指導実施率(%)	市民課	27.8	19.7 (R6.3.31現在)	22.2 (R7.3.31現在)	19.8 (R8.3.31現在)	60	亀山市国民健康 保険被保険者
ちょこボラ実施団体数(団体)	健康推進課	3	4	5	5	6	
地域リハビリテーション活動支援 事業回数(累計)	健康推進課	13	14	11	11	25	
かめやまホームケアネット延べ 登録者数(人)	健康推進課	172	232	242	247	350	
救急搬送の受入率(%)	消防総務課	35.6	34.5	37.7	38.3	40	
救急医療の相談窓口の周知回 数(回)	健康推進課	12	12	12	12	15	
MR(麻しん・風しん混合ワクチ ン)Ⅱ期接種率(%)	子ども総合支 援課	97.8	96.8	95.9	95.2	現状 維持	

[illegible]

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

[illegible]

11/11/2014	11/11/2014	11/11/2014	11/11/2014	11/11/2014	11/11/2014
------------	------------	------------	------------	------------	------------

魚山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

[illegible]

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

[illegible]

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

[illegible]

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

令和4年度									
年度	事業名	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向
年度	事業名	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向	事業の方向
99	地域支援と連携	3	地域支援と連携	3	地域支援と連携	3	地域支援と連携	3	地域支援と連携
100	多職種連携研究会	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
101	多職種連携研究会	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
102	地域個別ケア会議の開催	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
103	地域ケア会議の開催	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
104	在宅医療の普及と啓発	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
105	在宅医療の普及と啓発	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
106	在宅医療の普及と啓発	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
107	在宅医療の普及と啓発	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
108	在宅医療の普及と啓発	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
109	在宅医療の普及と啓発	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
110	在宅医療の普及と啓発	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化
111	在宅医療の普及と啓発	4	地域医療体制の充実	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化	1	多職種への支援と連携強化

[illegible]

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

[illegible]

11/21/2013

41

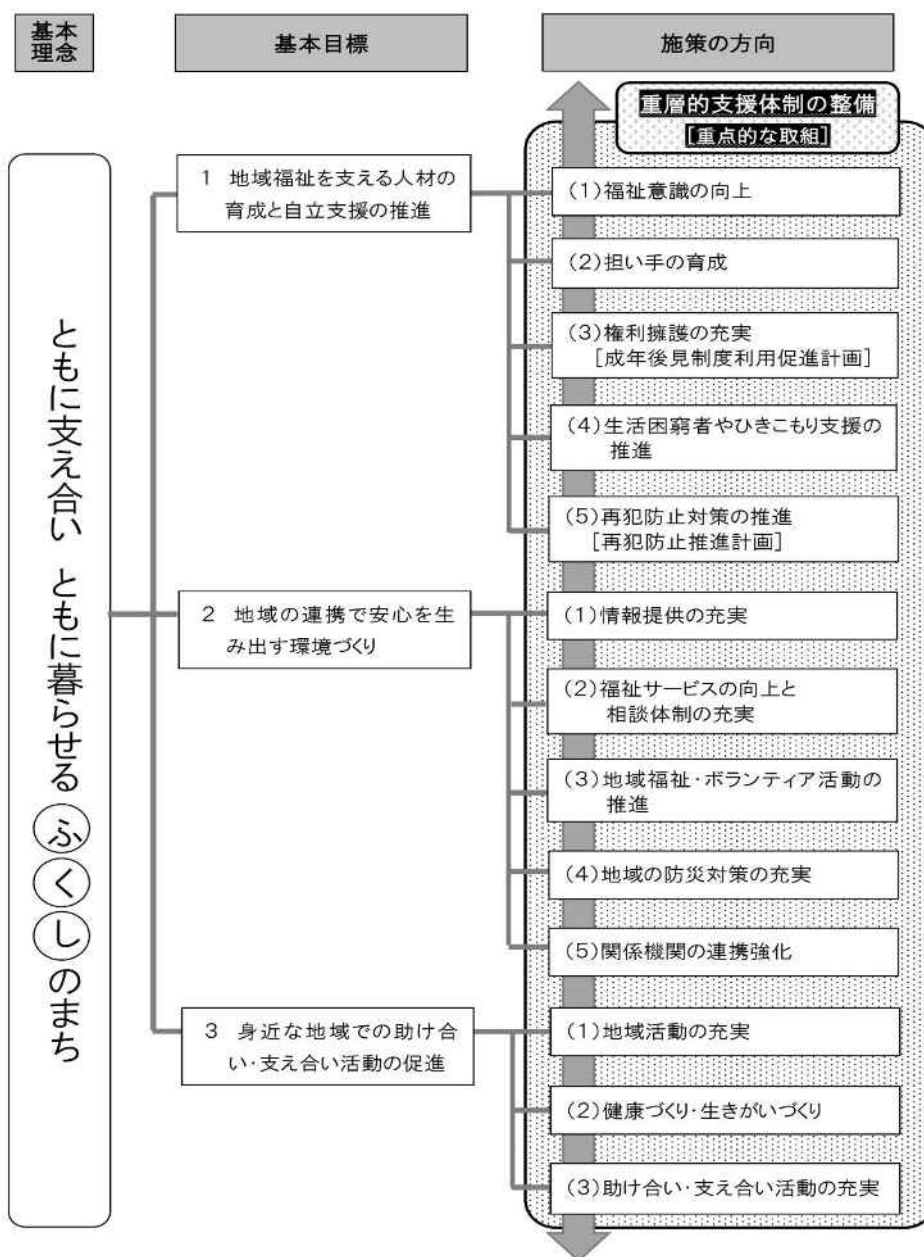
第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度
位置付け	本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画(後期基本計画)はもとより、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢、障がい、子ども、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となって福祉施策を総合的に推進するものである。
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化しながら、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「地域共生社会」の実現をめざすとともに、複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間のニーズへの対応ができるよう、重層的支援体制の整備を進めるものである。

計画の骨格



■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R7)	目標値
		単位			
1	市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数	人	719	504	870
2	複合的な課題を抱えた世帯の連携支援会議の件数	件	24	24	36
3	住民主体の支え合いのしくみを構築した地区数	地区	3	5	9
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	地域福祉力向上重層的支援体制整備事業については、令和3年4月の社会福祉法改正により、分野や属性を越えて支援する「重層的支援体制整備事業」が創設され、本市でも生活困窮や8050問題、ひきこもり等の支援ニーズが高まっているため、第2次亀山市地域福祉計画[後期]の重点取組として、「相談支援・参加支援・地域づくり」を一体的に推進しており、市の相談支援包括化推進員と社会福祉協議会に配置したコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が連携し、加えて各分野の関係機関と連携し、生活困窮・障がい・高齢・子どもなど分野横断の支援体制を強化して取り組んでいる。
成果	令和7年度に新規相談71世帯に対し支援を行い、前年度以前から支援を行っている世帯を含めて、延べ1,619件の相談を受け、アウトリーチによる訪問支援や就労体験の場の提供等をまとめたトータルケアプランを作成・管理しながら、多機関が連携し支援を行った。 ひきこもり支援として、令和7年度からオンライン居場所(対面での関わりに抵抗感があるなど、実際の居場所に集うことに困難を抱える人たちが、オンライン上で交流できる居場所)を開始し、延べ26人に居場所を提供した。
総合計画推進への寄与度	地域福祉力向上重層的支援体制整備事業により、支援を受ける側に支援を行うだけでなく、支援を行う多機関や地域が協働することにより、まちづくりの基本方針である『市民力・地域力が輝くまちづくり』の各主体が持つ力を合わせ、連携・協働してまちづくりを進めることに寄与している。

反省点・課題	対象世帯が、福祉課題が多様化・複合化する世帯であり、短期間で支援が終結する世帯ではないため、継続的な支援が必要である。また、子育て中の世帯からの相談が増加傾向にあるため、教育関係機関との連携を強化するとともに、不登校生徒等の義務教育終了後の支援体制の充実を図る必要がある。
--------	--

今後の方向性	子育て中の世帯からの相談が増加傾向にあるため、教育関係機関との連携を強化するとともに、不登校生徒等の義務教育終了後の支援体制の充実を図る。 オンライン居場所について、オンラインから少しずつ対面で社会とつながれるよう支援する。
--------	---

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(健康福祉部 健康推進課)

■計画の基本情報

計画期間	R 6 ~ R 8 年度										
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画と一体的に策定するとともに、高齢者の福祉に関する事項を定める他の計画との調和を保つものである。										
目的・概要	今後、高齢者支援のニーズは複雑化・多様化することが見込まれ、また、高齢者を含むあらゆる地域住民などが参画して支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、より一層、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められることから、これまでの取組を受け継ぎ、高齢者福祉施策の方向性を明らかにする。										
計画の骨格	〔基本理念〕 高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち 〔基本目標〕 <table> <tr> <td>1 地域包括ケア推進のための基盤整備</td><td>(1) 高齢者の相談支援体制の整備 (2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり</td></tr> <tr> <td>2 在宅医療・介護連携の充実</td><td>在宅医療・介護に係る多職種連携の強化</td></tr> <tr> <td>3 認知症高齢者支援の推進</td><td>(1) 認知症高齢者に寄り添うまちづくり (2) 虐待対応、成年後見制度などの権利擁護</td></tr> <tr> <td>4 介護予防・生活支援サービスの充実</td><td>(1) 介護予防・健康づくり支援の一体的提供 (2) 生活支援サービスの提供・見守り支援</td></tr> <tr> <td>5 住まいと暮らしの環境づくり</td><td>高齢者の住まいのセーフティネット</td></tr> </table> 〔施策の方向性〕	1 地域包括ケア推進のための基盤整備	(1) 高齢者の相談支援体制の整備 (2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	2 在宅医療・介護連携の充実	在宅医療・介護に係る多職種連携の強化	3 認知症高齢者支援の推進	(1) 認知症高齢者に寄り添うまちづくり (2) 虐待対応、成年後見制度などの権利擁護	4 介護予防・生活支援サービスの充実	(1) 介護予防・健康づくり支援の一体的提供 (2) 生活支援サービスの提供・見守り支援	5 住まいと暮らしの環境づくり	高齢者の住まいのセーフティネット
1 地域包括ケア推進のための基盤整備	(1) 高齢者の相談支援体制の整備 (2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり										
2 在宅医療・介護連携の充実	在宅医療・介護に係る多職種連携の強化										
3 認知症高齢者支援の推進	(1) 認知症高齢者に寄り添うまちづくり (2) 虐待対応、成年後見制度などの権利擁護										
4 介護予防・生活支援サービスの充実	(1) 介護予防・健康づくり支援の一体的提供 (2) 生活支援サービスの提供・見守り支援										
5 住まいと暮らしの環境づくり	高齢者の住まいのセーフティネット										

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R6)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・高齢者の相談窓口の認知度向上のために、様々な機会を通じて市民や関係機関に対し、地域包括支援センターなど、高齢者の相談窓口の周知を行った。 ・高齢者の課題解決のための地域ケア個別会議3回、地域ケア圏域会議を2回開催した。 ・在宅医療・介護連携における多職種連携情報共有ツール「バイタルリンク」の積極的活用に向けて支援し、事業者登録数は323事業所となった。 ・認知症月間に合わせ関係機関と連携した小冊子を作成・配布するとともに、講演会を実施した。 ・認知症サポーター養成講座を22回開催し、サポーター数は累計5,921人となった。 ・介護予防教室を継続して開催するとともに、新たにフレイルチェック事業を開始し、サポーターを養成しながら、地域まちづくり協議会6か所でフレイルチェック会を開催した。 ・地域でのサロン活動や5団体のちょこボラ活動を支援した。 ・空き家バンクや住宅情報のHP周知に加え、令和7年11月には「民間賃貸住宅相談会」を開催し、高齢者等への相談支援と情報提供を行った。
成果	高齢者の相談窓口の体制の強化や多職種連携が促進することで、地域包括ケアシステムの推進につながった。また、地域でのサロン活動やフレイル予防を通じた人材育成を進めたことで、地域の高齢者の生きがいがづくり支援や介護予防の推進を図ることができた。 さらに、認知症の理解促進や認知症高齢者の支援体制を強化することで、認知症高齢者等対策の推進につながった。
総合計画 推進への 寄与度	介護予防や生きがいがづくりの支援、在宅医療介護連携や認知症高齢者等の取組みを進めたことで、高齢者の地域生活支援の充実に寄与できた。

反省点・課題	「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち」の実現のためには、高齢者の「自助」および住民同士の「互助」を促す意識転換・体制整備が不可欠である。 具体的には、ボランティア等の担い手の確保や、サロン等の不参加層（潜在的孤立層）への早期アプローチが課題となっている。
--------	---

今後の方向性	団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年の超高齢社会を見据え、関係主体のさらなる連携強化を図るとともに、住民主体活動（互助）への丁寧な伴走支援と孤立防止を軸とした、本市ならではの地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。
--------	---

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ～ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。
計画の骨格	(3) 計画の体系 <pre> graph LR BL[基本理念 生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち] BM1[基本目標 1 地域で安心して暮らせるまちづくり] BM2[基本目標 2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり] BM3[基本目標 3 自立した生活のできる体制づくり] IM1[実施目標 (1) 地域で支え合う共生社会の実現] IM2[実施目標 (2) 相互理解と交流の促進] IM3[実施目標 (3) 包括的相談支援体制の構築] IM4[実施目標 (4) 障がい児支援体制の確保] IM5[実施目標 (5) 雇用・就業機会の確保と拡大] IM6[実施目標 (6) 自立生活のための環境整備] SD1[施策の方向 ① 障がいと障がいのある人への理解の促進 ② ボランティア活動の推進 ③ 精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④ 虐待防止の啓発] SD2[施策の方向 ① 障がい者差別解消に向けた取組の推進 ② 交流イベント等の開催 ③ 福祉教育の推進] SD3[施策の方向 ① 早期発見・早期治療の推進 ② 総合相談窓口の設置 ③ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④ 障がいのある人の家族支援] SD4[施策の方向 ① 療育体制の充実 ② 医療的ケア児の支援の充実 ③ 子育てを支援する受入体制の整備 ④ 特別支援教育の充実] SD5[施策の方向 ① 就労準備支援の充実 ② 雇用の場の確保 ③ 就労定着に向けた支援] SD6[施策の方向 ① 障がい福祉サービスの充実 ② ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③ 防災・安全対策の充実 ④ 権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)] BL --- BM1 BL --- BM2 BL --- BM3 BM1 --- IM1 BM1 --- IM2 BM2 --- IM3 BM2 --- IM4 BM3 --- IM5 BM3 --- IM6 IM1 --- SD1 IM2 --- SD2 IM3 --- SD3 IM4 --- SD4 IM5 --- SD5 IM6 --- SD6 </pre>

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R7)	目標値
		単位			
1					
2					
3	※別紙参照				
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・障がい者(児)やその家族等からの相談に応じた情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行い、対象者の自立につながる支援を行った。 ・「障害者総合相談支援センターあい」の相談業務を令和7年度から、委託先を1法人(専従1名)に変更するとともに、配置場所もあいあい2階から1階の障がい者支援グループ内へと変更し、連携を強化した。 ・地域まちづくり協議会福祉委員を対象とした亀山市社会福祉協議会主催の研修会では、市職員と総合相談支援センター職員が講師として参加し、障がい者への理解、相談窓口の啓発につなげた。地域自立支援協議会を2回開催し、市内の実状について情報共有を図った。
成果	・「障害者総合相談支援センターあい」の変更で担当者が専従となり、相談件数カウント方法の統一化を図ることができた。また、窓口の統一により、市に配置している基幹相談員との連携がより強化され、安定した障がい福祉サービスの提供ができた。 ・地域自立支援協議会の中で、個別の支援体制について実例を紹介し、それぞれの立場からの意見を聞くことができた。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場として精神保健担当者連絡会を年6回開催し、顔の見える関係づくりを進めた。
総合計画推進への寄与度	障がいのある人の自立生活に向け、「障害者総合相談支援センターあい」や計画相談支援事業所による相談支援や、就労選択支援事業等の就労に向けた福祉サービスの提供のほか、就労のマッチングに向けハローワークによる就職面接会を市内で開催したことにより、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与した。

反省点・課題	障がい者を取り巻く相談は、個人にとどまらず世帯全体の支援が必要なケースがあることは年々顕著である。障がい福祉サービス利用者が年々増加傾向にあるため、制度理解の促進と持続可能な提供体制を維持する必要がある。総合的・専門的な支援体制の構築に向け、重層的相談体制支援事業との連携も更に進めたい。
--------	---

今後の方向性	地域における支援者に対する障がい者への理解を深める取り組みや、基幹相談支援センター、障がい者総合相談支援センターの効果的な配置となるよう関係者等との連携を進めていく。自立支援については、計画相談事業所職員の協力が不可欠であり、定期的な連絡会等の機会を活用し連携を強化していく。
--------	---

「第2次亀山市障がい者福祉計画」に係る取組実績(令和7年4月～令和8年3月)

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
1 地域で安心して暮らせるまちづくり										
(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P23～30)										
①障がいと障がいのある人への理解の促進										
	(1)-①-1	障がいの有無によって分け隔てられないことがないよう、情報提供の充実を図ることにより、地域で互いに理解しながら生活する姿がみられます。		1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、イベント等の開催だけでなくさまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・障がい者差別解消支援の取組み(障がい者支援G) ・ヒューマンフェスタin亀山(文化・人権グループ) ・あいあいまつり(福祉総務G)	第21回ヒューマンフェスタin亀山を、参加者が人権が尊重される社会に向けて考えるきっかけとなる機会にできるよう、「障がい者の人権」をはじめ、さまざまな人権課題についてについて、当事者から思いを聞き、参加者同士が交流する機会を設定する。(人権・ダイバーシティG) あいあい祭りの開催について、周年開催(3年おき、5年おきなど)とするのか、他の行事と連携開催とするのか、令和7年度中に明確な方向性を出すようにする。(福祉総務G)	(文化・人権G)12月5日に第21回ヒューマンフェスタin亀山を開催し、「ぼっかほかの会」をはじめとする人権に関わる12の市民活動団体によるブース出展を行った。また、全体会では、亀山高等学校フレンドクラブより、校内の設備環境をもとにユニバーサルデザインやバリアフリーについて学習した内容の発表があり、参加者との意見交流を実施した。これらの取組を通じて、共生社会の理念や福祉意識の向上に向けた啓発の機会を創出することができた。 (第21回ヒューマンフェスタin亀山参加者:283名) (福祉総務G)どのような規模、形であれば実現できるか、課内で検討するに留まった。	(文化・人権G)参加者とともに意見交流する場を設定したことで、共生社会の理念や福祉意識の向上に向けた啓発の機会にすることができた。一方で、当事者の声を直接聞くことができる機会のさらなる充実が課題である。今後は、当事者の声を直接聞くことができる場の設定を一層充実させるとともに、ヒューマンフェスタin亀山を通して、誰もが自分らしく前向きに生活できるよう、開催形式を工夫しながら継続的に実施していく必要がある。 (福祉総務G)テーマ・出展規模に課題がある。	(文化・人権G)第22回ヒューマンフェスタin亀山にむけて、人権が尊重される社会に向けて考えるきっかけとなる機会にできるよう、「障がい者の人権」をはじめ、さまざまな人権課題について、当事者から意見を聞き、参加者同士が交流できる場を設けるだけでなく、市民が自発的に意見やアイデアを出しあえる仕組みを取り入れていく。 (福祉総務G)1か月で方針を出せるようにする。	
	(1)-①-2		2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	・障がい福祉に係る広報事業(障がい者支援G)	既に作成しているサービスの案内や案内が作成できていないサービスについて、現状にあった内容に修正・加筆していく。	窓口で提供する案内文書や資料など現状に合わせて修正しながら使用している。鈴鹿市が作成する「働くことによるこそ」に協力し、市内事業所の概要等を紹介できるようにした。	冊子自体が徐々に浸透しており有効に利用されている。事業所の新設、廃止などもあり定期的な見直し、作成は必要である。	同圏域である鈴鹿市職員とも連携し今後も継続して作成していく。		
②ボランティア活動の推進										
	(1)-②-1	住民主体のさまざまなボランティア活動が活発化し、住民がボランティアとなって障がいのある人の支援につながっています。		1 ボランティアの育成と活動の支援 ボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動の活性化に向け支援します。	・ボランティアセンター事業(福祉総務G)	「ぶらっと」を設置し、市民活動支援とボランティアセンター機能を集約することで、活動の活性化や支援の充実に繋げていく。	(福祉総務G)令和7年4月に亀山市が行う市民活動支援と社会福祉協議会が運用するボランティアセンター業務を集約した「亀山市市民活動・ボランティアセンター(ぶらっと)」を市民協働センター「みらい」に設置した。	(福祉総務G)ボランティアセンターへの登録者数が減少している。	(福祉総務G)「ぶらっと」を設置し、市民活動支援とボランティアセンター機能を集約することで、活動の活性化や支援の充実に繋げていく。	
	(1)-②-2		2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っているよう、活動資金の援助やピアカウンセラーの育成など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の結束に向けて活動を支援します。	・団体活動支援、援助(障がい者支援G)	当事者、家族や支援者等が有機的につながる仕組みができないか、各団体等との関係作りから始めていく。	市の協働事業として採択された「亀山親なきあとを考える会つむぐ」とともに8年度からすすめる障がい者サポーター養成講座の準備を進めた。	市の協働事業として採択され8年度から進めることとなった。継続的な開催ができるよう団体との協議を重ね、ネットワークを広げていきたい。	初年度は協働事業として消ぎ出し、9年度以降は定期継続できるよう団体の自主的な活動を支援していく。		
	(1)-②-3		3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がいのある人への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	・見守り活動支援事業(民生委員・児童委員、小地域ネットワーク(福祉委員)) (福祉総務G) ・地域包括支援事業(認知症サポーター養成講座)、老人クラブ事業助成金(高齢者支援G) ・青少年総合支援センター事業(社会教育G)	地域での見守り活動や重層的支援体制整備事業についての講演会などを社会福祉大会などで開催していく。(福祉総務G) 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G) ・地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等にも広く受講いただける機会を設ける。 ・単位老人クラブが減少しないよう可能な支援・助言等を行う。(高齢者支援G)	(福祉総務G)社会福祉大会では防災関係の講演を行った。 (社会教育・スポーツG)青少年総合支援センターには、青色防犯パトロール車による地域見回り・声かけを行った。また、支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。 (地域包括連携G)福祉委員などを対象に、認知症サポーター養成講座を22回開催したことで、認知症に関する知識を深め、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「応援者」となるサポーターを596人養成した。 ・単位老人クラブの20クラブに対して、事業助成金を交付し活動を支援したこと、高齢者が地域においてボランティア活動等の社会貢献活動に積極的に参加する環境づくりが困難になってきている。	(福祉総務G)民生委員・児童委員等が、地域で相談を受け止め、市と社会福祉協議会につながる体制づくりについて、継続的な周知が必要である。 (社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 (地域包括連携G)認知症サポーター養成講座について、福祉委員等の特定の方だけでなく、身近に認知症の親族等を対象とした人など、受講者を広げる必要がある。 ・単位老人クラブは組織数が年々減少しているため、老人クラブへの支援を通して、高齢者が地域においてボランティア活動等の社会貢献活動に積極的に参加する環境づくりが困難になってきている。	(福祉総務G)地域での見守り活動や重層的支援体制整備事業についての講演会などを社会福祉大会などで開催していく。 (社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 (地域包括連携G)地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等を対象とした受講機会を設ける。 ・単位老人クラブが減少しないよう可能な支援・助言等を行う。		

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			③ひきこもり状態にある人への支援の推進							
			(1)~③-1	精神障がいへの正しい理解の普及・啓発が行われているとともに、ひきこもりの解決につながる動きがみられます。	1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくするため、精神 障がい 等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。	・精神障がいに係る周知(障がい者支援G)	6年度から事業所に対しても義務化された合理的配慮など生活の中にある身近な課題を窓口や行事、日頃のケースワークなどを通じて今後も啓発していきたい。	窓口などで有効に利用できる手話や筆談のほかタブレット利用について案内を行った。 雇用対策協議会総会の中で、合理的配慮について資料配付とともに説明を行った。	タブレット以外でも手話通訳士の出勤日に来所する市民も増えてきている。様々な方法で対応できるよう工夫を続けていく必要はある。	タブレットの有用性を職員全体で共有し、よりスムーズな利用を目指す。
			(1)~③-2		2 ひきこもり支援に向けた体制づくり 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくするため、精神 障がい 等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。	・民生委員児童委員活動支援事業(福祉総務G) ・青少年自立支援事業(社会教育G)	オンライン居場所とひきこもり相談窓口の開設を周知する。(福祉総務G) 個別のケースについて適切な支援が届くように、より連携を強化する必要がある。 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G)	(福祉総務G)対面を要しないオンライン居場所の試行運営を行い、令和7年4月からオンライン居場所の本格運用を開始し、あいあいひきこもり相談窓口を設置した。 (社会教育・スポーツG)支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	(福祉総務G)義務教育以降の不登校やひきこもりの人への周知に課題がある。 (社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。	(福祉総務G)オンライン居場所とひきこもり相談窓口の開設を周知する。 (社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。
			(1)~③-3		3 社会参加に向けた支援 身近な地域で創作活動や交流ができる居場所づくりなど、社会参加支援に向けた社会資源の創出に取り組みます。	・地域活動支援センター基礎的事業(障がい者支援G) ・青少年自立支援事業(社会教育G)	今後も継続して周知する。 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G)	(障がい者支援G)地域活動支援センターの創設については、まだ具体化できておらず他市の状況調査にとどまった。 (社会教育・スポーツG)支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	(障がい者支援G)具体化に向け先進地の視察や進めてきた経緯、現状について把握する必要がある。 (社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。	(障がい者支援G)年度早々に視察にむけた準備とグループ内での検討を進めていく。 (社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。
			(1)~③-4		4 ひきこもり状態にある人の家族への支援 家族に寄り添った継続的な相談支援を行い、家族同士の交流など家族会の活動が活性化するよう家族会等と連携した支援に取り組みます。	・青少年自立支援事業(社会教育G)	今後も継続して周知する。 青少年総合支援センターと関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G)	(社会教育・スポーツG)支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	(社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。	(社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。
			④虐待防止の啓発							
			(1)~④-1	虐待防止や人権意識を高める啓発により、障がいのある人の人権を尊重するための環境が整っています。	1 虐待防止に向けた啓発と支援体制 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため関係機関とのネットワーク強化を図り、適切かつ迅速に対応し、支援を行います。	・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議(障がい者支援G・高齢者支援G) ・相談窓口周知(障がい者支援G)	地域自立支援協議会等でまとめて協議するなど、より合理的かつ効果的な仕組みを考えたい。	(障がい者支援G)10月、鈴鹿市、障がい者総合相談支援センターあいとともに各連絡会対象に虐待防止に関する研修会を開催した。県担当課とともに案件のあった施設等の改善計画に伴うモニタリングを行った。	(障がい者支援G)相談窓口としての更に啓発をしていく必要がある。	(障がい者支援G)鈴鹿市等との各連絡会等での虐待に関する研修や情報提供を継続していく。
			(1)~④-2		2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin 亀山等のイベントや街頭啓発など、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組みます。	・ヒューマンフェスタin 亀山、街頭啓発、人権擁護委員活動(文化・人権G)	引き続き、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む。	(文化・人権G)広報亀山「考えよう！共生」の連載、第21回ヒューマンフェスタin 亀山の開催、人権ポスターの募集、人権擁護委員による人権相談等を実施し、人権啓発と身近で利用しやすい相談窓口の周知及び機能の充実に努めた。また、6月及び12月には、人権擁護委員及び鈴鹿地域防災事務所職員と連携し、市内4か所において啓発物品の配布を行った。	(文化・人権G)引き続き、支援が必要な人の声を受け止めるため、様々な情報媒体を活用して人権相談の周知を行うとともに、広報紙やヒューマンフェスタin 亀山の開催、人権ポスターの募集等を通じた啓発に取り組むなど、あらゆる機会や手段を活用し、人権意識の向上に向けた取組を推進していく必要がある。	(文化・人権G)引き続き、様々な情報媒体を活用して人権相談の周知を行うとともに、広報紙やヒューマンフェスタin 亀山の開催、人権ポスターの募集等を通じた啓発に取り組むなど、あらゆる機会や手段を活用し、人権意識の向上に向けた取組を推進していく。
			(1)~④-3		3 施設従事者 への意識啓発 施設従事者に障がい者虐待の防止に向けた研修を実施し、虐待防止の意識啓発や施設従事者による障がい者虐待の防止に取り組めます。	・障害者総合相談支援事業(研修会実施)(障がい者支援G)	機会があるごとに、虐待防止について情報提供し、新しく始まる施設ごとの地域連携推進会議などの出席時にも啓発を行いたい。	(障がい者支援G)10月、鈴鹿市、障がい者総合相談支援センターあいとともに各連絡会対象に虐待防止に関する研修会を開催した。県担当課とともに案件のあった施設等の改善計画に伴うモニタリングを行った。	(障がい者支援G)日々の業務の中で知らず知らずのうちに虐待行為がされている恐れがあることから、定期的に研修の機会等を考えていく必要がある。	(障がい者支援G)鈴鹿市等との各連絡会等での虐待に関する研修や情報提供を継続していく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P31～36)										
①障がい者差別解消に向けた取組の推進										
	(2)-①-1	さまざまな合理的配慮に向けた取組により、障がいを理由とする差別の解消の推進が進んでいます。		1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	・障がい者差別解消支援の取組み(障がい者支援G)	市民や地域の支援者などのニーズに合った出前講座の内容となるよう、改善を図るとともに、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について理解してもらえよう啓発を行う。	(障がい者支援G) 5月、雇用対策協議会総会に出席し、合理的配慮が義務化されたことについて情報提供した。また、福祉委員対象の研修会においても合理的配慮について触れた。 成人の集いにおいて障がいに関するマークを複数印刷した携帯用カイロを配布した。 (文化・人権G)人権出前講座を、企業・地域・学校・各種団体などを対象に9回実施(のべ参加者438人)した。講座の内容に、障害者差別解消法を含む差別解消三法について概要を説明することで、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について啓発を行った。	(障がい者支援G) 障害者差別の防止や合理的配慮については継続して啓発をしていく必要がある。 (文化・人権G)引き続き、人権出前講座を様々な団体等を対象に行うことにより、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の理解を得るべく、社会モデルについての啓発を行う必要がある。	(障がい者支援G) 成人の集いやヒューマンフェスタなどの機会を利用し、啓発を行っていく。 (文化・人権G)市民や地域の支援者などのニーズに合った出前講座の内容となるよう、改善を図るとともに、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について理解してもらえよう啓発を行う。	
	(2)-①-2			2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、地域自立支援協議会で情報共有や協議を行い障がい者差別解消に向けた取組を進めます。	・障害者差別解消支援検討部会(障がい者支援G)	今後も継続する。	(文化・人権G) 人権出前講座で、合理的配慮や福祉モデル等の説明を行い、9回で438名に対して障害者差別解消の内容も含め、講座を実施している。 4月2日には、新規採用職員研修でも障害者差別解消法等内容等について講義している。	(文化・人権G) 学校や依頼のあった団体等、限られた範囲になるので、広がりのある啓発の必要性がある。	(文化・人権G) 8年度も同様に事業を行っていく。	
	(2)-①-3			3 職員対応要領の研修 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために研修を行います。	・亀山市職員対応要領に基づく研修、啓発等(人事給与G)	・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施する。	(人事給与G)新規採用職員は、障害者差別解消法に関する研修を受講した。また、三重県市町総合事務組合の実施する福祉体験研修に参加し、障がい者への接し方等を学習した。		(人事給与G)障害者差別解消法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を継続して行っていく。	
②スポーツ・文化芸術活動等の推進										
	(2)-②-1	情報発信や環境整備をすることにより、障がいの有無に関わらず、スポーツ・文化芸術活動等において、あらゆる人が参加しています。		1 障がい者のスポーツイベント等への参加の推進 障がい者がスポーツイベント等に参加できるよう環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。	・障がい者のスポーツ参加の推進(障がい者支援G)	引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。	(障がい者支援G) スポーツイベントの啓発依頼に応じ、窓口等で開催についての啓発を行った。名古屋市のプロレス団体から依頼のあったイベント開催について各事業所へメールにて情報提供した。激励金の対象となる方はおられなかった。	(障がい者支援G) 窓口での啓発や掲示のほかにはできる対応を工夫していきたい。	(障がい者支援G) 各連絡会の資料提供時等にメール添付するなどできるだけ多くの人の目に触れるよう工夫していく。	
	(2)-②-2			2 文化芸術活動の参加の推進 障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会や作品等の成果を発表 することができる環境整備に努め、より多くの障がい者の参加を図りながら、心の豊かさや相互理解を深められる機会を提供します。	・障害者支援施設を含む各施設への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等) (文化・人権G) ・障害者週間広報(市広報、行政情報番組)を通じた、鑑賞、創作、成果発表の場に係る情報発信(障がい者支援G)	障害者支援施設を含む各施設への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等)を継続して行っていくとともに、より多くの方に市が実施する文化芸術関連事業の情報に触れてもらえるよう様々な媒体を活用して情報発信していく。(文化創造G)	(文化・人権G)「つくりの家」や「サクラスクラ」などの障害者支援施設を含む24の福祉施設への、市美術展募集要綱の送付や市公式ホームページやケーブルテレビの文字情報を活用した情報発信を継続して行った。 また、令和7年度は、市美術展において出品者等の関係者が友人・知人に配布できるような「はがきサイズPRカード」を作成するなど、新たな手段での情報発信も行った。	(文化・人権G)引き続き、効果的な情報発信の方法を検討し続ける必要がある。	(文化・人権G)障害者支援施設を含む各施設への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等)を継続して行っていくとともに、より多くの方に市が実施する文化芸術関連事業の情報に触れてもらえるよう様々な媒体を活用して情報発信していく。	
	(2)-②-3			3 スポーツ・文化芸術活動等の情報発信 市内外で開催される障がい者のスポーツや文化芸術に関する取組等の情報について、情報収集するとともに、ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います。	・障害者週間広報(市広報、行政情報番組)を通じた、鑑賞、創作、成果発表の場に係る情報発信(障がい者支援G) ・わかりやすい情報発信のため、文化芸術に関する情報の一元化等についての検討(文化創造G)	三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会についても情報収集をするとともに、情報内容について関連部署間で情報共有する。(スポーツ推進G) 募集要項やチラシ・ポスター等を市の文化芸術活動の拠点である文化会館に設置する等の紙媒体での情報発信や、ホームページやLINE等のウェブ媒体での情報発信など、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく。(文化創造G)	(文化・人権G)市美術展においては、市文化会館への募集要項等の設置、過去3年の出品者や福祉施設等への募集要項の送付、広報紙への掲載、ポスターの掲示、市内コミュニティセンター等への案内の送付など、紙媒体での情報発信に加え、市公式ホームページ・市公式フェイスブック・市公式LINEを活用し、より多くの方へ向けた情報発信を行った。	(文化・人権G)引き続き、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく必要がある。	(文化・人権G)募集要項やチラシ・ポスター等を市の文化芸術活動の拠点である文化会館に設置する等の紙媒体での情報発信や、ホームページ等のウェブ媒体での情報発信など、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく。	

実施 目標	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
	③福祉教育の推進							
	(2)-③-1	さまざまな人が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた意識が高くなっています。	1 子どもへの福祉教育の推進 社会福祉協議会による福祉教育推進事業の活用や市民団体との活動等、地域交流や体験学習などを通して、児童・生徒の障がい・障がい者理解を深めます。	・福祉協力校事業、福祉教育推進事業(福祉体験活動)(教育研究G)	継続的にゲストティーチャーとして支援してもらうように、各校研修担当者会等で紹介していく。	(研究推進G)複数の学校で、「総合的な学習の時間」等の学習で、地域の方やゲストティーチャーを招き、福祉体験などを行い、障がいへの理解を深めた。	(研究推進G)学習内容や学習の機会を設定しても、地域の方やゲストティーチャーを見つけれないなどの課題がある。	(研究推進G)研修担当者会等で意見交流し、ゲストティーチャー等情報共有し、活用できるようにする。 また、社会福祉協議会と協働した福祉教育も継続していく。
	(2)-③-2		2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・公民館講座(福祉講座 充実) ・地域の学び推進事業(社会教育G)	今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。	(社会教育・スポーツG)公民館講座において「手話講座」を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた	(社会教育・スポーツG)障がい者に対する理解に対して間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。	(社会教育・スポーツG)今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。
	(2)-③-3		3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・特別支援学級の作品展(教育研究G)	特別支援学校、三重県教育委員会と連携し、交流・共同学習をより一層進めることのできる体制を整備する。	(研究推進G)特別支援学校と地域の学校が学校間交流を行い、特別支援学校の児童生徒が地域の学校で共同学習を行った。 特別支援教育振興会の主催で特別支援学級の児童生徒が作成した作品を公開した。	(研究推進G)特別支援学校との交流・共同学習は、特別支援学校からの依頼に応じて、今後も進めていく必要がある。	(研究推進G)特別支援学校、三重県教育委員会と連携し、交流・共同学習をより一層進めることのできる体制を整備する。
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり								
(1)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P37～44)								
①早期発見・早期治療の推進								
	(1)-①-1	保健・医療・福祉が相互に連携した保健活動が活発に行われることにより、市民の健康が保たれています。	1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要 な子ども や保護者 には、関係部署と連携したフォローを行います。	・乳幼児健康診査(母子保健G)	引き続き、未受診のケースの実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には関係部署(機関)と連携し、フォローを行っていく。(母子保健G)	(母子保健G)・乳幼児健康診査の未受診者について積極的に電話や家庭訪問を行い実態把握を行った。また、支援が必要な乳幼児とその保護者に関して、関係部署と連携し、フォローを行った。	(母子保健G)母子手帳発行時や各種教室等で乳幼児健診について周知し、受診時期に案内を送付している。しかし、少数ではあるが未受診者がいることが課題である。	(母子保健G)引き続き、未受診のケースの実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には関係部署(機関)と連携し、フォローを行っていく。
	(1)-①-2		2 発達に気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。	・療育相談事業	相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行うとともに、きめ細やかな対応ができるよう、児童発達支援センター等関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に取り組む。	(子ども支援G)相談者のニーズに対応できるよう、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し必要な支援を行った。	(子ども支援G)相談者のニーズに対応できる体制のさらなる充実を図る。	(子ども支援G)相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行うとともに、きめ細やかな対応ができるよう関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に取り組む。
②総合相談窓口の設置								
	(1)-②-1	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されています。	1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童、生活困窮者などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口が保有すべき機能の協議を重ねながら、総合相談窓口の設置・運営を進めます。	・総合保健福祉センターの機能見直し(福祉総務G) ・地域における居場所づくりに関する検討(福祉総務G) ・相談支援のあり方検討(障がい者支援G)	ひきこもり相談窓口の開設を周知する。(福祉総務G)地域包括支援センターのさらなる周知啓発を図ること、様々なケースが相談につながり、必要な支援(CSW等)につなげていく。(高齢者支援G) 現担当者や支援者等との定期的な協議を繰り返し行い、お互いの役割を整理、また市民に対しても徐々に説明、窓口の啓発を行っていく。	(福祉総務G)あいあいひきこもり相談窓口を設置した。 (地域包括連携G)高齢者の総合的な相談窓口である、地域型地域包括支援センター2カ所と基幹型地域包括支援センター1カ所について、地域住民への周知啓発を行った。 高齢者相談にとどまらないケースについては、CSWに繋ぐなどの対応をした。 (障がい者支援G)総合相談支援センターあいの委託法人を変更し相談窓口を障がい者支援Gと一体化した。	(福祉総務G)義務教育以降の不登校やケースの共有等スムーズになったが窓口や役割の啓発としてできることはまだある。 (障がい者支援G)ケースの共有等スムーズになったが窓口や役割の啓発としてできることはまだある。	(福祉総務G)ひきこもり相談窓口の開設を周知する。 (地域包括連携G)庁内関係部署の連携強化とともに、地域包括支援センターのさらなる周知啓発を図り、各ケースに応じた必要な支援機関(CSW等)に繋げる。 (障がい者支援G)相談しやすい窓口となるよう啓発を進めていく。
	(1)-②-2		2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。	・HP、広報等による・障がい福祉サービス等に関する情報提供 ・相談支援のあり方検討(障がい者支援G)	制度の改正や社会状況に合わせ、内容を修正・改編していく。	(障がい者支援G)サービスに関する手引き等を状況に合わせて修正し、必要な方に対して配付した。	(障がい者支援G)情報が多岐にわたり、また丁寧な内容にするがゆえに情報量が増えてしまうジレンマもあるが適宜、整理をしていく必要がある。	(障がい者支援G)制度の改正や社会状況に合わせ、内容を修正・改編していく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(1)~②-3		3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 障害者総合相談支援センターあいを中心に地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を強化します。	・相談支援のあり方検討（基幹支援相談のコーディネート機能等） （障がいの者支援G）	まずは相談を受けることを役割とし、必要な支援者につながるよう情報共有を図るなど、それぞれの役割を整理し共有していく必要がある。	（障がいの者支援G） 委託法人、担当者が変更したことによる市民等から心配もいただいたが、引継ぎを丁寧に行い順調に移行できた。窓口を1階に変更したこと比以前より認知された。転送電話の活用により、以前よりタイムリーな対応ができています。	（障がいの者支援G） 更に役割や窓口の啓発が啓発されるような工夫をしていく。	（障がいの者支援G） 更に役割や窓口の啓発が進むような様々な媒体を使用し発信していく。
③精神障がいの者にも対応した地域包括ケアシステムの構築										
			(1)~③-1	地域包括ケアシステム（保健・医療・福祉の総合的なしくみ）により、シームレス（切れ目のない）ケアが行われています。	1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう協議の場を継続し、保健・医療・福祉関係者や関係機関との連携を強化します。	・障害者総合相談支援事業（精神保健担当者連絡会） ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等を活用したネットワーク構築（障がいの者支援G） ・地域包括ケアシステムの強化（高齢者支援G）	（高齢者支援G）地域ケア会議などで、事例や地域の課題を検討し、解決を図ることで、地域包括ケアシステムの深化を図っている。 同圏域の鈴鹿市とも協議をしながら亀山市なりの仕組みを構築していく。	（地域包括連携G）・福祉委員などを対象に、認知症サポーター養成講座を22回開催し、認知症サポーターを596人養成した。 ・認知症等高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター等の相談窓口の周知や見守りシール事業等について周知した。	（地域包括連携G）・認知症サポーター養成講座について、福祉委員等の特定の方だけでなく、身近に認知症の親族等がいない人など、受講者を広げる必要がある。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実が進められていることについて、更なる周知が必要である。	（地域包括連携G）・地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等を対象とした受講機会を設ける。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実が進められていること（見守りシール事業等）について、更なる周知が必要である。
			(1)~③-2		2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。	・障害者総合相談支援事業（精神保健担当者連絡会） ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等を活用したネットワーク構築	（高齢者支援G）地域において認知症の方と関わる可能性の高い福祉委員を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き開催するとともに、一般市民等にも広く受講いただける機会を設ける。 ・認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実が進められていること（見守りシール事業等）について、更なる周知が必要である。 （障がいの者支援G） あい担当者の変更により精神保健分野への対応がより可能となった。医師をはじめとする支援者等との連携をさらに図っている。	（障がいの者支援G） 年6回の精神保健担当者連絡会を開催し、現状の共有等を行いながら顔の見える関係を作った。	（障がいの者支援G） 個別ケースの対応や連絡会等を通じて保健所や各市担当職員、精神科病院、訪問看護ステーションの看護師等との連携を更に進めていく必要がある。	（障がいの者支援G） 今後も連絡会等集まる機会を活用し、各専門職等とのつながりを強化していく。
④障がいのいる人の家族支援										
			(1)~④-1	障がいの福祉サービスに係る情報が、必要な人に適切に届くことで、障がいのいる人やその家族の支援につながっています。	1 家族の負担軽減 支援制度や障がいの福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのいる人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がいのいる人本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。	・障がいの者児の家族を支援する制度の周知	総合相談支援センターあいとも連携し、当事者に負担軽減に資する制度を提案するとともに、日頃から制度や相談窓口を周知していく。	（障がいの者支援G） 個別支援を進める過程で家族支援の視点をもち対応にあたっている。また必要な支援やサービスについても適宜提案できている。	（障がいの者支援G） 利用できるサービスや制度等は変更することも多く、日々最新の情報を持っておく必要がある。	（障がいの者支援G） 総合相談支援センターあいとも連携し、当事者に負担軽減に資する制度を提案するとともに、日頃から制度や相談窓口を共有する仕組みを考えていく。
			(1)~④-2		2 家族のレスパイト支援 障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした日中一時支援や短期入所のサービス利用を促進します。		広報やHPで、総合相談支援センターあいの窓口や障がいの福祉サービスの周知を行う。	（障がいの者支援G） 個別支援を進める過程で家族支援の視点をもち対応にあたっている。また必要な支援やサービスについても適宜提案できている。	（障がいの者支援G） 利用できるサービスや制度等は変更することも多く、日々最新の情報を持っておく必要がある。また、相談支援専門員（計画相談）の立場や経験等により提案できるサービスにはどうしても偏りが見られる。	（障がいの者支援G） 総合相談支援センターあいとも連携し、当事者に負担軽減に資する制度を提案するとともに、日頃から制度や相談窓口を共有する仕組みを考えていく。
(2)障がいの児童支援体制の確保（計画書 第4章障がいの者福祉に関する取組の展開P45～52）										
①療育体制の充実										
			(2)~①-1	保健・医療・障がいの福祉・教育などの連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制の充実とネットワークのしくみづくりが進み、障がいの児童の支援体制の充実が図られています。	1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がいの児童や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園等と連携し行う巡回相談、CLMのしくみを活用し充実を図ります。	・療育相談事業 ・児童発達支援センター設置検討	・集団での適応や個別のニーズに対応できるよう、子どもとその家族を対象とした相談事業を行う。 ・保育所、幼稚園等と連携し巡回相談を行うことで、発達等に配慮が必要な子どもへの支援の充実を図る。 ・CLM方式を活用し、子どもに対する支援を実施するとともに、保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮の必要な子どもを持つ保護者を対象とした研修も実施する。	（子ども支援G）一人ひとりの特性や発達段階に合わせた目標や内容を検討した集団療育相談を、6回実人数4人に行った。 保育士及び教職員への支援として巡回相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的なアドバイスを行うなど園における指導力の向上を図った。 みえ発達障がい支援システムアドバイザー2名を配置し、CLM方式を活用した保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮の必要な子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。	（子ども支援G）就学前のすべての障がいの児童や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、相談・支援体制のさらなる充実を図る必要がある。	（子ども支援G）・集団での適応や個別のニーズに対応できるよう、子どもとその家族を対象とした相談事業を行う。 ・保育所、幼稚園、認定こども園等と連携し、巡回相談を行うことで、発達等に配慮が必要な子どもへの支援の充実を図る。 ・CLM方式を活用し、子どもに対する支援を実施するとともに、保育士を対象とした研修を実施し、発達支援に関する専門性の向上に努める。また、発達等に配慮の必要な子どもを持つ保護者を対象とした研修を実施することで、家での環境を整えていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(2)-①-2		2 児童発達支援機能の強化 現在の療育相談事業の機能強化を段階的に図るとともに、児童発達支援センターの機能確保に向けた取組を進めます。	・療育相談事業 ・児童発達支援センター設置検討	これまで培ってきた発達支援体制を活かし、こども家庭センターが中心となり、新たに開設される児童発達支援センターをはじめ地域の児童発達支援事業所等とともに、児童発達支援連絡会議(仮称)を設置し、情報交換や地域課題を話し合い連携を強化していく。	(子ども支援G)地域の児童発達支援事業所と児童発達支援センター等とのさらなる連携を図るため、児童発達支援事業所担当者連絡会を開催し、共有の課題について情報交換を行った。	(子ども支援G)地域全体で、児童発達支援体制に求められる中核機能を提供できるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。	(子ども支援G)これまで培ってきた発達支援体制を活かし、こども家庭センターが中心となり、地域の児童発達支援事業所等とともに、児童発達支援事業所担当者連絡会にて情報交換や地域課題を話し合い連携を強化していく。
			(2)-①-3		3 切れ目のない支援体制づくり 障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。		保幼認から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校に切れ目のない支援が引継がれるよう支援体制の強化を図る。 ・相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・園長会議等を通じて、関連部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。子ども支援G	(子ども支援G)心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った。(相談件数:605件)	(子ども支援G)障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を継続する必要がある。	(子ども支援G)相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・園長会議等を通じて、関係部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。
②医療的ケア児の支援の充実										
			(2)-②-1	医療的ケア児を支援する協議の場の設置等により、重症心身障がい児等への支援の充実が進んでいます。	1 医療的ケア児等の資源の拡充 地域自立支援協議会等で医療的ケア児等の課題やニーズを協議し、医療的ケア児等が安心して利用できる障がい福祉サービス事業所等を拡充するよう取り組みます。	・【新】小児在宅連携会議 ・にじいるネット5市連携研究会開催(障がい者支援G) ・医療的ケア児の日中一時支援事業提供加算制度(障がい者支援G)	看護師の不足も含め、課題をにじいるネット5市連携研究会等で共有していく。	(障がい者支援G)研究会に出席し圏域内の専門職等との情報共有を図った。2月に事務局として開催する予定だったが衆院選投票日と日程が重なり令和8年度へ延期となった。	(障がい者支援G)病院、市町、民間事業者それぞれの役割、強みを知り連携することが重要である。	(障がい者支援G)開催事務局として打合せを兼ね、進めるなど、できる役割を進めていく。
			(2)-②-2		2 医療的ケア児等への支援体制の充実 医療的ケア児等の支援を行うため、関係部署及び関係機関が情報共有し、「にじいるネット」を中心とした地域の多職種の関係機関との連携強化を進め、支援者からの相談に応じるスーパーバイズ機能の活用を図りながら支援体制の充実に取り組みます。	・にじいるネット5市連携研究会開催(障がい者支援G) ・にじいるネットへの参加(母子保険G、子育てサポートG、子ども支援G)	引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。(保育サポートG)	(障がい者支援G)研究会に出席し圏域内の専門職等との情報共有を図った。2月に事務局として開催する予定だったが衆院選投票日と日程が重なり令和8年度へ延期となった。	(障がい者支援G)今後の開催に向けて事務局や市担当者等とも準備、打合せをしていく。	(障がい者支援G)今後の開催に向けて事務局や市担当者等とも準備、打合せをしていく。
			(2)-②-3		3 医療的ケア児等の保育所・幼稚園・認定こども園への受入体制の充実 「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」及び「医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、関係機関との情報共有を図りながら、医療的ケア児の円滑な受入れと適切なケアが継続して実施できる体制づくりに努めます。	・医療的ケア児関係者会議の開催(子育てサポートG) ・障がい児支援事業(子ども総務G)	医療的ケア児をサポートする看護師の確保が難しくなっており、新たな人材確保策の検討を行い、安定した受け入れ態勢の確保を図る必要がある。子ども総務G 引き続き、医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等について、必要な環境整備やその支援を行っていく(保育サポートG)	(保育サポートG)年度途中の医療的ケア児の増加により、早急な対応を要したが、看護師不足に対応するため、訪問看護ステーションへの委託により看護師確保を行った。また、保育所等において、医療的ケア児及び障がい児を受け入れるための環境整備に係る財源を確保できた。	(保育サポートG)今後も増加する医療的ケア児への対応のため、看護師確保が必要である。また、医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等については、必要に応じて環境整備等を行う必要がある。	(保育サポートG)看護師確保策の検討を行うとともに、引き続き、医療的ケア児及び障がい児を受け入れる保育所等について、必要な環境整備やその支援を行っていく。
			(2)-②-4		4 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 医療的ケア児等とその家族に必要な支援について、多職種が協働できるよう支援の連携調整を図り、成長過程に応じた支援がスムーズにつながるよう、地域の計画相談事業所におけるコーディネーターの配置を促進します。		計画相談等に対して、相談部会などでコーディネーターの資格取得等を促していく。	(障がい者支援G)コーディネーターの役割が分かりにくいことから相談支援専門員への依頼、養成が進んでいない。	(障がい者支援G)個別支援の中で主治医や家族、訪問看護、病院ケースワーカー等との連携でできてしまっている現状があり、配置について見直す必要もある。	(障がい者支援G)関係者同士で協議し、課題の整理をしていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			③子育てを支援する受入体制の整備							
			(2)-③-1	障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。	1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの受入れ体制の充実に努めます。		引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。(保育サポートG)	(子ども総務G)放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるにあたり、支援員等を配置(加配)した際の運営費を補助した。	(子ども総務G)障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対しては、継続的な支援を行う必要がある。	(子ども総務G)引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。
			(2)-③-2	障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。	2 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。		・引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進める。 ・CLM方式を活用した支援を市内公立全国に実施できるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーを継続的に育成する。 ・子どもの困り感に応じて、KUKSプログラムを活用する。 ・保育所・幼稚園等の生活を通して、充実した保育が受けられるよう、発達等に配慮が必要な子どもへの支援体制の強化を図っていく。子ども支援G	(子ども支援G)・「にじいろのーと」の配布99冊 ・みえ発達障がい支援システムアドバイザー2名を配置し、CLM方式を活用した保育士対象の研修を行い、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、発達等に配慮が必要な子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。 ・KUKSプログラムの活用3人。 (研究推進G)切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。	(子ども支援G)・「にじいろのーと」の活用について、積極的に周知していく必要がある。 ・CLM方式を活用した支援を継続する全園にて実施できるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーを継続的に育成する。 ・子どもの困り感に応じて、KUKSプログラムを活用する。 ・保育所・幼稚園・認定こども園等の生活を通して、充実した保育が受けられるよう、発達等に配慮が必要な子どもへの支援体制の強化を図っていく。 (研究推進G)関係機関との連携を強化することが求められる。	(子ども支援G)引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進める。 ・CLM方式を活用した支援を市内公立全国にて実施できるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーを継続的に育成する。 ・子どもの困り感に応じて、KUKSプログラムを活用する。 ・保育所・幼稚園・認定こども園等の生活を通して、充実した保育が受けられるよう、発達等に配慮が必要な子どもへの支援体制の強化を図っていく。 (研究推進G)引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進める。
			④特別支援教育の充実							
			(3)-④-1	発達障がいのある児童に対する適切な教育的支援により、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応えられる環境が整っています。	1 特別支援教育の充実 「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、子どもの個々の課題解決に向け適切な支援を行うため、保育所・幼稚園等への巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。	・特別支援教育推進事業(教育研究G)	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。	・(研究推進G)特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。	(研究推進G)保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校へと、支援情報を確実に引継いでいくことが求められている。	・(研究推進G)引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別的教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			(3)-④-2		2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。	・個の学び支援事業 ・特別支援教育推進事業(教育研究G) ・都市公園へのインクルーシブ遊具導入に係る懇談会のコーディネート(障がい者支援G)	引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。	(研究推進G)特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。	(研究推進G)全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。	(研究推進G)引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。
			(3)-④-3		3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、「にじいろのーと」の活用を図り、受入先の確保と定着に向け関係機関と連携した支援を行います。	・「にじいろのーと」を活用した関係機関との連携(子ども支援G) ・青少年自立支援事業(社会教育G)	・引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先等との連携を図り、支援を引き継いでいく。 関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。(社会教育G)	(社会教育・スポーツG)支援員について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。 (研究推進G)切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を各校に周知し、各関係機関との連携し支援を引き継いだ。	(社会教育・スポーツG)自立支援等については、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 (研究推進G)「にじいろのーと」の活用を推進するとともに、関係機関との連携を強化することが求められる。	(社会教育・スポーツG)関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 (研究推進G)引き続き、「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、関係機関と連携し、卒業後の進路先等へも支援を引き継いでいく。

基本 目標	実 施 目 標	施 策 方 向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
3 自立した生活のできる体制づくり										
(1)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～60)										
①就労準備支援の充実										
	(1)-①-1	就労の促進に向けた情報提供等により、障がいのある人の経済的な自立に向けた就労の支援が行われています。		1 職場実習事業の活用促進 就労の促進や市職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、市の施設において障がい者職場実習事業を行います。	・職場実習事業(障がい者支援G)	より効果的に働く場を提供できるよう実習施設、就労継続支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターとの連携を進めていく。	(障がい者支援G) 就労継続支援事業所が増えたこともあり、働く機会が比較的確保されるようになってきていることもあり、市施設での実習生受入れの機会が作れず成果には至らなかった。ハローワークの呼びかけにより障がい者就職面接会を共催し6社の協力、21名の参加を得た。	(障がい者支援G) 適正な財政支出の観点から、より実効的な予算執行となるよう、制度のあり方を考える必要がある。	(障がい者支援G) より効果的に働く場の情報を提供できるよう就労継続支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターとの連携を進めていく。	
	(1)-①-2	2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。		2 障害者就業・生活支援センター(国・県事業)等との連携による就労支援(障がい者支援G)	・障害者就業・生活支援センター(国・県事業)等との連携による就労支援(障がい者支援G)	・障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。	(商工業振興G)・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等へ相談窓口の周知を行った。 (障がい者支援G) 総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間163件の支援を行った。	(商工業振興G)・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。 (障がい者支援G) あいの協力のもと、その都度の状況を把握し、必要な支援につなげていただく。	(商工業振興G)・障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。 (障がい者支援G) その時々状況把握し、必要な支援に求めている。	
	(1)-①-3	3 一般企業への啓発や制度説明 障がい者雇用に取り組むにあたって、一般企業・事業者が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度、支援機関等について情報提供・啓発を行います。		・障がい者差別解消支援検討部会における協議等(障がい者支援G)	・今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。	(商工業振興G)・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。 (障がい者支援G) 亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	(商工業振興G)・関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく必要がある。また、障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める必要がある。 (障がい者支援G) 合理的配慮については機会を見つけて発信し続けていく必要がある。	(商工業振興G)・今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。 (障がい者支援G) イベント等機会を見つけて合理的配慮に対する啓発を続けていく。		
②雇用の場の確保										
	(1)-②-1	多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加できる環境が整っています。		1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	・障害者優先調達推進法による物品等の調達	庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庶務担当の意識によって左右されると見受けられる。庁内への制度の周知方法を検討したい。	(障がい者支援G)調達方針を策定し、障害者就労施設等から優先的に物品調達を行うことを庁内に呼びかけ、推進した。	(障がい者支援G)事業所で提供できる物品が限定的でうまくマッチングできない。予算削減で必要最小限の調達に変更となり、発注機会が減っている。	(障がい者支援G)庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庁内への制度の周知や調達の実践例を提供するなどして推進する。	
	(1)-②-2	2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。		2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。	・障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。 ・ハローワークや福祉部署と連携し、企業と障がい者のマッチングに結びつける場を設ける。	・障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。 ・ハローワークや福祉部署と連携し、企業と障がい者のマッチングに結びつける場を設ける。	(商工業振興G)事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び支援策の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。 (障がい者支援G)ハローワークと面接相談会を共催し6社の協力、21名の参加、4名の内定を得た。	(商工業振興G)一般就労に移行・定着するには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。 (障がい者支援G)鈴鹿市での開催となっていたが、市内でも開催することとしたところ、市内事業所や移動に課題のある対象者が参加できた。	(商工業振興G)障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。 ・ハローワークや福祉部署と連携し、企業と障がい者のマッチングに結びつける場を設ける。 (障がい者支援G)8年度以降も継続して開催していく。	
	(1)-②-3	3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい者に配慮した環境で障がい者があっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。		3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい者に配慮した環境で障がい者があっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所創業支援事業	庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庶務担当の意識によって左右されると見受けられる。庁内への制度の周知方法を検討したい。	(障がい者支援G)新たな参入事業者は、既存の事業者への調達を推進した。	(障がい者支援G)部署、庶務担当の意識による差がある。予算編成時からの優先調達の意識づけが必要。	(障がい者支援G)庁内での物品の調達について、部署ごとに差があるので、庁内への制度の周知や調達の実践例を提供するなどして推進する。	
	(1)-②-4	4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。		4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	・【新】農福連携の取組 ・農山漁村振興交付金(農福連携事業) (例:福祉農園等整備支援事業、農福連携支援事業)(農林政策G)	積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所の掘り起こしを図る。	(農林政策G)なし	(農林政策G)情報収集や農業経営を行う福祉事業所の掘り起こしを行う必要がある。また、市内で農福連携を行う福祉事業所にどのような支援が行えるのかを検討する。	(農林政策G)農福連携による新たな雇用機会の創出について積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所や農福連携の取り組みを希望する。	

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(1)-②-5		5 市職員の障がい者雇用 市における障がい者雇用は、障害者雇用促進法に基づき、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。	亀山市職員障がい者活躍推進計画(人事給与G)	・亀山市職員障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者が働き続けることができる環境整備に努める。 ・令和8年7月1日から3%と引き上げとなることから、引き続き計画的に採用に取り組む。	(人事給与G)障がい者を対象とした就職面接会に参加する等、障がい者の採用活動を積極的に行った。	(人事給与G)年間を通じて法定雇用率を達成できるよう、障がい者が働き続けることのできる環境整備に努める必要がある。	(人事給与G)法定雇用率が令和8年7月1日から3%に引き上げられることから、計画的な職員の採用に取り組んでいく。
③就労定着に向けた支援										
			(1)-③-1	障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。	1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整を行う就労定着支援サービス、事業所の参入を促すとともに、就労定着支援サービスを活用し障がい者が仕事を継続できるよう支援します。	・障害者自立支援給付事業	引き続き、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、支援を行い、就労定着支援の利用の促進も進めていく。	(障がい者支援G) ハローワークと面接相談会を共催し6社の協力、21名の参加、4名の内定を得た。	(障がい者支援G) 鈴鹿市での開催となっていたが、市内でも開催することとしたところ、市内事業所や移動に課題のある対象者が参加できた。	(障がい者支援G) 8年度以降も継続して開催していく。
			(1)-③-2		2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。	・障害者総合相談支援事業(就労支援)、障害者就業・生活支援センター(国・県事業)等との連携による就労支援(障がい者支援G) ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(厚生労働省)の活用	障害者就職説明会のような就職希望者と雇用者をつなぐ催し等を開催していきたい。	(障がい者支援G) 一般就労については障害者就業・生活支援センターと連携し、福祉就労については、就労継続支援A型およびハローワークと連携し、支援を行った。	(障がい者支援G) 市内で展開する事業所が多くなく、通勤が課題となり積極的な就職活動につながらないことも多い。	(障がい者支援G) 直接話を聞く機会を持ち、就職や企業に意欲が持てる仕掛けを考えていく。
(2)自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P61～68)										
①障がい福祉サービスの充実										
			(2)-①-1	個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量が確保されることにより、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活が送れています。	1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、限りある財源の中で生活を支援する新たなサービスの検討を行い、既存のサービスを見直しつつ、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	・地域生活支援事業 ・障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業による安定的・継続的な障がい福祉サービス提供の確保(障がい者支援G)	既存のサービスの見直しや新たなサービス創設の検討を進め、施策を実際にすすめていく。	(障がい者支援G) 日常生活用具の給付など申し出に合わせた検討したほか、申請方法も統一した。	(障がい者支援G) 過去のサービス提供や利用量についての判断基準があいまいであり根拠を持った整理、判断が必要。	(障がい者支援G) 相談支援専門員等の協力を得ながら必要なサービスが結びつくよう検討していく。
			(2)-①-2		2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変革等を踏まえ、障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	・コミュニケーション支援事業(障がい者支援G) ・障がい者差別解消支援検討部会での議論	DXの観点で、より便利で効率的・合理的な方法等があるか、費用対効果も含め検討する。	(障がい者支援G) あいの委託法人変更により、相談予約が電話等のほかオンラインでもできるようになった。手話でのやり取りが必要な方に対しタブレットを配置し相談者、手話通訳士、市職員との3者通話ができるようにした。	(障がい者支援G) タブレット配置は今後も啓発できる余地があるが、手話通訳士である会計年度職員との信頼関係もできてきており出勤日に合わせて来所される方も多い。	(障がい者支援G) 効果がある反面、筆談等でも十分に伝えられる方も多く、定期的な費用対効果の検証が必要である。
			(2)-①-3		3 難病のある人への支援の充実 地域で安心して暮らせるよう補装具や日常生活用具の給付のほか、障がい福祉サービスの利用方法に関する情報提供に努めるとともに、難病のある人やその家族の日常生活における相談を必要に応じて、県難病相談支援センターに つなげ適切な支援の提供を図ります。		難病に関わる制度は変化・変更があるため、都度整理していく必要がある。	(障がい者支援G) 鈴鹿保健所が作成している難病患者のための地域資源情報等を活用し、難病患者の問い合わせ等について、説明や他機関への案内を行った。	(障がい者支援G) 難病についての知識・ノウハウは十分ではなく、都度三重県等に確認し対応している。	(障がい者支援G) 難病に関わる制度は変化・変更があるため、都度整理していく必要がある。
			(2)-①-4		4 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組めます。	・【新】地域生活支援拠点整備事業(障がい者支援G)	・地域生活拠点等整備に係る国の基本的指針の改正(※令和8年度末までに各市町村において整備)も踏まえ、早急に取り組んでいく。	(障がい者支援G) 現在の障害福祉サービスの改正をふまえて、地域生活支援拠点整備の検討をし、市内法人への説明会を行った。	(障がい者支援G) 事業に協力いただける法人が3者のみであり、担当者との会議を重ねつつ、算入される法人を募っていく必要がある。	(障がい者支援G) 担当者会議を開催し実際のケースについて掘り下げて考えるなど課題を見つけて解消していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
				②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進						
			(2)-②-1	環境の整備を進めることにより、誰もが、安全で快適に暮らせ、障がいのある人が積極的に社会に参加する姿がみられます。	1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がいの視点到に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮します。	【新】亀山駅周辺整備事業	事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し			
			(2)-②-2		2 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	・民間住宅借上げ事業	引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。	(住まい推進G)借上型市営住宅の事業計画の審査基準である「亀山市借上型市営住宅の採用基準」には、住戸の基準としてバリアフリーに配慮するよう規定しており、事業者には可能な範囲で対応を求めている。 令和7年度に事業計画を採用した借上型市営住宅についても、手すりの設置など、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に準じた仕様となるよう事業者に求めた。	(住まい推進G)バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された賃貸住宅は、一般的な賃貸住宅よりも建築コストがかかるため、市が事業者に支払う借上料及び入居者が負担する住宅使用料(家賃)が高くなる傾向がある。	(住まい推進G)バリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮による建築コスト増や、それに伴う借上料・住宅使用料の増額も考慮に入れながら、引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。
			(2)-②-3		3 ユニバーサルデザインの普及啓発 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。	・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づく特定施設新築等協議申請の進達 ・点字ブロック破損等修理 ・東野公園へのインクルーシブ導入に係る懇談会開催	・宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づいて事業を進めていく。 引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。(道路保全G) ・高齢化社会に伴いユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備を持続していく必要がある一方で、該当エリアの将来予測を含めた人口動態や周辺道路等の道路利用状況なども視野に入れて整備を進めていく必要がある。(道路整備G)	(市街地整備G)・開発行為で帰属を受ける公園について、特定施設新設等協議申請の進達を行った。(1件) (道路保全G)既存道路については定期的に点検を実施し、点字ブロックの破損1箇所の修繕を行った。 (道路整備G)・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に定められた道路整備基準に基づき事業を進めている川合9号線について、用地測量及び用地交渉を実施した。	(市街地整備G)・公園の更新については、部分的ではなく、一体的に整備していく必要がある。 (道路保全G)既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。 (道路整備G)・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備については、実施計画に基づき事業を進め、できる限り早く提供することが望ましいが、その財源となる国の交付金が要求どおりに配分されない傾向が続いており、計画どおりに整備を進めるのが難しくなっている。	(市街地整備G)・宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づいて事業を進めていく。 (道路保全G)引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。また、点字ブロックをあらかじめ備蓄し、早期対応に備えた。 (道路整備G)・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備については、財源となる国の交付金の確保に努め、計画的な整備を推進する。
			(2)-②-4		4 必要な情報を得られる情報発信 障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組みます。	・ホームページ情報発信事業(広報G) ・障がい福祉に係る広報媒体におけるアクセシビリティの向上(障がい者支援G)	各ページの新規作成及び更新作業の際、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合は、その対処方法を担当部署と情報共有しながら、職員のスキル向上を図っていく。また、人事異動等によりホームページの作成担当は変更することから、職員研修などの機会を通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。	(広報G)市ホームページの基本操作とウェブアクセシビリティについて、ウェブアクセシビリティガイドライン(令和5年4月策定)に基づき、職員研修(5/8・9)を実施し、ホームページの操作方法や当該ガイドラインの内容を共有することで、ウェブアクセシビリティの向上を図った。また、各ページの新規作成や更新時には、内容に不適切な点があればその都度改善を行い、誰が必要な情報にアクセスできるよう対応した。	(広報G)引き続き、必要な情報が必要な人に確実に届けるため、庁内職員に対して、ウェブアクセシビリティガイドラインの周知を進めるとともに、既存ページの内容を適切に更新するなど、継続的な取り組みが求められる。	(広報G)各ページの新規作成及び更新作業の際には、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合、その対処方法を担当部署と共有しながら、職員のスキル向上を図っていく。また、人事異動等によりホームページの作成担当が変わることを踏まえ、職員研修の機会を活用し、継続的にウェブアクセシビリティの向上に取り組む。
			(2)-②-5		5 読書バリアフリーの推進 視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施のほかアクセシブルな書籍等を充実し、量的拡充を図るなど読書バリアフリー法の視点に立ったサービスを進めます。また、アクセシブルな電子書籍の導入のしくみづくりを進めます。		イベント等を通じた図書館利用の促進と「しずかなへや」の活用を推進する。 関係部署との連携を強化し、バリアフリーサービスの認知度向上と定着に努める。	(図書館)点字付きの寄贈図書等を展示することで、視覚障がい者向けコーナーの充実を図り、利用しやすい環境を整えた。 また、出張図書館の実施を通じて、電子図書館をはじめとする各種サービスの普及啓発を行った。さらに、神辺小学校4年生を対象としたユニバーサルデザインの調べ学習の出前教室を行い、児童が図書資料を手がかりに身の回りの工夫に気付きを深められるよう支援した。加えて、イベント「Light it Up Blue みえトークセッション」の報告会を通して、情報発信を行った。あわせて、録音図書「山鳩文庫」の蔵書を拡充し、視覚障がい者の読書環境の改善を図った。	(図書館)バリアフリー関連資料の利用促進のため、情報発信や利用案内の充実を進めていく必要がある。 また、地域で行われるイベントやSNS等の多様な手段を積極的に活用し、より幅広い層に向けて効果的に情報を届ける取り組みが必要である。	(図書館)イベント等を通じた図書館利用の促進を図るとともに「しずかなへや」の活用を進めていく。 また、関係部署との連携を強化し、バリアフリーサービスの認知度向上と定着に努める。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			③防災・安全対策の充実							
			(2)-③-1	防災対策の充実が進み、障がいのある人の地域における安心・安全な暮らしにつながっています。	1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。	・広報広聴事業 ・行政出前講座	地域が主催する防災訓練等に、障がい者の方々が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を行っていく。	(防災安全G)総合防災訓練において地域主体の避難訓練を行うにあたり、避難行動要支援者の参加を前提とした事前調整を進めた。また、訪問看護ステーションの訓練支援を行った。	(防災安全G)雨天のため避難訓練が実施できなかったことで実践的な検証が行えず、課題把握が十分にできなかった。	(防災安全G)引き続き、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認や障がい特性を踏まえた訓練など、避難行動要支援者を想定した訓練を促進していく。
			(2)-③-2		2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画を作成するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。	・避難行動要支援者対策事業(名簿の維持・向上)	名簿の更新手続をマニュアル化し、迅速に更新していく。(福祉総務G) ・防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進める。(高齢者支援G)	(福祉総務G)避難行動要支援者名簿の更新作業を行い、民生委員に配布した。 (防災安全G)訪問看護ネットワークおよび地域ケア会議との連携を図るとともに、防災情報の伝達手段の整備を進めた。 (地域包括連携G)避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成に向けた準備・検討を行った。	(福祉総務G)名簿は、避難行動要支援者の同意を得たうえで、名簿作成を行うため、更新作業に数か月を要する。 (防災安全G)個々の特性に応じた避難先・避難方法の検討が必要であり、避難先の基盤整備も対応が求められる。 (地域包括連携G)防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進めていく必要がある。	(福祉総務G)名簿の更新手続をマニュアル化し、迅速に更新していく。 (防災安全G)県福祉部局、医療部局等と連携した、個々の特性に応じた避難要領を検討していく。 (地域包括連携G)防災部局と必要に応じて連携する。
			(2)-③-3		3 福祉避難所等の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が安心して避難できる福祉避難所等の充実を図り、福祉避難所への物資等を供給する体制の強化や感染症対策に対応した避難所設置運営に努めます。	・防災資機材・備蓄品充実事業 ・福祉避難所使用協定	災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議するとともに、各種研修会に積極的に参加し、福祉避難所開設・運営のノウハウの習得や、課題の把握等に努める。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)台風の接近に伴い、市内の福祉避難所7施設に対し、福祉避難所を開設する場合の受け入れ可能状況(受け入れ可能人数、受け入れ可能者の属性等)を聞き取るとともに、障がい者の受け入れに関する課題の共有を図った。 鈴亀地区老人福祉施設協会主催の福祉避難所開設・運営訓練に参加し、知識の研鑽に努めた。	(地域包括連携G)災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する必要がある。	(地域包括連携G)災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する必要がある。
			(2)-③-4		4 福祉避難所協定事業所との連携 災害時に特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所協定事業所との連携を図ります。	・福祉避難所使用協定	災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)台風の接近に伴い、市内の福祉避難所7施設に対し、福祉避難所を開設する場合の受け入れ可能状況(受け入れ可能人数、受け入れ可能者の属性等)を聞き取るとともに、障がい者の受け入れに関する課題の共有を図った。	(地域包括連携G)災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する必要がある。 福祉避難所は高齢者施設なので、障がい者を受け入れるノウハウがない。	(地域包括連携G)災害時に、特に障がい者の受け入れに関して、福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市の関係部署間で協議する。
			④権利擁護対策の充実							
			(2)-④-1	成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。	1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを構築します。	(仮称)法福連携ネットワーク協議会の運営	市内の金融機関と金融分野の情報を市と共有する協定について協議を進めていく。(福祉総務G) 成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、広く周知する。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)成年後見制度等の制度利用が必要と思われる方について、社会福祉協議会の相談窓口に繋いだ。 (障がい者支援G)令和7年度途中より担当変更することとなった。社会福祉協議会の協力を得ながら2か所の金融機関を訪問、実状についての聞き取りを行った。	(地域包括連携G)成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、広く周知する必要がある。 (障がい者支援G)認知症や精神症状によるトラブルなど金融機関としての困りごとはあるものの個人情報保護のため相談できないことも多いと聞き取る。	(地域包括連携G)成年後見制度の利用促進に向け、制度概要の分かりやすい情報提供や中核機関の役割、相談窓口等について、社会福祉協議会とともに広く周知する。 (障がい者支援G)関係づくりを続け、家族等からの相談などにつながるよう進めていく。
			(2)-④-2		2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、報酬助成の拡大を図る等、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりについて協議を進めます。	成年後見サポート事業	市や社会福祉協議会に相談があった際には、わかりやすく制度説明を行い、必要な方に対して、制度の利用に繋げていく。(福祉総務G) 中核機関や障がい者部門と協力し、制度についての周知や連携した対応が行えるよう取り組む。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)高齢者の成年後見制度について、申立費用助成2件、報酬費用助成9件を行った。	(地域包括連携G)成年後見制度の利用促進について、申立費用助成2件、報酬費用助成9件を行った。 (障がい者支援G)認知症や精神症状によるトラブルなど金融機関としての困りごとはあるものの個人情報保護のため相談できないことも多いと聞き取る。	(地域包括連携G)対象者の制度利用に際するため、中核機関や障がい者部門などの関係機関との連携を強化していく必要がある。
			(2)-④-3		3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	・日常生活自立支援事業(障がい者支援G)	成年後見制度も含めて、制度への不理解や不信を緩和できるような周知啓発を行っていく。具体的には、HP等での周知やセミナーの実施を継続していく。	(障がい者支援G)社会福祉協議会等とともに成年後見セミナーを開催し市民を中心に194名が参加した。	(障がい者支援G)作成したエンディングノートを活用し、制度よりも相続、終活についてのテーマであり市民の満足度は得られた。	(障がい者支援G)引き続き年1回のセミナー開催を進めていく。

基本 目標	実 施 目 標	施 策 方 向	取組 番 号	めざす姿	取組内容	関連する事務事業	令和7年度以降の方向性	令和7年度の実績・成果	反省点・課題	今後の方向性
			(2)-④-4		4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各課、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議(障がい者支援G・高齢者支援G) ・障害者総合相談支援事業(基幹相談中心)	虐待事案について、関係機関と連携を図ると共に、必要に応じて三重県高齢者・障がい者虐待防止チームから助言を受けるなど、困難事例の解決に向けて取り組んでいく。(高齢者支援G)	(地域包括連携G)虐待事案について、厚労省から示されたマニュアルを基に、各ケースの状況に応じて必要な関係機関と連携して対応し、虐待を受けた方の保護・権利利益の擁護、並びに養護者の支援に当たった。また、三重県高齢者・障がい者虐待防止チームに専門的知見を得た。 (障がい者支援G)前年度からの事案の改善計画に沿ったモニタリングや施設での経済的虐待対応を県担当等と進めた。	(地域包括連携G・障がい者支援G)各ケースに応じた迅速適切な対応が求められるが、専門的知見を有する人材が不足している。また、養護者が抱える問題が多岐にわたるため、各関係機関との連携をとる必要がある。	(地域包括連携G・障がい者支援G)虐待事案について、関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて三重県高齢者・障がい者虐待対応チームから助言を受けるなど、複雑なケースの解決に向けて取り組む。

亀山市生涯学習計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(教育委員会事務局 生涯学習課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度
位置付け	本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前後期基本計画との関連は、基本施策「学びによる生きがいの創出」と深く関わり、地域へ生かせる学びの展開などを補完するものである。
目的・概要	学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安全安心、高齢者の見守り等の地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものである。
計画の骨格	基本理念 豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流 基本目標 「学び」の成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市 めざす姿 地域を愛し、まちの魅力を誇れる「学び」 地域と一体的に推進する、子育てを支える「学び」 地域で活躍する人材を育む「学び」 ともに学びあう、学びの環境づくり 基本施策 ①まちの魅力を共有する「学び」の推進 ②自然と歴史文化を守り伝える「学び」 ③「健康都市」の実現に向けた「学び」 ④「地域の学び」の推進 ①地域・家庭の学びの展開 ②地域で支える子育ての学びの展開 ③『亀山っ子』市民宣言の具現化 ①かめやまキャンパスを核とした学びの循環の創出 ②学びの循環による地域活動の推進 ③地域産業に参画する人材の育成 ④高等教育機関等との連携 ①新図書館を核とした市民読書環境の充実 ②新図書館を核とした市民活動の推進 ③個が生かされる地域社会づくり ④学びの成果を生かしたネットワークづくり ⑤情報ツールを活用した学びの充実

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R7)	目標値
		単位			
1	デジタル技術を活用した講座の開催数	回	8	13	20
2	「かめやまお茶の間10選(実践)」アンケートにおける取り組んだと回答した保護者割合	%	52	70.2	70
3	「亀山っ子」市民宣言についてのアンケートにおける目指す子ども像について実感があると回答した割合	%	24.4	34.1	30
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	第2期かめやま人キャンパスの3年目応用編とし「まちのインフルエンサー養成講座」と「まちのせんせい養成講座」について、オンライン環境が整っている図書館多目的室を拠点として、講座を展開した。 市内幼稚園・保育所において、家庭教育出前講座を開催したほか、子育て応援メッセージである「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化月間等に取り組んだ。 「亀山っ子」市民宣言の具現化行動の総括的な行事としての位置付けである、青少年体験活動サマーキャンプを実施した。
成果	かめやま人キャンパス講座において、3年を1期として1年目は入門編、2年目は基礎編、3年目は応用編として講座を展開し、令和7年度は3年間の講座を経て、成果の発表など所定のカリキュラムを修了した受講生5人に対して、「かめやま人」の称号を授与した。 また、かめやま人認定者に対して、フォローアップ講座を実施し、中央公民館講座等の講師や行政指導員と登用するための支援を行った。 また、家庭教育出前講座を展開し、「かめやまお茶の間10選(実践)」に取り組むことにより、家庭教育の重要性について意識啓発が図れた。
総合計画推進への寄与度	かめやま人キャンパスと公民館事業を基軸に様々な講座を実施して、学習機会を市民に提供し、地域の課題解決に取り組む人材育成を推進することにより、基本施策「学びによる生きがいの創出」につなげることができた。

反省点・課題	中央公民館講座については、高等教育機関と連携等を図るとともに、市民ニーズに沿った多種多様な講座を継続して提供していく必要がある。また、かめやま人の今後の活動を支援するため、行政関連部署や各関係団体等と連携を図るとともに、かめやま人に対しては、フォローアップ講座についても継続して行っていく必要がある。
--------	--

今後の方向性	認定したかめやま人を対象にかめやま人ミーティングを継続して開催するとともに、かめやま人の活動を支援するため関連部署等との連携に向けた調整を図る。また、かめやま人キャンパスと公民館事業を基軸に様々な学びを提供し、各講座の実施に努める。
--------	--

亀山市生涯学習計画 令和8年度計画 調査シート

めざす姿	基本施策	具体的な施策		担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度の具体的な取り組み	R4～R7の進捗状況
①まちの魅力を共有する「学び」の推進		◆歴史文化資産を活用した郷土の学びの推進	地域で古くから守り受け継がれてきた後世に伝えるべき歴史・文化・自然などの遺産を歴史文化資産ととらえ、その魅力をテーマとした学びの機会を提供し、市民がまちの魅力に気づくことによって、自発的な郷土の学びや保全活動につながります。	まちなみ文化財G	東海道関宿まちなみ保存会や地域まちづくり協議会などの要望を受けて、例年では1～2回程度であった地元の歴史文化資産についての講座（行政出前講座）を8回実施し、延べ262名が参加した。	各地域まちづくり協議会や自治会等からの要望に対して、地元の歴史文化資産についての講座を継続的に実施し、歴史文化遺産の学びに対する機運を更に高めることが今後の課題である。	各地域まちづくり協議会や自治会等からの要望に対して、職員を積極的に派遣し、地元の歴史文化資産についての講座を行う。	A
				歴史博物館	企画展示では「初お目見え＆推しのIPPIN!」や「WokuWokuひろば 博物館で遊ぼう」を開催し、3,137人の来館があった。	企画展示では、多様な亀山市の歴史を実物資料で伝えるために、保管している博物館資料を活用し、今までは違う新たなテーマで展示することが必要である。	新たなテーマでの展示やインターネットでの情報発信に向け、デジタル技術を活用した収蔵資料の整理を行う。	A
				社会教育・スポーツG	出前教室（本町地区）で地区の歴史の講座を実施、また教養講座では、「かめやまはじまり物語」講座を実施した。	要望に応じた地域の歴史を伝えられるよう、地域ごとのテーマを深める準備を進める。	依頼を受ける際には、テーマについて、歴史博物館からのテーマや内容の提案を交えて具体的に打合せを行い、より地域に関係深い歴史内容を発信できるテーマ設定をする。	A
		◆地域の歴史を生かした学びの充実	地域ごとの魅力を再発見し、市民一人ひとりの郷土愛を育むため、学校教育や公民館講座、各地域まちづくり協議会における地域の学びなどの機会を活用して、市域の歴史を題材とした学びの機会を充実します。	まちなみ文化財G	東海道関宿まちなみ保存会や地域まちづくり協議会などの要望を受けて、例年では1～2回程度であった地元の歴史や文化財をテーマにした行政出前講座を8回実施した。	各地域まちづくり協議会や学校・自治会・地元団体等からの要望に対して、地元の歴史や文化財をテーマにした講座を継続的に実施し、歴史文化遺産の学びに対する機運を更に高めることが今後の課題である。	各地域まちづくり協議会、学校、自治会等からの要望に対して、職員を積極的に派遣し、地元の歴史や文化財をテーマにした講座を行う。	A
				歴史博物館	かめやま出前トーク（3回）や移動展示（2回）などにより、各地域ゆかりの歴史を題材とした学習の機会を提供した。	要望に応じた地域の歴史の話が提供できるよう、地域の歴史や文化等の知見を深める必要がある。	より地域に関係深い歴史内容を発信できるようにするため、依頼を受ける際に、聞き取りや打ち合わせをしっかりと行い、学びの機会を提供する。	B
				支援推進G	社会科や総合的な学習の時間において、地域の方をゲストティーチャーとして招き、地域にある歴史教材を活用した学びの機会を持つことができた。	地域の歴史教材の活用の仕方、ゲストティーチャーの人材発掘	各学校で総合的な学習の時間に活用した歴史教材についての学びができるよう年間計画に位置付けていく。	B
				社会教育・スポーツG	身近な地域の自然・景勝地などを探訪する講座や「かめやまはじまり物語」講座などを実施し、地域の自然環境や歴史を学ぶことで、あらゆる世代が地域に対する愛着心を育み自然・歴史文化などのまちの魅力の共有を図った。	自然・歴史文化などのまちの魅力を共有し、まちの魅力を次世代へ継承し地域への誇りを高める取り組みを行うとともに、地域のニーズに沿った講座として引き続き充実を図っていく必要がある。	次世代に向けた地域への愛着心を育むため、自然・歴史文化などのまちの魅力を共有するとともに、まちの魅力を次世代へ継承し地域への誇りを高める取り組みを創出する。	A
		◆亀山の自然を生かした学びの推進	市民が自然豊かな地域での暮らしに愛着を感じ、地域の自然環境への誇りを醸成するために、鈴鹿川等源流域の豊かな自然資源や市内の自然公園等を活用し、生物多様性や森林環境に関する学びに取り組み、自然との共生を軸とした持続的発展のための学びを推進します。	生物多様性・獣害対策G	ザリガニつり大会に約228名の方にご参加いただき、外来種に関する啓発を行った。一方、クリスマススズリづくり体験については、従来通りの開催方法で引き続き実施し、約50名の方が自然素材を使った工作体験をした。また、市民団体と行政で構成する亀山里山公園みちくさ管理運営協議会において、フォトコンテストおよび里山塾（年9回）を実施した。	イベント運用上のキャパシティもあり、イベントのみで自然に触れる機会の提供を促進することは難しい。日常的な来園者や団体利用増加を目指すつつ、揭示物や解説をとおして、「持続可能な社会を作るための観点としての自然との共生」についての学びを提供していく必要がある。自然共生サイトとして園内の生物多様性の価値を活かし、質の高い体験を提供する等に取り組んでいきたい。また、里山公園以外で行われる市民団体等による取組の支援も有効である。	来園者増加に取り組みつつ、「持続可能な社会を作るための観点としての自然との共生」について学ぶことができるよう、例年通りイベントを実施していく中で、揭示物や配布物、イベント時の情報提供方法を工夫等していく。また、里山公園に限らず、自然との共生をテーマにした学びを得る機会を創出するとともに、かめやま生物多様性共生区域に認定した区域を活用したイベントを検討する。また、市民団体の取組を支援する。	B
				農林政策G	みえ森と緑の県民税市町交付金事業にて市自然公園等を利用し、丸太切り体験や木工工作等のイベントを開催し計29名の市民に森林環境教育などの学習機会を提供しました。	今後も引き続きみえ森と緑の県民税市町交付金事業にて市自然公園等を利用し、イベントを開催し、森林環境教育などの学習機会を提供していきます。	今後も引き続きみえ森と緑の県民税市町交付金事業にて市自然公園を利用し、イベントを開催し、森林環境教育などの学習機会を提供していきます。	B
				観光・地域ブランドG	亀山7座トレイルイベントを年10回開催（参加人数99名）し、生物多様性や森林環境に関する学びに取り組み、自然との共生を軸とした持続的発展のための学びを推進した。	亀山7座トレイルイベントの規模を拡大していくために、亀山市地域社会振興会を事務局とした鈴鹿高等学校、石水溪観光協会で構成されている「亀山7座トレイル」登山道活用ネットワークの連携強化を図るとともに、他の自然資源を活用した体験型アクティビティを検討すること。	「亀山7座トレイル」登山道活用ネットワークの連携強化を図るとともに、トレイルイベントだけでなく、参加対象をファミリー層に広げたイベントの実施を検討し、自然観光の活性化につなげる。	B

めざす姿	基本施策	具体的な施策	担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度の具体的な取り組み	R4～R7の進捗状況
めざす姿1 地域を愛し、まちの魅力を誇れる「学び」	◆他地域との交流の推進	亀山市の魅力の再発見を行うために「伊賀・甲賀・亀山広域連携会議」など他地域との交流や亀山市の自然、歴史文化を生かした交流活動によって、まちの魅力の相互理解を深める取り組みを推進します。	政策調整G	「いこか連携ビジョン」が掲げる基本理念「広域連携による活力ある地域社会の実現」の具現化に向け、9つの分野別検討部会において、共通の地域課題の解消や相互理解を深める事業・取組を行った。また、2つの分野別検討部会（観光・交通）において、連携事業として令和8年度に予算化する事業の審査、採択を行った。	令和6年3月に改訂した「いこか連携ビジョン」に沿って、三市に共通する地域課題の解消や相互理解の深化に向け、継続して各分野別検討部会にて共通の地域課題の解消に向けた事業・取組を実施しているも、一部の分野別検討部会が活用しきれない状況があるため、その在り方について検討する必要がある。	三市共通の地域課題への対応及び広域交流・連携の推進に向け、それぞれの自治体を持つ地域資源を活用しながら、「いこか連携ビジョン」に位置付ける施策・事業を各分野別検討部会において進めるとともに、分野別検討部会の在り方について三市で協議、検討を進める。	B
			社会教育・スポーツG	伊賀・甲賀・亀山広域連携会議の取組として、伊賀市で青少年育成市民会議研修会・いこか連携交流会の開催を実施したことにより交流を深めた。	限られた時間の中で意見交流を行うことから、事前にテーマを設定して進めているが、各青少年育成市民会議の活動実態や構成が違うため、更に実践推進を図っていく必要がある。	テーマに基づく意見交換会を実施することとして、令和8年度は甲賀市で開催することにより、広域連携会議での連携を進める。	A
	②自然と歴史文化を守り伝える「学び」	◆自然と地域をつなげる人材の支援	生物多様性・獣害対策G	里山塾を年9回実施し、亀山の自然や生き物についてより親しむ機会を提供した。また、これらの講座において講師を務めた団体の活動も紹介し、希望した塾生が市民活動へ参加できるように努めた。	里山塾には、子どもを中心に意欲的な塾生の参加がある。こうした人材を、里山塾を修了した後、市民活動等に繋いでいく必要がある。水辺の活動については、積極的に受け皿となる団体があるものの、虫や植物など、多様な興味関心を持つ塾生を受入れられる団体が無い。	引き続き、里山塾で学んだ塾生を受け入れるよう、団体等との協議を続ける。また、これまで協議してきた団体以外にも、里山公園にて私的に観察を継続しているような個人との連携も模索していく。	B
			農林政策G	みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用して鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動に負担金を支出し支援することで、協議会主催のイベント・講座に165名が参加しました。	みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用して鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動支援を行います。	みえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用して鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動支援を行います。	A
			社会教育・スポーツG	中央公民館講座では、「七感に響く亀山」をテーマとした連続講座を開催し、自然に関する講座を開催した。また文化講座で、「花散歩」として地域の自然に関する連続講座を実施した。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップや、相談等の業務も必要となる。公民館講座については、ニーズに合った講座を展開していく必要がある。	次世代に向けた地域への愛着心を育むため、自然・歴史文化などのまちの魅力を共有するとともに、まちの魅力を次世代へ継承し地域への誇りを高める取り組みを創出する。	A
		◆地域の先人の学びの継承	歴史博物館	常設展やかめやま出前トーク（3回）等を通して市域の活躍した出身者を紹介し、学ぶ機会を提供した。	あまり知られていない人物についても関心を持ってもらえるように、機会をとらえて情報発信をしていく。	各講座や展示等において市域の出身者で広く活躍した人物の功績等を発信し、知ってもらう機会を提供するため、デジタル化など収蔵資料の整理を行う。	B
			社会教育・スポーツG	かめやま人の認定を受けた方を対象に、フォローアップ講座を開催し、地域に対する興味関心を高めるとともに、地域への愛着信を育んだ。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップや、相談等の業務も必要となる。公民館講座については、ニーズに合った講座を展開していく必要がある。	地域への愛着心を育むために、かめやま人の認定を受けた人を対象に、フォローアップ講座を実施する。	B
		◆地域文化を体感する機会の提供	生物多様性・獣害対策G	ザリガニつり大会に約228名の方にご参加いただき、外来種に関する啓発を行った。一方、クリスマスリースづくり体験については、従来通りの開催方法で引き続き実施し、約50名の方が自然素材を使った工作体験をした。また、市民団体と行政で構成する亀山里山公園みちくさ管理運営協議会において、フォトコンテストおよび里山塾（年9回）を実施した。	イベント運用上のキャパシティもあり、イベントのみで自然に触れる機会の提供を促進することは難しい。日常的な来園者や団体利用増加を目指しつつ、掲示物や解説をとおして、「持続可能な社会を作るための観点としての自然との共生」についての学びを提供していく必要がある。自然共生サイトとして園内の生物多様性の価値を活かし、質の高い体験を提供する等に取り組んでいきたい。また、里山公園以外で行われる市民団体等による取組の支援も有効である。	来園者増加に取り組みつつ、「持続可能な社会を作るための観点としての自然との共生」について学ぶことができるよう、例年通りイベントを実施していく中で、掲示物や配布物、イベント時の情報提供方法を工夫等していく。また、里山公園に限らず、自然との共生をテーマにした学びを得る機会を創出するとともに、かめやま生物多様性共生区域に認定した区域を活用したイベントを検討する。また、市民団体の取組を支援する。	B
			歴史博物館	国の重要文化財である開地蔵院において、6月と12月に移動展示を2回実施し、地域の歴史文化に触れることで、地位に対する愛着心を共有できている機会を提供した。	各種講座等で、地域の歴史文化や自然環境を体感できる講座についても検討する必要がある。	地域や団体等と連携し、社寺や伝承地などを身近に感じ、地域に愛着がもてるようなイベントや講座を開催できるよう、新たな資料の収集と収蔵資料の整理を行う。	B
			まちなみ文化財G	東海道関宿まちなみ保存会や地域まちづくり協議会などの要望を受けて、例年では1～2回程度であった史跡（鈴鹿関）や東海道の宿場などを紹介する行政出前講座を8回実施した。	各地域まちづくり協議会や自治会等からの要望に対して、地元の歴史や文化財をテーマにした講座を継続的に実施する必要がある。	各地域まちづくり協議会や自治会等からの要望に対して、職員を積極的に派遣し、地元の歴史文化を体感できる講座を行う。	A
	◆地域の世代間交流の推進	人同士のつながりをまちの健康ととらえ、子どもから高齢者までのあらゆる世代が、生きがいを感じながら自発的に地域に参画することができる世代間交流を推進します。	社会教育・スポーツG	公民館講座では、夏休み企画として親子や家族で参加できる講座を開催した。また、親子で参加するロボット講座や子育て中の方を対象とした講座（子育ての宝箱）などを開催し、子供から大人までが参加できる講座を行った。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップや、相談等の業務も必要となる。公民館講座については、ニーズに合った講座を展開していく必要がある。	公民館講座では、親子や家族で参加できる講座を開催するとともに子育て中の方を対象とした講座（子育ての宝箱）を開催し、子供から大人までが参加できる講座を行う。	A

めざす姿	基本施策	具体的な施策		担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度の具体的な取り組み	R4～R7の進捗状況
③「健康都市」の実現に向けた「学び」	◆生涯スポーツの推進	体力づくりや健康づくりのきっかけとして、市民が誰でも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、各種スポーツ団体等の関係機関が実施する各種教室や大会を支援し、生涯スポーツを推進します。		社会教育・スポーツG	総合型地域スポーツクラブが実施する教室や亀山市スポーツ協会の活動について、広報誌やホームページに掲載し支援した。また、スポーツ推進委員と誰もが気軽に参加できるニューススポーツ大会を開催した。	ニューススポーツ大会への参加者数が伸び悩んでいるため、周知方法等の検討を含め、市民が気軽にスポーツや運動に取り組める環境づくりに努める必要がある。	総合型地域スポーツクラブが実施する教室や各種スポーツ団体の活動について、広報誌やホームページを活用して支援を行う。また、より参加しやすくなるよう「ニューススポーツ体験会」を実施する。引き続き、スポーツ推進委員と連携して行政出前講座のメニューとして取り入れ、ニューススポーツの普及啓発に取り組む。	A
				文化・人権G	・市美術展を行い、902人の来場があった。 ・広報亀山句会（川柳、俳句）を開催し、654人の応募があった。 ・市文化会館の指定管理者である公益財団法人亀山市地域社会振興会による自主文化事業の実施（和太鼓洋楽器コラボコンサート等の鑑賞型事業、文化会館フェスタ、亀山ミュージカル等の参加型事業）を開催し、22,458人の参加・入場者があった。	引き続き、市主催事業（美術展、広報亀山句会等）や指定管理者である公益財団法人亀山市地域社会振興会が実施する自主文化事業により、文化芸術を鑑賞・体験・発表する機会の充実を継続する必要がある。	・市美術展の開催 ・広報亀山句会（川柳、俳句）の実施 ・市文化会館の指定管理者である公益財団法人亀山市地域社会振興会による自主文化事業（ピアノ・オペラ・落語等の鑑賞型事業、文化会館フェスタ、かめ・ぶん・フェス等の参加型事業）の実施	A
				図書館	文化芸術の鑑賞・体験に繋がる多様なイベントや展示を行い、関連図書資料の展示やブックリストの配布を行った。	関係団体等と連携し文化芸術に触れるイベントや展示を行う際には、その機会を利用して、読書活動に繋がる取組を効果的に行う必要がある。	関係団体等と連携し、文化芸術関連のイベント等を実施するとともに、その機会を利用して、読書活動に繋がる取組を効果的に行う。	A
				健康増進G	<食生活改善推進協議会の活動> ・市民伝達講習会(5回：延べ89人参加) ・地区伝達講習会(30回：延べ303人参加) <管理栄養士と健都サポーターの活動> ・地域の栄養教室(2回：延べ40人参加)	健康と食に関する学びを推進するため、食に関する団体等と連携し、市民を対象とした食の健康教育の推進に努める必要がある。	令和6年度に作成した「かめやま健康レシピ」を普及させるため、管理栄養士が中心となり、健都サポーターや食生活改善推進協議会と協力・連携して、地域などで健康と食に関する学びを推進する健康教育を実施します。	A
				社会教育・スポーツG	中央公民館講座では、食に関する講座である、「匠の手から学ぶすし」、「匠の手から学ぶ中華料理」、未就学児の保護者を対象に「苦手なものを食べる工夫」の講座を開催した。また、健康に関する講座では、ピラティスやエアロビクス、ヨガなどの講座を開催した。	公民館講座について、市民のニーズに合った食と健康づくりのための講座を展開していく必要がある。	公民館講座では、ピラティス、エアロビクス、シニア向けのヨガ、バランスボール、健康のど体操や、匠の手から学ぶすし、匠の手から学ぶ中国料理など食と健康に関する講座を開催し、健康な生活を維持できるような講座を開催する。	A
				健康増進G	かめやま健康都市大学第三期として、健康、食、運動コースごとに講座を実施し、受講者数のべ207名のうち116名が修了した。	地域での健康活動の拡大に向け、かめやま健康都市大学の新規受講者を獲得するなど、若い世代に受講していただけるような一層の工夫が必要である。	受講生だけでなく、どなたでも参加が可能（年齢制限なし）なオープンキャンパスを実施することで、次年度の受講につながるよう大学を紹介します。	A
	◆地域のニーズに沿った公民館講座の実施	各地域まちづくり協議会と連携して、地域の歴史や健康体操、創作教室など、受講者の自発的な学びのきっかけとなるような、地域のニーズに沿った公民館講座を実施します。		社会教育・スポーツG	公民館講座では、各地域まちづくり協議会と連携して、地域の歴史や健康体操、音楽鑑賞、創作教室など、受講者の自発的な学びのきっかけとなるような、地域のニーズに沿った公民館講座を実施した。	公民館講座について、地区によって参加者が少ない講座があり、アンケートや聞き取り調査などを行い、地域のニーズに沿った講座を行う必要がある。 健康体操については、福祉部署との講座と同様の内容にならないよう調整を行う必要がある。	各地域まちづくり協議会と連携して、地域の歴史や健康体操、音楽鑑賞、創作教室など、受講者の自発的な学びのきっかけとなるような、地域のニーズに沿った公民館講座を実施します。	A
				社会教育・スポーツG	鈴鹿峠自然の家及び天文台「童夢」では、地域の資源を活かした、宿泊体験学習や星のイベントを実施した。	施設の有効的な活用と保存に努めていく必要がある。	星のイベントの実施、また社会教育団体のイベントを実施する。（野外体験学習、サマーキャンプ等）	A
				観光・地域ブランドG	亀山地域社会振興会等と連携して亀山7座トレイルイベントを開催した。また、観光プロモーション推進事業において、三重県観光連盟と連携して、石水溪キャンプ場やかぶとの森テラスなど観光コンテンツの情報発信に努めた。	地域資源を生かした学びの機会を提供するための、体験型観光コンテンツを充実させること。	引き続き亀山市地域社会振興会などとの連携して亀山7座トレイルを開催する。また、亀山版グリーンツーリズムを展開するため、三重県観光連盟との連携やSNSなどの活用により情報発信に努めるとともに、モニターツアーの検証を踏まえ、体験型観光コンテンツを発掘、造成する。	B
				農林政策G	市の出前トークや茶業組合によるお茶の淹れ方教室や茶摘み体験を実施し（13回計399人）、本市特産の茶に親しみ学ぶ機会を提供しました。	今後も引き続き市の出前トークや茶業組合によるお茶の入れ方教室などを通じて、本市特産の茶に親しみ学ぶ機会を提供していきます。	出前トークやお茶の入れ方教室などを通じて、本市特産の茶に親しみ学ぶ機会を提供します。	A
				まちなみ文化財G	東海道関宿まちなみ保存会や地域まちづくり協議会などの要望を受けて、例年では1～2回程度であった史跡（鈴鹿関）や東海道の宿場などの地域資源について紹介する行政出前講座を8回実施した。	各地域まちづくり協議会や自治会等からの要望に対して、地元の文化財等の地域資源について紹介する講座を継続的に実施する必要がある。	各地域まちづくり協議会や自治会等からの要望に対して、職員を積極的に派遣し、地元の文化財等の地域資源について紹介する講座を行う。	A
				支援推進G	地域の方をゲストティーチャーとして活用し、充実した体験学習活動を行うことができた。	ゲストティーチャーの固定化や高齢化等、ゲストティーチャーを招聘する学校の偏りがある。	学校で招聘したゲストティーチャーを研修会等で紹介するなどの交流を行い、偏りを解消しながら、学校における総合学習・地域学習を地域全体での取り組みを支援する。	A
④「地域の学び」の推進	◆総合学習・地域学習の支援	学校における総合学習や地域学習の支援を進めるため、地域の指導者や各種講座の修了生などのゲストティーチャーを活用し、学校における総合学習・地域学習を地域全体で支援します。		支援推進G	地域の方をゲストティーチャーとして活用し、充実した体験学習活動を行うことができた。	ゲストティーチャーの固定化や高齢化等、ゲストティーチャーを招聘する学校の偏りがある。	学校で招聘したゲストティーチャーを研修会等で紹介するなどの交流を行い、偏りを解消しながら、学校における総合学習・地域学習を地域全体での取り組みを支援する。	A

めざす姿	基本施策	具体的な施策		担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度の具体的な取り組み	R4～R7の進捗状況
めざす姿2 地域と一体的に推進する「学び」	①地域・家庭の学びの展開	◆博学連携による地域の学びの推進	子どもたちの地域への関心を高めるため、歴史博物館と学校の連携による亀山子ども歴史館ホームページや貸出しユニットなどを充実させ、地域の歴史文化の教材化を支援して学校における地域学習を推進します。	支援推進G	歴史博物館と学校との連携を回り、亀山子ども歴史館HPの閲覧や貸出しユニット等の活用し、学校における地域学習を進めることができた。	利用する貸出しユニットが固定化されてきているため、新たな貸出しユニットがあれば学校に周知する必要がある。	研修会や校長会等で貸出しユニットの紹介をする機会を設けるなど、学校へ周知を回り、学校における地域学習への取り組みを支援する。	A
				歴史博物館	出前授業14回・来館学習5回、歴博貸出しユニット10回の利活用等により、学校や地域の歴史学習を支援した。 また、小中学校長会での情報提供とともに、教員研修を1回実施し、授業に利用してもらえるよう博物館資料を活用した地域の歴史を知る機会を提供した。	子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組として、実物を見て学習する機会の提供を継続することが必要である。	博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、出前授業を充実させるとともに、歴博貸出しユニットを活用して子どもたちの地域の歴史を知る学習を支援する。	A
				歴史博物館	亀山市史のシステムの改善を行い、全体の配信が途切れて見れなかった亀山市史民俗編の動画が見れるようになった。また、各種展示の開催や講座等の開講、学校地域との連携事業等をホームページに掲載し、地域の歴史に関する実物資料や歴史と出会える機会を発信した。	ホームページの内容の充実を回り、より多くの人が活用しやすい情報発信に取り組む必要がある。	共同研究先である同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターと亀山市史の改修を含め、博物館資料のデジタル・アーカイブ化に向けて取り組む。また、より多くの人に開かれた博物館となるよう、引き続き博物館の活動や博物館資料の情報発信について、SNS等様々な方法を活用して行っていく。	B
		◆親の学びの推進	子どもの基本的生活習慣の確立や自己肯定感向上を基軸とした、家庭教育の重要性や考え方の共有を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校それぞれで、食育や読み聞かせ等をテーマとした家庭教育出前講座を開催し、親の学びを推進します。	社会教育・スポーツG	令和7年度も1学期と2学期に「かめやまお茶の間10選（実践）」強化週間を設定し、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校の全保護者に協力を依頼した。	小中学校の保護者には、「つながる連絡」を活用して、依頼文やアンケート等を配信したが、回答率は大幅に下がった。	「つながる連絡」を活用したlineの配信は、見過ごされることが多いので、たより等の配布も視野に入れながら、強化週間でより周知してもらえるよう工夫する。	A
				社会教育・スポーツG	家庭教育出前講座は7園（159人参加）で、家庭・地域の教育力向上事業は3校で実施した。	家庭教育出前講座では7つのメニューを用意しているが、令和7年度は申し込みが3つのメニューに偏ってしまったので、満遍なく申し込んでもらえるよう工夫する必要がある。	保護者のニーズの把握に努め、魅力ある講座の開設を模索するとともに、より多くの園から申し込んでもらえるよう、園長会等で依頼していく。	A
				社会教育・スポーツG	就学時健康診断の際に、「朝ごはんバランスシート」や「ババマ読んで」、「かめやまお茶の間10選（実践）」リーフレットを全保護者に配付し説明した。	全ての保護者に配付資料が行き渡るよう、今後も継続していく必要がある。	必要に応じて配付する資料の見直しを行うと共に、保護者により分かりやすく説明できるよう努める。	B
	②地域で支える子育ての学びの展開	◆発達段階に即した共通カリキュラムの実践	児童生徒の基本的生活習慣の確立と自己肯定感の向上を図るために、「亀山市保幼認共通カリキュラム」や「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を活用した一貫した就学前の教育・保育の持続的実践に取り組めます。	社会教育・スポーツG	「共通カリキュラム」や「接続カリキュラム」を活用し、就学前教育・保育と小学校教育におけるスムーズな接続を継続していく必要がある。	引き続き、「亀山市保幼認共通カリキュラム」や「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を活用し、一貫した就学前の教育・保育を計画的・持続的に取組を進める。	A	
				支援推進G	「亀山市保幼認共通カリキュラム」や「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を活用し、一貫した就学前の教育・保育を計画的・持続的に取組を進めることができた。			
		◆子育てに関する情報の一元化と充実	子育てに関するイベントや講座、家庭教育啓発物等の多様な情報を一元的に市ホームページに集約して発信を進め、家庭教育に関する情報を得やすい環境整備を進めます。	社会教育・スポーツG	「かめやまお茶の間10選（実践）」強化週間2025集計結果をまとめ、市ホームページにUPすると共に、その旨を記載した概要版を作成し、全保護者に配付・配信した。	より多くの保護者にHPを見て頂けるよう、機会を捉えて発信・周知に努めていく必要がある。	「かめやまお茶の間10選（実践）」強化週間2026集計結果を作成し市HPにUPすると共に、その旨とQRコードを記載した概要版を作成し、全保護者に配付・配信する。	A
				社会教育・スポーツG	中央公民館「子育ての宝箱」講座において、子育て世代を対象とした講座を開催し、子育て世代の方の交流の場づくりにも	子育て世代の方のニーズにあった講座を開催する必要がある。	中央公民館講座では、親子で参加できる講座や子育て中の方を対象とした講座（子育ての宝箱）などを開催し、子育て世代が参加できるような講座を開催する。	A
		◆子育て学習や子育てサークル活動の支援	地域子育て支援センターなど子育て世帯が交流する場所を活用し、共通する話題や悩みなどを持つ子育て世代同士がつながり、交流を深められるよう、子育てサークル活動への支援を行うとともに、活動団体同士の交流の場づくりを行います。	保育サポートG	子育て支援センターの公立2施設での行事の開催やその周知を行い、民間3施設への支援を行うことで、子育て世帯の交流の場の提供、相談体制の確保を行った。	子育てサークル活動団体との連携を検討していく。	「亀山市公式LINE」等を活用し、市内の子育てサークル活動の情報発信や、イベントの共催等を検討していく。	A
				社会教育・スポーツG	インフルエンザ等の感染症による学級閉鎖等により、一部中止となった放課後子ども教室もあったが、全小学校区で実施することができた。	放課後子ども教室のコーディネーターを年2回程度招集して、放課後子ども教室での諸課題や今後に向けた方向性などの共有を行っているが、一部の小学校区では、運営に関わる人の高齢化や人材不足があり、今後はどのように人材の確保していくかの課題などがある。	全小学校区において引き続き、放課後子ども教室の持続的な運営を行うとともに、放課後児童クラブと十分な連携を回り、体験学習や地域の人との交流活動を通じて、児童が安心して過ごすことができる場を創出していく。	A
				社会教育・スポーツG	・中央公民館講座では、親子で参加できる講座や子育て中の方を対象とした講座（子育ての宝箱）などを開催し、子育て世帯が参加できるような講座を開催した。 ・かめやま人キャンパスまちのせんせい養成講座では、地域で活躍できるような人材育成のための講座を開催した。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動するため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップや、相談等の業務も必要となる。公民館講座については、ニーズに合った講座を展開していく必要がある。	中央公民館講座では、親子で参加できる講座や子育て中の方を対象とした講座（子育ての宝箱）などを開催し、子育て世帯が参加できるような講座を開催する。 かめやま人キャンパスにおいて、心理学の連続講座を開催し、地域で子育て世代の悩みの相談ができる人材育成に努める。	A
◆子育て支援のすそ野の拡大	地域の人々が子育て世帯を支えることができるよう、ファミリー・サポート・センターの実施する子育て支援員研修や公民館講座での人材育成に努めます。	社会教育・スポーツG	「子育て支援員研修」を子育て支援「かめのこ」に委託して実施した。ファミリー・サポート・センターなどで子育てを支援する人材を増員するため、研修の案内を庁内外各所に配置するとともにLINE等による周知を行った。	ファミリー・サポート・センターの援助会員より活動してくれる受講者を増やしていく必要がある。	引き続き「子育て支援員研修」を実施し、実施について積極的に周知し、受講者を増やすことで子育て世帯を支えることのできる人材の確保に取り組む。また、育成した方が実際にファミリー・サポート・センターの援助会員になってくれるよう働きかける。	A		
		子ども総務G						

めざす姿	基本施策	具体的な施策	担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度の具体的な取り組み	R4～R7の進捗状況
		◆SNSを活用した子育て世帯の交流促進 子育てに関するイベントや子育てサークルの活動など様々な子育てに関する情報について、SNSなどICT技術を活用した多様な情報発信を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。	保育サポートG	「亀山市公式LINE」や広報等を活用し、地域子育て支援センターの行事の紹介や子育てに関する情報を定期的に発信した。	「亀山市公式LINE」や広報等を活用し、引き続き様々な情報を発信する必要がある。	「亀山市公式LINE」など、様々なツールを活用し、子育てに関する情報発信を行い、子育て世帯が交流の機会を得られるよう支援する。	A
	③『亀山っ子』市民宣言の具現化	◆『亀山っ子』市民宣言の意識共有 『亀山っ子』市民宣言の意味と市民の役割の理解共有を図るとともに、その実践活動への支援を行います。	社会教育・スポーツG	実践活動への支援を行い、地域で子どもの健全な育成に参画する人のネットワークを活用し、子ども育成者の資質向上のための学びの機会の提供を推進した。	「亀山っ子」市民宣言の具現化行動であるサマーキャンプ、親子ふれあいデー、明るい家庭づくり作文コンクール、親子ふれあい教室、親子読書感想画コンクール等を再検討し、よりニーズに合ったものにする必要がある。	引き続き、実践活動への支援を行い、地域で子どもの健全な育成に参画する人のネットワークを活用し、子ども育成者の資質向上のための学びの機会を提供する。	A
		◆地域の子ども育成者づくりの推進 地域で子どもの健全な育成に参画する人のネットワークを活用し、子ども育成者の資質向上のための学びの機会の提供を推進します。	社会教育・スポーツG	亀山市子ども会育成者連絡協議会に加入する各単位子ども会から1名ずつと亀山市青少年育成指導委員を対象に、指導者・育成者研修会を開催した。	今後も、参加者全員が救命救急講習においてAEDの扱い方を習得できるよう、AEDの数と時間を確保する必要がある。	参加者全員が救命救急講習においてAEDの扱い方を習得できるよう、AEDの数と時間を確保して指導者・育成者研修会を開催する。	A
		◆青少年リーダーの育成と子どもの役割づくりの推進 サマーキャンプや宿泊体験学習などの実践活動を通じた青少年リーダーの育成を行うとともに、活動の中での成功体験を通じて子どもの自己肯定感を高める取り組みを推進します。	社会教育・スポーツG	市子連事業の運営補助をしてもらう中学生のジュニアリーダーや青少年育成市民会議のサマーキャンプにおける高校生のリーダー、中学生のサブリーダーを募集し、様々な体験活動を通じて異年齢交流を促進した。	亀山市子ども会育成者連絡協議会のジュニアリーダーの募集は各事業毎に行うのではなく、年間を通して登録するシステムに変更したが、ジュニアの参加状況が減少傾向にあるため、募集方法を改善する必要がある。	引き続き、市子連事業の運営補助をしてもらう中学生のジュニアリーダーや青少年育成市民会議のサマーキャンプにおける高校生のリーダー、中学生のサブリーダーを募集し、様々な体験活動を通じて異年齢交流を促進する。	A
		◆親子の交流の場の創出 家族の絆や世代を超えた交流を推進するため、亀山市青少年育成市民会議や亀山市子ども会育成者連絡協議会の各種事業や、かめやまげんきこフェスティバル等における、親子で参加できる交流の場づくりに取り組みます。	社会教育・スポーツG	幼保認・小学校の保護者に市民宣言に関するアンケートを実施すると共に、市民会議育成部会や子ども会育成者連絡協議会において親子で参加できる事業を開催した。	よりニーズに応じた親子で参加できる事業計画が必要である。また、市民会議では役員の高齢化が進んでいるため、後継者の育成が急務である。	アンケートの実施を継続するとともに、市民会議育成部会や子ども会育成者連絡協議会において、より魅力のある親子で参加できる事業を計画する。	A
		◆実践的な学びの機会の提供 かめやまキャンパスにおいて、地域の課題解決と活性化のために、市内外で活躍している団体等と連携して、グループ学習やフィールドワークを中心とした実践的な学びの機会を提供します。	社会教育・スポーツG	中央公民館では、「七感に響く亀山」講座や「花散歩」講座を開催し、市内の公園や溪谷において、薬草やキノコや野鳥観察などフィールドワークを中心とした学びの機会を提供した。	「かめやまキャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップや、相談等の業務も必要となる。公民館講座については、ニーズに合った講座を展開していく必要がある。	中央公民館では、「亀山ネイチャアカデミー」講座や「花散歩」講座を開催し、フィールドワークを中心とした学びの機会を提供する。	A
	①かめやまキャンパスを核とした学びの循環の創出	◆地域課題に取り組む人材の育成 学びの成果を地域の課題解決に生かすことができるよう、かめやまキャンパスを核とした学習体系の充実を進めることにより、地域で活躍できる人材を育成します。	社会教育・スポーツG	・かめやまキャンパスまちのせんせい養成講座とまちのインフルエンサー養成講座を開催し、地域で活躍できる人材の育成に努める。 ・かめやま人の認定を受けた方を対象に、フォローアップ講座を開催した。	「かめやまキャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップや、相談等の業務も必要となる。公民館講座については、ニーズに合った講座を展開していく必要がある。	かめやまキャンパスを開催し、地域で活躍できる人材の育成に努める。	A
		◆学びの成果を生かせる場の創出 かめやまキャンパスのカリキュラムを修了した「かめやま人」の活動を支援し、フォローアップ講座等を通じた「かめやま人」同士の連携促進に努めるとともに、関係部署や地域団体等と連携することで、学びの成果を生かせる場を創出します。	社会教育・スポーツG	かめやまキャンパスについては、第1期から第2期への展開を図ることができた。第1期「かめやま人」17人に対して、フォローアップ講座を実施し、中央公民館講座等の講師や行政委員として登用するなどの支援等を行った。	第1期「かめやま人」の今後の活動を支援するため、中央公民館や行政関連部署・各関係団体と連携するとともに、かめやまキャンパスの諸活動の発信を継続して行っていく必要がある。	かめやまキャンパス事業と中央公民館事業を基軸に、大学や研究機関・行政関連部署との連携を進めながら、主体的に地域課題を見つけ、その課題の解決に取り組む人づくりや仲間づくりを進めることで地域の活性化につげるとともに、学び手から学びの担い手となる学びの循環を創出する。	A
		◆地域の担い手の育成 各地域まちづくり協議会と連携して「地域担い手育成研修」を開催するなど、地域で活躍できる地域リーダーの発掘及び育成に努めます。	地域まちづくりG	会議ファシリテーション研修を3回実施した。研修の一環として亀山市地域まちづくり協議会連絡会議のサロンを組み込み、研修で学んだ対話によるまちづくりの実践の機会とした。また、地域のmiraいづくりアカデミーを3回実施した。昨年度までの講師から変更し、より担い手不足にアプローチする内容とした。両研修を通じた受講者は延べ103人であり、これまでの受講者の中から令和7年度に1人が地域まちづくり協議会の役員に就任した。なお、研修の周知にあたっては、令和7年度に新たに設置された亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぶらっと」での「ぶらっとカフェ15」にてPRし、新たな参加者層の確保に努めた。	より地域の課題に即した研修となるよう、地域のニーズに合わせた研修内容や実施方法を検討する必要がある。	「担い手不足の解消」などの地域が直面する課題をテーマに、地域人材の育成・確保を目的とした地域のmiraいづくりアカデミーを実施する。また、地域まちづくり協議会の意義や役割などについて学び、地域におけるまちづくりの重要性を啓発する勉強会を開催する。	B

めざす姿	基本施策	具体的な施策		担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度の具体的な取り組み	R4～R7の進捗状況
めざす姿3 地域で活躍する人材を育む「学び」	②学びの循環による地域活動の推進	◆歴史や伝統を継承する担い手の育成	祭礼や伝統行事など、歴史的風致を形成している地域固有の歴史や伝統を継承する担い手や、開宿伝統的建造物群保存地区の保存に関わる技術者・技能者の育成に努めます。	まちなみ文化財G	開宿「関の山車」保存会が開小学校やアスレで行う関の山車に関する学習会やお囃子等体験会の企画・運営について支援した。（関小学校2回、アスレ2回） 令和6年度の開宿重要伝統的建造物群保存地区選定40周年記念事業で初めて開催した、開小学校の児童を対象とした「子どもワークショップ」を令和7年度も引き続き2回開催し、開宿の将来を担う子供の育成に繋げた。 開宿の歴史を後世に伝えるため、東海道開宿まちなみ保存会と共に開宿かるた大会（大人の部・子どもの部）を昨年引き続き開催し、開宿のまちなみ保存の意識向上を図ることができた。 文化財施設において、市内の小中学校等が行う開宿の見学行事（社会見学等）に対し、説明等の対応を行った。（市内の小中学校等4回） 開宿における伝統的建造物群保存修理修景事業を通して、現場見学会を開催し、建築士や技能者の養成を行った。 大阪・関西万博では、「三重のおまつり大集合！MIEフェスティバル IN EXPO」へも出演し、無形民俗文化財である「関の山車」を世界へ向けてPRを行った。	地域文化財等の伝承を図るため、地元の子供たちのお囃子の練習や成果披露の会場として関の山車会館を活用しているが、少子高齢化等による文化財保存伝承活動の担い手不足を解消することが今後の課題である。 建築士や技能者の養成のため、活動の場である伝統的建造物群保存修理修景事業等を継続的に実施する必要がある。 大阪・関西万博への出演を契機にし、祭礼や伝統行事などをPRするためのイベント等への積極的な参加が今後必要である。	地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施を開の山車会館で継続して行い、文化財等の担い手を育成する。 当初は令和6年度の開宿重要伝統的建造物群保存地区選定40周年記念事業の一環として一時的に開催した「開宿かるた大会（子どもの部）」についても、引き続き関の山車会館において開催を予定している。 地元保存会が開催する公開講座等へ将来を担う子供たちの参加を促進させ、地域社会全体で文化財等を継承し人材育成を行う。 今年度も引き続き、技術者・技能者の育成に努めるため、伝統的建造物群保存修理修景事業等を継続して実施し、現場見学会を開催する。	A
		◆市民企画講座の推進	地域にとって必要な学びを自発的に実施できる環境を創出するため、市民や市民団体が自ら企画提案して講座や研修などが行えるよう、開催のための支援を行います。	社会教育・スポーツG	かめやま人認定者が企画して、公民館講座などを実施するための相談・支援を行った。	かめやま人認定者が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップや、相談等の業務も必要となる。	中央公民館講座等において、かめやま人認定者が企画して、講座などを実施するための相談・支援を行う。	B
		◆指導者の育成と活躍の機会の創出	スポーツや文化芸術活動の更なる活性化に向け、講習会や研修会などの機会を通じて指導者を育成するとともに、市内で指導者として活躍できる機会を創出します。	社会教育・スポーツG 文化・人権G	・かめやま人の認定を受けた方を対象に、フォローアップ講座を開催した。 ・今年度も市文化会館の指定管理者である公益財団法人亀山市地域社会振興会による自主文化事業（さいまつコンサート及び亀山ミュージカルワークショップ成果発表公演等）に市文化大使が参加し、指導者の育成や、後継者の育成、定着に取組んだ。 ・令和6年度から配置している文化芸術活動団体の支援職員が、申請手続き支援などの事務支援や運営補助などの運営支援を行い、文化芸術活動の活性化に寄与した。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップや、相談等の業務も必要となる。公民館講座については、ニーズに合った講座を展開していく必要がある。 指導者や後継者の育成や定着に、継続的かつ計画的に取組む必要がある。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図れるよう調整する。 ・さいまつコンサート、亀山ミュージカル人材育成のためのワークショップ、文化会館フェスタ等指導者の育成や定着につながる市文化会館の指定管理者である公益財団法人亀山市地域社会振興会による自主文化事業の実施 ・文化芸術活動団体の事務支援職員による文化芸術活動の活性化につながる支援の実施	A
	③地域産業に参画する人材の育成	◆地域ブランド創出事業の推進	地域の魅力を戦略的に発信するために、地域ブランディングを推進するとともに、地域ブランドの創出に向けた人材育成を進めます。	観光・地域ブランドG	大阪・関西万博や泉佐野市等でのPRイベントにおいて、亀山ブランドを含む地元産品のPR販売を行うことで、地域ブランディングを推進したとともに、伴走型支援として個別相談会を行い、事業者のブラッシュアップに努めた。	亀山ブランドを通じて、市の魅力を戦略的に情報発信すること及び事業者に必要な支援を行いブラッシュアップにつなげること。	コミュニケーション戦略に基づき、引き続き市内外の人々に情報発信を行い、また、地域ブランドの創出に向けた人材育成や事業者同士をつなげる支援メニューを検討する。	B
		◆コミュニティビジネスの創出と支援	学びの成果をビジネスに活用し、地域の活性化につなげるため、かめやま人キャンパスや商工会議所の創業塾等と連携して、コミュニティビジネスの創出と支援に取り組みます。	社会教育・スポーツG 商工業振興G	・かめやま人の認定を受けた方を対象に、フォローアップ講座を開催した。 4回シリーズで経営のノウハウを学べる創業塾には15人が参加し、にぎわいの創出に向けて関係機関と連携して支援をした。また、過去に創業塾を受講された方も含め、4人の方が市内で創業し、地域における新たな創業や雇用の創出に寄与した。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップや、相談等の業務も必要となる。公民館講座については、ニーズに合った講座を展開していく必要がある。 多くの人に創業塾を受講していただき、市内での新たなビジネス創出につなげていくことが課題である。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図れるよう調整する。 今後もより多くの人に創業塾に参加していただくため、創業塾を受講して実際に創業された方の講話も交え、参加者のネットワークづくりに取り組んでいく。	B

めざす姿	基本施策	具体的な施策	担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度の具体的な取り組み	R4～R7の進捗状況
④高等教育機関等との連携	◆地域産業の担い手を育てる環境づくり	職場体験やインターンシップによる、若年層のキャリア教育に取り組むとともに、産学官民連携によって地域と様々な主体をつなげる人材を育成することで、地域産業の担い手が育ちやすい環境づくりを推進します。	商工業振興G	雇用対策協議会の活動において、亀山高校の進路ガイダンスに参加し、地元企業が生徒に企業の魅力をPRし、地元雇用の確保に努めた。	市内企業は人員確保に苦慮していることから、学生時代から市内企業に興味を持ってもらえるような情報発信をしていく必要がある。	市内企業のPRに努めるとともに、地元雇用の確保に努める。	B
			社会教育・スポーツG	中学生の職場体験を実施することにより、地域と密着した人材育成に繋げることができた。	若年層のキャリア教育に取り組んではいけるものの、地域産業の担い手を育てるところまでは至っていない。具体的な方策を考える必要がある。	地域と繋がる人材育成に積極的に取り組み、地場産業に参画する人材を育成する。	B
	◆リカレント教育の推進	大学等の高等教育機関と連携し、一人ひとりのライフスタイルに応じて求められる知識・技術を身に付けられるようリカレント教育の推進を図ります。	社会教育・スポーツG	地域の方との触れ合いと人に教えることを学ぶ機会とする。公民館講座パソコン教室における講師を依頼し、ワード、エクセル講座を開催した。（亀山高等学校、徳風高等学校）また、徳風高校教師・生徒によるドックケア講座を実施した。三重大学ロボコン部による親子のロボット教室を開催した。	高校の高等教育機関の教師等の事情により、開催日程等の調整で難航することがあるため、学校との連携・調整に努める必要がある。	中央公民館講座では、亀山高校、徳風高校との連携した講座を開催する。	A
			社会教育・スポーツG	サマーキャンプ実施し、学生の参画を依頼することができ、大学生・高校生・中学生の連携した学びの機会確保に繋げることができた。	多世代交流のためサマーキャンプがあるが、その他にも学生の参画を得て、学びの機会の充実を図る必要がある。	青少年育成市民会議で実施するサマーキャンプにおいて高校生、大学生との連携を行うとともに、亀山高校等において、公民館講座を実施する。	A
			文化・人権G	第21回ヒューマンフェスタin亀山において、実行委員会には市内教職員代表、校長会代表、亀山高等学校及び徳風高等学校が参画した。企画内容は、様々な年齢層が参加しやすい各種団体と連携して計画した。当日は、亀山高等学校フレンドリークラブが「子どもの人権」をテーマに全体会で提案を行うとともに、その後のディスカッションに参加した。	ヒューマンフェスタへの引き続き市内高校生等の参画を促進するとともに、参画機会の充実を図る必要がある。	・市内小中学校及び高等学校等の教育機関と連携したヒューマンフェスタの開催	A
			社会教育・スポーツG	サマーキャンプを実施することにより、大学生・高校生・中学生の連携した学びの機会確保に繋げることができた。	ニューノーマルにおける学びの形として、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようデジタル技術を活用した誰もが参加できる学びの環境の整備を更に拡大していく必要がある。	かめやま人キャンパス事業と中央公民館事業を基軸に、学びの情報の一元的な発信を継続し、学びの場を保障できるようデジタル技術を活用した誰もが参加できる学びの環境の整備を更に拡大していく。	B
			社会教育・スポーツG	サマーキャンプ実施することにより、大学生・高校生・中学生の連携した学びの機会確保に繋げることができた。	多世代交流のためサマーキャンプがあるが、その他にも学生の参画を得て、学びの機会の充実を図る必要がある。	青少年育成市民会議で実施するサマーキャンプにおいて高校生、大学生との連携を行う。また、様々な機会を通じて教育機関との連携を図る。	B
①新図書館を核とした市民読書環境の充実	◆読書活動ネットワークの構築	新図書館を核として地域や学校などを含めた読書活動ネットワークを構築し、身近な読書環境づくりを推進します。	図書館	出張図書館として地域イベントに参加した他、地域の拠点においてリサイクル雑誌の設置を行った。学校連携による地域資料の図書館展示や社会見学・職場体験、おはなし会の機会を通じてネットワークを構築した。	地域読書活動拠点等への訪問が限定的であったため、今後新たに拠点を設置するなど、拠点の整備、充実を図る必要がある。	地域の読書活動拠点を拡充することにより身近な読書環境を整える。また、担当部署・学校と連携することにより、子どもの読書環境づくりの推進を継続して行う。	B
	◆図書館サービス実施計画の推進	あらゆる世代が読書に親しむ環境を創出し、交流が生まれる新しい学びを展開するため、図書館サービス実施計画に基づき、新図書館に付与される機能に即して求められるサービスの充実を努めます。	図書館	テーマ展示やミニ展示を継続し、市の動きや時事に合わせ、展示内容の拡大を行った。セミナーや展示、ワークショップ等を実施し、読書活動を核とした交流の場を提供することができた。	図書館サービスに対するニーズ把握を行い、サービスの充実には必要がある。データベースや外国語資料など幅広い資料の周知案内などを行う必要がある。	行政、図書館ボランティア、市民活動団体等と連携し、イベントや展示を実施するとともに、サービス実施計画の検証、改定を行い、図書館資料の周知、認知度の向上に繋げる。	A
	◆読書バリアフリーの推進	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に基づき、読書環境整備、郵送貸出や対面朗読サービスの実施など、読書バリアフリーの視点に立ったサービスを進めます。	図書館	大活字本の蔵書拡大や図書館ボランティア団体「朗読奉仕会」とサービス拡大について意見交換を行った。点字付き寄贈圖書を展示した他、小学生のユニバーサルデザイン学習を受け入れ、改善点など見直しを行った。	読書バリアフリーの視点に立ったサービスの提供について、認知度を上げるために周知方法を工夫する必要がある。	読書バリアフリーの視点に立ったサービスの周知、大活字本やオーディオブック、ＬＬブックなどの障がい者利用資料の利用促進に繋げる取り組みを行う。	B
	◆子ども読書活動推進計画の実践	次世代を担う子どもたちの豊かな心と生きる力を育むために、「子ども読書活動推進計画」に基づいて、ブックスタート事業や図書ユニットによる巡回貸出システムを活用し、子どもの自発的な読書活動を支える環境づくりに努めます。	図書館	保育園等への出張おはなし会や、図書館の本を学校図書館で借りられる「ほんくる。」を継続し、学校図書館の実情に合わせた効率の良い方法に改善した。	社会見学等の機会やニュースレターを活用し、子どもの読書意欲の向上に繋がる取り組みを行う必要がある。「ほんくる。」の利用実績を拡大するため、担当部署・学校との連携を強化し利用促進に繋げる必要がある。	社会見学等を有効に活用し、読書手帳「ほんろぐ」の紹介をするなど、子どもの読書意欲をより高められるような案内を行う。また、「ほんくる。」の利用促進のため、担当部署・学校と連携して積極的に周知を行う。	B
	◆「生涯学習の拠点」の整備	インターネット環境の整備や多様な分野の活動成果を発表できる場の提供など、様々な市民活動のために必要な機能を備えた新図書館を整備し、市民の生涯学習の拠点としての機能の向上を図ります。	図書館	作家等の講演会開催や行政連携、市民活動団体による講座や活動発表、コンサート、ワークショップ等の多様なイベントを開催し、学びや体験の場を提供することができた。	多様な分野の活動成果を発表する場を提供できるよう、施設の利用方法を分かりやすく公開し、調整できるようにする必要がある。	多様な分野の活動成果を発表する場を提供できるよう利用案内を行う。	B

めざす姿	基本施策	具体的な施策		担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度の具体的な取り組み	R4～R7の進捗状況
めざす姿4 ともに学びあう、学びの環境づくり	②新図書館を核とした市民活動の推進	◆利用者同士の交流機会の創出	文化情報プラザを活用し、読書会やビブリオバトルなど参加者同士がお互いの感想を述べあう読書活動イベントや近接地域との広域的な連携イベントの開催など、誰もが本に親しみ、交流できる機会を創出します。	図書館	ビブリオバトルや朗読会、TRPGを開催し、参加者間交流の機会を創出した。鈴鹿花き組合、亀山駅、駅前郵便局、みえ登録有形文化財建造物友の会との連携企画により読書活動の幅を広げることができた。	参加者が少ないイベントについては、開催日時の検討や、効果的な周知案内をする必要がある。	イベントを通じて、参加者同士が交流できる機会を提供するために、実施するイベントの認知度を上げ、参加促進に繋がる効果的な案内を行う。	A
		◆学習サークルの立ち上げと活動の支援	身近な地域での学習環境の充実を図るため、学習サークルの立ち上げと活動を支援するとともに、新図書館を交流の拠点として、機能の充実を図ります。	社会教育・スポーツG	中央公民館の文化講座を修了された方によって、自主運営されているサークル活動の立ち上げ等の活動支援を行った。	学びのガイドブックに掲載することで、学習サークルの情報を発信していくことが必要である。	中央公民館の文化講座を修了された方によって、自主運営されているサークル活動の立ち上げ等の活動支援を引き続き行う。	B
	③個が生かされる地域社会づくり	◆人権・平和に関する学習機会の提供	人権学習や平和学習など、市民一人ひとりの人権感覚を磨くため、様々な団体との連携・協働による学習の場を提供します。	文化・人権G	学校、地域、事業所において、人権出前講座を実施するとともに人権週間に合わせて、ヒューマンフェスティン亀山を開催した。また、市内活動団体によるパネル展示を亀山市立図書館、亀山エコーで行った。 (人権出前講座：9回、延べ参加者数438人)	より多くの市民の人権に対する理解が深まるよう、出前講座の内容を工夫するとともに、人権週間等の機会を活用し、様々な団体と連携した取組の充実を図っていく必要がある。	・学校、地域、事業所などへの出前講座の実施 ・人権週間等の機会を活用し、市内活動団体と連携したパネル展示等の啓発活動の実施	A
		◆誰もが参加できる学びの場の構築	ダイバーシティ社会の実現に向け、性別や年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、多様性を認め合いながら学べる場を構築します。	文化・人権G	亀山市男女共同参画市民育成講座や三重県内男女共同参画連携映画祭、ヒューマンフェスタなどの様々な機会を捉え、学びの場の創出に努めた。また、日本語教室を開催することにより、外国人住民などを対象に日本語を学ぶ機会を提供するとともに、日本語ボランティア養成講座を開催し、日本語教室の充実につながるよう努め、ダイバーシティ社会の実現に向けた学びの機会を提供した。	日本語教室については、関係団体と協議しながら運営方法の見直し及び継続的な実施を回るとともに、女性リーダーをはじめとする担い手の育成を進める必要がある。また、これらの取組を通じて、ダイバーシティ社会の実現に向けて学びの機会を提供充実を図る必要がある。	・三重県内男女共同参画連携映画祭の開催 ・ヒューマンフェスタの開催 ・日本語教室の充実に向けた日本語ボランティア養成講座を開催し、関係団体とともに日本語教室を開催 ・亀山市男女共同参画市民育成講座等を通して女性リーダーの育成を図る	A
		◆未来に向けた学びの意識の共有	持続可能な地域社会の実現に向けて、個々の学びの成果が生かされ、誰一人取り残さない包摂的な学びの意識の共有を図ります。	社会教育・スポーツG	地域での学びを深めて、地域で活躍できる人材を確保していくため、中央公民館講座・かめやま人キャンパスをフィールドに、人材育成のための学びを一体的に推進した。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動できるため、関係部署や各種団体と連携を図る必要がある。また、受講後の活動のフォローアップ業務が必要となる。	「かめやま人キャンパス」の受講生が、受講後に活動できる場を確保していくよう努める。	B
		◆「教育の日」の制定に関する調査・研究	市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育及び生涯学習の推進の機運を醸成し、「教育のまち」として充実と発展を図るため、「教育の日」制定について調査・研究します。	社会教育・スポーツG	社会教育委員会にて、「教育の日」制定も含めた「家庭・地域の教育力向上」に向けての提言書作成のための議論を重ねた。	社会教育委員会としての提言書をまとめ上げ、教育長に手渡す必要がある。	社会教育委員会にて、提言内容の具現化に向けた議論を重ねると共に、機会を捉えて各園・学校を訪問し、提言書の周知に努める。	B
	④学びの成果を生かしたネットワークづくり	◆豊かな人材ネットワークの構築	地域人材が幅広く活躍するために、個々の学びの成果を行政や地域づくりに生かせるよう、現行の人材バンクを活用して、学び同士の人材ネットワークを構築し、豊かな社会関係資本の醸成に努めます。	社会教育・スポーツG	人材バンク活用支援事業を実施し、年度初めの園長会にて依頼した。令和7年度は9園から申し込みがあった。	人材バンクへの登録者を拡充すると共に、広く市民への周知を図る必要がある。	人材バンク活用支援事業を継続し、登録者の拡充に努めると共に、園長会において活用を依頼する。また、機会を捉えて、市HPの閲覧を働きかける。	B
		◆ICTを活用した「つながり」の拡大	SNSを活用した情報発信や、オンライン会議ツールを活用したオンライン講座など、デジタル・ディバイド（情報格差）を解消するための学びの機会を創出し、ICTを活用した学びの「つながり」の拡大に努めます。	社会教育・スポーツG	学びの場を保障できるよう、YouTube Live 等のデジタル技術を活用して、オンライン受講可能な講座を実施し、誰もが参加できる学びの環境の整備を図った。かめやま人キャンパスにおいては、SNSや動画編集について学べる講座を実施した。	誰もが学ぶことができる環境づくりのため、デジタル技術を活用した講座の実施するとともに、学びの情報の一元的な発信を継続し、学びの場を保障できるようデジタル技術を活用した誰もが参加できる学びの環境の更なる拡大を図る必要がある。	かめやま人キャンパスにおいて、YouTube Live 等のデジタル技術を活用して、オンライン受講可能な講座を実施し、誰もが参加できる学びの環境の整備を図る。	B
	⑤情報ツールを活用した学びの充実	◆学びの情報の一元化	市民が必要な学びの情報を得られるよう、「亀山学びのガイドブック」を発行し、市内で展開される多様な主体による学びの情報を一元化して発信します。	社会教育・スポーツG	市民が必要な学びの情報を得られるよう、かめやま人キャンパス、中央公民館講座のほか、健康都市大学、歴史博物館講座、里山塾関係、スポーツ・健康教室など他部署が実施している講座等の情報を集約し、「亀山学びのガイドブック」として一元化して情報発信した。	SNSを活用した多様な情報発信により、誰もが学ぶことができる環境づくりの必要があるため、デジタル・ディバイド（情報格差）解消につながる講座を継続実施していく必要がある。	市民が必要な学びの情報を得られるよう、かめやま人キャンパス、中央公民館講座のほか、健康都市大学、里山塾関係、スポーツ・健康教室など他部署が実施している講座等の情報を集約し、「亀山学びのガイドブック」として一元化して情報発信する。また、SNSを活用した情報発信に努め、誰もが学ぶことができる環境づくりを図っていく。	A
		◆ICTの利活用による学びの環境づくり	誰もが学ぶことができる環境づくりのため、ICTを活用した講座の実施を検討するとともに、学びの場へのICT環境の整備を検討します。	社会教育・スポーツG	かめやま人キャンパス講座において、学びの場を保障できるよう、YouTube Live 等のデジタル技術を活用して、オンライン受講可能な講座を実施した。	公民館講座については、多くの講座を青少年研修センター会議室で開催している。オンラインでの開催ができる環境でないことから、施設の整備が必要である。また、会場を環境が整った新図書館とするなどの工夫を継続して行うことが必要となる。	かめやま人キャンパスにおいて、YouTube Live 等のデジタル技術を活用して、オンライン受講可能な講座を実施し、誰もが参加できる学びの環境の整備を図る。	B

亀山市文化芸術推進基本計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(市民文化部 文化課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 12 年度
位置付け	本計画は、文化芸術基本法第7条の2及び亀山市文化芸術基本条例第6条に基づき策定する「地方文化芸術推進基本計画」として定めるものである。 また、第2次亀山市総合計画後期基本計画の基本施策「文化芸術の推進」と深く関わっている。
目的・概要	文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、4つの基本方針に基づく施策や取組を展開し、それぞれが相互に関わり合うことで市民の文化芸術活動をより活発にし、基本理念「継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま」の実現をめざすものである。
計画の骨格	基本理念 継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま 基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】 基本施策1 気軽に文化芸術に親しむ機会の充実 基本施策2 子どもの文化芸術活動の充実 基本施策3 文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫 基本方針2 市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】 基本施策1 文化芸術活動を担う人材の確保・育成 基本施策2 文化芸術活動への支援 基本施策3 文化芸術活動の環境づくり 基本方針3 文化芸術の継承と活用【つたえる・ひろげる】 基本施策1 文化財等の保存と活用 基本施策2 地域における特色ある文化芸術の継承と活用 基本方針4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】 基本施策1 文化芸術を生かした多様な交流の促進 基本施策2 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R6)	目標値
		単位			
1	(設定なし)				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	本計画に位置付けされるかめやま文化年について、実行委員会を2回開催し、かめやま文化年2024の検証を行い、記録誌を作成した。 広報亀山句会(俳句・川柳)を実施するとともに、市美術展では130点の作品を展示した。また、市美術展において、伊賀市、甲賀市と作品交流を行ったほか、市展期間中に特別講座を開催し、合計902人が来場した。 市芸術文化協会へ補助金を交付し、芸文祭等での市民の自主的な文化芸術活動の発表の機会等を提供した。 文化会館では、防滑修繕や法律に基づく設備修繕を行い、施設の安全確保に努めた。
成果	市及び亀山市文化会館等により市民の自主的な活動を支援するとともに、市民が気楽に文化芸術に親しむ機会を創出することができた。 市美術展や広報亀山句会を実施し、日頃の活動成果を発表できる機会を設けることで、市民の活動意欲の向上や活発な創作活動に寄与した。 まちの賑わいや魅力の創出につなげるためのかめやま文化年については、かめやま文化年2024の検証等を行い、次の文化年に向けた準備をすることができた。 市内の文化芸術活動団体の継続した活動により、文化芸術の継承につながった。
総合計画推進への寄与度	「文化芸術施策の推進」については、かめやま文化年2024の検証を行い、次の文化年の開催に向けた準備を進めることができた。「文化芸術の拠点づくり」については、文化会館の設備修繕により、安全確保を図るとともに、文化財建造物における文化芸術活動団体の作品展示を行うことができた。また、「文化芸術活動の活性化」については、文化芸術活動団体への補助により、自主活動を支援できた。

反省点・課題	文化会館の指定管理者や文化芸術活動団体と連携を図るとともに、文化に触れる機会を充実し、文化芸術活動を担う人材の育成や交流の促進が必要である。また、文化芸術に関する情報を収集し、積極的に発信する必要がある。
--------	---

今後の方向性	文化芸術推進基本計画に基づき、本市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
--------	--

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

達成度合 A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上) B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上) D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいた ものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
① 気軽に文化芸術に親しむ 機会の充実	市民が各ライフステージに応じ て、文化芸術に親しむことがで きよう、親子コンサートやワ ンコインコンサート、トップク ラスのアーティストの講演など 様々な文化芸術に親しむことが できるよう、鑑賞の機会を充実 します。	1	文化・人 権G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	文化会館において、指定管理者による多種多様な文化 芸術に関する鑑賞型事業を実施します。	ワンコインコンサート、 亀山 ミュージカル、さいまつコン サート、亀山音楽祭 他	文化会館において、指定管理者による 多種多様な文化芸術に関する鑑賞型事 業を実施する。	文化会館において、鑑賞型・参加型事業を合わせ て年間15本以上の開催を目標とする中、三味 線・落語・プロ出演の亀山ミュージカル、子ども 向け音楽コンサート等の鑑賞型事業11事業を含 む22事業を実施した。	A: 十分な 成果を得た	引き続き、指定管理者による多種多様な 文化芸術に関する鑑賞型事業を実施す る。	文化会館において、指定管理者による 多種多様な文化芸術に関する鑑賞型事 業を実施する。
		2	文化・人 権G	美術展運営委 員会	身近に文化芸術を感じていただくために、市美術展の 展覧会及び市美術展特別講座を開催し、市民に鑑賞の 機会を設けます。	市美術展、市美術展特別講座	身近に文化芸術を感じていただくため に、入場者が増えるよう工夫しつつ市 美術展の展覧会及び市美術展特別講座 を開催し、市民に鑑賞の機会を設け る。	市美術展及び市美術展特別講座を実施し、併せて 902人来場した。これまでの周知に加え、出品者 が知人等に市美術展をPRできるように会期案内のポ ストカードを作成した。	A: 十分な 成果を得た	今後も市美術展の来場者を増加させる取 り組みが必要である。	身近に文化芸術を感じていただくため に、入場者が増えるよう工夫しつつ市 美術展の展覧会及び市美術展特別講座 を開催し、市民に鑑賞の機会を設け る。
		3	文化・人 権G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業のリ ニューアルを検討し、鑑賞の機会を充実します。	各事業のリニューアル	文化会館において、来場者アンケート や出演者の声なども参考にしながら、 クラシック等音楽コンサート、子ども 向け等の鑑賞型事業を企画実施する。	新たな取組みとして、文化会館において、「亀山 JAZZ FESTIVAL」を開催した。アマチュアバンド 60団体とプロの出演により多様な演奏を鑑賞する 機会を提供できた。また、メイン会場である文化 会館以外に7カ所のサブ会場も使用したことで、 街全体が盛り上がる事業となった。	A: 十分な 成果を得た	鑑賞型事業を充実していくにあたって は、特定の世代に偏ることなく、バラ ンスよく事業を実施できるよう検討してい く。	文化会館において、来場者アンケート や出演者の声なども参考にしながら、 クラシック等音楽コンサート、子ども 向け等の鑑賞型事業を企画実施する。
		4	文化・人 権G	武田謳楽会	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供し ます。	亀山薪能	情報収集や検討を進めていくととも に、文化会館での伝統芸能鑑賞の機会 を提供する。	「かめぶん寄席」で亀山市文化大使である林家菊 丸氏による落語、「ワンコインコンサート音絢」 で灯おどり保存会による灯おどりの鑑賞の場など プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供した。	B: まずま ずの成果を 得た	伝統芸能鑑賞の機会提供のため、地域社 会振興会と協力実施など検討していく。	情報収集や検討を進めていくととも に、文化会館での伝統芸能鑑賞の機会 を提供する。
		5	歴史博物 館		常設展示や企画展示等を通じて、亀山市の歴史を伝え る機会を提供します。	歴史博物館での常設展示、企画 展示、亀博自由研究広場、博物 館講座の開催	企画展示では、亀山の商家からみた江 戸時代の亀山の姿を探る新たな切り口 での企画展の開催を試みる。また、常 設展示は、展示物の一部を2回展示替 えることで、知られていなかった亀 山市の歴史を伝える機会を提供する。	企画展示では「初お目見え&推しのイッピン!」 や「WakuWakuひろば 博物館で遊ぼう」を開催 し、3,137人の来館があった。また、歴博貸出ユ ニットの活用や地域での移動展示により、亀山市 の歴史を伝える機会を提供した。	B: まずま ずの成果を 得た	企画展示では、多様な亀山市の歴史を実 物資料で伝えるために、保管している博 物館資料を活用し、今までとは違う新た なテーマで展示することが必要である。	新たなテーマでの展示やインターネット での情報発信に向け、デジタル技術 を活用した収蔵資料の整理を行う。
	文化芸術活動へのきっかけづく りのため、市美術展特別講座や 中央公民館の文化講座など参加 型の講座を始めとした文化芸術 に参加・体験ができる機会を充 実します。	6	文化・人 権G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	文化会館において、多種多様な文化芸術に関する体験 型・参加型事業を実施します。	ゴールデンウィークふれあいプ ラン、亀山ミュージカル、さい まつコンサート、市民参加型 ミュージカル、亀山音楽祭 他	文化会館において、指定管理者による 多種多様な文化芸術に関する体験型・ 参加型事業を実施する。	文化会館において、鑑賞型・参加型事業合わせて 年間15本以上の開催を目標とする中、亀山 ミュージカルやさいまつコンサート、毎年参加団 体が増加し今年度は約100団体が参加した文化会 館フェスタ等の参加型事業11事業を含む22事 業を実施した。	A: 十分な 成果を得た	引き続き、指定管理者による多種多様な 文化芸術に関する体験参加型事業を実施 する。	文化会館において、指定管理者による 多種多様な文化芸術に関する体験型・ 参加型事業を実施する。
		7	文化・人 権G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業のリ ニューアルを検討し、参加・体験ができる機会を充実 します。	各事業のリニューアル	新たな試みを検討しながら、文化会館 フェスタ、若い芽コンサート、亀山音 楽祭などの参加型事業を企画実施す る。	新たな取組みとして、文化会館において、「亀山 JAZZ FESTIVAL」を開催した。アマチュアバンド 60団体が出演し、市民が出演者として参加できる 機会を創出した。(プロ出演も実施) また、メイ ン会場である文化会館以外に7カ所のサブ会場も 使用したことで、街全体が盛り上がる事業となっ た。	A: 十分な 成果を得た	参加型事業を充実していくにあたって は、特定の世代に偏ることなく、バラ ンスよく事業を実施できるよう検討してい く。	新たな試みを検討しながら、文化会館 フェスタ、亀山ミュージカルなどの参 加型事業を企画実施する。
		8	文化・人 権G	亀山俳句会、 亀山川柳会	市民俳句会や市民川柳大会を通じて、文化芸術を体 験、参加できる機会を設けます。	市民俳句会、市民川柳大会	周知方法・応募方法を拡大するなどし て、広報かめやま句会を実施する。	より市民が気軽に俳句や川柳に親しむ機会の創出 を目的に、これまでの市民俳句会、市民川柳大会 に代えて、新たに広報かめやま句会を実施した。 川柳については、子どもの部97人157句、一般の 部242人461句、俳句については子ども部292人451 句、一般の部23人39句の応募があった。	B: まずま ずの成果を 得た	新たに始めた広報亀山句会を、引き続き 市民が気軽に俳句や川柳に親しむきっか けとなる機会を工夫をしながら提供す る。	周知方法・応募方法を拡大するなどし て、広報亀山句会を実施する。
		9	文化・人 権G	美術展運営委 員会	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展へ の出展の機会の提供や、特別講座を開催します。	美術展への出展の機会の提供、 美術展特別講座	文化芸術活動へのきっかけづくりのた め、市美術展への出展の機会の提供 や、特別講座を開催する。	市美術展特別講座「アートとデジタル」として、 インターネットやいろいろなメディアとアートの 関係について事例を紹介しながら、その意義を考 えることをテーマにした講演会を実施した。ま た、これまでの周知に加え、出品者が知人等に市 美術展をPRできるように会期案内のポストカードを 作成した。	A: 十分な 成果を得た	引き続き市美術展を開催し出展の機会を 提供することで、文化芸術活動へのきっ かけづくりを行う。	文化芸術活動へのきっかけづくりのた め、市美術展を開催し、出展の機会を 提供する。
		10	社会教 育・ス ポーツG	中央公民館	中央公民館が実施する文化講座やかめやま人キャン パス等において、文化芸術に関する分野を盛り込み、文 化芸術を学ぶ、又は親しむ機会を提供します。	公民館講座、かめやま人キャン パス	中央公民館が実施する文化講座やかめ やま人キャンパス等において、文化芸 術に関する分野を盛り込み、文化芸術 を学ぶ又は親しむ機会を提供する。	中央公民館において13の文化講座、各地区のコ ミュニティセンターを拠点とする22の出前文化 講座を実施し、文化芸術に関する分野も盛り込ん で実施した。	B: まずま ずの成果を 得た	引き続き、文化芸術を学ぶ又は楽しむ機 会を提供していく必要がある。	中央公民館が実施する文化講座やかめ やま人キャンパス等において、文化芸 術に関する分野を盛り込み、文化芸術 を学ぶ又は親しむ機会を提供する。
	文化芸術へより興味を持ってもら うため、これまでの小中学校の アウトリーチ活動に加え、各 地区コミュニティセンターや福 祉施設などに出向くことによ り、さらに身近に文化芸術に触 れ合える機会を充実します。	11	文化・人 権G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、小中学校、福祉 施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへア ウトリーチ活動の充実に取り組めます。	小中学校、福祉施設、文化財、 各地区コミュニティセンターな どへのアウトリーチ活動	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、 小中学校、福祉施設、文化財、各地 区コミュニティセンターなどへアウ トリーチ活動の充実に取り組む。	文化会館の自主文化事業において、保育園及び小 中学校でアウトリーチ活動を実施し、51回、 3,716人が参加した。小中学校でのアウトリーチ 回数を増やすことで、より多くの児童・生徒に文 化芸術に触れ合える機会を提供することができ た。	A: 十分な 成果を得た	引き続き市内小中学校等でアウトリーチ を実施できるよう取り組む。	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、 小中学校、福祉施設、文化財、各地 区コミュニティセンターなどへアウ トリーチ活動の充実に取り組む。

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

達成度合	A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
	C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただ いたものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
	障がいの有無等に関わらず、文化芸術に触れることができるよう、障がい者が積極的に参加できる環境づくりを行います。	12	障がい者 支援G		地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）やあいあいまつりなど、障がい者が文化芸術に触れる機会を提供します。	地域活動支援センター事業（地域生活支援事業） あいあいまつり等 （三重県障がい者芸術文化祭）	利用していない市の会議室等も活用する等、文化芸術に触れられる企画を増やせるよう、関係団体等とともに検討を重ねていく。	ばっカフェ等での障がい者の創作作品が展示された。 7年度の自発的な開催はできなかったが、関連団体等と今後について協議を行った。	C：あまり成果を得られなかった	障がい者が積極的に参加できる仕組みを検討する必要がある。	各団体が主催する取組などもできるだけ把握し、より効果的な開催となるよう支援を検討する。
②子 ど も の 文 化 芸 術 活 動 の 充 実	学校などにおいて、文化公演や音楽会等の様々な文化芸術を鑑賞、体験する機会を充実し、子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組を推進します。	13	支援推進G	各学校	児童生徒が学校で文化芸術の鑑賞や発表の機会を提供します。	小学校文化公演、小中音楽会、亀山市図工・美術展、小中書写展	児童生徒が積極的に文化芸術鑑賞の機会や発表の場を設け、実施する。	亀山市文化会館と連携し、学校における文化公演として、児童生徒が、合唱・和太鼓・オペラに触れる機会を設定した。小中音楽会、図工・美術展・書写展を計画・実施し、発表や作品披露の場を提供した。	A：十分な成果を得た	特になし	児童生徒が積極的に文化芸術鑑賞の機会や発表の場を設け、実施する。
		14	社会教育・スポーツG	各学校	小学校の放課後子ども教室において、将棋や手芸・工作、生け花など文化芸術に関する体験を提供します。	放課後子ども教室での文化芸術活動の体験	放課後子ども教室の各コーディネーターとの情報共有の場を作り、コーディネーター等との連携を密にし、文化芸術に関する体験の機会増加を図っていく。	放課後子ども教室において、文化芸術に関する体験ができる教室が地域のボランティア等が担い手となって実施した。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、放課後子ども教室において、文化芸術を学べる機会を提供していく必要がある。また、各コーディネーター等と文化芸術に関して情報共有を図る必要がある。	放課後子ども教室の各コーディネーターとの情報共有の場を作り、コーディネーター等との連携を密にし、文化芸術に関する体験の機会増加を図っていく。
		15	支援推進G	各学校	教育の発展と文化芸術の推進に資するため、教職員の音楽や図画工作、美術などの学習指導の充実を図ります。	各種研修会への参加、教職員のOJTの実施	亀山市教職員研修講座において、文化芸術推進のための研修講座を行い、学習指導の充実を図る。	文化芸術に関する教職員の研修は、各校の研修会や亀山市教育推進研究協議会（図工・美術部会や音楽部会等）で専門的な研修を年間5回程度行うことができた。	A：十分な成果を得た	特になし	亀山市教育研究部推進協議会の各研究部において、文化芸術推進のための研修を行い、学習指導の充実を図る。
		16	支援推進G	各学校	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。	社会見学での歴史博物館、文化財施設、市内の施設（茶農協や環境センター）の見学	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習する。	生活科や社会科見学等で歴史博物館や文化施設等を訪問し、郷土や歴史文化について学習することができた。	A：十分な成果を得た	特になし	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習する。
		17	支援推進G	社会教育・スポーツG	人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施します。	人材バンクの活用、ゲストティーチャー、学習ボランティアの活用	各校の人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施する。	生活科や総合的な学習の時間、特別活動等において、地域の方や技能資格者等をゲストティーチャーとして各学校に招き、体験活動を行った。	A：十分な成果を得た	特になし	各校の人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施する。
		18	歴史博物館	各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、かめやま出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に亀山市域や校区内の歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前授業等	博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、出前授業や来館学習を充実させるとともに、歴博貸出ユニットを活用して子どもたちの地域の歴史を知る学習を支援する。	出前授業14回・来館学習5回、歴博貸出ユニット10回の利活用等により、学校や地域の歴史学習を支援した。 また、小中学校長会での情報提供とともに、教員研修を1回実施し、授業に利用してもらえるよう博物館資料を活用した地域の歴史を知る機会を提供した。	A：十分な成果を得た	子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組として、実物を見て学習する機会の提供を継続することが必要である。	博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、出前授業を充実させるとともに、歴博貸出ユニットを活用して子どもたちの地域の歴史を知る学習を支援する。
		19	文化・人権G	各学校	小中学校を対象とした俳句、川柳を発表する機会を提供します。	市民俳句会（小中学校の部）、市民川柳大会（小中学校の部）	気軽に俳句や川柳に親しんでもらうきっかけとなることを目的に、広報かめやま句会を実施し、広報誌以外にも、学校へ周知を図る。	広報亀山句会（川柳、俳句）に子どもの部を設け、子どもたちが豊かな想像力や感性を育む機会を提供した。	A：十分な成果を得た	引き続き気軽に川柳、俳句や俳句に親しんでもらう機会を提供し、新たな取組みを浸透させていく。	気軽に俳句や川柳に親しんでもらうきっかけとなることを目的に、広報亀山句会を実施し、広報誌以外にも、学校へ周知を図る。
		20	総務・保健給食G	保育サポートG	市内の給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を感じることができる給食を提供します。	こどもの日、七夕、お月見、節分などの行事食や亀山みそ焼きうどんなどの市内の食文化の提供	学校給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューの提供を、食材等を工夫しながら継続する。	令和6年度に引き続き、学校給食において、食材等を工夫しながら、季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューを提供した。	A：十分な成果を得た	市内の食文化をより身近に感じられる給食づくりの充実を図るため、引き続き研究を重ねるとともに、さらに食材の活用等で工夫することが望ましい。	従来が取組の中で十分な成果も得ており、基本的には継続的に季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューの提供を行うとともに、食文化に関する研究や食材活用について工夫を併せて行う。
		21	保育サポートG	保育所、認定こども園等	保育所等において、四季や行事を感じたり、亀山市の食文化に触れられる給食を提供します。	こどもの日、七夕、お月見、節分などの行事食や亀山みそ焼きうどんなどの市内の食文化の提供	引き続き保育所等において、四季や行事を感じたり、亀山市の食文化に触れたりできる給食を提供する。	保育所等において、月1回のお誕生日会や季節（端午・桃の節句、七夕、節分等）に合わせた行事食、亀山みそや焼きうどんなど、四季や行事を感じたり、亀山市の食文化に触れたりできる給食を提供した。	A：十分な成果を得た	地域の食文化について情報提供するなど食文化に触れる機会をもつために継続的な取り組みが必要である。	引き続き保育所等において、四季や行事を感じたり、亀山市の食文化に触れたりできる給食を提供する。
		22	支援推進G	各学校	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表します。	亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールでの発表	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表する。	市内全小中学校が参加する亀山市小中音楽会の実施、NHKコンクールへ2校が参加することができた。	A：十分な成果を得た	特になし	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表する。
	アクティブシニアの豊かな知識や経験を生かし、地域の文化祭等の文化行事や文化芸術に関する事業において、次世代を担う子どもたちを育成する取組を推進します。	23	社会教育・スポーツG	青少年育成市民会議	亀山市青少年育成市民会議の実践活動の中で、地域行事や地域の文化祭においてアクティブシニアが中心となり、次世代を担う子どもたちとの育成に取り組まします。	亀山市青少年育成市民会議実践活動	青少年を対象にしている市内各地区の行事や取組について、全戸配布する青少年育成市民会議の機関紙で紹介するなど、情報発信を継続していく。また、アクティブシニアの豊富な知識と経験を活動に取り入れ、事業を継続して進める。	亀山市青少年育成市民会議から実践活動助成事業を通じて、各地区会議（まちづくり協議会）におけるアクティブシニアの知識や経験を取り入れた青少年対象の行事等の開催を促進し、次世代を担う子どもたちとの育成に取り組んだ。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、各地区会議（まちづくり協議会）における活動を促していく必要がある。	青少年を対象にしている市内各地区の行事や取組について、全戸配布する青少年育成市民会議の機関紙で紹介するなど、情報発信を継続していく。また、アクティブシニアの豊富な知識と経験を活動に取り入れ、事業を継続して進める。
	学校や地域の身近な施設などにトップクラスのアーティストや専門家が向向き、実演や指導を行う機会を提供し、未来の芸術家の育成を図ります。	24	文化・人権G	支援推進G、（公財）亀山市地域社会振興会	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設けます。	歌唱指導や本物の音楽に触れるアウトリーチ活動 等	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設ける。	文化会館の自主文化事業において、保育園及び小中学校でアウトリーチ活動を実施し、51回、3,716人が参加した。アウトリーチの内容に関連したコンサートを開催することで、文化会館でプロの演奏等を聞きにくるきっかけづくりにもなった。	A：十分な成果を得た	短期的に効果が見込める取組みでないため、継続して実施する必要がある。	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設ける。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

達成度合 A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいた ものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
	市民活動団体と協働した絵本の読み聞かせなど、乳幼児の頃から文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術への興味や関心に繋がります。	25	保育サポートG	保育所、認定こども園、幼稚園等	園児の工作の時間やお遊戯会を通じて、文化芸術の体験や発表の機会を提供します。	園児による文化的な鑑賞、体験、発表の機会	園児の発達段階に応じた文化芸術に触れる機会の情報収集を行いながら、継続して体験の機会を提供していく。	工作やお遊戯会、散歩などの日常的な保育を通して、季節行事等の文化的または多文化的な体験や芸術鑑賞の機会を提供した。	B：まずまずの成果を得た	日常的な保育の中で文化的な体験や芸術鑑賞等の機会を確保するとともに、地域でできる文化的体験等の情報収集をしていく。	園児の発達段階に応じた文化芸術に触れる機会の情報収集を行いながら、継続して体験の機会を提供していく。
		26	支援推進G	保育サポートG	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやましファミリー読書リレー」、「かめやま読書チャレンジ」を実施します。	かめやましファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジ	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやましファミリー読書リレー」、「かめやま読書チャレンジ」を実施する。	かめやましファミリー読書リレーは、各4幼稚園・各小学校低学年において実施した。かめやま読書チャレンジは、保育園・幼稚園の年長児・各小学校において実施した。	A：十分な成果を得た	特になし	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやましファミリー読書リレー」を実施する。かめやま読書チャレンジは一定程度の成果を得られたため令和8年度以降は実施しない。
		27	保育サポートG	母子保健G	「赤ちゃん訪問」などの機会を活用し、「ブックスタート・バック」(絵本)を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会を提供します。	ブックスタート事業	保護者のニーズ等が反映された「ブックスタート・バック」(絵本)を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会の提供を継続する。	保護者のニーズに合わせた「ブックスタート・バック」(絵本)を手渡し、親子のふれあいと読書習慣づくりのきっかけとなる機会を提供した。	B：まずまずの成果を得た	「赤ちゃん訪問」などの機会を活用し、保護者のニーズを的確に把握しながら「ブックスタート・バック」(絵本)の選定をする必要がある。	保護者のニーズ等が反映された「ブックスタート・バック」(絵本)を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会の提供を継続する。
		28	図書館		子どもたちが文化芸術に触れることができるよう、文化芸術に関する図書や児童向けの郷土資料が提供できる体制を整備します。	各関係図書の整備	子どもたちが文化芸術に親しめるよう、関連する図書や児童向けの郷土資料を収集するとともに、地域資料に触れる機会を充実させる。	文化芸術のイベントと関連する図書館資料や学校連携による地域資料の展示コーナーを設けた。あわせて情報収集と発信を行い、文化、芸術、郷土に対する関心や愛着心を高めるきっかけを提供した。	A：十分な成果を得た	文化情報プラザ(情報発信コーナー)の内容を随時更新し、新しい文化情報を提供することが必要である。児童向けの郷土資料の収集を進め、子どもたちが地域の歴史や文化に自然と触れられる環境を整えることが必要である。	子どもたちが文化芸術に親しめるよう、関連図書や児童向けの郷土資料の収集を進め、地域の歴史や文化に触れられる機会を広げていく。
		29	図書館	市民活動団体	絵本や紙芝居等の読み聞かせ等を行う市民活動団体を支援し、文化芸術に触れる機会を提供することで、子どもの読書習慣の定着を図ります。	読み聞かせ	文化や芸術に関する市民交流イベントの開催や文化芸術に関するテーマ展示等を実施し、子どもの読書活動の推進につなげる。	文化芸術の関連イベント「パレエフェスティバル」、「亀山JAZZフェスティバル」「キャンドルナイトコンサート」「コマヤスカン絵本原画展・トークイベント」を開催し、郷土への関心を高める取り組みを実施した。図書館ボランティアによる絵本のよみ聞かせや紙芝居などを開催した。	B：まずまずの成果を得た	図書館ボランティア団体や市民活動団体との連携を図り、地域資源を活かしたイベントの開催を進める。また、地域資料の認知度を高め、利用促進につながる取組を強化していく。	文化や芸術に関する市民交流イベントの開催やテーマ性を持たせた文化芸術の展示を開催し、子どもの読書活動の推進につなげていく。
	文化会館が実施しているゴールデンウィークふれあいプランと連携し、「子ども文化の日」を設けるなど、子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。	30	文化・人権G	(公財)亀山市地域社会振興会	ゴールデンウィークふれあいプランとの連携による子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。	子どもを対象とした文化芸術に関する事業の検討	かめやま文化年事業の一部を、地域社会振興会のアウトリーチ活動や、市の地域における文化芸術映像化・活用事業として実施していく。	かめやま文化年2024をきっかけに生まれた「亀山ミュージカルアウトリーチ」を、文化会館によるアウトリーチプログラムの一つとして、令和7年度も実施した。「文化芸術の継承に向けて 木下町の虫送り」映像を制作し、市内の小中学校にDVDとして配布するとともに、多くの人に見てもらえるよう公式YouTubeに掲載した。	A：十分な成果を得た	令和6年度に取り組んだ、かめやま文化年事業を一過性に終わらせることのないよう、継続を検討、取り組んでいく。	かめやま文化年事業の一部を、地域社会振興会のアウトリーチ活動や、市の地域における文化芸術映像化・活用事業として実施していく。
		31	文化・人権G	広報G、各担当部署	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、Facebook、デジタルサイネージを活用し、市民全般に伝わるよう発信します。	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等による文化芸術情報の発信	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージ、市公式LINE等のSNSを活用し、伝えたい対象者へ伝わるよう発信する。	広報紙・ホームページへの掲載での文化芸術の発信や市美術展については申請書を各方面に郵送するなど、多様な手段で情報を発信した。また、出品者が知人等に市美術展をPRできるよう会期案内のポストカードを作成、配布した。	A：十分な成果を得た	対象により有効な発信方法が異なるため、引き続き多様な媒体により情報を発信する。	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージ、市公式LINE等のSNSを活用し、伝えたい対象者へ伝わるよう発信する。
		32	社会教育・スポーツG		文化芸術を含む生涯学習に関する講座の情報をホームページや案内等で市民へ周知します。	亀山学びのガイドブックの周知	亀山学びのガイドブック発行に向け、関連部署との連携を密にし、文化芸術の“学び”に関する情報取集を継続し、ホームページや案内等で市民へ周知する。	亀山学びのガイドブック 2025年度版を発行し、文化芸術を含む生涯学習に関する情報の一元化及びその発信に取り組んだ。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、文化芸術を含む生涯学習に関する情報の集約及び周知に努めていく必要がある。	亀山学びのガイドブック発行に向け、関連部署との連携を密にし、文化芸術の“学び”に関する情報取集を継続し、ホームページや案内等で市民へ周知する。
		33	図書館	各担当部署	文化情報プラザにおいて、各担当課部署へ亀山市の文化芸術を発信するよう促すとともに、文化情報プラザの管理を行います。	文化情報プラザでの発信	文化情報プラザを活用して市の文化芸術の発信を促すとともに、コンテンツのテーマを適宜更新し、より充実した情報提供を行う。	イベントに関する情報収集や発信を行い、文化芸術や郷土に対する関心や愛着心を高めるきっかけづくりを行った。	B：まずまずの成果を得た	イベントの告知や報告など効率的に行い、広報の質と発信力を高めることで、取組の認知を広げていくことが必要である。	文化情報プラザを活用して市の文化芸術の発信を促すとともに、コンテンツのテーマを随時見直し、より質の高い情報提供につなげていく。
		34	歴史博物館		HPIによって、常設展示や企画展示開催、講座等の開講、学校教育との連携等の情報をホームページに掲載し、子どもから大人まで、市域の歴史に関する実物資料や歴史と出会える機会を発信します。	展示開催、講座開講等のホームページでの掲載による発信	より多くの人に関われた博物館となるよう、引き続き博物館の活動や博物館資料の情報発信について、SNS等様々な方法を活用して行っていく。	出前授業14回・来館学習5回、歴博貸出ユニット10回の利活用等により、学校や地域の歴史学習を支援した。また、小中学校長会での情報提供とともに、教員研修を1回実施し、授業に利用してもらえるよう博物館資料を活用した地域の歴史を知る機会を提供した。	A：十分な成果を得た	子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組として、実物を見て学習する機会の提供を継続することが必要である。	博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、出前授業を充実させるとともに、歴博貸出ユニットを活用して子どもたちの地域の歴史を知る学習を支援する。
③文化芸術情報の収集及び発信	広報紙や市ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の様々な方法を活用し、文化芸術に関する情報の発信に取り組み、市民の文化芸術活動を促進するとともに、市の魅力向上を図ります。	35	文化・人権G		市が毎月発行する広報紙について、多言語版広報紙(かめやまニュース)を作成して、広く外国人住民に文化芸術に関する情報等を提供します。	外国語版広報紙(かめやまニュース)	電子版多言語広報「かめやまニュース」の閲覧者数を増やせるよう四季のイベントや行事などの文化芸術に関する情報等を提供する。	10言語で読むことができる電子版多言語広報「かめやまニュース」により、外国人住民に文化に関する情報等を提供することができた。	A：十分な成果を得た	外国人住民に向けた文化芸術に関する情報の発信を引き続き行うとともに、より多くの人に情報が届くよう、電子版多言語広報「かめやまニュース」の閲覧者数を増やす手法を検討する。	電子版多言語広報「かめやまニュース」の閲覧者数を増やせるよう四季のイベントや行事などの文化芸術に関する情報等を提供する。
		36	障がい者支援G		障がい者の文化芸術に関する取組の情報について、情報収集と情報発信に努めます。	HP等による情報発信	利用していない市の会議室等も活用する等、文化芸術に触れられる企画を増やせるよう、関係団体等とともに検討を重ねていく。	みえアールブリュット2026に関するチラシ等を窓口等へ配置した。障がい者等の活動や発表については関連団体等と今後について協議を行うにとどまった。	C：あまり成果を得られなかった	広報紙のみならず利用できる媒体を活用できるよう考えていく必要がある。	各団体が主催する取組などでもできる限り把握していく。

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

達成度合	A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
	C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただ いたものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
信 の 充 実 ・ 工 夫		37	文化・人 権G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベ ントについて、文化会館だより等で市内に発信します。	文化会館だより	文化会館で実施される文化芸術活動団 体が行うイベントについて、複数の媒 体で市内に発信する。	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイ ベントについて、広報誌に挟みこむ「催物ごあん ない」、新聞折り込み「財団だより」の他、SNS 等で市内に発信した。	B: まずま ずの成果を 得た	引き続き有効な媒体を検討しながら、発 信する。	文化会館で実施される文化芸術活動団 体が行うイベントについて、複数の媒 体で市内に発信する。
	国や県などの文化芸術に関する 情報を収集し、市民の文化芸術 活動の促進に繋がる情報を市民 や関係団体などへ提供します。	38	文化・人 権G		国や県等から発信される助成金案内や募集案内などを 収集し、ホームページや関係機関等に周知します。	文化芸術の情報の収集と発信	国や県等から発信される助成金案内や 募集案内などを収集し、ホームペー ジや関係機関等に周知する。	補助金による助成などの情報をホームペー ジに掲載し、周知した。また、補助金助成の実績のある 団体には、メール配信する等確実に情報が提供で きるよう対応した。	B: まずま ずの成果を 得た	引き続き情報の収集と周知を確実に行っ ていく。	国や県等から発信される助成金案内や 募集案内などを収集し、ホームペー ジや関係機関等に周知する。
	文化芸術に関する情報を誰もが 収集しやすいよう、アクセシビ リティに配慮した発信に取り組 みます。	39	広報G	各担当部署	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等各種媒体に おいて、誰もが情報を収集できるようアクセシビリ ティに配慮するほか、分かりやすく情報を発信しま す。	分かりやすい情報発信	誰もが情報を収集しやすいアクセシビ リティに配慮した情報発信に取り組め るよう職員向けの広報研修等を通じた 意識啓発を行うとともに、各種広報媒 体における情報発信の際、必要な対応 を行っていく。	広報紙では、誰にとっても読みやすいUDフォント を本文に引き続き使用し、可読性を高めた。ホーム ページでは、ウェブアクセシビリティガイドラ インに基づき、ページ更新時に必要な対応を行っ た。ケーブルテレビでは、視覚と聴覚の両面から 伝わりやすくするため、テロップやナレーション の編集を工夫した。	A: 十分な 成果を得た	今後も、各種広報媒体で分かりやすい情 報発信を行うとともに、読みやすさや伝 わりやすさの向上を継続的に意識して取 り組む必要がある。	誰もが情報を得やすいアクセシビリ ティに配慮した発信ができるよう、職 員向けの広報研修などを通じて意識啓 発を進めるとともに、各種広報媒体で 情報を発信する際には、必要な対応を 適切に行っていく。
	身近に文化芸術に触れてもらえ るよう、文化芸術に関する情報 の一元化の検討を行うとともに 、オンライン配信などを活用 した発信の取組を検討します。	40	文化・人 権G	広報G	分かりやすい情報発信のため、「住めばゆうゆう」な どのHPと連携するなど、文化芸術に関する情報の一元 化についての検討をします。	.	令和6年度分を含め、過去文化年の ホームページの整理を行う。	令和6年度分を含め、過去文化年のホームペー ジの整理を行った。	B: まずま ずの成果を 得た	分かりやすい情報発信のための手法を検 討する。	必要に応じてホームページの整理を行 う。
		41	文化・人 権G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	文化会館や市が行う文化芸術に関する事業について、 オンライン配信など新たな発信方法を検討します。	新たな発信方法の検討	文化会館や市が行う文化芸術に関する 事業について、様々な媒体を活用した 発信に務める。	「文化芸術の継承に向けて 木下町の虫送り」映 像を制作し、市内の小中学校にDVDとして配布 するとともに、多くの人に見てもらえるよう市公 式YouTubeに掲載した。亀山市地域社会振興会 では、多様なチラシ等で事業を周知した。	B: まずま ずの成果を 得た	対象により有効な発信方法が異なるた め、引き続き多様な媒体により情報を発 信する。	文化会館や市が行う文化芸術に関す る事業について、様々な媒体を活用した 発信に務める。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針２ 市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

達成度合	A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
	C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただ いたものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
①文化芸術活動 を担う人材の確保・育成	文化芸術活動を将来にわたり次世代に引き継ぐため、講座やワークショップなどを通じて、様々な文化芸術の造詣が深まるよう、人材育成に努めます。	42	社会教育・スポーツG	中央公民館	様々な文化芸術分野のスキルが高まるよう、中央公民館が実施する文化講座等を開催します。また、既存団体の紹介やサークル設立など、活動の継続に向けた働きかけを行います。	中央公民館講座の開催	引き続き、中央公民館講座等での文化芸術に関する分野の盛り込みや講座内での活動の継続に向けた働きかけ方法等を検討していく。	中央公民館において13の文化講座、各地区のコミュニティセンターを拠点とする22の出前文化講座を実施し、文化芸術に関する分野も多く盛り込まれた。また、学びのガイドブックにて、既存団体(サークル)の活動紹介も掲載した。また、活動の継続に向けた取組として、中央公民館講座の講師として登用し、活動の場の提供を働きかけた。	B: まずまずの成果を得た	引き続き、様々な文化芸術分野のスキルが高まるような講座を開催していく必要がある。	引き続き、中央公民館講座等での文化芸術に関する分野の盛り込みや講座内での活動の継続に向けた働きかけ方法等を検討していく。
		43	文化・人権G		市美術展及び市美術展特別講座を開催し、市民の美術スキルの向上に取り組めます。	市美術展及び市美術展特別講座	市美術展及び市美術展特別講座を開催し、市民の美術スキルの向上に取り組む。	市美術展を公募型で開催し市民の美術スキルの向上に取り組んだことに加え、市美術展特別講座において、「アートとデジタル」として、インターネットやいろいろなメディアとアートの関係について事例を紹介しながら、その意義を考えることをテーマにした講演会を実施し、美術の教養を深める取り組みを行った。	A: 十分な成果を得た	引き続き市美術展を開催し、様々な文化芸術の造詣が深まるよう努める。	公募展である市美術展を開催することで、市民の美術スキルの向上に取り組む。
		44	社会教育・スポーツG		かめやま人キャンパスのテーマに文化芸術分野を取り入れるなどし、人材育成につなげます。	各事業のリニューアル	かめやま人キャンパスのテーマに文化芸術分野を取り入れるなどし、人材育成につなげます。	かめやま人キャンパスの講座として、「俳句を通して言葉の楽しさを知ろう」など文化芸術分野を取り入れ、人材育成に繋げた。また、かめやま人ミーティングにおいて、かめやま人の活動について、事例発表を行ってもらい、文化芸術分野も含め、かめやま人同士の意見交換を実施した。	B: まずまずの成果を得た	引き続き、かめやま人キャンパス・中央公民館のテーマに文化芸術分野を取り入れ、地域の人材発掘を進めていく必要がある。	中央公民館講座のテーマに文化芸術分野を取り入れるなどし、人材育成につなげ、文化芸術活動を将来にわたり次世代に引き継がれるよう講座内容の充実を図る。また、かめやま人キャンパス養成講座においても同様に取り組む。
		45	まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	文化財等の担い手を育成するための教室等の開催を支援します。	関の山車のお囃子伝承のための講座や教室の実施	地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施を関の山車会館で継続して行い、文化財等の担い手を育成する。また、地元保存会が開催する公開講座等へ将来を担う子供たちの参加を促進させ、地域社会全体で文化財等を継承し人材育成を行う。	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓等の練習体験会を関の山車会館で開催し、運営を支援した。(関小学校2回、関認定こども園2回)令和6年度の関宿重要伝統的建造物群保存地区選定40周年記念事業で初めて開催した、関小学校の児童を対象とした「子どもワークショップ」を令和7年度も引き続き2回開催し、関宿の将来を担う子供の育成に繋げた。更に、関宿の歴史を後世に伝えるため、東海道関宿まちなみ保存会と共に関宿かるた大会(大人の部・子どもの部)を昨年に引き続き開催し、関宿のまちなみ保存の意識向上を図ることができた。	A: 十分な成果を得た	「関の山車」に関する学習会、お囃子体験会は、地元の子どもを対象として行われているが、東海道関宿まちなみ保存会が開催する公開講座へは子ども参加が現状みられないことが課題である。	地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施を関の山車会館で継続して行い、文化財等の担い手を育成する。また、まちなみ保存会が開催する公開講座等へ将来を担う子供たちの参加を呼びかけ、地域社会全体で文化財等を継承し人材育成を行う。そして、当初は令和6年度の関宿重要伝統的建造物群保存地区選定40周年記念事業の一環として一時的に開催した「子どもワークショップ」及び「関宿かるた大会(大人の部・子どもの部)」についても、引き続き開催を予定している。
		46	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと触れる参加型事業を実施することで、文化芸術活動を行う人の意識や技術の向上に取り組めます。	さいまつコンサート、亀山ミュージカル、亀山音楽祭	文化会館の自主文化事業において、さいまつコンサートでは、プロである大阪交響楽団演奏に合わせ市民が合唱する機会を提供した。また、アマチュアバンドが出演する「亀山 JAZZ FESTIVAL」ではプロのバンドがゲスト出演することで、参加者の意識や技術の向上に取り組めた。	A: 十分な成果を得た	引き続き、市文化大使にも協力いただく等により、トップクラスのアーティストと一緒に参加することができる参加型事業を実施する。	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加することができる参加型事業を実施する。	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加できる事業を実施し、子どもを含む参加者の意識や技術の向上に取り組む。
	文化芸術活動を行う人が市内で指導者として活躍できるよう、文化大使や地域のアーティストなどを活用した後継者の育成や定着に取り組めます。	47	社会教育・スポーツG	中央公民館	文化芸術にかかる講師の発掘と文化芸術活動への活用を図るため、人材バンクの普及に取り組めます。	人材バンクの普及	市HPや学びのガイドブック等を活用し、人材バンク制度の周知を行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合にて、積極的な周知を図っていく。	28の文化芸術関係の団体/個人の登録があり、幼保の利用が8園あった。	B: まずまずの成果を得た	引き続き、人材バンクの活用促進を図るため、制度の周知に努める必要がある。	市HPや学びのガイドブック等を活用し、人材バンク制度の周知を行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合にて、積極的な周知を図っていく。
		48	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行います。	さいまつコンサート、亀山ミュージカル、亀山音楽祭	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行う。	かめぶん寄席、さいまつコンサート、亀山ミュージカルにおいて市文化大使を活用し、後継者の育成や定着に取組んだ。亀山ミュージカルや亀山市文化大使による落語は小中学校での体験型のアウトリーチも実施した。	A: 十分な成果を得た	引き続き市文化大使等を活用し、後継者の育成や定着に取組む。	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行う。
	文化芸術活動の更なる活性化に向け、文化芸術イベント等の企画や運営をマネジメントする人材や文化芸術団体間と行政との協働を促進する人材の発掘、育成に取り組めます。	49	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術のマネージャーやコーディネーターを育成するための事業を検討します。	養成講座の開催など、マネージャーやコーディネーターを育成するための事業の検討	地域社会振興会職員の能力を確かなものに、さらに他職員へも展開できるよう取り組みを継続していく。	令和7年度に新たな取組として開催した「亀山 JAZZ FESTIVAL」事務局として主要な役割を果たすとともに、文化芸術活動団体の相談窓口や事務支援において各職員が重要な役割を果たしている。また地域社会振興会では、職員に各種研修等を受講させ、職員の能力向上に努めた。	A: 十分な成果を得た	文化芸術のコーディネーター的な役割を担う地域社会振興会職員の能力を、より高めていく。	地域社会振興会職員の能力を確かなものに、さらに他職員へも展開できるよう取り組みを継続していく。
	文化芸術を支えるボランティア等の人材の育成に取り組めます。	50	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成します。	亀山市文化会館事業に対する受付ボランティア 等	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成する。	市文化会館ではボランティアの登録制度を設けており受付・会場案内・駐車場整理等のボランティア活動前に教育を行うなど、文化ボランティアの育成に努めた。	A: 十分な成果を得た	引き続き、市文化会館でのボランティアの育成に努める。	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成する。

基本方針 2 市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

達成度合	A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
	C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただ いたものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
②文化 芸術活 動への 支援	文化芸術活動団体などを対象とする国や法人などが創設した各種助成制度等の情報収集と提供に努めます。	51	文化・人権G		文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供します。	各種助成制度等の情報提供	文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供する。	独立行政法人日本芸術文化振興会をはじめ、助成制度等について市ホームページに掲載し、情報を積極的に提供した。	B: まずまずの成果を得た	引き続き情報の収集と市民への提供を行う。	文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供する。
	文化芸術活動団体などに対して、自立した文化芸術活動の実施や新たな文化芸術の創造に必要な財政支援を推進します。	52	文化・人権G		市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施します。	亀山トリエンナーレ、亀山市芸術文化協会 等	市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施する。	亀山市芸術文化協会に対する財政支援により、自立した文化芸術活動の実施を支援した。	A: 十分な成果を得た	引き続き特色ある文化芸術活動団体等に対して財政支援を実施する。	市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施する。
		53	市民協働G		新たな市民活動の自立や既存の市民活動の活性化に向け、財政支援を行います。	市民参画協働事業推進補助金 市民活動応援制度	市民活動・ボランティアセンター「ぶらっと」において、市内の市民活動団体やボランティア団体の活動状況の把握を行い、応援制度への登録を促すとともに、各地域まちづくり協議会で団体が活躍できるよう、コーディネートを行っていく。	市民参画協働事業推進補助金については、3件（スタートアップ補助金2件・ステップアップ補助金1件）の交付を行った。 また、市民活動応援制度を活用して各地域まちづくり協議会と市民活動団体が協働した事業が活発に行われ、76件（4,916,700円）の交付金を交付できた。さらに、文化芸術活動団体の活動機会の拡大につながるよう、応援制度の見直しを行った。	A: 十分な成果を得た	市民活動団体が継続的に活動できるよう、様々な制度を活用しながら財政支援をするとともに、団体と団体をつなぐマッチングを行う必要がある。	見直しを図った市民活動応援制度等による財政支援を行うとともに、市民活動・ボランティアセンター「ぶらっと」において、市内の市民活動団体やボランティア団体の活動状況の把握を行い、応援制度への登録を促し、各地域まちづくり協議会で団体が活躍できるよう、マッチングを行っていく。
	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談できる体制の整備を図ります。	54	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組めます。	文化会館による相談、市による相談	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組む。	亀山市文化会館の指定管理業務として、文化芸術活動団体の事務支援に関する業務を実施し、市内の文化芸術活動団体の自立した文化芸術活動に向けた取り組みを支援した。 市では、文化芸術創造事業補助に関する各種相談に応じ支援し、地域社会振興会では、イベント企画全般に関する様々な相談に応じている。	A: 十分な成果を得た	引き続き相談できる体制を維持する。	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組む。
	文化芸術の更なる推進のため、市民と市民、市民と行政等、各主体がそれぞれの持つ特性を生かしながら、役割分担、連携、補完、協力などを図る取組を推進します。	55	文化・人権G	社会教育・スポーツG	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援します。	後援名義使用許可	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援する。	亀山市吹奏楽団定期演奏会等19事業に対し後援名義の使用を承認し、各団体の活動を支援した。	B: まずまずの成果を得た	引き続き後援を行い各団体の活動を支援する。	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援する。
		56	市民協働G	各担当部署	協働の指針に基づく協働事業提案制度により文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働によるまちづくりを推進します。	協働事業提案制度	協働事業提案を活用した文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働の推進に取り組む。また、市民ネットやぶらっとニュース等の広報媒体を活用して、文化芸術活動団体等の活動を支援する。	令和7年度は協働事業の実施はなかったが、令和8年度実施事業において3件の市民提案があり、協議及び審査の結果、2件の協働事業を成立させた。	A: 十分な成果を得た	提案された協働事業が継続して実施されるよう、情報発信等の中間支援を行う必要がある。	協働事業提案を活用した文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働の推進に取り組む。また、ぶらっとニュース等の広報媒体を活用して、文化芸術活動団体等の活動を支援する。
	市が単独で実施するよりも効果的な事業を展開するため、実行委員会形式や委託等の手法により、市民や文化芸術活動団体の経験やノウハウを文化芸術活動に生かします。	57	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討します。	市民や団体の経験やノウハウを生かす手法の検討	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討する。	市美術展については、各分野に識見を有する市民等からなる市美術展運営委員会により経験やノウハウを生かした運営を行った。 かめやま文化年事業について、記録誌を作成するとともに、次回の文化年に向けて引き続きため、かめやま文化年実行委員会において事業の振り返りを通じて、課題と成果を整理した。	A: 十分な成果を得た	引き続き実行委員会形式や運営委員会による経験やノウハウを生かした運営を行う必要がある。	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討する。
	文化芸術活動を行う企業や高等学校・大学との連携を検討します。	58	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会、まちなみ文化財G	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討します。	企業や高等学校・大学との連携の可能性の検討	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討するとともに、文化年事業を機として連携提案にも応じていく。	「かめやま文化年2024」をきっかけに取り組まれた亀山市吹奏楽団、SKfeelBallet、愛宕山を歩こう会による事業が、令和7年度も継続、または発展した形式で事業が実施された。	A: 十分な成果を得た	文化芸術活動を行っている企業等の調査を幅広く行い、連携の可能性を検討する必要がある。	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討するとともに、文化年事業を機として連携提案にも応じていく。
	文化施設等について、感染症対策を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れつつ、計画的な改修を実施するなど、誰もが安心して利用できる施設整備に取り組めます。	59	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施します。	文化会館の改修事業、交通バリアフリー構想に基づくバリアフリー化	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施する。	亀山市文化会館の自家発電バッテリー及び消耗備品取替修繕、外部通路土間タイル防滑塗装修繕を行い、誰もが安心して利用できる施設整備に取り組んだ。	B: まずまずの成果を得た	市文化会館及び中央コミュニティセンターにおけるバリアフリーやユニバーサルデザインの観点での問題点を把握するとともに、施設改修の際にはユニバーサルデザインを取り入れる。	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施する。
	文化会館は、県や近隣市町の文化施設との事業連携を図るとともに、文化芸術に寄与する民間活力を活用して管理、運営を行います。	60	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施します。	指定管理者制度の実施	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施する。	広報亀山句会（川柳、俳句）に子どもの部を設け、子どもたちが豊かな想像力や感性を育む機会を提供した。	A: 十分な成果を得た	引き続き指定管理者制度による市文化会館及び市中央コミュニティセンターの管理・運営を行う。	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施する。
		61	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行います。	文化会館間での事業連携、他市町の施設のチラシの配架など	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行う。	いこか連携事業に関連して、市美術展において、前年度の最優秀作品の相互展示を行った。 また地域社会振興会では、三重県公立文化施設協議会や県内文化会館の館長会議などに出席し、積極的な情報交換を行った。	A: 十分な成果を得た	引き続き他団体等との事業連携を検討するとともに、チラシの配架による文化情報の交換を行う。	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行う。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針２ 市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

											達成度合 A: 十分な成果を得た(概ね100～80％以上) B: まずまずの成果を得た(概ね80～50％以上) C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20％以上) D: 成果を得られなかった(20%未満)
基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
③文化芸術活動の環境づくり	市民が身近な場所でやりがいをもって文化芸術活動が実施できるよう、文化情報プラザ（図書館）の利用を進めるほか、公共施設の空きスペース、商業施設や空き店舗、空き倉庫などの活用による活動や発表の場の提供を検討します。	62	図書館	各担当部署	文化情報プラザ（図書館）を活用し、文化芸術活動の場を提供します。	文化情報プラザの活用	文化芸術活動の場として、関係者と協力しながらイベントを企画・開催する。	文化情報プラザにて、バレエフェスティバル、トライレールの運転会、コマヤスカン絵本原画展・トークイベントを開催した。	A：十分な成果を得た	施設の利用方法に関する案内をより分かりやすく充実させるとともに、関係団体等との連携を強め、文化芸術に触れられるイベントの企画調整を行う。	文化芸術活動の場として、関係者と協力しながらイベントを企画・開催する。
		63	文化・人権G	各担当部署	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行います。	文化芸術活動の場の提供の検討 公共施設の空きスペースについての庁内検討	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行うとともに、引き続き文化芸術活動団体からの相談に対応する。	文化芸術活動団体からの相談に対応するとともに、地域社会振興会が事務局として中心となり令和7年度に初めて開催した「亀山 JAZZ FESTIVAL」では、サブ会場として亀山サンシャインパーク、道の駅閑宿、瑞宝軒、関中学校を使用した。	A：十分な成果を得た	公共施設の空きスペースや文化財を活動の場として提供できたが、商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行う。	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行うとともに、引き続き文化芸術活動団体からの相談に対応する。
	文化芸術活動の活性化のため、市広報やSNSの活用等あらゆるチャンネルの利用を検討して文化施設等の周知を図り、利用を促進します。	64	文化・人権G	（公財）亀山市地域社会振興会・各担当部署	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPやSNS（ツイッター、フェイスブック）を通じて、施設の周知に努めます。	文化会館のHPやSNSでの発信の充実	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPや市公式LINE等を通じて、施設の周知に努める。	亀山市文化会館事業については、指定管理者が専用のホームページを開設し、周知を行った。	B：まずまずの成果を得た	引き続き市文化会館ホームページや市公式LINE等にてイベント情報を発信することで、施設の周知に努め、施設の利用を促進する。	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPや市公式LINE等を通じて、施設の周知に努める。
		65	まちなみ文化財G		関の山車会館や関まちなみ資料館などの施設について、HPや施設案内の充実を図ります。また、民間の情報媒体等も活用した発信にも取り組みます。	HPや施設案内の充実 民間の情報媒体の活用（観光三重など）	HP等での情報発信については、民間の情報媒体等を活用して更なる内容の充実を図る。 また、市内外への情報発信ツールとして、市公式LINE等のSNSの積極的な活用についても検討を行う。 施設案内については、インバウンド対応等が課題であることから、他の伝建地区の資料館等を参考にし、新たな案内方法等を検討する。	関宿旅籠玉屋歴史資料館、関まちなみ資料館、関の山車会館等の施設に関する案内や紹介について、市や観光協会等のHPを活用したが、SNSの積極的な活用には至らず、引き続き活用方法の検討が必要である。 施設案内については、施設管理員による丁寧な説明を心掛け、来訪者との交流活性化を図った。 「関宿案内ボランティアの会」は、案内技術向上のために、伊勢市で開催された三重県観光連盟主催の「おもてなし三重観光ボランティアガイド研修会」に参加し、他地区の案内団体による事例紹介を学び、交流を行うことにより、案内技術の向上に務めた。	B：まずまずの成果を得た	情報提供（SNSの活用）を積極的に行い、来訪者や関係人口を増加させる必要がある。 また、施設案内については、新たな案内方法や案内技術の向上が必要であり、インバウンド対応についても今後の課題である。	HP等での情報発信については、民間（観光三重等）の情報媒体等を活用して更なる内容の充実を図る。 また、市内外への情報発信ツールとして、観光・地域ブランドGや市観光協会とも連携し、市公式LINE等のSNSの積極的な活用についても引き続き検討を行う。 施設案内については、今年度も三重県観光連盟主催の「おもてなし三重観光ボランティアガイド研修会」へ参加することにより、更なる案内技術の向上に務め、インバウンド対応についても他地区の案内団体と情報交換や意見交換を行い、対応方法について検討を行う。
	市美術展、市民俳句会や市民川柳大会等の発表機会のほか、多様な文化芸術の活動や成果発表の機会を創出し、市民の文化芸術活動を促進します。	66	文化・人権G	芸術文化協会	文化芸術活動を発表する機会として、市美術展・市民俳句会・市民川柳大会を開催します。	市美術展・市民俳句会・市民川柳大会	市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を提供するとともに、令和7年度からの取組の広報を行っていく。	市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を創出した。また、より市民が気軽に俳句や川柳に親しむ機会の創出を目的に、これまでの市民俳句会、市民川柳大会に代えて、新たに広報亀山句会を実施した。 市美術展出品者数：83人 広報亀山句会（川柳）応募者：339人 広報亀山句会（俳句）応募者：315人	A：十分な成果を得た	引き続き市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を提供するとともに、より多くの参加につながるよう広報を行っていく。	市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を提供するとともに、令和8年度からの取組の広報を行っていく。
		67	図書館	各担当部署	文化情報プラザ（図書館）において、作品の展示など文化芸術活動の発表の機会を提供します。	図書館整備事業にて検討	文化芸術活動の場として、関係者と協力しながらイベントを企画・開催する。	花の展示やボタニカルアート、各小学校創立150周年に合わせた展示企画に加え、加太小学校の自画像を焼成した陶板作品の展示も行った。多くの来館者に文化芸術に触れる機会を提供することができた。	A：十分な成果を得た	施設の利用方法に関する案内をより分かりやすく充実させるとともに、関係団体等との連携を強め、文化芸術に触れられるイベントの企画調整を行う。	文化芸術活動の場として、関係者と協力しながらイベントを企画・開催する。
		68	文化・人権G	（公財）亀山市地域社会振興会・芸術文化協会	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供します。	文化会館フェスタ、芸文祭	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭等において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する。	文化会館により、文化会館フェスタや新たに「亀山 JAZZ FESTIVAL」が開催されるとともに、市芸術文化協会により芸文祭が開催され、市民が文化芸術活動の成果を発表する機会を提供した。	A：十分な成果を得た	引き続き文化会館フェスタや芸文祭等により、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する。	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭等において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する。
		69	文化・人権G	（公財）亀山市地域社会振興会	ポストコロナ時代に対応したオンライン配信や録画配信などを通じて、新たな活動や成果発表の機会を検討します。	オンライン配信、録画配信など	市美術展における伊賀市、甲賀市との連携において、オンライン会議を活用するとともに、配信については都度対応を検討していく。	市美術展における伊賀市、甲賀市との連携において、オンライン会議を活用した。「文化芸術の継承に向けて 木下町の虫送り」映像を制作し、市内の小中学校にDVDとして配布するとともに、多くの人に見てもらえるよう市公式YouTubeに掲載した。亀山市地域社会振興会では、多様なチラシ等で事業を周知した。	B：まずまずの成果を得た	オンライン配信等による発信については、必ず実施するものでなく肖像権や費用対効果を含めその有効性についてその都度検討する。	市美術展における伊賀市、甲賀市との連携において、オンライン会議を活用するとともに、配信については都度対応を検討していく。
		70	社会教育・スポーツG	中央公民館	中央公民館の文化講座等の受講者や各種サークル会員に対し、文化芸術活動の成果発表の場（文化会館フェスタ等）や芸術文化協会への参加を働きかけます。	参加の働きかけ	成果発表の場の在り方及び場所について検討し、積極的な周知を図る。	各講座の成果発表の場として、亀山エコー夢ひろばにて作品展示会を開催した。	B：まずまずの成果を得た	成果発表の場は、次年度の講座への参加者増につながるため、広く周知していく必要がある。	成果発表の場の在り方及び場所について検討し、積極的な周知を図る。
	障がいの有無等に関わらず、文化芸術活動が実施できるよう障がい者における活動成果を発表する機会の提供に取り組みます。	71	障がい者支援G		地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）やあいあいまつりなど、障がい者が文化芸術の活動や発表ができる機会を提供します。	地域活動支援センター事業（地域生活支援事業） あいあいまつり等 （三重県障がい者芸術文化祭）	利用していない市の会議室等も活用する等、文化芸術に触れられる企画を増やせるよう、関係団体等とともに検討を重ねていく。	障がい者等の活動や発表については関連団体等と今後について協議を行うにとどまった。	C：あまり成果を得られなかった	より魅力ある活動や啓発となるよう関係部署、団体等と協議をしていく。	あいあいまつりに変わる行事など障がい者の活動成果が発表できるよう具体的な検討を進める。
		72	地域包括連携G	亀山市老人クラブ連合会	高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を提供します。	老人福祉フェスティバル	亀老連への補助金の交付等により、亀老連活動を通した高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会の提供を支援する。	補助金の交付を行うことで、高齢者の文化サークル活動の支援並びに、亀老連福祉フェスティバルでの芸能発表や趣味の作品展など、高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を提供した。	A：十分な成果を得た	高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会提供のための継続的な支援を行う必要がある。	補助金の交付等を行い、高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を支援する。

基本方針3 文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

達成度合	A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
	C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
①文化財等の保存・活用	指定文化財の適正な保存、活用を行うとともに、新たな文化財等の指定に向け取り組みます。	73	まちなみ文化財G		伝統的建造物群保存修理修景事業を実施するなど、指定文化財の適正な保存を行います。	伝統的建造物群保存修理修景事業、その他の指定文化財の修理修景事業、民間が所有する文化財の修理修景の促進	伝統的建造物群保存修理修景事業を継続して行い、空き家を優先的に整備を行う。 また、文化財建造物活用事業の会場となる建造物について、優先的に整備を行うとともに、指定文化財についても適正な保存を行う。	伝建地区の修理事業は9件、修景事業は4件と計画的に事業を進め、その中でも、大規模な修理については、空き家(3件)を優先し、国・県の補助金を活用し整備を行った。 また、文化財建造物活用事業となる建造物(1件)についても、国・県の補助金を活用し、耐震性を向上させる修理を行った。 また、指定文化財の修理事業を1件(明治天皇行在所)行い適正な保存を行った。	A: 十分な成果を得た	少子高齢化の影響による後継者不足が原因で、伝統的建造物群保存地区内に老朽化した空き家が存在している。 今後、その様な空き家を保存修理・修景事業へ繋げることが課題である。	伝統的建造物群保存修理修景事業を継続して行い、老朽化した空き家を優先的に整備を行う。 また、文化財建造物活用事業の会場となる建造物について、優先的に整備を行うとともに、指定文化財についても予算の範囲内で適正な保存を行う。
		74	まちなみ文化財G		市内にある各文化財の悉皆(しっかい)的な調査を実施し、文化的に価値のあるものについては、新たに文化財等に指定し保護に取り組みます。	悉皆的な調査及び新たな文化財指定の検討	市内に在する新たな文化財となりうる候補案件について、最終調査を実施し、文化的に価値のあるものについては、文化財保護審議会を開催し、新たな文化財を指定することにより、保存へ繋げる。	前年度未開催であった文化財保護審議会を開催し、新たな文化財指定に向け、最終調査には至らなかったが、悉皆調査の方向性等の検討を行った。	B: まずまずの成果を得た	新たな文化財となりうる候補案件について、指定のために必要な調査及び所見等の作成を行い、文化財保護審議会を昨年度に引き続き開催することが必要である。	文化財保護審議会を開催し、市内に在する新たな文化財となりうる文化的に価値のある候補案件について、専門委員からの助言のうえ、継続した調査を実施し、新たな文化財を指定することにより、保存へ繋げる。
		75	まちなみ文化財G		市が所有する文化財等の公開を行い活用に努めるとともに、民間が所有する文化財において、保存修理を促進させ公開活用できるよう取組を進めます。	各事業のリニューアル	現在公開活用中の文化財建造物13棟の継続した公開活用を行うとともに、来訪者数の更なる増加に取り組む。	市が所有する文化財等建造物全13棟の公開活用を実施し、関地区(玉屋資料館、まちなみ資料館、関の山車会館、旧田中家住宅)44、269名、亀山地区(亀山城多門櫓、旧館家住宅、旧加藤家住宅)9、154名が訪れ、昨年度より約6、500名の増加となっている。 また、同じく関宿内の市が所有する旧辻司家住宅では、空き家活用と移住交流促進事業を組み合わせた「DOMAプロジェクト」を実施し、関係人口の創出を目的として、県内外の移住希望者を対象にワークショップを開催した。	A: 十分な成果を得た	文化財等建造物について、今後も適切な修理及び維持管理等を行い、保存をしながら公開活用を進める必要がある。	現在公開活用中の文化財建造物13棟の継続した積極的な公開活用を行うとともに、観光・地域ブランドGや市観光協会とも連携し、来訪者数の更なる増加に取り組む。
	鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたっては、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)等を活用するなどのDX(デジタル・トランスフォーメーション)化を図ります。	76	まちなみ文化財G		鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたり、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)などを活用するなど、DX化を図ります。	鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区のAR(拡張現実)、VR(仮想現実)	鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたり、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)などを活用するなどのDX化に向けて、引き続き基礎データ(地形測量図等)の取得を計画的に行う。	鈴鹿関跡学術調査専門委員会の指導の下、地形測量図(赤色立体図)の3Dモデル化を初めて作成し、AR(拡張現実)及びVR(仮想現実)化に必要な基礎データの一部を取得したことにより、今後の調査研究の道筋を整えた。 また、鈴鹿関跡のみならず、関宿伝統的建造物群保存地区についても同様に地形測量図(赤色立体図)の3Dモデル化を初めて作成し、DX化を図ることが出来た。	A: 十分な成果を得た	鈴鹿関跡については、全容解明するために、今後も基礎データとなる地形の詳細調査や出土遺物の調査を継続して進め、これらをDX化する必要がある。 また、将来的には国史跡の追加指定や保存活用計画の策定に繋げる必要もある。	昨年度作成した鈴鹿関跡及び関宿伝統的建造物群保存地区の地形測量図(赤色立体図)をHPで公開する。 また、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)などを活用するなどのDX化に向けて、引き続き詳細な基礎データを取得するために、地上レーザー測量を計画的に行う。
	学校や地域において文化財等を学習し、体験することができる機会を拡充し、子どもたちや市民が地域に伝わる文化財等の大切さを学ぶ機会を創出します。	77	支援推進G	各学校	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。	社会見学での歴史博物館、文化財施設の見学	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。	市内小学校全11校が、社会見学での歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史について学習することができた。	A: 十分な成果を得た	特になし	社会見学や校外学習等で文化財施設や郷土資料に触れられる場所等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習する取組を継続する。
		78	社会教育・スポーツG	子ども会育成者連絡協議会	重要伝統的建造物群保存地区・関宿内にある関宿旅籠玉屋歴史資料館(市指定有形文化財(建造物))において、子どもたちを対象とした宿泊体験学習会を支援します。	文化財の宿泊体験	参加希望者が減少傾向にあるため、子どもたちに再び参加してもらえるよう情報発信に努める。	魅力ある体験内容に変更するとともに、文化財に触れる機会を確保した。亀山市子ども会育成者連絡協議会主催の関宿旅籠玉屋歴史資料館での宿泊体験学習を実施した。	B: まずまずの成果を得た	主催団体である亀山市子ども会連絡協議会の団体数が年々減少傾向にあるため、参加者確保に繋がる募集体制を整える必要がある。	参加希望者が減少傾向にあるため、子どもたちに再び参加してもらえるよう情報発信に努める。
		79	歴史博物館	各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前講座等	博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、博物館資料や指定文化財を活用した出前授業や来館学習を充実させるとともに、歴博貸出ユニットの活用を進める。	出前授業14回・来館学習5回、歴博貸出ユニット10回の利活用等により、学校や地域の歴史学習を支援した。 また、小中学校長会での情報提供とともに、教員研修を1回実施し、授業に利用してもらえるよう博物館資料を活用した地域の歴史を知る機会を提供した。	A: 十分な成果を得た	博物館資料や指定文化財、実物を見て学習する機会の提供を継続することが必要である。	博物館と学校とのパイプ役である地域学習支援推進員を通じて、博物館資料や指定文化財を活用した出前授業を充実させるとともに、歴博貸出ユニットの活用を進める。
	歴史博物館が開催する企画展の内容の充実を図るとともに、文化会館や図書館等の文化施設等で文化財等について学べる場の創出を図ります。	80	歴史博物館		博物館資料や指定文化財の収集と保存を進めるとともに、常設展示や企画展において、これらの資料について学べる機会を提供します。	常設展示、企画展	博物館資料や指定文化財の収集と保存を進めるとともに、常設展示や企画展において、これらの資料について学べる機会を提供する。	国の重要文化財である地蔵院所有の資料の寄託に向け手続きを進めた。また、これまでに収集した博物館資料を活用し、「初お目見え&推しのイッピン!」や「WakuWakuひろば 博物館で遊ぼう」を開催した。	A: 十分な成果を得た	引き続き地蔵院所有資料の寄託を進めるとともに、新たなテーマで展示活用するため、収集及び収蔵資料の整理が必要である。	地蔵院所有資料の寄託手続きを完了するとともに、新たなテーマでの展示やインターネットでの情報発信に向け、デジタル技術を活用した収蔵資料の整理を行う。
		81	文化・人権G	(公財)亀山市地域社会振興会、まちなみ文化財G	文化施設等において、文化財等に関する講座やイベントを検討します。	講座やイベントの検討	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を含め、鑑賞型、参加型事業をバランスよく実施する。 地域における文化芸術継承事業において、小中学生の学びの機会を創出する。	文化会館では、「かめぶん寄席」で亀山市文化大使である林家菊丸氏による落語、「フンコインコンサート音絢」で灯おどり保存会による灯おどりの鑑賞の場を提供した。落語については小中学校で体験型アウトリーチも実施した。 「文化芸術の継承に向けて 木下町の虫送り」映像を制作し、市内の小中学校にDVDとして配布するとともに、多くの人に見てもらえるよう市公式YouTubeに掲載した。	A: 十分な成果を得た	引き続き、文化会館において文化財等に関する講座やイベントを検討する。	文化会館において、地域固有の民俗芸能や伝統芸能に親しむ機会を創出し、特色ある地域の文化芸術の継承に繋がる事業を含め、鑑賞型、参加型事業をバランスよく実施する。 地域における文化芸術継承事業において、小中学生の学びの機会を創出する。
		82	図書館	歴史博物館文化・人権G	図書館において、文化財等に関連した図書コーナーやイベントなどを検討します。	図書館整備事業にて検討	地域刊行物の効果的な配架及び広報を行い、多くの人へ情報発信を行う。地域の個人にも地域関連資料の収集の呼びかけを行う。	テーマ展示として、「みえ登録有形文化財建造物展示」を関係部署と開催し、図書館が所蔵する関連資料を紹介することで、文化財への関心を深めるきっかけづくりに繋げた。	B: まずまずの成果を得た	地域の刊行物の収集、活用を充実させるとともに、歴史博物館と連携を行い、それぞれの所蔵する資料の紹介や活用に繋げる。	地域刊行物の効果的な配架及び広報を行い、多くの人へ情報発信を行う。地域の個人にも地域関連資料の収集の呼びかけを行う。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針３ 文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

基本方針3 文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】								達成度合 A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上) B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上) C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上) D: 成果を得られなかった(20%未満)			
基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
市民の文化財保護活動への参加や文化財ボランティアの育成が図られるよう、関の山車保存会、亀山宿語り部の会、関宿案内ボランティアの会等の文化芸術活動団体を支援します。		83	まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	無形民俗文化財の担い手を育成するための教室等の開催を支援します。	関の山車のお囃子伝承のための講座や教室の実施	関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施に向けた支援を継続して行い、文化財等の担い手を育成する。 また、地元保存会が開催する公開講座等へ将来を担う子供たちの参加を促進し、地域社会全体で文化財等を継承し人材育成を行う。	関宿「関の山車」保存会による地域の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓等の練習体験会を関の山車会館で開催し、運営を支援した。(関小学校2回、関認定こども園2回) また、関宿の歴史を後世に伝えるため、東海道関宿まちなみ保存会と共に関宿かるた大会(大人の部・子どもの部)を昨年に引き続き開催し、関宿のまちなみ保存の意識向上を図ることができた。更に、大阪・関西万博では、関宿「関の山車」保存会に所属する子どもたちが「三重のおまつり大集合!MIEフェスティバル IN EXPO」へも出演し、関の山車を世界へ向けてPRを行った。	A: 十分な成果を得た	文化財等の伝承を図るため、地元の子供たちのお囃子の練習や成果披露の会場として関の山車会館を活用しているが、少子高齢化等による文化財保存伝承活動の担い手不足を解消することが今後の課題である。 また、大阪・関西万博への出演を契機にし、祭礼や伝統行事などをPRするためのイベント等への積極的な参加が今後必要である。	地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施を関の山車会館で継続して行い、文化財等の担い手を育成する。 また、地元保存会が開催する公開講座等へ将来を担う子供たちの参加を促進させ、地域社会全体で文化財等を継承し人材育成を行う。 そして、当初は令和6年度の関宿重要伝統的建造物群保存地区選定40周年記念事業の一環として一時的に開催した「関宿かるた大会(子どもの部)」についても、引き続き関の山車会館において開催を予定している。
		84	まちなみ文化財G	東海道関宿まちなみ保存会、関宿案内ボランティアの会、NPO法人亀山文化資産研究会、亀山宿語り部の会、関宿「関の山車」保存会	関の山車保存会、亀山宿語り部の会、関宿案内ボランティアの会など文化財保護活動等に関連した市民団体の活動を支援し、ボランティアの育成に努めます。	ボランティアガイドの育成	関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対しての支援を継続して行い、ボランティアの育成に務める。 また、東海道関宿まちなみ保存会については、昨年度同様に全国の伝建地区の関係者が一堂に会する「全国伝統的建造物群保存協議会総会(京都府京都市)」への参加を支援し、保存団体の育成を図る。 さらに、各団体の会員数を増加させるために、広報等で会員を募るなどの人材の発掘に務める。	関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等について、市職員が参加するとともに、場所の提供等運営について支援を行った。 また、東海道関宿まちなみ保存会については、令和7年7月に京都府京都市で開催された全国の伝建地区の関係者が一堂に会する「全国伝統的建造物群保存協議会総会」へ参加し、全国の保存団体と交流を行うことにより育成を図った。 そして、関宿案内ボランティアの会の会員募集を広報で行い、若千名の応募があり、人材発掘に努めた。	B: まずまずの成果を得た	市民の文化財保護活動への参加を促進させるため、関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会や亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対しての継続的な支援を行っているものの、各団体の会員数が微増しかしていないことや、高齢化していることが課題である。	関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対する支援を継続して行い、ボランティアの育成に務める。 また、全国の伝建地区の関係者が一堂に会する「全国伝統的建造物群保存協議会総会(新潟県佐渡市)」への参加については、令和9年度の当総会が初めて亀山市で開催されることから、東海道関宿まちなみ保存会のみならず、関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会についても参加することにより、各保存団体の育成を図る。 さらに、今年度も団体の会員数を増加させるために、広報等で会員を募るなどの人材の発掘に務める。
市の観光協会や商工会議所が行うイベントや現代アートの祭典など文化財等の魅力を伝える催しの場として、建造物等の文化財を積極的に提供します。		85	観光・地域ブランドG	まちなみ文化財G、亀山市観光協会	観光協会等が行うイベントにおいて、文化財等を活用します。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り 等	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り(参加者9,000人)、関宿祇園夏祭り(参加者4,000人)、フィルムコミッション事業(計22回)等の実施・協働により、関宿の文化財活用に取り組むとともに、観光プロモーション推進事業により体験型観光コンテンツを造成し、旅行者などにPRすることによって観光客数を増やす。	東海道関宿街道まつり(参加者9,000人)、関宿祇園夏祭り(参加者4,000人)、フィルムコミッション事業(計22回)等の実施・協働により、関宿の文化財活用に取り組んだ。国の重要文化財に指定された地藏院を活用して様々なイベントを行い、関宿のにぎわいづくりに寄与できた。 また、亀山版グリーンツーリズムの商品化につながるよう、旅行者を対象に令和6年度に造成した「かめぐり」を基にモニターツアーを実施した。	A: 十分な成果を得た	イベントやプロモーションを実施・協働し、新たな体験型観光コンテンツの発掘、造成に取り組むとともに、亀山版グリーンツーリズムの商品化に向けて旅行者などにPRする必要がある。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション等の実施・協働により、文化財等の活用に取組むとともに、亀山版グリーンツーリズムを展開するため、体験型観光コンテンツを造成し、モニターツアーの検証を経て旅行者などにPRすることによって、誘客を推進します。
		86	まちなみ文化財G	文化・人権G、亀山トリエンナーレ実行委員会	亀山トリエンナーレ等のイベントにおいて、加藤家屋敷や館家住宅などの文化財を催しの場として積極的に提供します。	亀山トリエンナーレ	亀山宿(旧館家住宅等)及び関宿(関宿旅籠玉屋歴史資料館等)において、「東海道のおひなさま」が開催されることから、文化財建造物の適切な保存に努めつつ、会場として積極的に提供する。	亀山宿(旧館家住宅等)及び関宿(関宿旅籠玉屋歴史資料館等)において、「東海道のおひなさま」が開催され、文化財建造物を会場として提供した。 また、観光・地域ブランドGと市観光協会と連携し、国の重要文化財建造物である関地藏院本堂等において、地域を活性化させるための複数のイベントを開催した。	A: 十分な成果を得た	老朽化している文化財建造物もあることから、破損個所の修繕や適切な保存を行い、必要な時期に公開活用が行えるよう常に準備を整えておく必要がある。	亀山宿(旧館家住宅等)及び関宿(関宿旅籠玉屋歴史資料館等)において、「東海道のおひなさま」が開催されることから、文化財建造物の適切な保存に努めつつ、会場として積極的に提供する。 また、「かめやま文化年2027」及び「亀山トリエンナーレ2027」の作品展示会場として文化財建造物を積極的に提供するための準備を進める。
市内の歴史的な資源である東海道沿道環境の向上のため、東海道沿線や宿場町の歴史的な資源の整備、活用に取り組みます。		87	まちなみ文化財G	都市計画G	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみの整備を行います。	歴史的風致維持向上計画に基づく事業(まちなみ関係)	「亀山市東海道整備ガイドライン」に基づき、東海道の魅力ある歴史資源の新たな説明看板や、老朽化した文字の読み取り難い既存説明看板の更新等、優先順位を勘案したうえで本市の歴史的風致の維持向上に寄与する説明看板の設置を継続して行う。	歴史的風致維持向上計画の重点区域に在する「鈴鹿関跡」の史跡標柱及び関宿西の追分休憩施設内に「鈴鹿関跡」の説明パネルを「亀山市東海道整備ガイドライン」に基づき設置した。 また、三重県天然記念物「宗英寺のイチョウ」についても同様に宗英寺境内に説明看板設置し、本市の歴史的風致の維持向上に寄与した。	B: まずまずの成果を得た	今後も継続して東海道及び東海道沿道の文化財や歴史に関する看板等を計画的に設置する必要があるが、設置要望に対し、単年度での対応が困難である場合があることが課題である。	「亀山市東海道整備ガイドライン」に基づき、東海道の魅力ある歴史資源の新たな説明看板や、老朽化した文字の読み取り難い既存説明看板の更新等、優先順位を勘案したうえで本市の歴史的風致の維持向上に寄与する説明看板の設置を継続して行う。
		88	道路保全G	都市計画G	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の整備を行うことで東海道沿道環境の向上に取り組みます。	歴史的風致維持向上計画に基づく事業(道路関係)	国の社会資本整備総合交付金を活用して、地藏院西ノ口線及び西町落針線を東海道と一目でわかるよう、舗装の美装化を行い、市民及び東海道街道への来訪者に東海道を中心とした沿道区域の魅力向上を図る。	国の社会資本整備総合交付金を活用して、地藏院西ノ口線を東海道と一目でわかるよう、舗装の美装化を完成させて、市民及び東海道街道への来訪者に東海道を中心とした沿道区域の魅力向上を図れた。	A: 十分な成果を得た	関宿の舗装の美装化は一旦完了したので、令和12年度以降に予定している亀山宿周辺の舗装美装化についても、工法を検討しなければならない。	亀山宿の現地調査を行い、工法検討を進める。

基本方針3 文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

達成度合	A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
	C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いた たものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
② 地域における特色ある文化芸術の継承と活用	坂本棚田等の市内にある魅力的な景観を保全していくとともに、「関宿祇園夏まつり」や「棚田あかり in 坂本」など地域の行事やイベントを支援していきます。	89	都市計画G	まちなみ文化財G	亀山市景観計画に基づき、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみや坂本棚田などの文化的な景観を保全します。	亀山市景観計画に基づく取り組み(届出審査、指導等)	東海道を中心とした歴史的まちなみを生かした魅力的なまちづくりを進めるため、景観重要建造物に指定する建造物の検討及び民間所有者への補助制度について調査研究を行う。	景観法に基づく届出制度の運用により、令和7年度の届出件数46件について、届出対象行為が景観計画に定める景観形成基準に適合するよう、届出者に対し助言・指導を行った。 また、東海道の沿道や亀山城下町を中心に、良好な景観の形成に重要な建造物の景観重要建造物の指定に向けた取り組みを進めた。	B: まずまずの成果を得た	引き続き届出制度の適切な運用を図るとともに、良好な景観の形成に重要な建造物の景観重要建造物の指定を進める必要がある。	届出制度の運用により、届出対象行為が景観計画に定める景観形成基準に適合するよう、届出者に対し助言・指導を行う。 良好な景観の形成に重要な建造物を、景観重要建造物に指定する。
		90	農林政策G	坂本営農組合	中山間地域等直接支払交付金事業の活用により、農地(棚田)の保全管理を行います。	中山間地域等直接交付金事業	引き続き耕作放棄地の防止や農地の持つ多面的機能が確保できるよう農地の保全に向けた支援を行う。	交付金を適切に活用し営農条件面で不利な状況にある坂本棚田において、耕作放棄地の発生防止や農地の持つ多面的機能が発揮できるよう農地の保全を行えた。	B: まずまずの成果を得た	さらなる棚田の保全と活用を図れるよう支援を行う必要がある。	引き続き耕作放棄地の防止や農地の持つ多面的機能が確保できるよう農地の保全に向けた支援を行う。
		91	観光・地域ブランドG	亀山市観光協会	関宿祇園夏まつりに対して、継続して開催ができるよう支援をします。	関宿祇園夏まつり	引き続き関宿祇園夏祭りの実施にあたり、亀山市観光協会へ、創意工夫した取組を支援する。	広報亀山句会(川柳、俳句)に子どもの部を設け、子どもたちが豊かな想像力や感性を育む機会を提供した。	A: 十分な成果を得た	イベントやプロモーションを実施・協働し、体験型観光コンテンツの充実に向けて取り組む必要がある。	関宿祇園夏まつりの開催にあたり、亀山市観光協会に対し、創意工夫に富んだ取組を支援するとともに、地域や関係者と連携して、まつりの円滑な開催を図ります。
		92	農林政策G	文化・人権G	棚田の保全と活用を目的として実施している棚田あかり in 坂本などの坂本棚田に関するイベントを支援します。	棚田あかり in 坂本	貴重な地域資源を活かした活動や地域活性化に取り組む団体を支援することで、地域内外の人々が交流することができるよう引き続き支援を行う。	坂本棚田あかりが、キッチンカーの出店など前年より内容を充実させて開催された。	B: まずまずの成果を得た	地区の高齢化が進む中、継続した棚田の保全と活用を図れるよう支援を行う必要がある。	貴重な地域資源を活かした活動や地域活性化に取り組む団体を支援することで、地域内外の人々が交流することができるよう引き続き支援を行う。
	地域固有の民俗芸能や生活文化等に関する講座の開催や記録化、資料の紹介、展示など身近に触れる機会を設けるとともに、亀山市史が見やすく、利用しやすいものとなるよう改善を図ります。	93	社会教育・スポーツG	中央公民館	中央公民館が実施する文化講座等において、地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマを盛り込みます。	公民館講座	引き続き、中央公民館講座等での地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマの盛り込みを検討していくとともに、そのための人材発掘を進めていく。	中央公民館の各地区のコミュニティセンターを拠点とする出前文化講座において「伊勢型紙」に関する講座を実施した。	B: まずまずの成果を得た	引き続き、地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマを盛り込んだ講座を実施していく必要がある。	引き続き、中央公民館講座等での地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマの盛り込みを検討していくとともに、そのための人材発掘を進めていく。
		94	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会、芸術文化協会	指定管理者による文化会館フェスタや芸文祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設けます。	文化会館フェスタ、芸文祭	指定管理者による文化会館フェスタや芸文祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設ける。	文化会館フェスタには舞台・展示の部合わせて約100団体が参加し、「亀山民話を語る会」による発表などが行われた。芸文祭では「鈴鹿馬子唄保存会」による舞台発表が行われたほか、ワンコインコンサート音絢には灯おどり保存会も出演した。	A: 十分な成果を得た	引き続き文化会館フェスタの開催などにより発表の機会を創出する。	指定管理者による文化会館フェスタや、芸文祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設ける。
		95	文化・人権G	武田謳楽会	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供します。	亀山薪能	情報収集や検討を進めていくとともに、地域における文化芸術映像化・活用事業を行う。	「かめぶん寄席」で亀山市文化大使である林家菊丸氏による落語、「ワンコインコンサート音絢」で灯おどり保存会による灯おどりの鑑賞の場などプロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供した。 また市では、「文化芸術の継承に向けて 木下町の虫送り」映像を制作し、市内の小中学校にDVDとして配布するとともに、多くの人に見てもらえるよう市公式YouTubeに掲載した。	B: まずまずの成果を得た	伝統芸能鑑賞の機会提供のため、地域社会振興会と協力実施など検討していく。	情報収集や検討を進めていくとともに、地域における文化芸術映像化・活用事業を行う。
		96	歴史博物館		展示等で地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介します。	常設展示、企画展	引き続き、古文書や古記録からの祭礼や信仰、年中行事を調査し展示するなど、地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介する。	古文書や古記録からの祭礼や信仰、年中行事を調査し展示するなど、地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介した。	B: まずまずの成果を得た	祭礼、信仰、年中行事に関して、収蔵する古文書古記録等を詳細に調査し、展示に繋げていく必要がある。	引き続き、古文書や古記録からの祭礼や信仰、年中行事を調査し展示するなど、地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介する。
		97	歴史博物館		亀山市史の活用と改善により、かんこ踊りをはじめとした地域固有の民俗芸能等の発信を行います。	民俗芸能の発信、亀山市史の活用と改善	亀山市史の改修を含め、博物館資料のデジタル・アーカイブ化に向けた全体的な検討を行う。	亀山市史の改修に向け、デジタル技術・ノウハウを持つ同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターと共同研究に関する協定を締結し、今後の方向性について検討を行った。	B: まずまずの成果を得た	より多くの人が利用しやすいものとなるように、亀山市史の改修が必要である。	共同研究先である同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターと亀山市史の改修を含め、博物館資料のデジタル・アーカイブ化に向けて取り組む。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針3 文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

達成度合 A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上) B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上) C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上) D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いた たものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
	博学連携事業や学校行事などにおいて、次世代を担う子どもたちが、地域固有の民俗芸能、生活文化などを学習する機会を提供します。	98	支援推進G	各学校	学校の授業を通じて、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供します。	社会科の副読本「私たちの亀山市」等の活用	地域とつながりを持ちながら、体験活動できる場である総合的な学習の時間の年間計画を作成し、学校の授業を通じて、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供する。	市内の小学校で、総合的な学習の時間の授業でかんこどりなどの民俗芸能について学び、体験することができた。川崎小学校では、民俗芸能としてかんこ踊りを体験したり、亀山西小学校では、総合的な学習の時間に、亀山茶について調べ学習を通して、お茶を味わう体験学習を行ったりして、生活文化を学習することができた。	A：十分な成果を得た	特になし	引き続き、地域とつながりを持ちながら、体験活動できる場である総合的な学習の時間の年間計画を作成し、学校の授業を通じて、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供する。
		99	歴史博物館	各学校	出前授業や来館授業などの博学連携を通じて、昔の生活道具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供します。	出前授業等	出前授業や来館授業などの博学連携を通じて、昔の生活道具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供する。	二学期の授業に合わせた平和学習や、三学期の授業に合わせた昔の暮らし調べなど、市内8つの小学校に延べ14回の出前講座を実施した。	A：十分な成果を得た	地域学習支援推進員を通じて、全校が出前授業を活用してもらえるよう博学連携をより一層推進する必要がある。	引き続き博学連携を通じて、昔の生活道具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供する。
		100	社会教育・スポーツG		放課後子ども教室等の機会において、かんこ踊りをはじめとした地域固有の民俗芸能や生活文化等を学習する機会を提供します。	放課後子ども教室	各教室のコーディネーターとの連携を密にし、地域固有の芸能や文化を体験する機会の増加を図っていくとともに、担い手不足解消に努める。	加太小学校の放課後子ども教室において「かんこ踊り」、井田川小学校の放課後子ども教室において「灯おどり」の教室が地域の担い手が講師となって実施された。	B：まずまずの成果を得た	放課後子ども教室の担い手の高齢化等の課題があるため、各小学校のコーディネーターの意見交換会を実施するなど、有益な情報共有に努めるなどの支援が必要がある。	各教室のコーディネーターとの連携を密にし、地域固有の芸能や文化を体験する機会の増加を図っていくとともに、担い手不足解消に努める。

基本方針 4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】

達成度合	A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
	C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いた たものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
①文化芸術を生かした多様な交流の促進	市内小・中学校における総合的な学習の時間や地域行事などにおいて、児童・生徒と地域住民が本市の食文化、伝統芸能等の文化芸術を生かした世代間交流を深める取組を推進します。	101	文化・人権G	(公財) 亀山市地域社会振興会、芸術文化協会	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施します。	亀山ミュージカル、芸文祭、ゴールデンウィークふれあいプラン	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施する。	令和7年度に初めて開催した「亀山 JAZZ FESTIVAL」には様々な世代が参加、来場し、出演バンドや観客間での交流が行われた。亀山ミュージカルの出演者同士の交流や、5月大型連休ふれあいプランでの親子の交流など、文化会館の事業実施により、世代間交流が深まった。	A：十分な成果を得た	文化会館において、引き続き世代間交流が深まる事業を実施していく必要がある。	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施する。
		102	支援推進G	各学校	学校運営協議会や地域の方の協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等の学習の場で食文化や伝統芸能などの文化芸術を生かした交流活動を行います。	地域資源を活用した学習機会の提供	学校運営協議会や地域の方々へ向けて広く知ってもらうために積極的に情報発信を行い、充実した文化芸術を生かした交流活動を行う。	生活科・総合的な学習の時間等の学習の場で、学校運営協議会や地域の方の協力による食文化や伝統芸能などの文化芸術を学ぶ機会を提供した。	A：十分な成果を得た	日程や内容等の都合により、地域の方の協力が十分に得られないこともあった。	学校運営協議会や地域の方々へ向けて広く知ってもらうために積極的に情報発信を行い、充実した文化芸術を生かした交流活動を行う。
		103	社会教育・スポーツG	各学校	放課後子ども教室の中で、文化芸術を生かした世代間交流を行います。	各事業のリニューアル	各教室のコーディネーター等との連携を密にし、活動の再生を進めることにより文化芸術を活かした異年齢交流の機会増加を図っていく。	放課後子ども教室において、文化芸術を生かした教室が地域のボランティア等を講師として実施され、子どもと地域住民の世代間交流の機会となった。	B：まずまずの成果を得た	引き続き、放課後子ども教室において、文化芸術を学べる機会を提供していく必要がある。	各教室のコーディネーター等との連携を密にし、活動の再生を進めることにより文化芸術を活かした異年齢交流の機会増加を図っていく。
	文化芸術を通じて異文化・国際交流の機会を設けることで、文化芸術の多様性を尊重する心を育み、相互理解へ繋がる取組を推進します。	104	文化・人権G	亀山国際交流の会(KIFA) 亀山日本語教室「はじめのいっぽ」	日本語教室や国際交流イベント等の機会を通じて、国内外の文化芸術の交流の機会を提供又は支援します。	日本語教室の開催、市民活動団体による国際交流事業	引き続き日本語教室での課外授業や閉講式、全体会の機会を通じて、更なる文化芸術の交流の機会を提供又は支援する。	日本語教室において蜚の見学会や七夕の笹飾り、書道体験を開催し、日本の文化を体験することができた。七夕の笹飾り体験では、製作した笹飾りを青少年研修センター等で展示し、短冊を通じて交流を持つことができた。	A：十分な成果を得た	日本の文化を学べるよう、市の四季の行事に参加できる機会を提供し、日本の文化を学べる機会を増やすことが必要である。	引き続き日本語教室での課外授業や閉講式、全体会の機会を通じて、更なる文化芸術の交流の機会を提供又は支援する。
	児童・生徒が異なる国の文化に触れる機会をつくることで、子どもたちの国際社会への興味関心を高め、学校における多文化共生教育、国際理解を進めます。	105	支援推進G	各学校	各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT(外国語指導助手)による文化芸術に関する異文化交流を行います。	学校による子どもたちに向けた異文化交流	各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT(外国語指導助手)による文化芸術に関する異文化交流を行うとともに、休み時間や特別活動等を利用して、全校の児童生徒との関わるができる取組を行う。	各校にALT(外国人指導助手)3名の配置を行い、授業や休み時間等に、ALTの出身国の様々な文化(食べ物・人々の様子・生活習慣等)について、児童生徒への紹介するなど、ネイティブな英語や多文化に触れる機会を持つことができた。	A：十分な成果を得た	特になし	引き続き、各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT(外国語指導助手)による文化芸術に関する異文化交流を行うとともに、休み時間や特別活動等を利用して、全校の児童生徒との関わるができる取組を行う。
	近隣市町や都市間連携を行う自治体などと文化芸術に係る多面的な交流を図り、互いの地域資源を活用するなどして、文化芸術に関わる情報交換や事業連携を図ります。	106	文化・人権G	政策調整G	伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議を通じた3市の連携により、それぞれの市民が作品を展示できる美術展を開催し、市民が交流する機会を提供します。	市美術展	伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議を通じた3市の連携により、それぞれの市民が作品を展示できる美術展を開催し、市民が交流する機会を提供する。	伊賀市、甲賀市とのいこか連携に関連して、美術展において、広報紙・チラシ等により相互に広報や、交換展示を実施することにより、市民が交流する機会を提供した。県・市町文化行政連絡会議では、各自自治体の状況について情報交換を行った。	A：十分な成果を得た	引き続きいこか連携3市の連携による市民交流の機会を提供する。	伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議を通じた3市の連携により、文化芸術を通して市民が交流する機会を提供する。
		107	文化・人権G	防災安全G、まちなみ文化財G	災害時相互応援協定に基づき、岡山県高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討します。	災害時相互応援協定による連携	災害時相互応援協定に基づき、岡山県高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討する。	高梁市の高梁中学校と姉妹校縁組提携を結んでいる亀山中学校が、3年ごとに互いの学校を訪問する活動を重ねており、令和7年度は高梁中学校の生徒が亀山中学校を来訪し亀山中学校の生徒と学校紹介等の交流を行った。また、五所川原市については職員が視察を行った。	B：まずまずの成果を得た	引き続き岡山県高梁市をはじめ、文化的先進地の自治体等との文化的な連携を検討する。	災害時相互応援協定に基づき、岡山県高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討する。
		108	政策調整G		市民や市民活動団体と協働し、歴史や文化芸術、自然など共通性のある自治体との都市間交流を実施します。	日本武尊、白鳥伝説三市交流事業 等	次回(令和8年度)の交流事業を大阪府羽曳野市で開催予定であることから、三市で調整するとともに、より効果的な周知方法について検討する。	「日本武尊・白鳥伝説ゆかりの地、御陵のあるまち」としての縁から本市、大阪府羽曳野市、奈良県御所市の三市で交わっている都市間交流の合意書に基づき、三市交流事業を隔年で実施している。令和7年度については、令和8年度に大阪府羽曳野市で実施する三市交流事業について、担当者会議を開催し検討を行い、羽曳野市出身監督の映画「ヤマトタケル～白鳥伝説～」の上映会が実施されることとなった。	B：まずまずの成果を得た	隔年で開催する交流事業への参加者は高齢者世代が多いことから、より幅広い年代の方に参加していただけるよう、企画及び周知方法を検討する必要がある。	令和8年度は大阪府羽曳野市で実施する三市交流事業として、羽曳野市出身監督の映画「ヤマトタケル～白鳥伝説～」の上映会を実施する。
	文化会館の自主文化事業や市芸術文化協会と連携した事業などを通じて、様々な文化芸術活動団体間の交流を図り、相互の活動の促進に繋がります。	109	文化・人権G	亀山市芸術文化協会、(公財) 亀山市地域社会振興会	市内の文化芸術団体が情報交換や交流ができるよう、亀山市芸術文化協会への加盟を促進するとともに、文化芸術団体の交流の機会となるよう、指定管理者等による文化会館フェスタや芸文祭等の開催を支援します。	芸文協への補助金支援、文化会館フェスタや亀山音楽祭の開催	芸術文化協会補助金の今後の活用について、芸術文化協会に検討を促し、市内の文化芸術活動団体の交流の促進につなげる。指定管理者により文化会館フェスタ等を開催する。	令和7年度に初めて開催した「亀山 JAZZ FESTIVAL」には様々な団体が参加、来場し、交流が行われた。芸術文化協会に対し補助金による財政支援を行うとともに、芸文祭等にかかる各種相談等を行うなど、芸術文化協会の活動を支援した。指定管理者による文化会館フェスタでは、舞台の部・展示の部合わせて約100団体が参加し、文化芸術活動団体の交流の促進に繋がった。	B：まずまずの成果を得た	文化芸術活動団体間の交流を活性化させ、芸術文化協会の団体増加へ繋げる。	芸術文化協会補助金の今後の活用について、芸術文化協会に検討を促し、市内の文化芸術活動団体の交流の促進につなげる。指定管理者により文化会館フェスタ等を開催する。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針 4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】

達成度合	A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
	C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いた たものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
	文化芸術を体験し、学べるよ う、ゲストティーチャーや学習 支援ボランティアなど地域の人 材の協力を得るとともに、アウ トリーチ活動や博学連携など学 校教育活動等との連携を進めま す。	110	支援推進G	各学校	学校運営協議会や地域の方などの協力のもと、学校行 事や生活科・総合的な学習の時間等においてゲスト ティーチャーや学習ボランティア等を活用して地域の 文化芸術を体験し学べる交流活動を行います。	ゲストティーチャー、学習ボラ ンティアの活用した地域の文化 芸術の体験、学習機会の提供	日程等の調整は、学校の行事予定と照 らし合わせて計画できるように、でき るだけ早く情報提供するように努め る。また、熱中症等の配慮事項に留意 して、内容等の検討を行う。	文化会館との連携や、地域の協力を得ながら、ゲ ストティーチャーや学習ボランティアとして招 き、地域の文化芸術体験や学習機会を提供するこ とができた。	A：十分な 成果を得た	特になし	文化会館との連携や、地域の協力を得 ながら、子どもたちに文化芸術に触れ る機会を計画的に設定していけるよう 校長会等へ啓発する。
		111	文化・人 権G	支援推進G、 (公財) 亀山 市地域社会振 興会	学校と文化会館の連携により一流のアーティストによ るアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場 を設けます。	歌唱指導や本物の音楽に触れる アウトリーチ活動 等	学校と文化会館の連携により一流の アーティストによるアウトリーチ活動 を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設 ける。	文化会館の自主文化事業において、保育園2園、 小中学校12校でアウトリーチ活動を実施し、51 回、3,716人が参加した。	A：十分な 成果を得た	引き続き文化会館によるアウトリーチ活 動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の機会を 創出する。	学校と文化会館の連携により一流の アーティストによるアウトリーチ活動 を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設 ける。
		112	歴史博物 館	各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政 出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に博物館 資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を 知る機会を提供します。	出前授業等	博物館と学校とのパイプ役である地域 学習支援推進員を通じて、出前授業や 来館学習を充実させるとともに、歴博 貸出ユニットを活用して子どもたちの 地域の歴史を知る学習を支援する。	出前授業14回・来館学習5回、歴博貸出ユニ ット10回の利活用等により、学校や地域の歴史学 習を支援した。 また、小中学校長会での情報提供とともに、教員研 修を1回実施し、授業に利用してもらえるよう博 物館資料を活用した地域の歴史を知る機会を提供 した。	A：十分な 成果を得た	子どもたちの豊かな創造力や感性を育む 取組として、実物を見て学習する機会 の提供を継続することが必要である。	博物館と学校とのパイプ役である地域 学習支援推進員を通じて、出前授業を 充実させるとともに、歴博貸出ユニ ットを活用して子どもたちの地域の歴史 を知る学習を支援する。
	本市の文化芸術を結び付けた地 域ブランドの創出や観光ツアー の開催など誘客にも繋がる取組 を推進し、産業・観光分野との 連携を進めます。	113	農林政策G	亀山市茶業組 合	「亀山茶」を活用したイベントを実施します。	青空お茶まつり、青空フォトコ ンテストなど	今年度は大阪・関西万博への出店をは じめとしたイベント等で亀山茶のPR を行う。	亀山青空お茶まつり実行委員会主催の亀山青空お 茶まつりの他、大阪・関西万博で亀山茶の試飲を 行うなど積極的に亀山茶のPRを行った。	B：まずま ずの成果を 得た	市内の茶生産者の減少・高齢化が進行し てきていることから、産地の生産力の維 持につながるよう、引き続き亀山茶を PRしていく必要がある。	令和8年度については青空お茶まつり の他、職員向けに亀山茶PRポロシャ ツを作成するなど積極的に亀山茶のPR を行う。
		114	観光・地 域ブラン ドG	観光協会	関宿などの文化財等や坂本棚田などの市内にある文化 的な景観など様々な文化芸術を活用した観光ツアーな どを開催し誘客に繋げます。	七座トレイルでの文化財との連 携、フィルムコミッションでの 文化芸術との連携、文化財を活 用したスタンプラリーなど	観光プロモーション推進事業により、 体験型観光コンテンツの造成等、高付 加価値化に向けて取り組むとともに、 周知・活用し観光客の増加に取組む。	フィルムコミッション事業(計22回)や東海道の おひなさま亀山宿・関宿(デジタルスタンプラ リー)について支援を行った。また、3月21日に 野登山でトレイルイベントを実施し9人の参加が あった。	B：まずま ずの成果を 得た	文化財等を活用したイベントを実施でき たが、文化芸術を活用した観光ツアーの 造成には至っていないため検討を進める 必要がある。	亀山版グリーンツーリズムを展開する ため、体験型観光コンテンツの造成 等、高付加価値化に向けて取り組むと ともに、SNS等で効果的に情報発信を 行って誘客の推進に努めます。
		115	観光・地 域ブラン ドG		地域ブランド創出事業を通じて、本市の食文化などの 文化芸術の魅力を発信します。	地域ブランド創出事業	「ブランド認定事業」の取り組みによ り認定品を充実させ、地域資源の情報 発信である「コミュニケーション戦略 9」の取り組みにより、市内外の人に 情報発信を行う。また、大阪・関西万 博での出展や有名シェフとのコラボに より亀山ブランドの魅力を発信する。 100年フードに認定された亀山みそ 焼きうどんについては、市民団体「亀 山みそ焼きうどん本舗」と連携して魅 力を発信する。	令和7年度は3事業所3品目を新たにブランドに 認定し、21事業者41品目となった。また「コ ミュニケーション戦略9」の取り組みにより、観 光・地域ブランドグループ公式Instagram等 を活用した情報発信や大阪・関西万博をはじめと した各種イベントでのPR販売、市内特設ブース の設置を行うとともに、亀山ブランド認定事業 者・認定品のPR動画を作成し、亀山市公式 YouTube等に応用することで、本市の食文化な どの文化芸術の魅力を発信した。	A：十分な 成果を得た	亀山ブランド認定品を通じて、本市の食 文化などの文化芸術の魅力を発信するこ とが必要である。	「ブランド認定事業」の取り組みによ り認定品を充実させ、地域資源の情報 発信である「コミュニケーション戦略 9」の取り組みを通じて、市内外の人 々への情報発信を行います。具体的 には、SNSを活用した戦略的な情報発 信や、図書館や関ドライブインでの PR・販売、市内小学校での亀山ブラン ド認定事業者による出前講座などを実 施し、亀山ブランドの理解を深める機 会を提供することで、認知度の向上を 図ります。
②文化 芸術を 生かし たまち づくりの ...	障がい者の文化芸術に関する表 現活動を支援するとともに、歴 史の道ウォーキングなど史跡巡 りを健康・スポーツツーリズム と関連付けるなど、健康・ス ポーツ・福祉分野との連携を進 めます。	116	観光・地 域ブラン ドG	まちなみ文化 財G、健康づく りG	トレイルイベントを通じて、野登寺等の文化財の魅力 の発信及び参加者の健康増進に繋げます。	亀山七座トレイルによる文化財 の活用及び市民の健康増進	亀山7座トレイルイベントの規模を拡 大していくために、「亀山7座トレイ ル」登山道活用ネットワークの連携強 化を図るとともに、登山イベントへの 参加を促し、参加者が文化財に接する コースを検討する。	3月21日に野登山でトレイルイベントを実施し9人 の参加があった。なお、野登山トレイル以外で文 化財に接するコースは造成できなかった。	B：まずま ずの成果を 得た	亀山市地域社会振興会を事務局とした鈴 鹿高等学校、石水溪観光協会で構成されて いる「亀山7座トレイル」登山道活用 ネットワークの強化を図るとともに、ト レイルイベントだけでなく、参加対象 をファミリー層に広げたイベントの実施を 検討する必要がある。	「亀山7座トレイル」登山道活用ネッ トワークの連携強化を図るとともに、 トレイルイベントだけでなく、参加対 象をファミリー層に広げたイベントの 実施を検討します。
		117	文化・人 権G		市美術展において、障がいの有無に関わらずだれでも 出品できる美術展を開催します。	市美術展	市美術展において、障がいの有無に関 わらずだれでも出品できる美術展を開 催する。	市美術展の出品作品募集について、広報紙等の掲 載に加え福祉施設に直接送付することで周知を図 り、障がいの有無に関わらず出品できる美術展と なるよう努めた。	B：まずま ずの成果を 得た	引き続き様々な手法で周知を図り、障が いの有無に関わらず出品できる美術展の 開催に努める。	市美術展において、障がいの有無に関 わらずだれでも出品できる美術展を開 催する。
		118	文化・人 権G	社会教育・ス ポーツG、健康 づくりG	歴史の道ウォーキング等、史跡巡りを健康・スポー ツツーリズムに関連付けたイベントの実施を検討しま す。	健康・スポーツ・福祉分野と連 携したイベントの実施の検討	様々な分野の取組み・イベントの情報 収集を行い、連携の可能性を検討して いく。	健康分野との連携として、市美術展において「ア プリdeウェルネス推進事業」と連携し、文化イ ベントへの参加を健康づくりの取組に繋げた。	B：まずま ずの成果を 得た	新たな健康・スポーツ・福祉分野との連 携を検討する。	様々な分野の取組み・イベントの情報 収集を行い、連携の可能性を検討して いく。
		119	障がい者 支援G		地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)やあ いあいまつりなど、文化芸術を活用した福祉のイベ ントの実施又は支援をします。	地域活動支援センター事業(地 域生活支援事業) あいあいまつり等 (三重県障がい者芸術文化祭) 旧亀山城多門櫓ブルーライト アップ	旧亀山城多門櫓ブルーライトアップをは じめとした、全国的な啓発事業や啓 発期間を利用し、障がい者の文化活動 の意識が高まる仕組みを考えていく。	4月2日の世界自閉症啓発デーに合わせて実施され た旧亀山城多門櫓ブルーライトアップに市として 後援し、当日も照明器具の設置等協力を行った。 令和8年度に養成する障がい者サポーターのオリ ジナルキャラクターのデザインを障がい当事者団 体を通じて依頼した。	B：まずま ずの成果を 得た	障害特性や障がい者について広く周知 し、支援者の輪を広げるため、市協働事 業として「亀山親なきあとを考える会つ むぐ」とともに障がい者サポーター養成 講座を開催する。	旧亀山城多門櫓ブルーライトアップ キャンペーンに引き続き協力する。 市協働事業として「亀山親なきあとを 考える会つむぐ」とともに障がい者サ ポーター養成講座を開催しながら、活 動の紹介や支援につながる関わりを工 夫して行う。

基本方針4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】

達成度合	A: 十分な成果を得た(概ね100～80%以上)	B: まずまずの成果を得た(概ね80～50%以上)
	C: あまり成果を得られなかった(概ね50～20%以上)	D: 成果を得られなかった(20%未満)

基本 施策	取組み	通 番 号	担当部署	関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただ いたものです。)	②想定される事業	⑥令和7年度の具体的な取り組み内容 (R7.5記載内容)	③令和7年度の実績及び成果	④達成度合	⑤今後の課題	⑥令和8年度の具体的な取り組み内容
推 進	(仮称) 亀山市観光事業会議、 スポーツコミッションなどと連 携し、文化芸術に関する取組を 推進するとともに、市内外の事 業所に本市の文化芸術活動への 参画を促します。	120	文化・人 権G	社会教育・ス ポーツG、観 光・地域ブラン ドG	(仮称) 亀山市観光事業会議やスポーツコミッション などと連携し、文化芸術に関する取組を推進します。 また、これらの機会を捉え、市内外の事業所に本市の 文化芸術活動への参加を促します。	J R東海さわやかウォーキング での文化財の活用 等	商工会議所を通じた事業者への参加促 進や、他分野団体、事業所との連携を 模索していく。	JR東海さわやかウォーキングにおいて、旧亀山城 多門櫓や加藤家屋敷跡、能褒野神社などたくさん の人が訪れ、文化財の活用が図られた。地域社会 振興会が事務局として中心となり令和7年度に初 めて開催した「亀山 JAZZ FESTIVAL」では、サ ブ会場として亀山サンシャインパーク。道の駅関 宿、瑞宝軒、関中学校を使用した。	B: まずま ずの成果を 得た	連携を想定する組織としての亀山市観光 事業会議、スポーツコミッションは立ち 上がっていない。	商工会議所を通じた事業者への参加促 進や、他分野団体、事業所との連携を 模索していく。
	これまでの「かめやま文化年」 を礎に、様々な分野の取組と文 化芸術の連携による、まちのに ぎわいや魅力の創出に繋げる新 しい仕組みづくりを研究し、進 めます。	121	農林政策G	坂本棚田保存 会	棚田の保全と活用を目的として実施している棚田あか りin坂本などの坂本棚田に関するイベントを支援しま す。	坂本棚田あかり、その他坂本棚 田でのイベント	貴重な地域資源を活かした活動や地域 活性化に取り組む団体を支援すること で、地域内外の人々が交流すること ができるよう引き続き支援を行う。	坂本棚田あかりが、キッチンカーの出店など前年 より内容を充実させて開催された。	B: まずま ずの成果を 得た	さらなる棚田の保全と活用を図れるよう 支援を行う必要がある。	貴重な地域資源を活かした活動や地域 活性化に取り組む団体を支援すること で、地域内外の人々が交流すること ができるよう引き続き支援を行う。
		122	観光・地 域ブラン ドG	観光協会	文化財等を活用したイベントを実施します。また、市 民等が実施するイベントについても支援を行います。	東海道関宿街道まつり、関宿祇 園夏祭り、フィルムコミッシ ョン 等	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭 り、フィルムコミッション等の実施・ 協働により、文化財等の活用に取組む とともに、観光プロモーション推進事 業により体験型観光コンテンツの造成 し、周知する。	東海道関宿街道まつり（参加者9,000人）、関宿 祇園夏まつり（参加者4,000人）、フィルムコ ミッション事業（計22回）等の実施・協働によ り、関宿の文化財活用に取り組むとともに、国の 重要文化財に指定された地蔵院を活用して様々な イベントを行い、関宿のにぎわいづくりに寄与で きた。 また、関宿散策や地蔵院での本堂拝観などを活用 したモニターツアーを実施し情報発信すること で、旅行業者等に周知した。	A: 十分な 成果を得た	亀山市観光協会の経営基盤や組織強化に 向けて支援を継続していく必要がある。 引き続き地蔵院を活用し、新たな取組を 加えながらイベントを行い、継続して関 宿のにぎわいづくりに取り組む必要があ る。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭 り、フィルムコミッション等の実施・ 協働により、文化財等の活用に取組む とともに、亀山版グリーンツーリズム の展開のため、モニターツアーの検証 を踏まえ、体験型観光コンテンツを発 掘、造成します。
		123	生物多様 性・獣害 対策G	亀山里山公園 「みちくさ」 管理運営協議 会	里山公園「みちくさ」において、フォトコンテストを 開催します。	里山公園「みちくさ」フォトコ ンテスト	応募方法を見直した令和6年度と同じ 形態で、コンテストを開催する。応募 者の増加を目指し、これまで周知して いなかった場所・形態にて周知に努め る。	一年を通し里山公園内で撮影された写真を応募い ただき、フォトコンテストを開催した。7名から 219点の作品を応募いただき、審査の結果1点を 最優秀賞、4点を入選とした。	A: 十分な 成果を得た	マンネリ化のため参加者数が減ってきて いる。次年度の開催について協議した結 果、園内動植物を把握するための貴重な 資料になることから、今後も継続して開 催するが、その他の有力な募集方法がな いため、地道な呼びかけを行うしかな い。	同じ形態で、コンテストを開催する。 応募者の増加を目指し、これまで周知 していなかった場所・形態にて周知に 努める。
		124	社会教 育・ス ポーツG	坂下星見の会	文化財等を活用したプロジェクションマッピングを実 施し、まちのにぎわいや魅力の創出に繋がります。	文化財等を活用したプロジェク ションマッピング	主催団体（坂下星見の会）との連携を 密にし、プロジェクションマッピング などを実施し、まちのにぎわいや魅力 の創出に繋げる。	“鈴鹿峠自然の家”を活用したプロジェクション マッピングを11月開催の「親子でわいわい星まつ り」で実施した。	B: まずま ずの成果を 得た	引き続き、文化財である鈴鹿峠自然の家 を活用したプロジェクションマッピング などを実施し、まちのにぎわいや魅力 の創出に繋げる。	主催団体（坂下星見の会）との連携を 密にし、プロジェクションマッピング などを実施し、まちのにぎわいや魅力 の創出に繋げる。
		125	文化・人 権G	(公財) 亀山 市地域社会振 興会	文化会館の施設を活用したイルミネーション等を実施 する機会を通じて、文化芸術への関心を持ってもら うとともに、まちの賑わいに繋がります。	文化会館イルミネーション事業 等	かめやま文化年2024での取組みに ついて検証し、今後の取組みについて 活用していく。	かめやま文化年の振り返りによる課題抽出及び文 化会館イルミネーションを実施した。イルミネ ーションには約1000人が訪れるなど、まちの賑わ いに寄与した。	A: 十分な 成果を得た	引き続き、文化施設を活用してまちの賑 わいに繋げる取組を検討する。	かめやま文化年2027の開催に向 け、今後の取組について検討してい く。
		126	文化・人 権G	亀山トリエン ナーレ実行委 員会	亀山トリエンナーレの開催支援等を行い、地域のまち づくり及び商業の発展に繋がります。	亀山トリエンナーレ 等	亀山トリエンナーレの事業に協力し、 地域のまちづくり及び商業の発展に繋 げる。	亀山トリエンナーレの事業に協力し、各種相談に 対応した。	A: 十分な 成果を得た	引き続き事業協力を行い、まちの賑わ いや魅力の創出に繋げる。	亀山トリエンナーレの事業に協力し、 地域のまちづくり及び商業の発展に繋 げる。
		127	文化・人 権G		これまでの「かめやま文化年」をもとに、他市の事例 等を調査しつつ、様々な分野との連携によるまちのに ぎわいや魅力に繋がる新しい仕組みづくりを検討しま す。	新しいかめやま文化年の検討	かめやま文化年2024での取組みに ついて検証し、今後の取組みについて 検討する。	かめやま文化年事業について、記録誌を作成する とともに、次回の文化年に向けて引き継ぐため、 かめやま文化年実行委員会において事業の振り返 りを通じて、課題と成果を整理した。	A: 十分な 成果を得た	かめやま文化年2027など、今後の取 組みについて検討していく必要がある。	かめやま文化年2027の開催に向 け、これまでの「かめやま文化年」を もとに、他市の事例等を調査しつつ、 様々な分野との連携によるまちのに ぎわいや魅力に繋がる新しい仕組みづ くりを検討していく。

第3次亀山市スポーツ推進計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(教育委員会事務局 生涯学習課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度	
位置付け	本計画は、スポーツ基本法第10条による、地方の実情に即した、スポーツ推進に関する計画として位置付けるものである。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「スポーツの推進」と深く関わり、スポーツの振興の部分を補完するものである。	
目的・概要	計画の目的は、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、亀山市らしいスポーツ文化が地域や生活の中に根付き、健康で豊かな暮らしの実現にむけて取り組むための指針とし、もってスポーツの振興に資することである。	
計画の骨格	【目指す姿】 市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます	
	【基本施策】	【施策の内容】
	スポーツ活動の充実	誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実 ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援
		子どものスポーツ環境の充実 ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり ●ジュニアスポーツの機運向上と活性化
	スポーツを支える力の促進	スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上 ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用
	スポーツ文化の浸透	スポーツ情報提供の充実 ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信
		競技スポーツを身近に感じられる機会の創出 ●市内のスポーツ大会を盛り上げる機運の醸成 ●スポーツの魅力発信 ●スポーツイベントの開催に向けた企画
	スポーツのまちづくりと拠点整備	スポーツを活用した地域活性化 ●地域経済や観光との連携 ●健康増進や介護予防等との連携
		スポーツ施設の整備と利用促進 ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●学校運動施設や公園の有効利用

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R7)	目標値
		単位			
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	55.8	—	60
2	スポーツ関連団体の構成者数	人	4,423	4,374	4,900
3	市や団体が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	人	11,930	27,964	24,000
4	市内の主な運動施設の稼働率	%	70.3	73.8	78.0
5					

■計画の実績等

取組実績	・市民の運動機会を確保するため、総合型地域スポーツクラブの広報かめやまへの会員募集掲載、イベント周知の掲載を行った。 ・市スポーツ協会を通じて加盟競技団体への支援を行うとともに、競技力の向上を図るため、激励金制度等により全国大会等の高いレベルの競技大会出場への支援を行った。 ・スポーツ推進委員と連携して実施したニュースポーツ体験会において、新たな種目を導入し、誰もが参加しやすい機会の提供に努めた。 ・アトレチコ鈴鹿クラブと連携した「亀山市民デー」の実施等によりスポーツを観る機会づくりや、HP等により市主催事業等の情報を発信し運動機会づくりに取り組んだ。 ・「亀山市部活動の在り方検討会」を通じて、休日における部活動の地域展開等に関する情報の共有を図った。
成果	・市民体力テストについては、リピーターが増えつつあり、一定程度の参加者が見込めるようになり、運動やスポーツの習慣化に寄与している。 ・アーバンスポーツができる環境を引き続き提供し、幅広い世代におけるスポーツの裾野の拡大につなげることができた。 ・快適な利用環境を提供できるよう、施設適切な維持管理に努めるとともに、利用者が安全に、また、快適に利用できるよう、第3次亀山市総合計画前期基本計画に関B&G海洋センターの改修工事や空調設備等設置工事を位置付けた。
総合計画推進への寄与度	・市民が誰でも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、新たな種目の導入により、幅広い参加機会を提供するとともに、総合型地域スポーツクラブ等が実施する各種教室や大会を支援し「スポーツ活動の推進」に寄与した。 ・市民がスポーツを観戦する楽しみ、応援する喜びを感じられるよう、トップレベルのスポーツを観戦できる機会を提供し、「スポーツ文化の浸透」に寄与した。

反省点・課題	ニュースポーツ体験会については、参加者数が伸び悩んでいることから、誰もが参加しやすいよう周知方法の検討等が必要である。また、部活動地域展開にあたっては、他市の状況を把握しながら、本市に適した方法を見極める必要がある。
--------	---

今後の方向性	部活動地域展開については、関係部署や各学校、スポーツ団体等と協議をしながら令和9年度からの実施に向け制度設計を行う。また、誰もが気軽にスポーツや運動に取り組むことができるよう、行政出前講座を活用して、地域に出向いて普及を図るとともに、ニュースポーツ体験会における周知方法について検討する。
--------	---

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度計画	R4～R7の進捗状況
(1) 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実	〇ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供	健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めます。	社会教育・スポーツG	誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動を行うため、総合型地域スポーツクラブの活動に広報協力等で支援を行った。	現在、総合型地域スポーツクラブが、誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動の場を創出する一翼を担っているが、その活動についての認知度が低い。	総合型地域スポーツクラブが行っている、誰でも参加しやすく継続的にスポーツ活動を行うことの出来る教室を、ホームページや広報を通じて、市民に広くPRし、継続的なスポーツ実施機会を提供する。	A
		誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携します。	社会教育・スポーツG	子ども向けにミニバスケットボール大会、全年齢を対象にヘルスパレー体験会の開催に向けて、各種スポーツ団体と連携した、運動施設指定管理者において、市民ニーズに対応した教室が開催された。	各種大会等の参加者が増えるよう、種目や対象者の見直しを検討する必要がある。	各種スポーツ関係団体などと連携し、市民ニーズに対応したスポーツイベント・大会やスポーツ教室などの開催に努める。 また運動施設指定管理者と協力し、市民ニーズに対応した自主事業に取り組むよう要請していく。	A
		高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。	地域包括連携G	介護予防教室を社会福祉法人などの事業所が地域で行うことで、無理なく安心して運動に取り組めるような環境づくりを行った。 自主活動グループしゃきしゃきOB会（市内4か所）に対し、継続した活動につながるよう、健康運動指導士による運動教室を実施した。 体操カレンダーやDVDを市HPに掲載し、窓口で配布することで、自宅でも無理なく体操が行えるよう環境の整備を図った。	高齢者が身近な地域で運動に参加できるよう、介護予防教室の内容や実施場所等検討していく必要がある。 体操カレンダーやDVDの活用を促すため、市HPや介護予防のてびき等周知啓発を引き続き行っていく必要がある。	介護予防教室を社会福祉法人などの事業所が地域で行うことで、高齢者が無理なく安心して運動に取り組めるようにする。市HPや介護予防のてびき等で周知啓発を行い、参加を促していく。	B
			社会教育・スポーツG	高齢者でも無理なく安心して実施できるニュースポーツ体験会を実施した。 総合型地域スポーツクラブや運動施設指定管理者において、高齢者向けのスポーツ教室やイベントが開催された。	参加者を増やすため、開催告知や教室の内容等を積極的にPRする必要がある。	高齢者が無理なく安心して実施できる教室等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブや運動施設指定管理者に開催を要請していく。また、開催にあたっては、開催告知や教室内容のPRを行う。	B
		生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取組による地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります	社会教育・スポーツG	誰でも気軽に取り組めるニュースポーツ推進のため、ニュースポーツ体験会を実施した。また、行政出前講座のメニューとしてヘルスパレーのルール説明、実技指導を行った。	ニュースポーツ体験会への参加者数が伸び悩んでいる。	誰でも気軽に取り組めるニュースポーツ推進のため、ニュースポーツイベントの実施方法、種目について検討する。また、引き続き行政出前講座のメニューとしてヘルスパレーのルール説明、実技指導を加え、普及促進を図る。	B
	〇障がい者のスポーツ参加の推進	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境づくりに努め、参加を呼びかけます。	障がい者支援G	県の障がい者スポーツ連合会等が主催するイベントについて障がい者支援グループ窓口を設置し周知を行った。 フリース団体の依頼を受け、対象となる障がい福祉事業所へ亀山市で開催されるフリース興行への障がい者の観戦について、情報を提供した。	障がい者にとっての日常的にスポーツを楽しむ機会はまだ環境、啓発共に不十分であり、丁寧な対応が必要である。	障がい者が主体となり、又は参加できる大会、イベント等の情報収集に努める。 障がい者が体験できるスポーツの機会について検討を行う。	B
			社会教育・スポーツG	ニュースポーツ体験会の実施種目として、障がいの有無に関係なく、誰もができる「モルック」を取り入れた。しかしながら、障がい者の参加はなかった。	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境を整える必要がある。	スポーツ推進委員に「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」へ参加し、障がい者スポーツを理解していただき、障がい者が参加しやすいスポーツイベントについて検討する。	B
		障がい者スポーツへの理解と関心を高め、障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会づくりに努めます。	障がい者支援G	県の障がい者スポーツ連合会等が主催するイベントについて障がい者支援グループ窓口を設置し周知を行った。	障がい者スポーツ等への関心を高めるためには、この分野で活躍する選手等の情報収集を図るほか、ともに楽しめるスポーツを通じてお互いの理解を深めることも考えていく必要がある。	障がい者スポーツ等への関心を高めるため、この分野で活躍する選手等の情報収集を図る。	B
			社会教育・スポーツG	ニュースポーツ体験会の実施種目として、障がいの有無に関係なく、誰もができる「モルック」を取り入れた。しかしながら、障がい者の参加はなかった。	障がいのある人となない人が共に参加しにくくなるような情報発信ををする必要がある。	障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会を提供できるよう、関係部署やスポーツ関連団体等と検討する。	B
	〇女性のスポーツ参加の推進	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを併設するなど、スポーツ環境づくりに努めます。	社会教育・スポーツG	親子で一緒に参加できるよう、ニュースポーツ体験会を計画、実施した。また、運動施設指定管理者が子育て中の女性を対象とした自主事業を実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の確保について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会について検討を行う。また、施設の幼児室の存在を周知する。	B
		女性が、様々なスポーツ活動や各種委員・スポーツ関連団体の運営へ参画するよう呼びかけます。	社会教育・スポーツG	女性のスポーツ活動の運営やスポーツ推進委員などスポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツ活動の運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツ活動の運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。	B
	〇総合型地域スポーツクラブの育成・支援	クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。	社会教育・スポーツG	総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を広報に掲載した。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。	会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う必要がある。 また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言が必要である。	クラブ会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言を行う。	B
		クラブの円滑な運営に必要な熱意と知識・技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。	社会教育・スポーツG	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行った。	国、県等から提供された研修会などの情報を、随時収集し、クラブに最新の情報を提供する必要がある。	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行う。	A
		クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。	社会教育・スポーツG	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるよう情報発信を行った。	総合型地域スポーツクラブに対する理解や認知度が低い。	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるよう情報発信を行う。	B
	〇新たなスポーツスタイルへの支援	スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、市レクリエーション協会などの活動により、ニュースポーツやアーバンスポーツを普及するとともに環境づくりを図ります。	社会教育・スポーツG	スポーツ推進委員の運営により、ニュースポーツ体験会を開催し、ニュースポーツの普及を図った。また、スケートボード等アーバンスポーツ利用ができるよう、引き続き、名阪工業団地第三公園を開放している。	ニュースポーツ体験会を実施するにあたり、参加者が少ない状況にあるため、認知度を上げるとともに、参加しにくくなるような周知をする必要がある。	引き続き、アーバンスポーツができる場所として名阪工業団地第三公園を開放する。また、行政出前講座のメニューとしてヘルスパレーのルール説明、実技指導をすることにより、ニュースポーツの普及促進を図る。	A

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度計画	R4～R7の進捗状況
(2) 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実	〇学校体育活動の充実	子どもたちが、体育の授業等を通して運動に楽しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫・改善を進めます。	支援推進G	体育の授業等を通して、運動の楽しさや体を動かす喜びを味わい運動技能を高める指導改善を図ることができた。なお、外部指導者については、所期の目的を達したため派遣は終了した。	子どもの体力の向上、教員の指導力改善につながる継続した取組を行う必要がある。	子どもの実態に応じた体育の授業改善につながる継続した取組を行う。	A
			研究推進G	小学5年生と中学2年生を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を行った。その結果について、市内学校全体で共有・分析し、体力・運動能力の目標を設定することで、適切な運動習慣・生活習慣づくりを進めることができた。	調査結果をもとに、各校の課題をもとに目標を立て、取り組みを進める必要がある。	引き続き、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握するとともに、その結果を検証し、体育の授業改善に努める。	A
		子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「1学校（園）1運動プロジェクト」など身体を動かす多様な活動に取り組みとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりに努めます。	研究推進G	各園・学校で継続し「1学校（園）1運動プロジェクト」に取り組んだ。また、集中取組期間として「Kameyama Sports Week」を設定し、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりを行った。園では、各園後に全園児が集合し、体操、縄跳び、持久走等を実施し、体力の向上を図ることができた。	「1学校（園）1運動プロジェクト」や「Kameyama Sports Week」を継続的に取り組むとともに、日常の遊びや園の行事を通して、運動に親しみながら体力の向上を図っていく必要がある。	自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「1学校（園）1運動プロジェクト」に取り組むとともに、集中取組期間として「Kameyama Sports Week」を設定し、さらに取組を充実させる。	B
		子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「元気アップシート」など、家庭と連携した生活習慣確立への取組を進めます。	研究推進G	各校で、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、「元気アップシート」を作成し、学校全体で目標を共有し取り組みを行った。各校の課題に応じた取り組みを行うことができ、児童生徒の運動習慣を向上させることができた。	「元気アップシート」において設定した各学年の目標をもとに、適切な生活習慣・運動習慣づくりを進める必要がある。	①運動やスポーツに親しむ、②体を動かす楽しさや喜びを感じる。③運動やスポーツを好きになり継続しようとする、④体力が向上するといった好循環が生まれるよう、家庭に向けた啓発を行う。	A
	〇身近で安心安全なスポーツや運動の場作り	「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ少年団」、「放課後子ども教室」など、スポーツを通して多くの地域の人々と関わり合いを持てるよう参加促進を呼びかけます。	社会教育・スポーツG	総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会などのイベント広報に協力し、参加促進に努めた。また、放課後子ども教室においては、ソフトボールやバレーボール等を地域の指導者のもと継続して実施することができた。	引き続き総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める必要がある。	総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める。	A
		幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携して、運動やスポーツの体験機会の提供を図ります。	社会教育・スポーツG	運動施設指定管理者の自主事業として、幼少期の子どもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。	娯楽の多様化、スマートフォンの普及、学業の優先、家庭の経済的理由などにより、子どものスポーツ離れが進んでいる。	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、スポーツの体験機会づくりや情報提供に努める。	B
		子どもたちが安心安全に外遊びや運動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。	市街地整備G	公園施設指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、清掃作業等を実施した。また、公園施設長寿命化計画に基づき、東野公園の遊具更新を行った。	公園施設指定管理者と連携し、日常点検や定期点検により遊具等の安全を確認し、修繕する遊具等について計画的に進めていく必要がある。また、公園遊具の長寿命化に向け、公園遊具を順次、改修していく必要がある。	公園施設指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、亀山公園（ますみ児童園・北公園）の遊具更新を行い、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上に努める。	A
			社会教育・スポーツG	運動施設指定管理者が、日常的に運動施設点検や整備を行いながら公園内を見回り、治安維持、設備の安全確保に努めた。	施設の特性上、不特定多数が入り出ることから、防犯情報収集を行い、常駐する施設管理人による見守りを強化する必要がある。	不審者等を発見した際、子どもたちに限らず、利用者や施設管理人等の安全確保のため、安全体制の強化を図る。	A
	〇ジュニアスポーツの機運向上と活性化	ジュニアスポーツを応援する制度の創設に向けて検討を行います。	社会教育・スポーツG	前年度までに行った先進地視察を基に検討を行ったが、具体的な制度設計には至らなかった。	他の自治体の事例を参考に、財政状況も念頭に置いたうえで、本市に合った制度の検討を行う必要がある。	他自治体の事例を参考に本市に合った制度について検討する。	C

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度計画	R4～R7の進捗状況
(3) スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	○各種スポーツ団体の育成・支援	各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な支援に取り組むとともに、団体間の連携調整を図り、行政との協働を推進します。	社会教育・スポーツG	市スポーツ協会に対して、必要に応じて、情報提供を行った。また、市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなどして、行政との協働を推進した。	各種スポーツ団体が、自主的・自発的に組織を運営出来るような支援を行う必要がある。また、各種スポーツ団体とよりよい協力関係を構築するため、各種スポーツ団体との情報共有に努める必要がある。	市スポーツ協会に必要に応じて、助言や支援を行い、組織力の強化を図るとともに、市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなどして、行政との協働を推進する。	B
		各種スポーツ団体の広報活動や情報公開について、積極的に推進するよう働きかけ、必要に応じて助言を行います。	社会教育・スポーツG	各種スポーツ団体の広報活動を支援するため、広報やホームページを活用して、支援を行った。	各種スポーツ団体と連携し、広報活動の支援を行う必要がある。また、市のホームページでスポーツ団体の活動について、広くPRする必要がある。	各種スポーツ団体の活動を、わかりやすく市民にPRできるように、ホームページの整備を行い、広報活動を支援する。	A
	○指導者の育成支援と登録・活用	各種スポーツ団体などに働きかけ、講習会や研修会などの機会を通して、指導者の育成を支援します。	社会教育・スポーツG	各種スポーツ団体へ、国・県等から提供された講習会や研修会などの情報提供を行った。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働きかけ、講習会や研修会などの機会を通して、指導者育成に努める。	B
		学校における安全な体育指導及び運動部活動の推進のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう教職員など指導者の資質向上に努めます。	研究推進G	文部科学省や三重県教育委員会作成の指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行った。	継続して、指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行い、教職員など指導者の資質向上を図る必要がある。	研修機会が充実するよう、指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行う。	A
		運動部活動における専門的な指導を充実するため、運動部活動支援員の効果的な配置に取り組みます。	研究推進G	運動部活動支援員を市内2中学校に4人配置し、運動部活動における専門的な指導を充実させることができた。	部活動の地域展開等に向けて、部活動の在り方について検討していく必要がある。	運動部活動支援員は配置せず、新たな体制づくりを検討する。	A
		休日の部活動の段階的な地域への移行を見据えて、市・学校・総合型地域スポーツクラブ等が連携を図り、中学生の体力維持・向上やニーズに応じた活動ができる環境づくりに努めます。	研究推進G	スポーツ関連団体の代表者、スポーツ推進G、文化創造Gに出席を依頼し、「部活動の在り方検討会」を開催し、今後の部活動の地域展開等に向けた意見交換を行った。	文化課と教育委員会が連携し、休日の部活動の地域展開等に向けて継続して準備を行う必要がある。	県や他市町と情報交換を行いながら、市内において、休日の部活動の地域展開等へ向けての取組を進める。	B
		指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用が図られるよう、幅広く制度の周知を図ります。	社会教育・スポーツG	ホームページで周知を図るとともに、園長会で活用について活用を図った。令和7年度は、66団体・個人の登録があり、うちスポーツレクリエーション関係の団体・個人の登録は13であった。	各登録者が市内（地域や学校などの場）で活動した実績が人材バンクの成果と一概には言えないため、継続的に周知していくとともに、より有効な発信方法について検討していく必要がある。	市HPや学びのガイドブック等で、人材バンク制度の周知を継続して行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合（各団体の役員会、幼稚園・保育園長会）にて、周知の上、活用促進を図っていく。	B
	○スポーツ推進委員の活動の充実	スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を推進します。	社会教育・スポーツG	スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得を図るため、三重県スポーツ推進委員協議会等による実技研修会等への参加を促した。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得のため、県などのスポーツ推進委員協議会が開催する研修会の案内をしているのが家庭や仕事の都合により参加が少ない状況である。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得のため、東海地域や県などのスポーツ推進委員協議会が開催する研修会への参加を促していく。	A
		スポーツ推進委員が、スポーツ活動のコーディネーターとして、積極的に地域に関われるような環境づくりに努めます。	社会教育・スポーツG	地域におけるニュースポーツ普及のため、スポーツ推進委員が中心となって主催大会を開催した。また、行政出前講座のメニューとしてヘルスバレーのルール説明、実技指導に体力テストを加え、地域におけるニュースポーツの普及促進を図った。	スポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりが必要である。	スポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりに努める。また、引き続き、行政出前講座のメニューとしてヘルスバレーのルール説明、実技指導、体力テストを取り入れ、地域におけるニュースポーツの普及促進を図る。	A
	○競技スポーツレベルの向上	各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。	社会教育・スポーツG	ヴィアティン三重の選手によるバスケットボール教室やホンダ硬式野球部による軟式野球教室を指定管理者が自主事業として実施し競技力の向上につなげた。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する必要がある。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する。	B
		全国大会等に出場する選手等に激励金の支給を行うことで、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。	社会教育・スポーツG	激励金支給要綱及び全国大会等出場旅費補助金交付要綱に基づき、対象者に激励金の支給と出場旅費の補助を行った。（激励金支給件数：301人）(旅費補助件数：85人)	激励金及び全国大会出場費について、市民に周知する必要がある。また、制度が2つあり市民にとって手続きがわかりにくい側面があるため、統合することを視野に入れ、制度のあり方を検討する必要がある。	スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金及び全国大会出場旅費補助金の制度について、市民に周知を行う。また、制度のあり方についても検討を行う。	A
	○スポーツ医・科学の活用	各種スポーツ団体や指導者が、スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、スポーツ指導を行えるよう、積極的に習得する機会づくりを支援します。	社会教育・スポーツG	各種スポーツ団体に対し、国や県等から提供された講習会や研修会の情報提供を行った。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行う必要がある。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行い、各種スポーツ団体に対し情報提供を行う。	B

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度計画	R4～R7の進捗状況
(4) スポーツ情報提供の充実	○スポーツ情報内容の充実	市や、運動施設指定管理者、スポーツ関連団体が主催するスポーツ教室やイベント、研修会などの情報を積極的に発信します。	社会教育・スポーツG	亀山市のホームページと運動施設指定管理者のホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。また、亀山市スポーツ協会の広報紙や総合型地域スポーツクラブのイベントチラシの全戸配布を支援し、情報発信に努めた。	運動施設指定管理者やスポーツ関連団体と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	運動施設指定管理者やスポーツ関連団体と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。	A
		自宅で気軽に行えるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。	健康増進G	健康づくりのてびきやホームページ、出前講座の際に自宅で行える体操の情報を掲載した。	市民が自主的に自分の健康管理をできるようになるため、引き続き健康管理や体力向上に効果的な運動の紹介を行う必要がある。	健康づくりの手引きやホームページで引き続き自宅で気軽に取り組める体操の普及啓発を行うとともに、出前講座ではスクエアステップ教室を開催し、若年層から高齢層までの幅広い方々を対象に健康づくり活動を広める。	A
			社会教育・スポーツG	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出について、ホームページとチラシで周知を図ったが、貸出はなかった。	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸し出しをしているが、利用が少ない状況である。	ヨガのDVD、ラジオ体操のCDの貸し出しについて、広く周知を行う。	B
		スポーツ関連団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。	社会教育・スポーツG	運動施設指定管理者の自主事業として、女性のスポーツ活動の活性化につながるような教室が開催されたが、障がい者に向けての情報提供はできなかった。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を発信していく必要がある。	スポーツ関連団体等と連携して、広報、ホームページなどを通して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報の発信に努める。	B
		運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。	社会教育・スポーツG	亀山市のホームページと運動施設指定管理者のホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。	運動施設指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。	A
	○各種情報媒体を活用した情報発信	激励金支給制度などのスポーツ推進施策について継続的に制度の周知を図ります。	社会教育・スポーツG	広報、ホームページ等を通じて、激励金支給制度及び全国大会出場旅費補助事業や学校開放事業など市のスポーツ推進施策についての情報提供を行った。	引き続き、市のスポーツ推進施策について周知を行う必要がある。	スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金や全国大会出場旅費補助金等、市のスポーツ推進施策について市民に周知を行う。	A
		既存情報媒体による市民に分かりやすく入手しやすい情報の提供を継続するとともに、新たな情報媒体の活用を検討します。	社会教育・スポーツG	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ等を活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努めた。また、かめやま健康なびによりLINEを活用してスポーツや運動に関する情報の提供を行った。	引き続き、広報・ホームページ、ケーブルテレビ等を活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努める必要がある。また、新たな情報媒体の活用の検討を続ける必要がある。	広報やホームページのほか、ケーブルテレビなどを利用して、市民が分かりやすい情報提供を行う。また、行政放送チャンネルで運動やスポーツの効果について啓発を行う。	A
		各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通して、様々なスポーツ情報が提供されるよう支援を行います。	社会教育・スポーツG	各種スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通して、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。	A
		県や他市町と連携し、広域的な情報提供を図ります。	社会教育・スポーツG	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	運動施設指定管理者や県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。	B
(5) 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	○市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成	市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが出場する競技会等について積極的にPRし、スポーツの楽しさや応援する喜びを感じられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。	社会教育・スポーツG	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行った。全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、LINEVOOMでの発信を行った。	関係団体等と連携し、大会やイベントの開催、地元アスリートが出場する競技会等の情報集約に努める必要がある。	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行う。また、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、LINEVOOMでの発信に努める。	B
		市内で継続して行われている亀山市民駅伝競走大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行います。	社会教育・スポーツG	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が開催出来るよう、関係団体に指導・助言・協力を行った。	大会がマンネリ化することなく、長く参加者に愛される大会とするように、指導・助言を続けていく必要がある。	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行う。	B
	○スポーツの魅力発信	スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や競技ルール等の幅広い情報を提供します。	社会教育・スポーツG	サッカーのアトレチコ鈴鹿クラブと連携し「亀山市民デー」としてリーグ戦に亀山市民を無料招待、また、ラグビーの三重ホンダヒートと連携し、市民を含む県民を子どもを無料、大人を安価でホストタウンゲームに招待し、スポーツの意義等幅広い情報提供に努めた。	継続的にスポーツの意義や競技ルールに関する情報提供を行う必要がある。	ホームページや広報誌を活用してスポーツの意義や競技ルール等の情報発信に努める。	B
		主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、市民に関心を持ってもらえるよう情報提供方法を工夫していきます。	社会教育・スポーツG	全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、LINEVOOMへの投稿を行うとともに、各報道機関に情報提供した。	市民に関心を持ってもらえるような情報提供方法を検討する必要がある。	既存の媒体を用いて情報発信をするとともに、新たな情報発信方法を検討する。	B
	○スポーツイベントの開催に向けた企画	インターハイや国体の開催に向けて取り組んできたレガシーを活かしながら、スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点も取り入れつつ、スポーツイベントの企画に取り組みます。	社会教育・スポーツG	西野公園野球場において、日本スポーツ少年団による野球の全国大会が開催されたが、地域コミッションの観点を取り入れたイベントの開催には至らなかった。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点を取り入れたスポーツイベントの企画について検討する必要がある。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点を取り入れたスポーツイベントの開催について、運動施設指定管理者やスポーツ関連団体とともに検討する。	C
		子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指すという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会や、交流できる貴会づくりを行います。	社会教育・スポーツG	サッカーのアトレチコ鈴鹿クラブと連携し「亀山市民デー」としてリーグ戦に亀山市民を無料招待、また、ラグビーの三重ホンダヒートと連携し、市民を含む県民を子どもを無料、大人を安価でホストタウンゲームに招待した。	様々な競技でトップアスリートと交流できるよう、関係団体・チームに機会の場づくりを依頼する必要がある。	様々な競技でトップアスリートと交流出来るよう、運動施設指定管理者や関係団体に機会の場づくりを依頼する。	B

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度計画	R4～R7の進捗状況
(6) スポーツを活用した地域活性化	〇地域経済や観光と連携	スポーツを通じて地域の活性化や交流人口の増加を図るため、地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働する仕組みづくりを図ります。	社会教育・スポーツG	スポーツ関連団体観光関連団体とはそれぞれ連携・協働できたが、商業関連団体等との連携・協働には至らなかった。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの視点を取り入れた各種団体等との連携・協働に向けた仕組みづくりについて検討する必要がある。	地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働する仕組みづくりについて検討する。	C
		地域のスポーツ資源を活用したスポーツ合宿の需要を取り込み、地域経済の活性化や活力ある地域づくりに繋がります。	社会教育・スポーツG	スポーツ合宿による宿泊者について、一部の施設において、試験的に3か月前から予約を可能として運用した。	施設予約において、一般の利用者との公平性を確保する必要がある。	スポーツ合宿による宿泊者について、対象者や予約時期等を考慮しながら試験運用について検討する。	B
	〇健康増進や介護予防等との連携	生活習慣病予防や健康増進を推進するため、健康マイレージ事業や運動施設の運動教室の取組等を通じて、運動やスポーツの習慣化を図ります。	健康増進G	市民の主体的な健康活動を促進し、幅広い世代が参加しやすい事業として、スマートフォンで利用する健康管理アプリを令和6年に引き続き運用した。また、令和8年1月に新アプリへ移行することで、アクティブユーザーの継続性を高めるなど、個人の健康づくり活動の環境を整えた。また、出前講座等の教室の際に健康づくりに関する講話を行い、運動の習慣化の必要性を周知した。健康増進や介護予防等との連携を図るため、地域のまちづくり協議会を対象に健都サポーターによるスクエアステップ教室を開催した。	アプリの活用を継続するアクティブユーザーを増やし、ウォーキングを主体とした運動・スポーツの習慣化を促進する働きかけを行う必要がある。また、生活習慣病予防や健康増進を推進するため、引き続き運動習慣化を周知するとともに、スクエアステップを主体とする運動習慣の継続を支援する体制をより一層構築する必要がある。	スポーツ庁の交付金を活用した運動・スポーツ習慣化事業を実施に合わせ、かめやまるごと健康プロジェクト第2弾イベントを開催し、運動・スポーツの習慣化を促進する。また、出前講座の教室の際に、運動の習慣化について普及啓発を行う。また、スクエアステップリーダーとともに地域でのスクエアステップ教室の普及に努める。	A
			社会教育・スポーツG	市主催事業や総合型地域スポーツクラブ、運動施設指定管理者が実施する運動教室への参加を健康マイレージ事業のボーナスポイント対象とし、運動やスポーツの習慣化のきっかけとなるよう努めた。	様々な取組を通じて、運動やスポーツの習慣化につながるよう、市民に興味を持ってもらう必要がある。	運動やスポーツの習慣化を図るため、健康マイレージ事業のボーナスポイント事業に運動施設の運動教室や総合型地域スポーツクラブの教室を対象として取り組む。	A
		介護予防を推進するため、地域での介護予防教室やスポーツ関連団体の取組等を通じて、高齢者の運動機能向上を図ります。	地域包括連携G	高齢者の介護予防を目的に、コミュニティセンター等で介護予防教室を行った（R7年度実績：233回、延べ参加人数4,953人）。また、介護予防教室リーフレットの配布や市HPで、教室情報について広く周知した。	介護予防教室の開催や周知を行うとともに、介護予防やフレイル予防について広く周知啓発することにより、高齢者の運動機能の維持向上を図るきっかけをつくっていく必要がある。	引き続き地域で介護予防教室を開催、周知していく。介護予防やフレイル予防について講演会等を実施し、高齢者の運動機能の維持向上を図るきっかけづくりとする。	B
			社会教育・スポーツG	総合型地域スポーツクラブにおいて、高齢者を対象とした健康運動教室が実施された。	介護予防教室の担当部署やスポーツ関連団体との情報共有に努める必要がある。	高齢者を対象とした運動教室の開催について、運動施設指定管理者と協議する。	B

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和7年度実績	今後の課題	令和8年度計画	R4～R7の進捗状況
(7) スポーツ施設の整備と利用促進	○市民ニーズに応じた運動施設の充実	市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。	社会教育・スポーツG	運動施設指定管理者と連携し、継続的な施設修繕に取り組む、施設の安全確保に努めた。	現在の公園施設長寿命化計画には関B&G海洋センター、関総合スポーツ公園多目的グラウンドが含まれていないため、時期長寿命化計画策定時には含めることとし、中長期的な視点に立った計画策定の必要がある。	運動施設指定管理者と連携し、必要な施設の修繕等を行い、施設環境の維持に努める。	A
		運動施設の照明設備のLED化など、長寿命化に向けた検討を行います。	社会教育・スポーツG	屋内施設については、全庁的な事業により、LED化を図った。	屋内施設はLED化したが、屋外施設のLED化についての検討が必要である。	照明設備のLED化を含め、施設の長寿命化に向けた検討を行う。	B
		高齢者などが容易に集えるよう、コミュニティ系バスや乗合タクシー等の公共交通機関のほかに、大規模大会の開催時にシャトルバスの運行を検討するなど、運動施設への交通アクセスの確保に努めます。	交通政策G	出前講座や地域との意見交換会等において、運動施設へのアクセス方法の周知を図ったほか、イベントチラシに公共交通によるアクセス方法を記載した。	運動施設から最寄りのバス停留所まで距離があるため、コミュニティバス等を利用した来訪が困難な環境にある。	大規模大会等のイベント開催が担当課より情報提供される場合は、公共交通によるアクセス方法を掲載する等により一層の周知を図る。	B
			社会教育・スポーツG	シャトルバスの運行を必要とするほどの大規模大会の開催はなかった。	大規模大会を誘致した場合の対応について、指定管理者と検討する必要がある。	大規模大会の開催時でのシャトルバスの運行など、運動施設への交通アクセスについて検討する。	B
		高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確認するための施設整備を推進します。	社会教育・スポーツG	関B&G海洋センターにおける、避難所機能を強化するため空調設備等設置工事を第3次亀山市総合計画前期実施計画に位置付けた。	全施設において、災害時の避難所機能を確認する必要がある。	関B&G海洋センターにおいて、B&G財団の助成金等を活用した空調設備等設置工事に向けた準備をする。	A
	○運動施設の利便性の向上、施設利用の促進	公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう見直ししていきます。	社会教育・スポーツG	指定管理者制度により市民が公平に快適に利活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	現在導入しているシステムが令和10年12月を以てサービス終了するため、新たなシステムの導入に向けての検討が必要である。	指定管理者が適性な管理運営ができるよう連携を図り、適宜協議を行うとともに、新たなシステムの導入に向けた調整を行う。	A
		市民が運動施設を公平に、快適に利活用できるよう、指定管理者制度による効果的な運営を図ります。	社会教育・スポーツG	指定管理者制度により市民が公平に快適に利活用できるよう、月1回の運営会議による情報共有や随時の協議により、指定管理者制度による適切な管理運営を図った。	利用者が快適にスポーツに取り組めるよう、引き続き運動施設指定管理者と情報共有に努めるとともに、連携の強化を図る必要がある。	指定管理者により、運動施設が適切に管理運営がなされるよう、モニタリング等を通して検証を行い、市民が公平に快適に利活用できるよう努める。	A
		県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。	社会教育・スポーツG	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者や県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。	B
		大規模大会に向けて整備した施設の維持に努め、利活用の促進を図ります。	社会教育・スポーツG	日本スポーツ少年団による野球の全国大会開催に向け、ブルベンの整備を行うとともに、施設の維持管理に努めた。	施設の計画的な維持管理に努めるとともに、利活用の促進策を検討する必要がある。	施設の適切な維持に努めるとともに、利活用の促進に努める。	A
	○学校運動施設や公園の有効活用	地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。	総務・保健給食G	学校施設等長寿命化計画の内容を踏まえ、亀山中学校の長寿命化改修に向けた事業の位置付けを行った。また、緊急性を踏まえ、各小中学校の屋内運動場の防水対応や排煙窓修繕等を実施した。	老朽化した施設が多く、定期的な維持管理、修繕等を要する。	必要に応じて長寿命化計画の見直しを検討するとともに、緊急性を踏まえた修繕等を適宜行う。	B
			社会教育・スポーツG	学校体育施設開放事業に関することをホームページに掲載し、利用促進を図った。なお、屋外施設の年間修繕件数は1件であった。	地域住民のスポーツなどの場となる学校体育施設について、適宜施設修繕を行い、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進する必要がある。	学校開放施設を、地域の方が夜間や休日に利用できるよう活用の促進に努めるとともに必要な修繕を行う。	A
		地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう適切な維持管理に努めます。	市街地整備G	公園施設指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、清掃作業等を実施した。また、公園施設長寿命化計画に基づき、東野公園の遊具更新を行った。	公園施設指定管理者と連携し、日常点検や定期点検により遊具等の安全を確認し、修繕する遊具等について計画的に進めていく必要がある。	公園施設指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、亀山公園（ますみ児童園・北公園）の遊具更新を行い、都市公園を地域の交流の場として活用できるように努める。	A

第2次亀山市観光振興ビジョンに関する実績等報告書(令和7年度)

(産業環境部 商工観光課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度
位置付け	本ビジョンは、第2次亀山市総合計画後期基本計画の基本施策「まちづくり観光の活性化」及び観光立国推進基本法第4条に基づく、地方公共団体の区域特性を生かした施策として策定したものであり、本市の観光分野における基本計画として位置付けている。
目的・概要	本ビジョンは、新たなニーズに適応するとともに、改めて地域の資源を見つめなおして、本市の特徴を生かした観光振興の在り方について整理し、本市の将来像である「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」の実現に向け、基本戦略に基づく総合的、計画的な観光振興方策を位置付けることを目的とする。

計画の骨格



■基本戦略1 観光資源のクオリティアップ

1-1	新たな観光資源の創出
施策1	地域資源の創出
1-2	エコツーリズムの創出
施策2	地域振興と地域活性化につながるエコツーリズムの創出
1-3	観光資源の磨き上げによる魅力度の向上
施策3	自然観光の磨き上げ
施策4	歴史観光の磨き上げ
施策5	産業観光の磨き上げ
施策6	広域観光の磨き上げ
施策7	観光施設の再整備と組織強化

■基本戦略2 情報発信のクオリティアップ

2-1	効果的な情報発信による知名度向上
施策8	効果的な情報発信と観光DXの推進
2-2	観光統計データ等の収集
施策9	観光統計データ等に基づく効果的なプロモーション展開

■基本戦略3 ポストコロナ時代における観光のクオリティアップ

3-1	質的な観光振興への取り組み
施策10	変化する世の中で選ばれ続けるための質的な観光振興
3-2	感染リスクの低減対策
施策11	旅行者と地域住民の感染リスク低減対策

■成果指標

成果指標名			現状値 (R2)	実績値 (R7)	目標値
		単位			
1	観光入込客数	人	183,001	208,541	235,000
2	エコツーリズムのイベント開催数	回	13	10	20
3	エコツーリズムのイベント参加人数	人	141	99	300
4	亀山市観光協会ホームページ訪問者数	人	181,722	292,753	250,000
5	関宿内店舗数	店舗	30	51	35
6	まちづくり観光に関わる団体数	団体	84	74	85

■計画の実績等

取組実績	観光プロモーション事業において、“観光三重”内の特設WEBサイトを更新するとともに、「歩」をテーマにした取材レポートを2本作成し、WEBサイトへ掲載した。また、商工観光課instagram等のSNSを活用した情報発信を行った。さらに、亀山版グリーンツーリズム「かめぐり」を活用して、旅行業者を対象にモニターツアーを実施した。亀山市観光協会については、亀山市観光協会への補助金交付や運営支援を行うことで、観光案内、観光情報の発信及びフィルムコミッションの運営のほか、城郭めぐりスタンプラリー、東海道ひなまつり等の事業の実施につながった。また、亀山市の魅力発信や誘客促進のため、国の重要文化財に指定されている関地蔵院を活用した関宿にぎわいづくりの取り組みを支援した。 亀山7座トレイル整備・活用推進事業については、イベントを10回開催し、99名の参加があった。登山道の調査は、登山指導員により6回実施し、トレイルの開催前に登山ルートの安全を確認した。また、亀山7座を完登した79人に完登バッジの交付を行った。
成果	観光プロモーション事業において、WEB特設サイトやSNSで市の魅力を広く発信した結果、観光入込客数は目標値を下回ったものの、公式Instagramのフォロワー数が当初600人であったが、2,060人を突破するなど認知度は向上した。また、亀山版エコツーリズム「かめぐり」のモニターツアーを実施し、今後の商品化に向けた準備を整えることができた。 亀山市観光協会のホームページへの訪問者数は292,753人と目標値を大幅に上回っており、この4年間右肩上がりとなっていることから、効果的な市の観光PRができた。また、フィルムコミッションの運営や東海道ひなまつりの開催等により、市内観光地の活性化を推進した。さらに、他市の観光協会と連携して7つの城郭を巡るスタンプラリーを行うなど、広域連携の強化に寄与した。 また、亀山7座を活用したトレッキングイベントは、参加者のニーズ等を勘案し12回計画したものの、募集数120人に対し176人の応募がある程の根強い人気のイベントとして、自然観光を通じた本市の魅力向上につなげることができた。
総合計画 推進への 寄与度	3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上 (4)まちづくり観光の活性化 WEB特設サイトの更新やSNSの活用により、積極的に亀山市の情報発信を行い、知名度向上を図っている。

反省点・課題	情報発信を強化することにより、亀山市の魅力を伝えることはできたが、今後は市内への誘客を促進するための取り組みが必要である。亀山版グリーンツーリズムを展開するため、令和7年度に実施したモニターツアーの検証結果を踏まえながら、商品化に向けたPR活動を行うなど、本市への誘客に向けた取り組みが必要である。
--------	--

今後の方向性	WEB特設サイトの更新やSNSを活用し、効果的な情報発信を行うとともに、教育旅行をターゲットとした亀山版グリーンツーリズムを展開し、市内観光施設への誘客を図る。
--------	---

亀山市学校教育ビジョンに関する実績等報告書(令和7年度)

(教育委員会事務局教育推進課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度
位置付け	「亀山市教育大綱」の理念のもと「亀山市総合計画」「亀山市生涯学習計画」「文化芸術推進基本計画」等の関連計画との整合を図りつつ、学校教育の視点から、施策の方針をまとめている。本ビジョンは、「亀山市生涯学習計画」とともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。
目的・概要	本ビジョンでは、めざす子どもの姿「可能性に挑み 人とつながり 未来を創る「亀山っ子」」と、教育スローガン『「亀山っ子一人ひとりの可能性を引き出そう！」～「チーム亀山」でふるさとから世界へ～』を実現するため、2つの基本姿勢において、5つの「基本施策」と20の「施策」を設定している。
計画の骨格	学校教育ビジョン体系 めざす子どもの姿 可能性に挑み 人とつながり 未来を創る「亀山っ子」 教育スローガン 亀山っ子一人ひとりの可能性を引き出そう！ ～「チーム亀山」でふるさとから世界へ～ 基本姿勢 誰一人取り残さず 誰もが自分らしく生きる 豊かな地域資源とつながり 共に歩む 基本施策 施策 I 夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 ①学力の向上 ②人権・道徳教育の推進 ③読書活動・文化芸術活動の推進 ④健やかな身体育成 ⑤就学前教育の充実 II 新しい時代を生き抜く力の育成 ①主体的に社会を形成する力の育成 ②グローバル社会に活躍できる力の育成 ③情報社会で活躍できる力の育成 III 一人ひとりの学びを支える教育の推進 ①特別支援教育の推進 ②外国人児童生徒教育の推進 ③不登校児童生徒への支援 IV 子どもの未来を拓く学びの場づくり ①学びのセーフティーネットの充実 ②子どもたちの安心・安全の確保 ③防災教育・防災対策の充実 ④学校教育環境の充実 V 学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり ①学校力・教師力の向上 ②教職員の働き方改革の推進 ③学校運営協議会を核とした地域との協働 ④家庭教育力の向上 ⑤「亀山」の自然と歴史文化を活用とした教育の推進

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R6)	目標値
		単位			
1					
2	別紙のとおり				

■計画の実績等

取組実績	・「Kameyama study Week」を年間3回設定し、学習計画を見通したり、基礎的・基本的な知識を習得したりするなど、児童生徒の学力の定着を図る取り組みを各学校一斉に行うことができた。 ・学力向上推進計画【第4版】に基づき、「読む力・読み取る力」「算数・数学的思考力」の育成、「かめやま授業スタンダード」を使った「考える時間の充実」を重視した授業づくりの徹底を図った。 ・1人1台端末やデジタル教科書を活用し、主体的な学びにつながるふり返りや協働的な学びを進める学習活動を行うことができた。AI型学習教材等の活用を通じて、児童生徒が自分のペースで学ぶことができる個別最適な学びを進めることができた。また、AI型学習教材を利用した家庭学習の充実を図った。 ・小規模校では、ICT機器を活用し、年間6回以上、授業をオンラインで行い、他校の子どもたちとの意見交流の機会を設けた。 ・多様な特性を持つ子どもに対する様々な支援のために、介助員等の支援員を配置することができた。
成果	・学習の取り組み方や家庭学習の計画や方法を指導・支援することにより、子どもの主体的な学びにつながり、学力の定着に向けた取組を進めることができた。 ・学力向上推進計画【第4版】に基づき、「授業デザインスタンダード」の活用とともに、デジタル教科書やICT機器の活用をしながら、児童が「わかる」「できた」と思うわかりやすい授業づくりに取り組むことができた。 ・多様な人や友だちとの体験活動やオンライン交流を通じて、多様な意見や考えに触れることにより、自己肯定感の高まりや将来の夢や目標につながるキャリア形成につながった。 ・個別の「指導計画」や「支援計画」を作成し、多様な学びや支援につなげた。
総合計画推進への寄与度	・児童生徒が、学ぶ楽しさやわかる喜びを実感し、自ら進んで問題を解決することができるよう、ICT機器の利活用とともに、授業改善を図った。その結果、希望をもって新しい時代に活躍する子どもの育成につながった。 ・児童生徒一人ひとりの特性や事情に応じて、個々の能力を最大限にのばすことができるよう支援を行った。いじめや不登校児童生徒への相談・支援体制の充実を図るとともに、学びの保障や学校内外の居場所づくりを進め、一人ひとりの学びを支えるきめ細かな教育を推進することができた。

反省点・課題	・児童生徒の協働や対話を通じて、「主体的・対話的で深い学び」の視点で、授業改善を図り、児童生徒の確かな学力を身に付ける教育活動を引き続き推し進める必要がある。 ・学校、家庭、地域社会が一体となった人権が尊重される学習環境を構築するとともに、不登校児童生徒の居場所として、「校内教育支援センター」の運用をさらに充実させ、誰一人取り残さない教育の推進を進める必要がある。
--------	--

今後の方向性	・児童生徒が、心も体も満たされ自分らしく幸せを感じながらよりよく生きていく状態である「ウェルビーイング」あふれる「亀山っ子」の育成を目指し、学校や地域・家庭と連携協働した特色ある学校教育を推進する。 ・多様な人や豊かな自然と関わりの中で、地域と共に歩み、子どもたちの学力向上、自己肯定感の涵養を図る取り組みを推進する。
--------	--

学校教育ビジョン 成果指標

		単位	現状値 (R3)	実績値 (R7)	目標値 (R8)
1	「全国学力・学習状況調査」において各教科すべての問題の平均正答率が全国平均と比較して、－5ポイント以内となっている問題の割合 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 93% 中学校 70%	小学校 93% 中学校 37%	小学校 100% 中学校 80%
2	人権に関する授業を保護者等に公開している学校の数 【三重県教育委員会調べ】	校	小学校 4校 中学校 1校	小学校 11校 中学校 3校	小学校 11校 中学校 3校
3	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 ＊「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書しますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 59% 中学校 45%	小学校 47% 中学校 37%	小学校 64% 中学校 50%
4	体力テストの総合評価A・B・Cの子どもたちの割合 ＊「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」「B」「C」「D」「E」の5段階のうち上位3段階である「A」「B」「C」小中学生の割合【スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」】	%	小学校 65% 中学校 78% (令和元年度)	小学校 59.8% 中学校 75.7%	小学校 68% 中学校 80%
5	子どもの園への満足度の状況 ＊「お子さんは園の生活や遊びを楽しんでいると言っていますか」の質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者の割合(%)【園評価アンケート】	%	園 95%	園 94.9%	園 97%
6	将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合 ＊「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 75% 中学校 71%	小学校 82% 中学校 64.6%	小学校 80% 中学校 75%

7	日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる中学生の割合 * G-TEC においてCEFR A1 レベル相当以上を達成した中学生の割合【文部科学省「英語教育実施状況調査」】	%	中学校3年生 77% (令和2年度)		中学校3年生 80%
8	タブレット端末を授業で活用する教員の割合 【亀山市教育委員会調べ】	%	小学校 98% 中学校 81% (令和2年度)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
9	「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合 * 特別支援学級や通級指導教室に在籍している等「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」が必要な子どもたちのうち、作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合 【亀山市教育委員会調べ】	%	保育園等 「支援計画」 0% 「指導計画」 0% 小学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 中学校 「支援計画」 70% 「指導計画」 79%	保育園等 「支援計画」 0% 「指導計画」 0% 小学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 中学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100%	保育園等 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 小学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 中学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100%
10	初期集中支援が必要な外国人児童生徒のうち、初期プログラムを受けている子どもたちの割合 【亀山市教育委員会調べ】	%	小学校 —% 中学校 —%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
11	不登校児童生徒が、中学校卒業時に進学・就職等、自ら進路選択できた生徒の割合 【亀山市教育委員会調べ】	%	中学校 100% (令和2年度)	中学校 100%	中学校 100%
12	「学習教室」への参加人数 * 家庭生活が困窮（生活保護及び就学援助受給世帯等、または学校から薦めがあった世帯）の子どもで「学習教室」に参加した年間の人数	人	21人	51人	25人

		単位	現状値 (R3)	実績値 (R7)	目標値 (R8)
13	いじめの認知件数に対して解消したものの割合 * 当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも3か月経過）を満たすものの割合【三重県教育委員会調べ】	%	小学校 100% 中学校 100% (令和2年度)	小学校 100% 中学校 81.8%	小学校 100% 中学校 100%
14	すべての学年が「防災ノート」を活用した授業を年2回以上行っている学校の数	校	小学校 1校 中学校 1校	小学校 11校 中学校 3校	小学校 11校 中学校 3校
15	学校評価アンケートにおける学校満足度	%	小学校 93% 中学校 91%	小学校 92% 中学校 95%	小学校 95% 中学校 95%
16	ストレスチェックにおいて、『仕事や生活の満足度がある』の亀山市教職員全体における平均評価点と全国平均評価点の差 * 学校ストレスチェックの「仕事や生活の満足度がある」の質問項目において、亀山市と全国平均評価点とを比較したポイント	ポイント	0.7ポイント (令和2年度) 亀山市 6.4 全 国 5.7	0.6ポイント 亀山市 6.3 全 国 5.7	0.8ポイント
17	コミュニティ・スクールだより等を作成し、地域への情報発信を年間3回以上行っている学校の数	校	小学校 6校 中学校 2校 (令和2年度)	小学校 11校 中学校 3校	小学校 11校 中学校 3校
18	平日1日あたり3時間以上ゲームをする子どもたちの割合 * 「平日、1日当たりどれくらいの時間ゲームをしますか」という質問に対して、3時間以上と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 30% 中学校 37%		小学校 15% 中学校 20%
19	地域学習副読本「亀山にまつわる人・もの・こと」を活用して学習に取り組んでいる小学校の数	校	1校	11校	11校

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(子ども未来部 子ども政策課)

■計画の基本情報

計画期間	R 7 ～ R 11 年度
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するもので、第2次亀山市総合計画を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく市町村子どもの貧困対策計画の内容を併せ持つものです。
目的・概要	子ども・子育て支援法は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すもので、本計画に基づき、具体的な推進を図ります。
計画の骨格	【基本理念】 子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま 基本目標1. 幼児教育・保育環境が満たされるまち (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 ①就学前教育・保育施設の再編と整備 ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化 (2) 亀山らしさを生かした魅力的な幼児教育・保育の実践 ①質の高い教育・保育の提供 ②魅力ある教育・保育の充実 ③保育士等への支援体制の強化 (3) 多様な保育サービスの提供 ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化 ②きめ細やかな保育サービスの提供 ③多様な子育て援助機能の充実 基本目標2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 ①配慮を必要とする子どもとその保護者への支援 ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援 (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり ①子育て世帯の子育て力の強化支援 ②子育て世帯の交流支援 ③子育て世帯の孤立の未然防止の取組 (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実 ①子育て支援のすそ野の拡大 ②子どもの健全育成活動の充実 基本目標3. 子どもを明るい未来へつなげるまち (1) 子どもの人権を守る取組の充実 ①多様な生活環境にある子どもに対するきめ細かな支援 ②子どもの人権を守る意識の醸成 (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保 ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 ②就学・進学に関する相談体制の充実 ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり (3) 自立した生活基盤づくりへの支援 ①生活支援の充実 ②就労に関する支援の充実 ③食から支える子ども食堂の充実 ④各種支援制度の周知強化と利用促進 基本目標4. 子育ての希望がかなうまち (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 ①妊娠期から始まる親子に対する健康支援の充実 ②安心して子育てのできる意識と環境づくり ③出産の希望を支える支援 (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 ①親の就労を支える保育サービスの提供 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり ③ワーク・ライフ・バランスの推進

多分野・多職種が協働・連携し包括的に取り組む支援体制の強化

■成果指標

成果指標名		現状値	実績値 (R7)	目標値
	単位			
1	子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況(別紙)			
2				
3				
4				
5				

■計画の実績等

取組実績	亀山市就学前教育・保育施設の再編方針を改訂し、新たな施設の整備と既存施設の改修についての考え方の方向性を示した。私立保育所1園において病児保育を実施した。乳児等通園支援制度について、令和8年度の本格実施に合わせて実施施設の検討や体制の確保を行った。CLM方式を有効に活用して保育士等への支援体制を充実させ、個々の子どもに向き合った支援力の強化を図った。臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフを配置した、こども家庭センターを核に、配慮を必要とする子どもとその保護者や園、学校、医療機関等の関係機関と連携し、情報共有などの支援体制を確保した。妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない伴走型相談支援及び経済的支援を行うとともに、電話や面談による妊娠8か月相談を実施した。ひきこもり支援として、令和7年度からオンライン上で交流できる「オンライン居場所」を開始し、居場所を提供した。放課後児童クラブへの支援や長期休暇子どもの居場所事業により、保育を必要とする子どもの安全で安心な居場所を確保した。
成果	亀山市就学前教育・保育施設の再編方針の改訂により、就学前教育・保育のニーズに対応した効率的かつ効果的な再編を進めるための方針を明らかにし、今後の施設の整備等につなげることとした。乳児等通園支援制度について、令和8年4月より本格運用を開始することで子育て家庭への支援の強化を図った。CLM方式を活用した保育士対象の研修や、特性のある子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、保育士等の発達支援に関する専門性の向上や保護者支援に努めた。こども家庭センターを核とした切れ目のない相談支援、経済支援を行うとともに妊娠8ヶ月相談において、妊娠期・出産についての不安の軽減や安心に繋げることができた。また、各種健診における指導・助言により、乳幼児の健康保持と様々な課題の早期発見・早期対応を図った。個人を特定されず参加できる「オンライン居場所」により、対面コミュニケーションや外出が難しく、生きづらさを抱える人と社会とのつながりづくりの足がかりとなった。放課後児童クラブや長期休暇子どもの居場所事業等により子どもの居場所を確保することで、子育て世帯にとって、子育てと仕事の両立を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	今後の就学前教育・保育施設の受入機能の強化に向けた取り組みを明らかにし、放課後や長期休暇期間の子どもの安全で安心な居場所を確保することで、保護者が安心して働ける環境整備を進めることができた。こども家庭センターを核とした相談体制の充実により子育て世帯の悩みや不安の解消、孤立を防ぐ環境整備に努めた。これらの取り組みにより子育てと子どもの成長を支える環境の充実に寄与した。また、令和7年度において子ども施策を総合的により一層推進していくため、「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「亀山市こども計画」を策定した。

反省点・課題	子育て世帯の就労状況の変化や就学前教育・保育ニーズ等を踏まえた最適な施設再編に向け改訂した「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」に基づく施設の再編を進めるとともに、ニーズに応じた提供体制の確保が必要となる。また、すべての子ども・子育て世帯を支える相談体制・事業等の充実が必要である。
--------	---

今後の方向性	「亀山市こども計画」に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
--------	--

別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況

項目		単位等	令和7年度実績
教育保育事業※		1号認定提供数(人)	318(市内)
			21(広域)
		2号認定提供数(人)	772(市内)
			19(広域)
		3号認定提供数(人)	475(市内)
			9(広域)
利用者支援事業		実施箇所数(箇所)	1
妊婦等包括相談支援事業		延べ提供人数(人)	632
地域子育て支援拠点事業		実施箇所数(箇所)	5
		平均利用数(人／月)	1,885
妊婦健康診査事業		延べ提供人数(人)	3,555
産婦健康診査事業		延べ提供人数(人)	524
乳児家庭全戸訪問事業		提供数(件)	282
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業		延べ提供数(件)	70
子育て世帯訪問支援事業		延べ提供人数(人)	0
親子関係形成支援事業		延べ提供人数(人)	0
児童育成支援拠点事業		延べ提供人数(人)	0
子育て短期支援事業		委託施設数(箇所)	8
		延べ利用児童数(人)	16
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)		延べ利用数(人)	1,466
一時預かり事業	幼稚園型	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	4,731
	保育所等	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	676
延長保育事業		実施箇所数(箇所)	7
		登録児童数(人)	42
病児・病後児保育事業		実施箇所数(箇所)	2
		延べ利用児童数(人)	138
放課後児童健全育成事業		実施支援の単位数(箇所)	24
		利用児童数(人)	872
産後ケア事業		延べ提供人数(人)	158
乳児等通園支援事業			0

※子育てのための施設等利用給付施設認定者も含む。

第4次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(市民文化部 文化課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度	
位置付け	亀山市男女が生き生き輝く条例第11条に基づき本市の男女共同参画分野の推進に関する政策を総合的、かつ計画的に推進するために基本計画として定めるものである。本計画は、男女共同参画社会基本法第14条、女性活躍推進法第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置づけている。さらに、第2次亀山市総合計画後期基本計画基本施策「人権の尊重とダイバーシティ社会の推進」と深く関わっている。	
目的・概要	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、3つの基本目標に基づく施策や取組を展開し、男女共同参画社会の実現～すべての人が生き生き輝くまち 健都かめやま～を目指すべき姿とするものである。	
計画の骨格	目指すべき姿 男女共同参画社会の実現 ～すべての人が 生き生き輝くまち 健都かめやま～	
	1 男女の人権尊重の推進	1 男女共同参画を実現するための意識づくり (1) 人権啓発・人権教育の推進 (2) 人権相談・支援体制の充実 2 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた方法・啓発 (2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備 3 ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶 (1) パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 (2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進 4 誰もが安心して暮らせる環境づくり (1) ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり (2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり (3) 性の多様性に関する理解の促進
	2 女性活躍の推進	5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (1) 行政分野における女性の参画拡大 (2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 (1) 市民・企業等に対する啓発・取組 (2) 仕事と家庭の両立のための環境づくり (3) 市役所内における取組 7 働く場における男女共同参画の推進 (1) 男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発 (2) 女性活躍の推進に向けた環境整備
	3 身近な男女共同参画の推進	8 教育や啓発による意識改革、理解の促進 (1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実 (2) 家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進 9 生涯にわたる健康づくり支援 (1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 (2) スポーツ分野への女性の参画 10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 (1) 災害に備えた体制の整備 (2) 災害に備えた避難所運営体制の構築

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	男女共同参画週間（6月23日～29日）にあわせて、啓発パネルの展示やのぼり旗を設置するほか、DV、セクシャルハラスメント防止について市広報や市ホームページ、啓発チラシに掲載し、市民に対し広く啓発を行った。 また、亀山市男女共同参画市民養成講座を開催し「ハラスメントのない職場づくりのために～知っておきたいこと、気をつけたいこと。男女共同参画の視点から～」をテーマに、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の宇田恭子さんを講師に招き、男女共同参画の基礎的な内容とともに、ハラスメントに関する基礎知識や、職場における適切なコミュニケーションの在り方について、具体的な事例を交えながら講演が行われたほか、三重県男女共同参画連携映画祭の上映前に男女共同参画社会について来場者に解説を行った。
成果	男女共同参画社会実現に向けて、DV、セクシャルハラスメントの防止への啓発等の男女共同参画情報誌や性的指向及びジェンダーアイデンティティをテーマにした記事の市広報への掲載、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置により男女共同参画意識の醸成と性の多様性に対する理解増進、ハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向けての啓発を図ることができた。 また、男女共同参画市民養成講座を行うことで、固定的性別役割分担意識解消に向けた啓発や、ハラスメント等について考える機会を持つことで、誰もが安心して働ける職場環境づくりを推進することができた。 さらに、男女共同参画連携映画祭の開催や上映前の解説により、男女共同参画への意識高揚を図ることができた。
総合計画 推進への 寄与度	男女共同参画情報誌の発行や男女共同参画週間をはじめとした市広報やホームページへの記事掲載を通じて、情報発信やハラスメント根絶の推進等の意識啓発を図るとともに、男女共同参画市民養成講座や県連携映画祭の開催により、「男女共同参画の推進」に寄与した。

反省点・課題	男女共同参画への理解を一層深めるために、引き続き、各種の啓発機会を継続的かつ効果的に活用していくとともに、対象層に応じて、啓発内容や手法の充実を図る必要がある。また、各種審議会における女性委員の登用率や、自治会長に占める女性の割合については、目標値を達成しておらず、目標達成に向けて庁内全体で意識を共有し、取り組みを更に進めていく必要がある。
--------	--

今後の方向性	固定的性別役割分担意識の解消に向け、若年層や働き世代、高齢者層など、対象層のニーズや特性を踏まえた啓発となるよう内容を見直すとともに、女性登用に向けて、庁内全体で意識を共有し、担当部署に候補者の拡充、女性の登用への声かけ等を実施する。
--------	--

■成果指標

成果指標名			現状値 (計画策定時)	実績値 (R7)	目標値 (R8)
		単位			
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	55.6	54.1	100
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	61.0	64.7	80
3	DV防止法認知度	%	51.4	58.7	60
4	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	39.6	40	45
5	性的マイノリティに関する理解促進のための学習を行った市内小中学校の数	校	11校/14校	13校/14校	全校
6	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	33.5	35.9	40
7	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	33.9	62.8	50
8	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社	0	8	6
9	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:67.8 パタハラ:31.8	マタハラ:68.5 パタハラ:33	マタハラ:80 パタハラ:40
10	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	5.3	8.43	増加
11	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	27.7	33.3	増加
12	本市における女性管理職の割合	%	30.5	38.2	40 (R6、R11)
13	市男性職員の育児休業取得率	%	11.1	83.3	20(R6) 85(R11)
14	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	12.8	13.8	12(R6) 15(R11)
15	放課後児童健全育成事業の設置施設総数	箇所	22	25	24
16	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.0	15.44	増加
17	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	2	増加
18	健康診断受診率	%	男性:76.5 女性:72.8	男性:85.5 女性:76.3	男性:86.5 女性:76.0
19	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:19.8 乳がん:25.4	子宮がん:19.1 乳がん:24.7	子宮がん:23.0 乳がん:28.5
20	運動習慣のある人の割合	%	男性:60.6 女性:49.0	—	増加
21	女性消防団員数	人	18	20	増加

基本目標 | 男女の人権尊重の推進

基本施策 | 男女共同参画を実現するための意識づくり

令和7年度第4次男女共同参画基本計画 取組状況について

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	1	文化・人権G		引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。	第21回ヒューマンフェスタin亀山を亀山市文化会館大ホールロビー及び中央コミュニティセンターを会場として開催した。(参加者283人) 亀山高等学校吹奏楽部による演奏、「スリーハピネス」によるダンスパフォーマンスの後、人権に関わる市民活動各団体のブース出展を行い、午後には、「子どもの人権」をテーマに亀山高等学校フレンドリークラブ、「不登校の子どもと親と地域の会でんでん」内藤朋子さんからの提案をもとに、参加者同士で話し合った。なお、フェスタにあわせて、市民活動団体のパネル展示と小中学生の人権ポスターの展示を、人権週間中である12月4日～10日に亀山エコータウン、亀山市立図書館にて行った。また、人権ポスターについては、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向・男女のジェンダーの意識啓発につながるポスターを選定し掲示した。	フェスタ本来の趣旨に沿って広く啓発するためにも、幅広い年齢層に参加してもらえる会場や内容等開催方法を検討していく必要がある。	引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」は、人権啓発のイベントとして開催し、より多くの人に足を運んでもらえるよう、イベント内容等の検討をするとともに人権・男女共同参画について考える機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	2	文化・人権G		広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、「多様な性」や「固定的性別役割分担意識」を含む、人権にかかわる内容の行政出前講座を学校、地域、事業所等を対象に計9回、438名に対し行った。	市民の人権尊重の意識を育むため、啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権・男女共同参画について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を積極的に設ける。
	市広報紙や市ホームページ、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用した情報発信において、人権意識に配慮した発信に努めます。	3	広報G	文化・人権G	市広報、ホームページ、行政情報番組など各種広報媒体を活用し、身近でタイムリーな話題に関連した情報発信を行う。	広報紙では、人権・男女共同参画・多文化共生に関するコラムを年6回掲載した。また、ホームページの「人権・共生」関連ページについても、必要に応じて内容を更新した。さらに、行政情報番組では、人権相談日の案内を文字情報として放送した。	人権への正しい理解を広げるためには、各媒体の特性を生かし、継続的に情報を発信していくことが求められる。	今後も、広報紙、ホームページ、行政情報番組など、それぞれの媒体が持つ特性を生かしながら、人権への配慮を踏まえた情報発信に取り組んでいく。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	4	研究推進G	支援推進G	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、人権教育の系統的な取組を進める。	亀山市人権教育推進協議会では、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の代表者が子どもたちの現状や課題を交流することで、人権教育の系統的な取組を進めることができた。また、市内小中学校の差別発言をもとに市内の人権に関わる団体の代表者、市の関係部局、学校関係の代表者が各立場で実践できること等を交流した。さらに、人権教育推進協議会が主催して「人権のまちづくりフォーラム」を障がい者の人権をテーマに開催し、各中学校区のネットワークの委員の方々など70人が参加した。	幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の代表者が集う亀山市人権教育推進協議会を子どもたちの実態の交流だけの会で終わらず、系統的な取組を進める必要がある。	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、男女共同参画や女性の人権など人権学習の交流行うとともに、人権教育の系統的な取組を進める。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	5	社会教育・スポーツG	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭における「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画(令和4～6年度)に基づき「かめやまお茶の間10選(実践)」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新や子ども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを図っていく。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	6	商工業振興G		各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら、職場における人権教育が進むよう啓発を行う。	研修会や会議等の機会を捉えて、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど、人権・ダイバーシティグループと連携して周知に努めた。	職場における人権教育が進むよう、イベントや研修等を通じて継続した啓発活動が引き続き必要である。	企業内における人権教育が進むよう、研修等の機会を通じて、企業へ継続した啓発を図る。
(2) 人権相談・支援体制の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	7	文化・人権G		人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。	窓口のパンフレット設置や市広報紙にて、常設・特設相談等の人権相談の周知を図るとともに、市役所本庁と関連支所での特設相談において、電話での対応を行った。	人権尊重の視点に立った相談や支援をおこなうため、関連機関との連携を図っていく必要がある。	引き続き、人権擁護委員による人権に関する相談について、啓発チラシや市広報紙を活用し、広く市民に周知するとともに、関連機関との連携を図っていく。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境づくりに努めます。	8	子ども支援G		女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境整備を図る。	女性相談支援員による各種相談窓口や、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の相談窓口みえや犯罪被害者総合支援センターなどの情報について、市広報紙(11月1日号)・市ホームページ等の媒体を利用して情報提供を行い、相談できる環境づくりに努めた。	女性相談支援員による各種相談窓口や各種制度・手続き等の周知・啓発のため、継続して情報提供を行っていく必要がある。	女性相談に係る市・県等の関係機関、相談窓口の情報を市広報紙や市ホームページなどの媒体を利用し周知することで、相談しやすい環境づくりに進める。
		9	文化・人権G		様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していく。	市の人権啓発チラシ及び男女共同参画情報誌では、人権擁護委員の相談窓口をはじめ、子ども・外国人・女性などの相談窓口について周知した。また、市広報紙、市ホームページ、ZTVなど様々な媒体で広く周知するとともに、三重県男女共同参画センター等にチラシを配架した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供をしていく必要がある。	様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していくことで相談体制の充実に努める。
	相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。	10	文化・人権G		人権センターが開催するスキルアップ講座に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む他、市職員研修の機会を設ける。	「マイクロアグレッション」や「メンタルヘルス」などのテーマを含む様々な人権課題について学ぶ、三重県人権大学講座に市職員1名が受講するとともに担当グループの職員1名がスキルアップ講座を受講し研鑽を積んだ。また、部落解放研究第31回三重県集會に市職員1名、教職員1名が参加したほか、市職員の主幹級職員83名を対象に、人権研修を実施した。	市職員の人権研修について引き続き、より多くの機会を確保していく必要がある。	人権大学や人権センターが開催するスキルアップ講座に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む他、人権研修市職員研修の機会を設ける。
	相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実に努めます。	11	文化・人権G		津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。	月1回程度の津人権擁護委員協議会亀山地区委員会定例会に市職員が毎回参加した。また、学校を通して相談があった事象について、フレンテみえと連絡を密にしながら、相談者の立場に立った支援の在り方について協議を行った。	各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるよう体制を強化していく必要がある。	津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を十分に図るため、月1回程度開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席するとともに、各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援を行う体制の充実に努める。
	民生委員・児童委員や保護司など、地域における見守りや支援活動を行っている団体等と連携し、住民の悩み事や人権問題を早期に発見し解決につなげられる体制づくりに努めます。	12	福祉総務G	民生委員児童委員協議会連合会 保護司会 地域まちづくり協議会(福祉委員)など	世代や属性を問わず、住民の課題を集約するしくみづくりとともに、必要に応じて支援プランを作成し、多機関の連携が可能となる会議体を設置・運営する。	市と社会福祉協議会の支援体制を地域まちづくり協議会等の会議の場で周知した。また、支援の必要性に応じて世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを作成・管理する会議体を運営し円滑な支援につなげた。	個別ケースにおいては、各機関での情報共有は図れているが、根本的な課題解決へと進むケースが比較的少なく、公的支援だけではなく地域の社会資源などを活用した社会とのつながりづくりに向けた支援が必要である。	引き続き既存の社会資源への働きかけや事業活動を支援できる体制づくりに努めながら社会とのつながりに向けた参加支援の取組を進める。

基本目標 Ⅰ 男女の人権尊重の推進

基本施策 Ⅱ 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(Ⅰ) 令和7年度の実績	(Ⅱ) 今後の課題	(Ⅲ) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(Ⅰ) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。	13	文化・人権G		男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	亀山市男女共同参画市民育成講座を開催し、ライオンズクラブ会員を中心に、ハラスメントのない職場づくりをテーマとした研修を実施した。講師にフレンデみえの宇田恭子氏を迎え、男女共同参画の視点から、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等について理解を深めるとともに、職場における適切な対応や予防の重要性について学ぶ機会を提供した。	講座等のテーマに、働き方に対する意識や、男女共同参画の視点から、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等について取り上げたが、体験活動を組み入れることができなかった。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の活動に、男女とも多様な住民が参加できるよう意識改革を図ります。	14	社会教育・スポーツG		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、33.3% (6人/18人) であった。	継続的かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、PTAの活動内容の周知を継続していく。
		15	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長への研修や地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で、引き続き男女共同参画の視点の必要性について周知する。
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に行い、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	16	文化・人権G		慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。	審議会等の女性登用率の調査をはじめ、亀山市男女共同参画情報誌に固定的性別役割分担意識の解消に向けた亀山市の取組を掲載するとともに、三重県男女共同参画連携映画祭の上映前に男女共同参画社会について来場者に解説を行うなど啓発を行った。	引き続き、積極的改善措置（ポジティブアクション）に努めるとともに、情報を発信し、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進する。	慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、審議会等の女性の登用率の向上に努めるとともに、男女共同参画REPORTや市の広報のコラム等で、啓発を行う。
	市が作成・発行する文書（チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等）や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。	17	広報G	文化・人権G、法務G	各種広報媒体における情報発信時に、表現方法や使用イラスト等が適切であるかを確認する。	各課から提出された広報紙、ホームページ、行政情報番組などに関する合議において、性別によって役割を固定化するような表現やイラストが使われていないかを各媒体ごとに確認した。	広報紙やホームページ、行政情報番組など各広報媒体において、固定的な性別役割分担の意識を生み出したり、強めたりする表現が含まれていないかを、今後も意識して確認していく必要がある。	各広報媒体で情報を発信する際には、表現方法や使用するイラストが適切かどうかを常に意識しながら内容を確認できる体制を維持していく。
(Ⅱ) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備等）に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	18	住まい推進G	施設管理部署	建物改修等予算が減少傾向にある中、十分な機能を有するための予算確保が課題となっており、改修の必要性について認識してもらう。	多くの市民が利用する公共施設の整備において、男性が育児に関わりやすい環境を整える観点から、男性トイレへのベビーベッド設置などの配慮を設計段階で反映できるよう、発注部局へ具体的な助言を行い、環境改善に取り組んだ。	市全体の財政状況が厳しさを増す中で、建物改修に充てられる予算は縮小傾向にある。しかし、公共施設の機能維持や安全性確保のためには一定の改修が不可欠であり、限られた財源の中で必要な予算をどのように確保していくかが引き続き大きな課題となっている。	令和8年度も、公共施設の設計段階から男女共同参画の視点を取り入れられるよう、男性トイレへのベビーベッド設置など、男性の育児参加を後押しする設備整備について発注部局へ積極的に助言し、より利用しやすい環境づくりを進めていく。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等に開催するなど、男女とも多様な住民が参加しやすい環境となるよう意識改革を図ります。	19	研究推進G		委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。	だれもが参加しやすい会議とするため、オンライン会議を併用し、時間や場所形態等を工夫しながら行った。	今後も、固定的性別役割分担の意識の解消に努めるとともに、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間や参加形態を考えていく必要がある。	委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。
		20	子ども総務G		これまでの時間設定を基本に、委員構成を見ながら、全体として参加しやすい会議設定を行う。	昼間は勤務により参加しにくいことから、これまでの時間設定を基本に、参加しやすい会議設定を行った。	長時間に渡る会議にならないよう検討する。	会議の開催日の調整や資料送付をできるだけ早い時期に行い、参加しやすい会議となるよう検討する。
		21	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行うとともに、自治会長研修は、平日夜間と土日に開催し、制度変更の説明会は、基本的に平日夜間と土日のどちらかに開催を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	男女とも多様な住民が参加しやすい会議の環境づくりについて意識改革を促すため、自治会長への研修や地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等の設定を夜間、休日等に開催されるよう調整を行うなど、引き続き、男女共同参画の視点に立った取り組みの必要性について周知する。

基本目標 Ⅰ 男女の人権尊重の推進

基本施策 Ⅲ ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(Ⅰ) 令和7年度の実績	(Ⅱ) 今後の課題	(Ⅲ) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(Ⅰ) パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。	22	子ども支援G		女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるため、女性に対する暴力抑制などのDV防止の周知活動を行う。	若年層への認識を深めるため、亀山市二十歳の集い(1月11日)に合わせ、女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発用ティッシュを配布した。	女性に対する暴力をなくす意識を高めるため、引き続き啓発が必要である。また、男性被害者やLGBTQ等への対応をするための知識向上と関係機関との密な連携が必要である。	市広報紙や市ホームページでの啓発を行うとともに、女性相談支援員の研修及び女性相談支援センターのスーパーバイズによる知識向上に努める。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。	23	子ども支援G		「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内の不特定多数の人が立ち寄る店舗等に市や県等の相談窓口が掲載されたカード型チラシの設置依頼を行う。	期間(11月12日～25日)にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事(11月1日号)を掲載し、総合保健福祉センターにて、DV防止啓発の展示ブースを設置、亀山駅前においては、11月12日の早朝に関係者による街頭啓発活動を行った。	女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成するため、様々な機会をととして啓発活動を継続する必要がある。	今年度についても期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載することや総合保健福祉センターにて、DV防止啓発の展示ブースを設置する。また、亀山駅前等で街頭啓発活動を行うとともに市内のコンビニエンスストアにカード型チラシの設置依頼を行う。
	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	24	子ども支援G		相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援や医療機関及び行政手続等への同行等の支援を行う。	専任の女性相談支援員を配置し、被害者の保護や自立のため、心のケアなど継続的な面談と、被害者に寄り添った支援や行政手続きの同行支援を行った。 ・相談実人員162人・延べ件数682件	被害者への心のケアや継続した面談等を行うとともに、被害者に寄り添い、個別の状況に応じた支援を行う必要がある。	専任の女性相談支援員により、被害者の保護や自立等のため、継続的な面談と被害者に寄り添った関係機関への手続き等への同行など支援を行う。
	各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。	25	子ども支援G		DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。	DV被害者の適切な保護に必要な情報共有や被害者に対する支援等の内容を協議し、各関係機関が緊密に連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の各会議を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 6回 ・合同ケース会議 50回(定例) ・個別ケース会議 14回(随時)	被害者に対し適切な支援を行うため、引き続き各関係機関が情報の共有を緊密に行い、共通認識のもと連携する。	各関係機関が緊密な連携により情報の共有を図り、被害者への適切な対応と支援ができるよう、協議会の各会議(代表者会議年1回、実務者会議2か月に1回、合同ケース会議週1回、個別ケース会議随時)を開催する。
	被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要なため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	26	子ども支援G	母子保健G	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。	DV被害者に同伴している子どもについては、女性相談支援員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなどの支援を行うとともに、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の関係機関、学校・園、警察や児童相談所等が連携して、被害者と子どもの支援を行った。	引き続き女性相談支援員及び家庭相談員並びに亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の各関係機関が緊密に連携する。	DV被害者に同伴している子どもへの支援については、女性相談支援員と家庭相談員が連携するとともに、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の関係機関等、学校・園、児童相談所、警察(所轄署、少年サポートセンターなど)等と連携し支援を行う。
	被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	27	子ども支援G		専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、三重県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	女性相談支援員を中心に、被害者支援等について、三重県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携により、早期に生活を再建できるよう、心理的支援、自立に向けた支援を行った。三重県女性相談支援員連絡協議会のなかで講師を招き「親子(母子)関係と自己尊重への援助」をテーマに事例検討会及び研修会を開催した。	配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各関係機関との連携を的確に行う必要がある。	専任の女性相談支援員を中心に、被害者の生活再建に向け、市関係部署と配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を十分に行い、支援を行う。
	外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	28	地域包括連携G		高齢者に対する暴力については、必要に応じて地域包括支援センター等の関係機関とのケース会議を開催するとともに、相談窓口等について周知を行う。	養護者における虐待の個別ケースについては、地域包括支援センターや関係機関と連携しながらケース会議を開催し、被害者支援を図った。相談・通報窓口としての地域包括支援センターについて、チラシの配架等により周知した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	養護者における高齢者虐待についての相談窓口として、地域包括支援センター等について周知を行うとともに、虐待が疑われるケースについては速やかに適切に対応する。
		29	障がい者支援G		亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、虐待防止に向けた啓発活動や虐待の早期発見発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口の周知に取り組む。	福祉委員の研修や雇用対策協議会などの機会にグループの役割や窓口の紹介を行った。外国人や障がい者、高齢者が暴力被害者となるパートナー案件の対応はなかった。	虐待防止に係る啓発活動や身近に相談できる窓口の周知・啓発が必要である。	虐待防止、早期発見、被虐待者の保護に係る周知方法の検討や三重県高齢者・障がい者虐待防止チームの派遣・助言事業の活用を図る。
	女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態(代理受傷)になったり、相談員がバーンアウト(燃え尽き)したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。	30	子ども支援G		女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。	女性相談支援員のスキルアップ等のため、県内で行われた連絡協議会や女性相談支援センターの研修にも積極的に参加した。	更なる資質と知識の向上のため、県内での研修参加の機会の確保が必要がある。	女性相談支援員のスキルアップ等のため、県内で行われる各機関の研修会へ積極的に参加する。
	DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。	31	住まい推進G	子ども支援G	令和3年6月より国の通達に基づき、DV被害者保護の観点から市営住宅1戸に優先的に入居を行い、現在も入居中である。DV被害者保護のため、関係部署と常に情報共有を図ると共に緊急時には法令や国の通達に基づき市営住宅への緊急入居に努めていく。	DV被害者の市営住宅への優先入居または目的外使用はなかった。	住宅に困窮している低額所得者が多数いる中で、市営住宅の空き部屋をDV被害者に提供するために常に確保しておくことは困難である。	子ども未来部と連携し、市営住宅の提供が必要と認められる場合には、国の通達に基づき、市営住宅への優先入居または目的外使用ができるよう努める。
(Ⅱ) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	セクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面で未然防止のための啓発に努めます。	32	子ども支援G		セクシュアル・ハラスメントの未然防止について、関係機関の相談窓口を市ホームページに掲載するなど、関係機関等と連携し、啓発に努める。	相談窓口など啓発のため、市ホームページに各関係機関の相談窓口を記載している。	被害の未然防止と相談窓口を周知するため、啓発を継続する必要がある。	セクシュアル・ハラスメントに係る関係機関の相談窓口等について、市ホームページに掲載し、啓発を図る。
	適正な性教育の実施及び性犯罪等についての学習機会の提供等により、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。	33	研究推進G		保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用するとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。	人権教育や道徳の授業を通して、あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係の構築の仕方を学ぶことができた。	日常生活場面において実践できる児童生徒の育成が必要である。	保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用するとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。

基本目標 Ⅰ 男女の人権尊重の推進
基本施策 4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	34	子ども総務G 総務・保健給食G 医療年金G		ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、ひとり親世帯等への様々な制度の情報提供を行う。また、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行う。	ひとり親家庭を対象とした手当等については、国の制度改正等に適切に対応し、児童扶養手当の支給や県の母子父子寡婦福祉資金貸付制度利用の支援等を行い、生活の援助や子育て支援に取り組んだ。ひとり親家庭に対する就学援助費として246件を認定し、支給を行った。	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行っていく必要がある。児童生徒数は減少している一方で、就学援助の認定者数はばば横ばいで推移している。児童生徒の学習環境を確保するため、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援が必要である。	ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、制度改正などの情報を適切に提供する。制度の更なる普及啓発に努め、支援を必要とする世帯に対して適正な認定を継続して実施する
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう環境を整備します。また、社会的擁護施策として、教育家庭制度（里親制度）の普及を進めます。	35	子ども支援G		子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。また、社会的養護施策として、教育課程制度（里親制度）の普及啓発に努める。	子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう8施設と契約を締結し、延べ人数16人、延べ日数16日の利用があった。また、里親制度の周知と相談窓口である県児童相談所への取次ぎを行い制度の普及に努めた。	必要とする人が利用できるよう、子育て短期支援事業の制度の周知に努める。里親制度の普及については、相談窓口である県児童相談所に確実に取次ぎを行う。	子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用しやすく提供できるよう、近隣市の施設を中心に引き続き8施設と契約を締結する。また、里親制度の周知については、県主催の里親説明会の開催に合わせ、里親制度の周知と啓発を行う。
(2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害（身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任）等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	36	地域包括連携G		虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかる啓発活動に努め、関係機関と連携し、虐待防止に努める。	ケアマネジャーや介護事業所に対し、虐待についての啓発を行った。	広く一般市民等に対し、認知症高齢者への対応方法や支援窓口、あるいは高齢者虐待やその相談窓口等について、さらに周知啓発を行う必要がある。	関係機関と連携を図り、虐待の早期発見に努めるとともに、相談窓口等について、周知啓発を行う。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	37	障がい者支援G		該当者に対し制度の紹介を行いつつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。	障がいのある子どものいる家庭に対し、グループで作成した手引きを活用し各手当や有効な障害福祉の制度・サービスの紹介をした。	不安な気持ちから有効な制度・サービスが分かりにくいという声が一部からある。	引き続き令和7年度に作成した手引きを活用し、有効な情報として障がい福祉制度・サービスの紹介を行う。障がい者総合相談支援センターあいのほかに関係機関との連携を強化し、個別支援を行う。
		38	子ども支援G		専門スタッフによる子ども相談や支援、療育相談事業等により保護者の育児不安の解消に努めます。	子ども総合相談として605件の対応を行った。また、療育相談として6件、保護者対象のプログラム9件を実施し、児童や保護者への支援を行った。	相談時には、一人ひとりの特性などに合わせ、的確に支援を行い、保護者等の不安が解消できるように対応する必要がある。	専門スタッフによる子ども総合相談を行い、療育相談事業では、保育園等の関係機関と連携し、保護者等の不安が解消できるよう発達段階に合わせた支援を行う。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	39	文化・人権G		多言語版「かめやまニュース」を引き続き発行するとともに、やさしい日本語の普及を図る。緊急性の高い情報等を市民活動団体等と協力し多くの外国人住民に提供できるよう努める。	R6.6から従前の3言語による紙版から電子版多言語広報「かめやまニュース」に替わり、10言語に拡大して広く外国人住民に情報を提供することができた。また、市職員向けにやさしい日本語の研修を行い、やさしい日本語の普及に努めた。また、外国人避難者受入訓練を開催し、日本語教室の協力を得て、学習者が訓練に参加し緊急時の避難方法を周知することができた。	より魅力的なかめやまニュースを発行していく必要がある。また、地域住民と外国人住民との相互理解が深まり、暮らしの安心に繋がるよう、やさしい日本語の普及に努める必要がある。	より魅力的なかめやまニュースを発行できるよう、季節のイベントなども積極的に取り上げる。また、やさしい日本語についての『広報亀山』への啓発記事の掲載や、引き続き窓口対応に活かせるよう市職員向けの研修を行い、やさしい日本語の普及に努める。
	「亀山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等を支援し、犯罪被害者等を支える社会の形成を通じ、誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます。	40	防災安全G		犯罪被害者等が求める多様なニーズに対応するため、体制の整備や継続した職員研修の実施に努める。	ワンストップ支援体制の整備に向け、関係部署を対象に研修会を開催した。	研修を通じて、関係部署における認識や知識に不足があることが分かった。ワンストップ支援体制の実効性を高めるため、より多くの職員の理解向上を図るため、継続的に研修を実施していく必要がある。	ワンストップ支援体制の整備に向け、引き続き、関係部署を対象に年一回研修会を開催する。
(3) 性の多様性に関する理解の促進	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための啓発に努めます。	41	文化・人権G		性の多様性に関する理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な情報媒体を通して啓発を行う。	市ホームページに「三重県パートナーシップ宣誓制度」や「みえにじいろスタートブック・研修動画」についての記事を掲載し情報発信するとともに、行政出前講座にLGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深める内容を取り上げ、理解の促進に努めた。	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解が深まるよう、様々な情報媒体を通して啓発を行う必要がある。	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な機会や情報媒体を通して啓発を行う。
	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための教育を推進します。	42	研究推進G		すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。	人権教育カリキュラムをもとに、総合的な学習の時間や、保健体育の時間において個別的な人権問題として取り上げ、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進にむけて学習を進めることができた。	引き続き、LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進にむけて、人権教育カリキュラムをもとに、取組を進める必要がある。	すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。
	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進のため、国・県をはじめ関係機関との連携により、行政サービスにおける対応の推進に努めます。	43	文化・人権G		国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。	県市町担当者が参加する「性の多様性に関する市町会議」「CITYネット男女共同参画inみえ」に担当職員が参加し、公営住宅の入居及び公立病院における対応等について情報交流を行うとともに、県が発行する「みえにじいろハンドブック」、内閣府作成のSOGI（性的指向及びジェンダーアイデンティティ）についての啓発パンフレットを窓口に配架した。	「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」及び「三重県パートナーシップ宣誓制度」にかかる、パートナーが利用可能なサービスの拡充について、県内市町、各市担当課と連携して検討していく必要がある。	今後も、国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進
基本施策 5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 行政分野における女性の参画拡大	本市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	44	文化・人権G		審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。	各種審議会等における女性登用が進むよう、女性登用率の調査時と各種審議会委員等の改選時期に各課へ女性委員選出の声かけ等の働きかけを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけを今後も行っていく必要がある。	経営会議で女性の積極的登用を働きかけるとともに、審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとられない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本の要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。	45	文化・人権G		女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう所管部署に依頼する。	女性登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策の記入を求め、必要に応じてヒアリングを行うなど女性登用率の偏りを減らすための意識づけにつなげてきた。	女性登用率が低い各種審議会等には「選出母体となる組織自体に女性が少ない」や「専門的知識を有する女性が少ない」など女性登用に向けの課題がある。	女性登用率の調査時に、昨年度と比較し、登用率が下がった原因について調査するとともに、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう、また、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとられない選出などについて所管部署に検討するよう依頼する。
	女性の比率が偏って高い審議会等については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	46	文化・人権G		女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高い審議会等について確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行う。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高い審議会等について確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行った。	女性の比率が偏って高いような審議会等については、男性の意見を反映し、幅広い施策の形成につなげられるよう男女のバランスに注視していく必要がある。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高いような審議会等についても確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行う。
	本市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。	47	人事給与G		新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。	新規採用職員の庁内研修において男女共同参画に関する研修を実施した。	引き続き各種審議会への女性参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を継続して実施する必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて継続して男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。
	亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。	48	人事給与G		目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する。	積極的に女性を管理職へ登用し、令和7年4月1日時点での女性職員の管理職への登用率が38.2%となり、昨年度より増加した。	令和7年度を期期とする第5次亀山市特定事業主行動計画において、女性職員の管理職への登用率を40%に設定していることから、目標達成に向けて引き続きマネジメント能力向上のための研修等の実施、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する必要がある。	引き続き目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修の実施、女性幹部職員の登用促進を目指した自治体大学校特別課程への女性職員(1人)の派遣、管理職やGLへの女性職員の積極的な配置に取り組む。
	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、地域が抱える実情などに配慮しながら、可能な限り構成員の性別に偏りが生じないよう努めます。	49	福祉総務G	亀山市民生委員児童委員協議会連合会保護司会	民生委員・児童委員、主任児童委員の改選時等や保護司の選任時において、女性の参画を促進する。	民生委員・児童委員、主任児童委員の改選の際に、国が就任者97人のうち女性60人の委嘱を行った。	定年の高齢化などを背景として、男女問わず担い手確保が困難な状況にある。	中途退任者が生じた場合は、女性登用を促していく。
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	50	文化・人権G		市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報誌や広報等による情報発信を行う。	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について市民の意識を醸成するため、令和7年6月24日に行われた市長定例記者会見にて、審議会等における女性登用率について情報発信を行い、市民の意識啓発を行った。	市民の意識を醸成するため、男女共同参画情報誌や広報等の工夫が必要である。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。
(2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	自治会や地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の役員への女性の参画が促進されるよう意識改革を図ります。	51	社会教育・スポーツG		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、33.3%(6人/18人)であった。	継続的かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、PTAの活動内容の周知を継続していく。
		52	地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行うとともに、自治会連合会の女性役員が1名増加した。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長への研修や地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で、引き続き女性登用の必要性について周知する。
	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。	53	商工業振興G		啓発活動を継続して実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助制度の周知やこれまでの創業者の紹介をHPなどで行う。また、創業にチャレンジできる環境整備に向けて調査・研究を行う。	空き店舗等活用支援補助制度については、3件の応募(うち女性1件)があったが、採択されたのは2件とも男性であった。また、経営のノウハウを学べる創業セミナーについては、広報や新聞折込に加え、専門学校等へチラシを配付するなどPRの充実に努めた結果、15人(うち女性8人)が参加し、女性の起業等の支援を図ることができた。	就労の多様性が進む中、創業予定者のニーズを聞き取り、女性の起業に結びつけられるような創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の制度改正を積極的に行っていく必要がある。	引き続き、女性をはじめ創業者のニーズにより近づいて支援できるよう、創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の改善を図る。
	経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体(文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等)、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。	54	文化・人権G		各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	三重県産業支援センターが実施した女性の県内就職促進事業について後援を行うとともに、亀山市商工会議所や雇用対策協議会と連携し、事業の周知を図った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベント・事業などを活用し、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。	55	農林政策G	鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会	地域の人・農地プランに女性の意見や視点が生かされるよう、プランの作成過程への女性の参画を促す。鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会活動に広く女性の視点が活かされるよう、女性の活動計画への参画を図る。	令和7年度についても地域計画の更新過程で女性農業者の参画があった。また、鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会のイベントの開催時に女性の活動計画への参画・運営等、62人の女性の活躍が見られた。(169人中62人)	地域計画については、今後の更新過程においてさらなる女性の参画が必要と考える。鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会のイベントの開催時女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されているが、まだまだ女性の参画が少ない。	地域計画に女性の意見や視点が生かされるよう、計画の更新過程での女性の参画を促す。鈴鹿川等源流の森林(もり)づくり協議会の活動において、企画段階から女性の意見や視点を取り入れ、女性が関わりやすい体制を整えることで、女性の参画を図る。

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進

基本施策 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 市民・企業等に対する啓発・取り組み	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	56	文化・人権G		ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするための、講演会や研修会を開催するとともに、啓発活動を行い、情報発信を行う。	行政出前講座に、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れ、市民に考えてもらう機会を設定した。	今後もワーク・ライフ・バランスや働き方改革について考える機会を設ける必要がある。	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするための、講演会や研修会を開催するとともに、市民・企業等に対して積極的に啓発活動及び情報発信を行う。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	57	商工業振興G		ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	文化課と連携して啓発に努め、ファミリーフェスタなどのイベントを通して市内企業へPRチラシを配布した。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会を開催し、より良い働く環境づくりを目指して協議を行った。	今後も国が定めるワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとらえて、関係機関と連携し、啓発に取り組んでいく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとらえて、関係機関と連携し、企業へのチラシ配布など啓発に取り組んでいく。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	58	文化・人権G	商工業振興G	関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について検討します。	ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について関係各課と協議を行った。	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に積極的に取り組む企業等を広く紹介する必要がある。	商工観光課をはじめ関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業を広く紹介する手法を検討する。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	59	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進、育児・介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育児取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関して企業等に働きかけを行います。	60	商工業振興G		ウィズコロナ・アフターコロナによるニューノーマルな働き方やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取組めるよう、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会や雇用対策協議会において、働きやすい職場環境を整える研修等を実施した。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が生活と仕事との調和を図り、両方を充実させる生き方や働き方ができるよう、研修会等を実施して学べる機会を設ける。
	公共調達において、将来の担い手不足が課題となっている建設業のワーク・ライフ・バランス等を推進する制度の導入を検討します。	61	契約管財G		建設業におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する取組として、月2回土日完全週休2日制工事の定着や工事の平準化に向けた取り組み。	週休2日制工事の定着を図るため、新たに通期の週休2日制工事を導入するなど制度の見直しを行った。	工事の平準化に向けた取組が進められていないため、債務負担行為の活用や速やかな繰越手続き、早期執行のための目標設定などの平準化に有効とされる取組について、庁内で共有し協議する必要がある。	工事の平準化に向けた取組を進めるため、積算の前倒しや早期執行のための目標設定を行うとともに、債務負担行為の活用や速やかな繰越手続きについて、工事発注課や財務課（契約・財務担当）などの関係部署と協議を行う。
	女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。	62	契約管財G		企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入について、具体的な検討には至っていない。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の検討に加えて、公共工事等においてもワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討する必要がある。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度について、検討を行う。また、毎年実施する市内建設業者の格付けにおいて、企業の環境負荷提言の取組や地域貢献度を加点項目としていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進を新たな加点項目とすることについて、検討を行う。
(2) 仕事と家庭の両立のための環境整備	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	63	母子保健G		パパママ教室を開催する。また、教室に参加したいが参加が難しい夫婦がいた場合は、夫婦での来所相談に応じる。	パパママ教室を6回開催し30組60名の参加があり、子育てに参加する意識を高めることが出来た。	妊娠・出産・子育て等において、男女ともに参加し、子育てを両親で協力して行うきっかけづくりや意識を高めていく必要がある。	パパママ教室等の開催について、今後も男女共に育児に参画する重要性について周知する。
	未婚率の減少や晩産化の解消のため、若者等の結婚支援に努めます。	64	政策調整G		婚活支援事業補助金の交付と、三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通じて、情報発信やイベント等を行うこととし、継続した婚活支援事業に取り組む。	「みえ出逢いサポートセンター」および「みえ結婚支援プロジェクトチーム【北勢エリア】（本市も参画）」が主催となり、10月13日にカメヤマローソクのキャンドル作り体験を取り入れた婚活イベントを開催したほか、適宜、情報発信を行った。	「みえ結婚支援プロジェクトチーム【北勢エリア】」においてイベント開催を希望する市町が増加していることや、県が開催回数を抑えて内容の充実を図る方針を示していることから、これまで毎年度実施してきた本市での婚活イベントが開催できない可能性がある。	引き続き三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通じて、イベント開催や情報発信を行い、結婚を望む市民の出会いの機会づくりや相談対応に継続して取り組む。
	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。	65	子ども総務G	子育て支援センター、児童センター、ファミリーサポート・センター	引き続き、「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供を行うとともに「亀山市 かめやま子育て」LINEなど様々なツールによりタイムリーに子育てに関する情報を発信する。	「子育てガイドブック」を転入者等の子育てに関する情報を必要とする世帯に引き続き提供するとともに、「亀山市公式LINE」を活用した子育てに関する情報を発信した。	「亀山市公式LINE」による情報提供と連携を取りつつ、「子育てガイドブック」の情報を更新し、より充実させる。	「子育てガイドブック」の内容を更新し、転入者などへの提供を行うとともに亀山市公式LINEなど様々なツールによりタイムリーに子育てに関する情報を発信する。
(3) 市役所内における取り組み	亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病気休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	66	人事給与G		時間外勤務時間の削減については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外勤務時間目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限を原則として1月45時間かつ1年360時間と定めたことから、これらの時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。年次有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な取得などに取り組み、取得状況について半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。	令和7年度の時間外勤務時間の実績は、37,471時間であり、令和7年度の目標である「39,300時間」を達成できたが、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数「0人」については、目標を達成できなかった。令和7年の年次有給休暇については、職員一人当たりの取得日数が13.8日となり、亀山市特定事業主行動計画の年間目標取得日数である「15日」を達成できなかった。また、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数「6日以上」についても達成できなかった。	第5次亀山市特定事業主行動計画において、年間時間外勤務時間数の目標値を「38,000時間」に設定するとともに、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員を「0人」に設定している。また、年次有給休暇については、職員一人当たりの年間目標取得日数を「15日」、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を6日未満の職員を「0人」に設定している。計画期間を令和11年度までとしていることから、引き続き本計画に基づき取組を進め、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要がある。	第5次亀山市特定事業主行動計画に基づき、時間外勤務時間の削減や年次有給休暇の取得促進については、年度当初の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外目標数値を設定し、四半期ごとに実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限である月45時間かつ年間360時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。年次有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な年次有給休暇取得等に取り組み、部長級ヒアリングにおいて、取得状況について取りまとめ、進捗管理を行う。

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進
基本施策 7 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発	男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	67	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。	各種団体と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置したり、様々な機会をとらえて啓発に取り組んでいく。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	68	商工業振興G		関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信を行う。	パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど、文化課と連携して周知に努めた。	関係機関と連携し、様々な機会をとらえて、継続して啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業等へチラシを配付するなど啓発を図る。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	69	商工業振興G		関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において「働きやすい環境づくり ～ハラスメント0（ゼロ）を目指して～」と題した研修を行い、個々が働きやすい職場づくりができるよう働きかけを行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が仕事と育児・介護等を両立できるよう、研修会等で多様な働き方や柔軟な働き方を学べる機会を設ける。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う、事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等（女性活躍推進法第23条に基づく協議会）の組織化について検討する。	70	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ジェンダーギャップ指数などをもとに、「働きやすい環境づくり ～ハラスメント0（ゼロ）を目指して～」と題した研修を行った。また、関係機関と連携し、働きたい女性向けパンフレットや就職氷河期世代に対する啓発チラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	今後も働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、女性の職業生活における活躍の推進に関するチラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行い、情報発信に努める。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	71	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ジェンダーギャップ指数などをもとに、「働きやすい環境づくり ～ハラスメント0（ゼロ）を目指して～」と題した研修を行い、意識啓発に努めた。また、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	今後も働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、チラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業や市民の意識啓発に努める。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	72	農林政策G		家族農業で農業経営改選計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、女性を積極的に雇用する農業経営体を支援します。	農業経営改善計画の認定において、必要に応じて家族経営協定について説明したほか、サステナブル農業奨励事業を通じて女性を積極的に雇用する農業経営体を支援した。	認定農業者における家族経営協定の更なる普及啓発や新規就農者の増加に向けた取組みが必要である。。	家族農業で農業経営改善計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、新規就農者の増加に向けた取り組みを行います。
(2) 女性活躍の推進に向けた環境整備	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるよう体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	73	保育サポートG		保護者の就業状況に応じた各種の保育サービスが提供できるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。	保育所等の安定的な運営と必要な保育サービスの提供ができるよう、公立園においては必要な人員配置を行い、私立園においては各種事業の補助を行うことで、保護者のニーズに合わせた延長保育・休日保育・一時預かり保育事業などの提供を行うことができた。また、令和7年4月より病児保育事業（体調不良児対応型）を開始した。	病児保育や休日保育等について、保護者ニーズや動向によって、事業の拡大の検討が必要である。	今後も、保護者ニーズに沿った各種保育サービスの提供ができるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施し、病児保育事業等についての検討を行う。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	74	子ども総務G		放課後児童クラブの利用についてアンケートなどにより把握し、整備を進めるとともに、運営支援を行うことにより小学生が安心できる遊び及び生活の場の充実を図る。	放課後児童クラブ（24支援単位）に対し運営費補助等を行うとともに、放課後児童クラブが設置されていない小学校区から通学区域外のクラブへ通所する児童の送迎事業を実施した。また、利用希望に関するアンケートの結果、放課後児童クラブの新設は行わなかった。	市全体での少子化の傾向は続くと考えられるが、小学校区により、ニーズが増加する可能性がある小学校区と減少する可能性がある小学校区があることから、今後の利用ニーズの動向に留意が必要な状況である。	引き続き国・県の交付金を基準とし、放課後児童クラブへの運営費の支援などを行い、利用ニーズの動向により必要に応じ放課後児童クラブの新設等の検討を行う。
		75	社会教育・スポーツG		今後も持続的な放課後子ども教室の実施を行っている。	すべての小学校区において放課後子ども教室を実施し、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めた。 ※年間開催回数：1,325回 参加児童数：15,333人	地域の中で子どもが安心して過ごすことができる環境づくりのために、大人が何をすべきであるか意識を共有していく。そのために意見を交換する場を設ける必要がある。	引き続き、全小学校区で放課後子ども教室を実施していく。

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(2) 女性活躍の推進に向けた環境整備	安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病後児の預かり等により子育てをサポートします。	76	子ども総務G	かめのこ	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施する。	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施し、援助会員数を増員するため、子育て支援員研修の案内を庁舎内外各所に配置するとともにLINE等による周知を行った。	援助会員が高齢化してきているため、稼働できる会員の確保が難しい。	子育て支援員研修を継続して実施するとともに、当該研修について周知の充実を図り、受講者を増やすことにより、援助会員の確保に引き続き取り組む。
	保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。	77	保育サポートG		子育て支援センターにおいて保護者が性別にかかわらず参加できるような講座を実施する。	パパが主体的に子育てに参画できるよう、支援センターに来館してもらうきっかけづくりとして、昨年度に引き続き土曜日午前の限定開放イベントのひとつに「パパといっしょ」を開催した。昨年度より回数を増やし、計5回開催することができた。	「パパといっしょ」への参加者を増やすなど、より多くのパパが子育てに参画する機会を提供する必要がある。	「亀山市公式LINE」や広報等で「パパといっしょ」についての情報を発信するとともに、性別問わず参加できるような子育て講座を実施する。
	出産に伴う女性の負担軽減のため、妊産婦等に対する相談・支援体制の充実に努めます。	78	母子保健G		妊産婦に対し訪問、来所での相談支援を行う。	産前産後の子育て家庭へのアウトリーチによる相談を行った。延べ相談件数173件（電話相談73件 来所相談100件）	ハイリスク妊娠・出産、早産、低出生体重児等妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	相談内容に応じた支援プランを作成するなど、個々のニーズに応じた支援を実施していく。
	男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。	79	地域包括連携G		介護者へ相談窓口の周知や情報提供の充実を図るとともに、介護者同士が情報交換や交流の機会がつけられるよう努める。	介護者のつどいを1回開催し、介護者同士の情報交換や交流の機会を設けた。	男女共に介護をしながらでも働き続けられるように介護保険及び福祉サービスの活用、介護者のつどい等の支援について市民への啓発を行っていく必要がある。	介護者に関わる機会の多い市内地域包括支援センターや各種関係機関にサービス等の情報提供を行い、介護者の負担軽減等を図る。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	80	商工業振興G		ハラスメントに対する理解を深めるため、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、「働きやすい環境づくり ～ハラスメント0（ゼロ）を目指して～」と題した研修を行い、意識啓発に努めた。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行っていただく必要がある。	引き続き、チラシを窓口を設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業の意識啓発に努める。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	81	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行う。	市の窓口のみならず、ファミリーフェスタなどのイベントにおいても「働く人の相談窓口」を設置し、存在のPRに努めることができた。	今後も労働者の相談窓口として、啓発チラシを窓口設置し、情報発信を行う必要がある。	今後も労働者の相談窓口として、チラシを窓口設置し、情報発信に努める。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備（男女別更衣室やトイレの設置等）の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	82	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努める必要がある。	今後も相談窓口として、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信に努める。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるばし」認定等についても周知・啓発を図ります。	83	商工業振興G 文化・人権G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行うとともに、女性活躍の推進に向けた環境整備として「女性デジタル人材育成」を行う。	三重県産業支援センターが実施した、県内就職促進事業について後援を行うとともに、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行った。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行うとともに、女性活躍の推進に向けた環境整備として「女性デジタル人材育成」に向けての取組について検討する必要がある。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口設置し、情報発信を行うとともに、女性活躍の推進に向けた環境整備として「女性デジタル人材育成」に向けての取組について検討する。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
基本施策 8 教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	84	研究推進G		男性の職業、女性の職業といった固定的な考え方にとらわれず、能力に応じた職業選択ができる力を人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進めます。	生活科・社会科・総合的な学習の時間を通して、男性、女性といった性別にとらわれず、働く意味や労働者を支える仕組みなどについて考えるとともに、多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、発達段階に応じた計画的なキャリア教育に取り組んだ。	様々な教科や総合的な学習の時間を中心にしながらも、様々な学校生活の中で固定的分担役割について子どもたちと考えあう機会もち、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進につなげる必要がある。	生活科・社会科・総合的な学習の時間を通して、男性、女性といった性別にとらわれず、働く意味や労働者を支える仕組みなどについて考えるとともに、多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、発達段階に応じた計画的なキャリア教育に取り組む。
	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	85	研究推進G		人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進めます。	人権教育、保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで性に関する正しい知識の学習を子どもの発達段階に応じて行った。	引き続き、人権教育、保健体育、社会科、総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進める。
	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。	86	研究推進G		中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設けます。	中学校「家庭科」の学習を中心に、家庭の大切さについて考える機会を設けた。	引き続き、家庭科を中心に総合的な学習の時間等のなかで学習の機会をつくる。	中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設ける。
	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	87	研究推進G		人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進めます。	人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、労働法制やトラブルの解決策等について考える機会を設けた。	三重県人権教育ガイドラインに記載された「ビジネスと人権」の視点を取り入れ、社会科を中心に、総合的な学習の時間等のなかで、学習の機会を設ける必要がある。	教職員に「ビジネスと人権」の視点について伝えるとともに、人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進める。
(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	88	社会教育・スポーツG	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭においての「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある。	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新や子ども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを図っていく。
	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	89	社会教育・スポーツG		第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭においての「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート回答率等を向上させるため、効果的な検証の実現に向け、取組についての情報発信を強化していく必要がある。	取組の定着を目指すにあたり、チラシデザインの更新や子ども家庭庁が定めている「家族の日」との紐づけを図っていく。
	男女共同参画に関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	90	文化・人権G		三重県男女共同参画連携映画祭（亀山会場）を開催するとともに、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う。	三重県男女共同参画連携映画祭にて「フラガール」の上映とともに、男女共同参画に関する動画の放映と亀山市の取組紹介を行った。（参加者数447人）また、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置により男女共同参画の推進について啓発を行った。	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、映画祭を開催するとともに、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う必要がある。	引き続き、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、映画祭を開催するとともに、市広報紙への記事掲載、また、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置等、様々な機会を通して、男女共同参画の推進について啓発を行う。
	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	91	文化・人権G		男女共同参画に関するイベント・講演会等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりをテーマに亀山市男女共同参画市民育成講座を開催した。	男女共同参画に関するイベントを開催し、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる必要がある。	男女共同参画市民養成講座等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。
	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	92	文化・人権G		啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。	6月の男女共同参画週間に合わせて、市立図書館へ啓発パネルの展示や市内各所にのぼり旗の設置、市広報や市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えた集中的な啓発を行うとともに、男女共同参画情報誌や市広報コラム等で定期的な啓発を行っていく必要がある。	引き続き、男女共同参画週間等の機会をとらえ、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。
	日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。	93	文化・人権G	人事給与G 研究推進G	日本女性会議及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。	10月4日に開催されたフレンテみえ主催の男性講座及び11月29日に開催された男女共同参画フォーラムに、担当グループ職員が参加した。なお、奈良県で開催された日本女性会議については参加できなかった。	男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、総務課と連携を図っていく必要がある。	今後も、県内外で開催される研修等に積極的に参加する。
	男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。	94	文化・人権G		男女共同参画に関するイベントの開催、啓発グッズの配布、男女共同参画情報誌の発行等により広く啓発を行う。	「男女共同参画情報誌2025」を発行し、イベント開催の周知等、啓発を行った。	男女共同参画を推進する市民活動団体が令和3年10月に解散したことから、今後の市民活動団体の育成を支援するとともに、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。	男女共同参画を推進する市民の育成に努めるとともに、引き続き様々な機会を捉えた啓発活動や情報発信を行う。
	自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組まします。	95	文化・人権G		地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、「多様な性」や「固定的性別役割分担意識」を含む、人権にかかわる内容の行政出前講座を学校、地域、事業所等を対象に計9回、438名に対し行った。	生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して、地域での啓発に取り組んでいく。	自治会などでの出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組む。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

基本施策 9 生涯にわたる健康づくり支援

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信を行います。	96	健康増進G		女性の健康習慣（3月1日～8日）について啓発し、女性特有のライフステージにおける健康課題や生活習慣病について周知する。	女性の健康週間（3月1日～8日）について広報等で周知を行った。窓口にポスターを掲示し、女性の健康週間についての周知を行った。3月のがん検診時に女性のための健康づくりガイドブックを配布した。女性の健康応援教室として骨粗しょう症をテーマにした講座を行い、女性特有の症状、生活習慣病等について周知啓発を行った。	幅広い年代に情報発信を行うことができるよう啓発方法を検討する。より効果的に啓発を行うために若年女性を対象にした講座等の既存事業を継続して行い、周知啓発を行っていく必要がある。	保健福祉センター以外にもポスターを掲示する等、複数の場所で周知啓発を行う。既存の事業の中でも特に対象となる人が集まりやすいタイミングでの周知啓発活動を進めていく。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	97	健康増進G		広報や健康づくりのてびき等で健康診断の大切さや受診方法について周知する。	広報5月1日号で健診に関する特集記事を掲載した。広報、ケーブルテレビ文字情報、健康教室でも周知を行った。また「健康づくりのてびき」や個別通知等の健診案内を改善し、健康診断の大切さや受診方法についてナッジ理論を取り入れつつ周知を行った。	継続して健診を受診する人だけでなく、受診歴のない人が受診につながるよう啓発していく必要がある。	広報や健康づくりのてびき等の記載内容を再度検討し、ナッジ理論を取り入れることではじめて受診する人も受診につながるよう周知を行う。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	98	健康増進G		イベントや教室等の機会において、女性特有のがんに関する啓発を行う。	市民伝達講習会、地域での健康教育等の機会を利用し、女性特有のがんとがん検診について分かりやすく周知を行った。	さらなる受診率の向上のため、引き続き女性特有のがんとがん検診について、わかりやすい周知に努めていく必要がある。	市民伝達講習会、地域での健康教育等の様々な機会を利用して、女性特有のがんとがん検診について、わかりやすい周知を行う。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	99	母子保健G		母子手帳の交付、妊婦一般健康診査・産婦健康診査の実施、妊婦教室・パパママ教室の開催を行い出産育児を支援する。	母子健康手帳の交付301人 妊婦一般健康診査受診延べ件数（県外助成等件数含む）3,229件 産婦健康診査延べ件数（県外助成等件数含む）524件 妊婦教室8回開催17人 パパママ教室6回開催30組	妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	従来からの健診・教室・相談支援を継続して実施すると共に、安心して妊娠・出産ができる環境整備の一環として、低所得妊婦初産科受診費助成を継続し実施する。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	100	母子保健G		新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）を実施し、育児支援を行う。	新生児訪問48人 赤ちゃん訪問216人 未熟児訪問18人	妊産婦を取り巻く環境が複雑化し、相談支援を求める人が増加傾向にある。	訪問事業を継続して実施し、個々のニーズに応じた支援を実施していく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	101	母子保健G		不妊・不育症治療費の一部助成を実施する。不妊・不育症治療などに対する正しい知識の普及について広報などに掲載する。	特定不妊治療費助成金（先進医療分）155件 不妊治療費助成金（このとり）6件 不育症治療費助成金6件 特定不妊治療費助成金（保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加）1件 特定不妊治療費助成金（着床前胚染色体異常性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療）1件	正しい知識の普及が必要である。	正しく理解いただけるよう広報、ホームページ等で周知を図っていく。
(2) スポーツ分野への女性の参画	スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。	102	社会教育・スポーツG		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供を検討する。	各種スポーツ団体等と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。	スポーツ活動の機会がない女性が参加したくなるような情報提供の検討が必要である。	各種スポーツ団体等と連携して、スポーツ活動の機会がない女性が参加したくなるような情報提供を検討する。
	親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境づくりに努めます。	103	社会教育・スポーツG		子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。	親子で一緒に参加できるよう、新たな種目としてモルックを取り入れ、ニュースポーツ体験会を計画、実施した。また、指定管理者が子育て中の女性を対象とした自主事業を実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の確保等について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
	女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。	104	社会教育・スポーツG		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。	運動施設指定管理者の自主事業として、スポーツ機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうことでスポーツへの興味関心を深めるきっかけづくりとなるよう、文化教室を開催し、運動教室（コンディショニングヨガなど）への参加を呼び掛けた。	家事や育児は、女性の役割として根強く認識されているため、社会全体の意識改革が求められる中、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加したくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。
	女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。	105	社会教育・スポーツG		女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等、スポーツ行政への参画を促進する。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員などスポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政へ参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
	女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。	106	社会教育・スポーツG		各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	各種スポーツ団体に、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
基本施策 10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策の方向性	施策の内容		担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和7年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和8年度の具体的な取り組み内容
(1) 災害に備えた体制整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	107	防災安全G		自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求める。	行政出前講座や地域の防災訓練等において、避難所運営や地区防災計画の必要性、またその作成における女性参画の必要性について説明を行った。	自治会や自主防災組織の活動には地域差があり、全地域で女性参画への理解を得るには時間を要することから、継続的に実施していく必要がある。	引き続き、行政出前講座や地域まちづくり協議会、自治会が主催する防災訓練への女性の参加を積極的に呼びかけるとともに、女性が関心を持ちやすいテーマの講座を選定するなど、女性の防災参画意識の向上を図る。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	108	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。	地域防災計画における女性参画の必要性に基づき、各種マニュアルの見直しの必要性を検討した。	随時各種マニュアルの見直しと修正を行い、より実効性の高い内容へと改善するとともに、その普及を図る必要がある。	引き続き、必要に応じて随時各種マニュアルの見直しと修正を行い、より実効性の高い内容へと改善するとともに、その普及を図る。
	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。	109	防災安全G		総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。	総合防災訓練では、段ボールパーテーションの作成・配置を行い、女性の視点を取り入れたプライバシー確保や生活環境への配慮を反映した避難所開設訓練を実施した。	全地域で女性参画への理解を得るには時間を要することから、継続的に実施していく必要がある。	引き続き、総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所開設・運営訓練等を行う。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえるよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	110	消防総務G		今後も継続した応急手当普及員の育成、各種救急講習等への派遣及び防災活動への指導・支援を行い、各種行事に積極的に女性の観点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けていき、女性分団員の確保についても継続して検討を行う。	女性消防団員の活動として、各種行事や普通救命講習に参画し女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図った。また、防火フェアに加入促進ブースを出展し、女性も含めた消防団員の加入を促進し、団員数の増加に繋げた。	引き続き女性消防団員を含めた消防団員の確保が課題であるとともに、更なる地域防災力の強化のため、活躍の場を検討する必要がある。また、各種行事への参画を更に推進して、女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図る必要がある。	今後も応急手当普及員の育成や各種行事等への派遣及び防災活動への指導・支援を継続し、積極的に女性の観点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けつつ、女性分団のインスタグラムを活用して活動内容を周知するなどして、女性消防団員の加入促進についても継続して実施していく。
(2) 災害に備えた避難所運営体制の構築	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、各施設ごとの避難所の運営体制の強化を図ります。	111	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性の参画を求める。	総合防災訓練では、段ボールパーテーションの作成・配置を行い、女性の視点を取り入れたプライバシー確保や生活環境への配慮を反映した避難所開設訓練を実施した。	全地域で女性参画への理解を得るには時間を要することから、継続的な啓発とともに、女性の意見を反映した避難所運営マニュアルの作成に取り組む必要がある。	引き続き、総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所開設・運営訓練を実施し、女性の参画を促しながら、実践的な避難所運営体制の構築に向けた取組を進める。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	112	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性等の参画を求める。	総合防災訓練では、段ボールパーテーションの作成・配置を行い、女性の視点を取り入れたプライバシー確保や生活環境への配慮を反映した避難所開設訓練を実施した。	全地域で女性参画への理解を得るには時間を要することから、継続的な啓発とともに、女性の意見を反映した避難所運営マニュアルの作成に取り組む必要がある。	引き続き、総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所開設・運営訓練を実施し、女性の参画を促しながら、実践的な避難所運営体制の構築に向けた取組を進める。
	生理用品や乳幼児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄について、内容の検討や更新・充実等を行います。また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	113	防災安全G		生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また、適宜内容を検討する。	生理用品や乳児用ミルク等備蓄については、「亀山市備蓄・調達基準」に基づき適宜入替を行い適正に管理を行った。	備蓄品の定期的な入替による適正な管理を行うとともに、受援計画に基づく内容と調整を図りながら備蓄品目・数量について適宜見直しを行う必要がある。	備蓄品の適正な在庫管理を行うとともに、必要に応じて亀山市備蓄・調達基準の見直しを適宜行う。

公共施設等総合管理計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(総務財政部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ～ R 58 年度
位置付け	本計画は、必要な公共施設等を適切に維持・管理するための基本方針を定めたもので、施設マネジメントの基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「(2)財産・情報の適正な管理・活用」と深く関わり、②公有財産の効率的・効果的な活用の部分を補完するものである。
目的・概要	公共施設等については、施設の老朽化や更新、維持・管理への財政負担、施設利用需要の変化など、それらへの対策が課題である。本計画は、課題分析を的確に行い、将来費用を試算した上で、利便性や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立ち、更新や統廃合、長寿命化など総合的な管理を行うものである。
計画の骨格	将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5か年の平均である22億7千万円(将来費用の25%削減)に近づけることを目標に取り組む。 この目標を達成するため、「維持管理経費の削減と長寿命化の推進」「将来費用の確保」「施設総量の削減」の3つの基本方針と7つの実施方針、17の施設類型ごとの基本方針を基に実行する。

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R6)	目標値
		単位			
1	将来費用の削減(60年間で25%)	億円	1823.1		1362.0
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和8年3月に亀山市就学前教育・保育施設再編方針を改訂し、新たな施設整備や統合など今後における再編計画について方向性を示した。 施設の維持管理・更新等に係る経費、管理に関する考え方等について検討し、公共施設等総合管理計画の改訂作業を実施する基礎資料として、各施設の現状を把握するための調査を行った。
成果	公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、各分野における施設再編や長寿命化等の計画を作成し、一部施設の統合等の検討を進め、各分野における施設再編や長寿命化等の計画に基づく方向性を示すことができた。
総合計画 推進への 寄与度	公共施設の効率的・効果的な活用や維持・管理につながることから、持続可能な財政運営や総合計画の推進に寄与するものである。

反省点・課題	施設の現況(老朽化)、維持管理・更新コスト、利用ニーズ等を把握した上で、各施設の情報を一元管理し、全庁的に共有化を図った上で、施設の統廃合や複合化、長寿命化対策を行う必要がある。しかしながら社会経済情勢の変化や建設コスト等の上昇により、更新費等の長期見通しが立てにくい状況にある。
--------	---

今後の方向性	公共施設マネジメントの推進に当たり、そのベースとなる「亀山市公共施設等総合管理計画(H29.3)」は、策定から年月が経過しており、計画を見直す時期が来ている。大規模施設整備の方向性を検討中である現状と将来見通しの的確な把握を行った上で、計画を見直し、今後の整備方針を策定する。
--------	---

亀山市行政DX推進計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(政策部 DX戦略室)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 8 年度																															
位置付け	本計画は、デジタル社会形成基本法及び官民データ活用推進基本法に基づき、デジタル社会の形成や官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、市域の特性を生かした自主的な施策等を策定し実施するための分野別計画として、行政DXの推進を図るもの。																															
目的・概要	デジタル技術を積極的に活用することによって、人々の生活をより良い方向に変化させるため、「利用者中心の行政サービス」への変革を図る。																															
計画の骨格	本計画は、「人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します」を基本理念として、3つの基本方針及び基本方針に基づく24の重点施策を設定し、実施計画に85の具体的な取り組みを掲げている。 <table border="1"> <tr> <td>基本理念</td><td>人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します</td></tr> <tr> <td>基本方針</td><td>重点施策</td></tr> <tr> <td rowspan="6">1 行政サービスのDX</td><td>(1) 行政手続のオンライン化の推進</td></tr> <tr> <td>(2) マイナンバーカードの普及促進</td></tr> <tr> <td>(3) 問い合わせの自動応答環境の整備</td></tr> <tr> <td>(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進</td></tr> <tr> <td>(5) 公金収納のデジタル化の推進</td></tr> <tr> <td>(6) 情報発信の多様化の検討</td></tr> <tr> <td rowspan="12">2 行政経営のDX</td><td>(1) 情報システムの標準化・共通化の推進</td></tr> <tr> <td>(2) タブレット端末の活用の推進</td></tr> <tr> <td>(3) AI・RPAの活用の拡充</td></tr> <tr> <td>(4) テレワークの推進</td></tr> <tr> <td>(5) WEB会議の推進</td></tr> <tr> <td>(6) 文書等のデジタル化の推進</td></tr> <tr> <td>(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進</td></tr> <tr> <td>(8) クラウド化の推進</td></tr> <tr> <td>(9) データ活用の推進</td></tr> <tr> <td>(10) 庁内無線LANの拡充</td></tr> <tr> <td>(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進</td></tr> <tr> <td>(12) 情報セキュリティ対策の強化</td></tr> <tr> <td rowspan="6">3 市民・地域のDX</td><td>(1) 地域のデジタル化の促進</td></tr> <tr> <td>(2) オープンデータ化の推進</td></tr> <tr> <td>(3) サテライトオフィス 等の検討</td></tr> <tr> <td>(4) Wi-Fi 環境の整備</td></tr> <tr> <td>(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築</td></tr> <tr> <td>(6) 情報格差への対応</td></tr> </table>	基本理念	人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します	基本方針	重点施策	1 行政サービスのDX	(1) 行政手続のオンライン化の推進	(2) マイナンバーカードの普及促進	(3) 問い合わせの自動応答環境の整備	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	(5) 公金収納のデジタル化の推進	(6) 情報発信の多様化の検討	2 行政経営のDX	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進	(2) タブレット端末の活用の推進	(3) AI・RPAの活用の拡充	(4) テレワークの推進	(5) WEB会議の推進	(6) 文書等のデジタル化の推進	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	(8) クラウド化の推進	(9) データ活用の推進	(10) 庁内無線LANの拡充	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	(12) 情報セキュリティ対策の強化	3 市民・地域のDX	(1) 地域のデジタル化の促進	(2) オープンデータ化の推進	(3) サテライトオフィス 等の検討	(4) Wi-Fi 環境の整備	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	(6) 情報格差への対応
基本理念	人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します																															
基本方針	重点施策																															
1 行政サービスのDX	(1) 行政手続のオンライン化の推進																															
	(2) マイナンバーカードの普及促進																															
	(3) 問い合わせの自動応答環境の整備																															
	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進																															
	(5) 公金収納のデジタル化の推進																															
	(6) 情報発信の多様化の検討																															
2 行政経営のDX	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進																															
	(2) タブレット端末の活用の推進																															
	(3) AI・RPAの活用の拡充																															
	(4) テレワークの推進																															
	(5) WEB会議の推進																															
	(6) 文書等のデジタル化の推進																															
	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進																															
	(8) クラウド化の推進																															
	(9) データ活用の推進																															
	(10) 庁内無線LANの拡充																															
	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進																															
	(12) 情報セキュリティ対策の強化																															
3 市民・地域のDX	(1) 地域のデジタル化の促進																															
	(2) オープンデータ化の推進																															
	(3) サテライトオフィス 等の検討																															
	(4) Wi-Fi 環境の整備																															
	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築																															
	(6) 情報格差への対応																															

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R6)	目標値
1	設定なし				

■計画の実績等

取組実績	【令和7年度に実施した主な取り組み】 ・行政手続オンライン化の拡充 ・マイナンバーカードの普及促進と活用 ・住民情報系システムの運用 ・内部情報系システムの運用 ・建築積算システムの導入 ・デジタル教科書の活用 ・電子行政情報セキュリティポリシーの改定 ・防災情報伝達システムの構築 ・消防指令センターの共同運用の開始 ・デジタル・ディバイドを解消するための学びの機会の創出
成果	・昨年度に引き続き、全庁的な手続等のオンライン化調査を実施し、実現性・効果性の高い手続から順次オンライン化を進めた。 ・マイナンバーカード普及促進に資する方策を継続し、保有率が83.78%となった。カードの普及に伴い、コンビニ交付件数が15,632件(全体の34.9%)となったほか、マイナポータルによる転出届の利用者数は、昨年度から1.4倍の398人となった。 ・地方公共団体情報システム標準化については、令和7年度に標準準拠システムへの移行を予定していたシステム(標準化対象業務20業務のうち13業務)を移行することができた。 ・職員に貸与しているグループウェアパソコンのオペレーティングシステム(OS)のサポート期限への対応を行い、安全に利用できる環境を整えた。 ・生成AIの展開に向けた環境整備を行い、令和7年7月から試行運用を開始した。 ・建築積算システムを導入することで、物価スライドや週休二日制への対応など、複雑化する積算業務の合理化・省力化を図った。 ・全小学校(11校)の5・6年生児童及び全中学校(3校)の1～3年生生徒において、外国語科のデジタル教科書を活用したほか、小学校(9校)の5・6年生児童の算数科及び中学校(2校)の全学年生徒の数学科において、デジタル教科書を活用した。 ・三重県事業「市町DX推進・人材育成支援事業」を活用し、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に電子行政情報セキュリティポリシーの改定を行った。 ・令和6年度・令和7年度の2か年をかけて防災情報伝達システム整備工事を行い、完了したことにより、防災情報伝達の重層化を図ることができた。 ・津市・鈴鹿市・亀山市の3市による共同運用を行う三重中央消防指令センターの整備工事が完了したことにより、広域的な災害対応や初動体制の強化、人員の効率的な運用等を図る体制を整えることができた。 ・公民館講座では、デジタルデバイド解消につながる講座(12回)を実施し、かめやま人キャンパスでは、AIの活用について学べる講座(1回)を実施した。
総合計画推進への寄与度	情報システムの適切な運用により、安定稼働を図るとともに、総合住民情報システムの主要システムを標準準拠システムへ移行したほか、生成AIの試行運用を開始するなど、行政DXの推進基盤の整備につなげた。また、行政手続のオンライン化の拡充やマイナンバーカードの普及促進を図ったほか、防災情報伝達システムの整備が完了するなど、計画の着実な実行により、行政DXによる市民サービスの向上に寄与することができた。

反省点・課題	令和7年度に計画していた情報システム等の運用について、概ね計画どおりに実施できたが、こうしたシステムの維持・継続に当たり、関連する制度改正やデジタル技術の進展等、社会情勢の変化を注視し、適切に対応していく必要がある。また、今後計画している情報システム等の導入・更新・改修等について、円滑・安全に実施する必要がある。
--------	--

今後の方向性	地方公共団体情報システム標準化への対応を円滑かつ安全に進めるとともに、システムの保守期限等を管理し、更新等を適切に実施する。また、行政手続のオンライン化の拡充を図るほか、AI等の新たなデジタル技術の活用による業務効率化・省力化を図るなど、行政DXを一層推進するための施策の展開を図る。
--------	---

亀山市行政DX推進計画実績一覧

第 1 節 行政サービスのDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価		今後の方向性
① (1) 1	(1) 行政手続のオンライン化の推進	全庁的な行政手続のオンライン化推進	利用者の利便性向上と業務の効率化を図るため、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を拡充する。また、その他の手続等についても、可能なものからオンライン化を検討する。	オンライン手続の拡充 R3 6件→R8 20件	拡充に向けた検討	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	国が指定している「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、新たに4手続きのオンライン申請を可能とし、合計11手続まで拡充した。また、引越しワンストップサービスの運用を開始したほか、新たに申請管理システムを導入した。	国指定の「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、新たに1手続をオンライン化したほか、消防関係8手続をオンライン化し、びったりサービス全体で、合計20手続に拡充した。また、従来のびったりサービスに加えて、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールを活用した、健康都市大学や検診等の申込、各種アンケート等のオンライン化により、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。	びったりサービスについて、本市で実施している20手続の維持管理に努めたほか、拡充に向けて実務担当部署と協議を行った。また、オンライン手続の更なる拡充に資する取組として、行政手続等の洗い出しと、それらのオンライン化の可否等に関する調査を全庁的に実施した。当該調査結果を分析した上で手続をランク分けし、実現性、効果性の高い手続から順次、オンライン化を進めた。	びったりサービスについては、現行手続の維持管理に努めたほか、対象手続の拡充を図った。また、オンライン手続の更なる拡充に資する取組として、行政手続等の洗い出しと、それらのオンライン化の可否等に関する調査を継続して実施し、実現性・効果性の高い手続から順次オンライン化を進めた。併せて、恒常的なオンライン手続をとりまとめたサイトの構築に向けた準備作業を行った。	新庁舎整備を見据え、引き続き、実現性・効果性の高い手続から順次オンライン化を進める必要がある。併せて、オンライン化の推進に当たり、デジタル技術の活用を妨げている「アナログ規制」の見直し等の課題整理が必要である。また、恒常的な手続については、オンライン手続をとりまとめたサイトを構築・公開し、利用者の利便性の一層の向上を図る必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き、実現性・効果性の高い手続から順次オンライン化を進めるほか、オンライン化の推進に当たり、デジタル技術の活用を妨げている「アナログ規制」の見直し等の課題整理を行う。また、恒常的な手続については、オンライン手続をとりまとめたサイトを構築・公開し、利用者の利便性の一層の向上を図る。なお、こうした課題の解決に資する取組として、外部デジタル人材の活用を検討する。	政策部DX戦略室
① (1) 2	(1) 行政手続のオンライン化の推進	行政手続のオンライン化推進（消防）	デジタル・ガバメント実行計画（R2.12.25閣議決定）において、オンライン化を実現すべき行政手続とされた消防法令に規定する申請等のオンライン化を進めることで利用者の利便性を高める。	オンライン手続の導入（10様式）	関係課と協議 オンライン手続の導入（8様式）	オンライン手続登録様式の追加（2様式）	継続	継続	継続	火災予防分野の8様式について、びったりサービスへ様式の登録を行い、テスト申請の確認も終えているが、最終手続きの段階で問題が発生したため導入まで至っていない。	令和4年度に予定していた、火災予防分野8様式のオンライン手続の導入を完了した。	令和6年度はマイナポータル「びったりサービス」を利用して8件の申請があった。オンライン手続登録様式の追加は、消防庁から別システム移行の通知を受けたため実施していない。	消防法令等の各種手続における電子申請等について、デジタル庁が導入推進しているe-Gov電子申請に利用希望を行い、令和8年2月16日から利用を開始した。これにより消防関係77様式の電子申請による受付が可能となった。 e-Gov電子申請実績：6件	e-Gov電子申請の認知度が低いため、あらゆる機会を活用して「e-Gov電子申請を利用した申請受付」について広報する必要がある。	A 順調に進んだ	e-Gov電子申請の認知度が低いため、あらゆる機会を活用して「e-Gov電子申請を利用した申請受付」について広報する必要がある。	消防本部予防課予防グループ
① (1) 3	(1) 行政手続のオンライン化の推進	マイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップサービスの導入	マイナポータル等を通じたオンラインによる転出届・転入（予約）のサービスを令和5年2月に開始する。住民への効果として、転出手続きのための来庁が不要となること及び転入予約となることで手続きにかかる所要時間が短縮される。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	利便性の積極的な周知及び安定的な運用	継続	継続	継続	継続	転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になったことを広報紙等で周知したことにより、月平均35人の利用があり、市民の利便性向上に繋がっている。また、転出者は原則来庁不要となり転入者は事前に予約となることで準備を行い待ち時間の短縮が図れた。	転出届についてマイナポータルによるオンラインでの届出が可能であることを広報紙等で周知したことにより、令和5年度はのべ141人の利用があり、市民の利便性向上に繋がった。（これにより、転出者は原則来庁不要となった。）	令和4年度より、転出届について、マイナポータルによるオンラインでの届出が可能となり、転出者は原則来庁不要となった。当該制度について、広報やホームページで周知を行い、令和6年度の利用者は、のべ287人と前年比で2倍となり、市民の利便性向上につながった。	市民がマイナポータルを利用して、転出手続きをオンラインで届出可能となったことにより、令和7年度の利用者は、のべ398人であった。前年比約1.4倍となり、市民の利便性向上につながった。	転出においては、オンラインで一括手続きが出来ない業務もある。関連部署との綿密な連携や市民に直接連絡をとることが必要な場合もあるため、庁舎や部署を超えてワンストップで一括した手続きができるようなシステムを構築することが望ましい。	B まずまず進んだ	今後は、転出手続きのみならず、出生届や死亡届もオンライン化される予定という情報があり、詳細は未定であるもののさらに市民の利便性は向上していく見込みである。	市民文化部 市民課戸籍住民グループ
① (1) 4	(1) 行政手続のオンライン化の推進	図書館情報システムの運用	図書館利用者が、図書館情報システムのweb機能により、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることができる。 (令和元年からクラウドサービスである図書館情報システムを使用している)	利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書利用を促進する。	図書館情報システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	新図書館開館に合わせて、予約・リクエストにかかる書式の整理・変更し、業務の合理化を行った。図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。	予約・リクエストにかかる書式の整理・変更し、業務の合理化を実施するとともに、図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。	予約・リクエストにかかる書式の整理・変更し、業務の合理化を継続して実施した。新規利用者等、機会を捉えた案内を順次行った。	予約・リクエストにかかる業務の合理化を継続して実施した。新規利用者等、機会を捉えた案内を順次行った。	機能・サービスは継続的に実施しているが、未だ一部の利用者にしか認知されていない状況がある。	A 順調に進んだ	より多くの利用者に認知され活用されるよう、利用案内の周知を引き続き実施し、Web予約等の件数・割合の向上を目指す。	教育委員会事務局図書館
① (2) 1	(2) マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードの出張申請受付会場の拡充及び新規申請者にクオカードの進呈	市民の利便性向上及び事務の効率化を図る。施設等出張申請を行うとともに出張会場や窓口で申請後郵送で受け取る方法で一括手続きをされた方を対象に1,000円分のクオカードを進呈しマイナンバーカードの普及促進に努める。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	積極的な周知及び申請機会の提供	市内4郵便局で申請受付が出来るよう申請機会の拡充	継続	継続	継続	マイナンバーカードの申請及び交付については積極的に事業所や各地域に出張申請を行うとともに、第2.4日曜日及び毎週火曜、木曜日の夜間に窓口を開設した。また、クオカードを進呈し、インセンティブを図り普及促進に努めたことにより申請率・交付率が向上した。	マイナンバーカードの申請及び交付については商業施設や図書館などで出張申請（17回）を行うとともに、第2.4日曜、毎週火曜（9月のみ）及び毎週木曜の夜間に窓口を開設した。また、クオカード（701枚）を進呈して、普及促進に努めたことにより申請率・交付率が向上した。	マイナンバーカードの申請及び交付については商業施設や図書館などで出張申請（9回）を行うとともに、第2.第4日曜の午前及び毎週木曜の夜間に窓口を開設した。6月以降は、個人宅や施設などの個別訪問を実施して普及促進に努めたことにより申請率・交付率が向上した。 交付率：89.84%	マイナンバーカードの申請及び交付については商業施設で出張申請（4回）を行うとともに、第2.第4日曜の午前及び毎週木曜の夜間に窓口を開設した。さらに個人宅や施設などの個別訪問を随時実施したことにより保有率が向上した。 保有率：83.78% （交付率：105.36%）	出生届出時や外国人の入国時に特急発行でマイナンバーカードの申請が増加し、市民の窓口滞在時間が長くなっている。また、高齢者の更新のほか申請や交付については、代理手続きの問い合わせが増えてきている。	A 順調に進んだ	今後は、毎週木曜の夜間窓口や日曜窓口のあり方についても検討していく。個人宅や施設などの個別訪問については、引き続き開庁時間内でできる限り要望に応えられるよう調整する。	市民文化部 市民課戸籍住民グループ
① (2) 2	(2) マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付の導入	マイナンバーカードを利用して全国のコンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書等を発行できるコンビニ交付サービスを継続し市民の利便性の向上を図る。また、サービスの継続と、マイナンバーカードの普及促進に努める。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	利便性の積極的な周知及び安定的な運用	継続	継続	継続	継続	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード申請及び交付時に配布したり、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。コンビニ交付サービス証明書発行部数（年間）9,501部（全体の19.6%）（R3 5,855部 全体の14.7%）前年度より発行部数約1.6倍増加した。	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード申請時及び交付時に配布するほか、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。コンビニ交付サービス証明書発行部数（年間）14,034部（全体の27.8%）（R4 9,501部 全体の19.6%）前年度より発行部数約1.5倍増加した。	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード申請時及び交付時に配布するほか、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。また、コンビニ交付システムが導入後5年経過し、安定したサービス提供を行うため、コンビニ交付システムの更新を行った。コンビニ交付サービス証明書発行部数：令和6年度実績14,757部（全体の31.0%）（R5 14,034部 全体の27.8%）となり、前年度より増加した。	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード交付時に配布するほか、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。コンビニ交付サービス証明書発行部数：令和7年度実績15,632部（全体の34.9%）（R6 14,757部 全体の31.0%）となり、前年度より増加した。	コンビニ交付サービスを利用したが、証明書が取れないという問い合わせを受けることがある。多くは、操作誤りや電子証明書の有効期限切れという申請者自身の理由であるが、他市本籍の戸籍証明書を取得するには、事前に本籍地の承認が必要となるなど、コンビニ交付サービス最大の特徴である即時発行・時間外発行ができない場合がある。	A 順調に進んだ	コンビニ交付サービスを正しく理解してもらうことが、問い合わせを減らすことにつながるため、引き続きマイナンバーカード交付時や転入時にチラシを配布して、戸籍の利用登録申請の方法を含むコンビニ交付サービスの周知・説明を行っていく。	市民文化部 市民課戸籍住民グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果				
① (2) 3	(2) マイナンバーカードの普及促進	図書館テーマ展示	担当部署の協力の下、マイナンバーカードの普及啓発のため、広報ポスターの掲示、関連図書の紹介・展示を行う。	マイナンバーカードやマイナンバー制度に関する情報を提供し、普及促進につなげる。	図書館テーマ展示の実施	継続	継続	継続	継続	年度末から次年度にかけて、新生活を行う人向けの展示を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関連する図書やポスター等による啓発を行った。	年度末から次年度にかけて、新生活を行う人向けの展示を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関連する図書やポスター等による啓発を行った。	年度末から次年度にかけて、新生活を迎える市民に向けてマイナンバー制度やマイナンバーカード関連の図書やポスター等を用いた展示・啓発を実施。	健康保険証のマイナ保険証への完全移行に伴い、利用者登録の必要書類の案内とともに啓発ポスター等の啓示を行うなど、マイナンバー制度関連の啓発を実施。	効果測定が難しい。	A 順調に進んだ	資料整備を進め、展示や出張申請会場の活用により普及促進を図る。「管理運営の基本的な方針」に基づき、図書館での制度活用に関する情報収集を継続する。	教育委員会事務局図書館
① (3) 1	(3) 問い合わせの自動応答環境の整備	チャットボットによる自動応答環境の整備	各種手続きや質問などに時間や場所にとらわれることなく対応できるよう、日本での利用率が高いSNS「LINE」を導入し、チャットボットによる自動応答環境を整備する。	市公式LINE登録者数 R8：5,000人	検討	市公式LINEの導入 (チャットボットの活用)	市公式LINEの運用管理 (チャットボットの活用)	市公式LINEの運用管理 (チャットボットの活用)	市公式LINEの運用管理 (チャットボットの活用)	市の持つ広報媒体の特性とLINE導入時のメリットを整理したほか、次年度の公式LINEアカウントの開設に向けて、工程案を作成した。	道路や公園の損傷、不法投棄、漏水などについて通報できるシステムや電子申請可能なメニューを備えたLINE公式アカウントを構築し、令和6年3月から試行運用を開始した。試行期間の友だち登録数は、1,445人となった。	道路や公園の損傷、不法投棄、漏水などについて通報できるシステムや電子申請可能なメニューを備えたLINE公式アカウントの運用を令和6年4月から開始した。友だち登録数は3,585人(R7.3月末時点)	道路や公園の損傷、不法投棄、漏水などを通報できるシステムや電子申請が可能な各種メニューを備えたLINE公式アカウントの運用を令和6年4月から開始した。友だち登録数は5,270人(R8.3月末時点)	即時性や拡散性が優れたデジタル媒体は、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及により利用が広がっている一方で、こうした媒体を活用した情報発信はまだ不十分である。	C あまり進まなかった	各種広報媒体の連携を強化し、情報発信力を高めるとともに、市民の利便性向上に取り組む必要がある。	政策部広報秘書課広報グループ
① (4) 1	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	住民情報系システムの運用	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。(総合住民情報システム、総合保健福祉システム)	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	総合住民情報システム更新 機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、安定してシステムを稼働させることができたほか、総合住民情報システム更新等により、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。また、ベンダー等との調整により、一部システムを特定移行支援システムとし、より適切な移行するため、標準仕様と現行システムとの比較分析(フィット&ギャップ分析)を行うなど、準備作業を進めることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図った。また、地方公共団体情報システムへの安全な移行を図るため、ベンダー等との調整により、一部システムを特定移行支援システムとし、より適切な工程管理に努めたほか、令和7年度に移行を予定しているシステムについては、円滑かつ安全に移行するための環境を整えることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図った。また、地方公共団体情報システム標準化については、令和7年度に標準準拠システムへの移行を予定していたシステムを令和7年9月及び令和8年2月に移行することができた。なお、円滑かつ安全な移行を図るため、ベンダー等との調整により、一部のシステムを特定移行支援システムとし、より適切な工程管理に努めた。	情報システム標準化について、令和7年度に実施した準備作業を踏まえ、令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を予定しているシステムについて、引き続き、システム保守委託業者及び担当課と詳細な調整を図りつつ、移行に向けた環境整備を進める必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、総合住民情報システム及び総合保健福祉システムの安定稼働を図る。併せて、令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を予定しているシステムについて、システム保守委託業者や担当課との調整を綿密に行い、国が策定する標準仕様準拠したシステムへ円滑かつ安全に移行する。	政策部DX戦略室
① (4) 2	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	申請管理システムの導入	びったりサービスにおいてオンラインで申請されたデータを住民情報系システムへ自動で取り込むことで、業務の効率化・迅速化を図る。	オンライン申請データ自動取込による業務効率化・迅速化	申請管理システムの検討及び導入	システムの管理	システムの管理	システムの管理	システムの管理	引越しワンストップサービスやびったりサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」を導入し、業務の効率化・迅速化につながる環境を構築した。	転出・転入手続ワンストップサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」の運用により、業務の効率化・迅速化を図った。	転出・転入手続ワンストップサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」の安定稼働により、業務の効率化・迅速化を継続することができた。自動取込：492件	転出・転入手続ワンストップサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」の安定稼働により、業務の効率化・迅速化を継続することができた。自動取込：681件	申請管理システムの保守等を適切に実施し、安定稼働に努め、引き続き当該業務の効率化・迅速化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	申請管理システムの保守等を適切に実施し、安定稼働を図る。	政策部DX戦略室
① (4) 3	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	確定申告オンライン予約受付	現在、確定申告相談の受付は来庁のうえ、税務課窓口受付付近に設置してある受付簿に氏名を記載して受付を行っているが、スマートフォン等からインターネットを利用して相談希望日、相談希望時間の事前予約を可能とすることで順番待ちの混雑緩和や待ち時間の短縮に繋げる。	順番待ちの混雑緩和 順番待ち時間の短縮 相談職員の適正配置の柔軟化	導入	前年度の反省点を踏まえたうえで継続	継続	継続	継続	インターネットを利用した事前予約を可能としたが、令和4年度の申告会場利用者数は2,720件に対して、内インターネットを利用した事前予約件数は51件と実績が少なかった。そのため混雑緩和、待ち時間の短縮にはあまりつながらなかった。	令和5年度(R6.2.16-R6.3.15)の本庁申告会場利用者数は、2,056件に対して、内インターネットを利用した事前予約件数は23件(全体の約1%)と前年度実績を下回ったが、これは、インターネットを利用して申告書を送信するe-tax利用者が増加したことにより本庁申告会場利用者が減少したものとされる。	令和6年度(R7.2.17-3.17)の本庁申告会場の利用者数は、2,083件に対して内インターネットを利用した事前予約件数は25件(全体の約1%)と前年度並みとなった。ただし、e-taxによる電子申告件数は前年比約450件増加しているため、今後は電子申告が浸透していくと思われる。	令和7年度(R8.2.17-3.16)の本庁申告会場の利用者数は、1,998件で前年度より85件の減となった。そのうち、インターネットを利用した事前予約件数は23件(全体の約1.2%)と前年度より0.2ポイントの増となった。本庁会場全体の利用者数としては、スマートフォンやパソコンを使用した電子申告の普及促進により多少減少している。特に年金受給者である高齢者の来庁者が多く、電子申告より、来庁による申告希望者が多い現状であった。	当市の場合、申告者の約8割が年金受給者の高齢者のため、スマートフォンを使用した電子申告の利用者が少ないのが実情であるためより一層の周知・啓発が必要である。	C あまり進まなかった	申告者の多くが年金受給者である高齢者のため、電子申告の普及が進まない状況にあり、インターネット事前予約の利用者も増えない状況となっている。今後はパソコン操作に慣れた年金受給者も増えていくことが想定されることから、毎年申告受付開始前に税務署と連携し、スマートフォンを使用した電子申告の説明会を開催するなど、少しずつ電子申告の普及に努めていく。	総務財政部税務課市民税グループ
① (4) 4	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	図書館情報システム (座席予約システム)	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、座席予約システムの整備を行う。 利用者がインターネットや館内端末で、図書館の座席等の予約・利用受付を行うセルフ化及び利用開始と終了の自動化、管理端末からの集中管理機能の構築を行うことで、利用者の利便性の向上を図るとともに図書館職員の業務効率化を実現させる。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	利用者にとって、公平な利用、手続きの効率化による利便性向上。 図書館利用の促進。 窓口業務等の効率化し、移転に伴い増加する窓口業務等に対応する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、座席予約システムの整備を行った。 多くの方に利用いただき、窓口での手続き等を省いて席を予約いただいている。 利用者自らが座席予約システムを使うことで、自動化されたプロセスにより人的ミスなどによる手間や対応の増加を抑えることができた。	座席予約システムの整備により、多くの方の利用いただくことで窓口の手続等を省き、座席確保と管理の効率化が図られた。	システムは安定して稼働している。また、利用者も操作に慣れてきた人が多くなってきている様子が伺える。 利用者から寄せられた意見や利用状況から、設定変更や表現、案内の仕方などを改善してきている。 令和6年度は、日平均124件の利用があった。	システムは安定して稼働している。また、利用者も操作に慣れてきた人が多くなってきている様子が伺える。 利用者から寄せられた意見や利用状況から、設定変更や表現、案内の仕方などを改善してきている。 令和7年度は、日平均 140件の利用があった。	利用間違いや混乱が散見されるため、初めて利用される方への説明・案内が依然として必要である。円滑な利用促進のため、引き続き利用案内や利用方法の周知を行う。	A 順調に進んだ	窓口や館内案内表示を通じて積極的に利用方法を周知するとともに、利用状況を踏まえた席数・時間制限の見直しを随時行い、より使いやすく改善する。	教育委員会事務局図書館

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果				
① (4) 5	(4)住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	図書館情報システム (図書のICタグ管理化)	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、ICタグによる図書管理を開始し、自動貸出機・自動返却機による利用者の利便性向上、セキュリティゲートによる不明本・不正持出防止、IC蔵書点検機による図書館職員の業務効率化を実現させる。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	利用者にとって、利便性向上、プライバシーの確保。図書館利用の促進。蔵書管理を効率化し、移転に伴い増加する窓口業務等に対応し、レファレンスサービス等を強化する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、図書へのICタグ貼付、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート、IC蔵書点検機等の整備を行った。ICタグによる図書管理を開始し、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が可能となった。	図書へのICタグ貼付、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート、IC蔵書点検機等の整備により、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が行われた。	システムは安定して稼働しており、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が行われた。また、利用者も慣れた人が多くなってきている様子が伺える。 令和6年度は、入館者数 日平均947人 貸出人数 日平均219人 貸出冊数 日平均996冊	システムは安定して稼働しており、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が行われた。また、利用者も慣れた人が多くなってきている様子が伺える。 令和7年度は、入館者数 日平均1,085人 貸出人数 日平均229人 貸出冊数 日平均1,031冊	自動貸出機や自動返却機の利用案内を継続的に行っていかなければならない。 レファレンスサービスの周知及び強化に努める。	A 順調に進んだ	図書館情報システムの安定的な運用により適切にサービスを提供する。定期的な操作説明会の実施、館内掲示・マニュアルの強化、職員による個別サポートを継続し、利用者が安心して使える体制を整える。	教育委員会事務局図書館
① (4) 6	(4)住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	都市計画関連情報発信の拡充	都市計画情報について、公開型GISを活用し、最新の情報を提供する。	適時最新情報の提供を行う	都市計画変更に伴い、公開情報の更新を行う	継続	継続	継続	継続	公開型GISの都市計画情報について、追加された情報の更新を実施した。閲覧者がわかり易く、操作し易いよう、メニュー画面の再構築、印刷設定の追加、凡例の改良等を実施した。また、誤った記述等の有無を定期的に確認し、迅速に修正等を行った。	公開型GISの都市計画情報について、追加された情報の更新を実施した。閲覧者がわかり易く、操作し易いよう、メニュー画面の再編、印刷設定及び凡例の変更等を実施した。	みずきが丘及びアイリス町の用途地域変更手続きに伴い市内GISの都市計画情報について、追加された情報の更新を実施した。	みずきが丘及びアイリス町の用途地域の指定に伴い、公開型GISの都市計画情報の更新を実施した。 絶対高さ制限についての情報を追加するなど、各地域における詳細項目を再編した。	開発行為に伴う建築物の形態制限などの都市計画情報の変更に対応しようとした場合、その都度関連事務や更新費用が発生するため、ホームページでの変更情報の提供などと併せた都市計画情報の提供方法の検討が必要である。	A 順調に進んだ	事務や更新費用の負担を勘案したうえで、適宜公開型GISを更新するなど、適切に都市計画情報の提供を行う。	建設部都市整備課都市計画グループ
① (4) 7	(4)住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	登山者との双方向の情報共有	亀山7座登山道等の適正な管理を行うことを目的とし、主に登山者が登山道の問題を写真に撮って位置情報と共にレポート投稿することにより、迅速な問題解決につなげる。	投稿されたレポートへ迅速に対応することによる事故等の未然防止	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	年々、Fix My Streetの利用が減っているため、亀山市公式ラインに一本化できるか検討する。	B まずまず進んだ	亀山市公式ラインに一本化し運用する。	産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ
① (5) 1	(5)公金収納のデジタル化の推進	多様な収納の連携	共通納税システムの活用が拡充されていく中、クレジット収納やスマホアプリ収納など多様な手段を連携させ、電子納付の利便性を高める。	令和5年度から税目拡大（固定資産税、軽自動車税）	システム改修	共通納税システム税目拡大稼働（固定資産税、軽自動車税）	継続	継続	継続	eLTAXを活用した電子納税を可能とした地方税共通納税システムにおいて、税目拡大に対応できるようにシステム改修を行った。また、納付書へ統一規格二次元コード印刷に対応するため、テスト帳票等の確認を行った。	当該年度より固定資産税・都市計画税、軽自動車税は納付書に統一規格二次元コードを記載し、電子納税が可能となり、全国の金融機関、スマホアプリ等での納付が可能となった。スマホアプリでは2,245件40,884千円、クレジットで237件8,104千円納付実績でした。（令和6年3月末時点） 広報かめやま、HPを活用した周知にも努めた。	個人住民税（普通徴収）及び国民健康保険税は二次元コード記載が任意であるが、令和8年度導入に向けて、令和7年度中のシステム改修を行うべく、予算要求を実施した。令和7年度内のシステム改修に向けシステム委託業者と協議を行った。 納付実績はスマホアプリ3,364件59,150千円、クレジット320件11,221千円の納付実績であった。	個人住民税（普通徴収）及び国民健康保険税の納付書への二次元コード記載が任意である税目について、令和8年度導入に向けて、電算会社と協議を行い、システム改修を行った。 納付実績はスマホアプリ1,872件52,556千円、クレジット942件25,418千円の納付実績であった。	令和5年度の固定資産税、軽自動車税に二次元コードを導入する際に個人住民税（普通徴収）、国民健康保険税についても同時に導入した自治体がある中、本市においては、追っての導入となり、税目によって二次元コードの使用の可否が分かれ、納税者にご不便をお掛けする期間ができてしまった。今年度は送付する納付書の文言にも二次元コードについての記載をする等、納税者への周知を図っている。	B まずまず進んだ	取組の成果を検証する中で、不具合等が発生した場合には電算会社と連携を密に行い、改善する。	総務財政部税務課収納対策グループ
① (6) 1	(6)情報発信の多様化の検討	ホームページによる情報発信	市の施策や事業などについて、いつでも、どこでも、誰でも取得できるようホームページを通じた情報発信に取り組む。	PV数 R3：2,863,545件 R7：2,910,000件	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理 保守管理等の更新	ホームページの運営管理	年間を通じて、ホームページの更新を2,334件行い、適時的確に情報発信したことで、年間2,923,748件（前年比+60,203件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。また、ウェブアクセシビリティ向上のためガイドラインを策定したほか、サーバーの賃借やシステムの保守を行った。	年間を通じてページの更新を行い、適時的確に情報発信したことで、年間2,316,398件（前年比-607,350件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。また、ウェブアクセシビリティ向上のためガイドラインを策定したほか、サーバーの賃借やシステムの保守を行った。	年間を通じてページの更新を適時的確に情報発信したことで、年間2,159,922件（前年比-156,476件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。また、ウェブアクセシビリティ向上のためガイドラインを周知するための職員研修を開催した。	年間を通じてページの更新を適時的確に情報発信したことで、年間2,186,812件（前年比+26,890件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。また、ウェブアクセシビリティ向上のためガイドラインを周知する職員研修を開催した。	ページ閲覧数は増加しているものの、掲載情報の整理が十分とはいえず、必要な情報にたどり着きにくい状況がある。また、ウェブアクセシビリティに関する理解や実践が職員間で統一されておらず、対応のばらつきが見られる。	B まずまず進んだ	利用者が必要な情報を確実に得られるよう、検索しやすいページ構成に努めるとともに、アクセシビリティに配慮した情報発信を継続して進める。また、職員研修を継続的に実施する。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 2	(6)情報発信の多様化の検討	シティプロモーション専用ページによる情報発信	定住・交流・関係人口の増加につなげるよう、まちのさまざまな魅力について、シティプロモーション専用ホームページを通じた情報発信に取り組む。	PV数 R3：114,131件 R7：125,000件	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	専用ページのイベント情報を842件、ニュース情報を194件更新するとともに、令和5年1月に開館した市立図書館を紹介するプロモーション動画を制作し、専用ページに掲載したことで、年間134,025件（前年比+19,894件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。	イベント情報を934件、ニュース情報を163件更新するとともに、灯おどりや獅子舞など地域資源と人の営みを魅力として紹介する動画を制作し、専用ページに掲載したことで、年間229,135件（前年比+95,110件）の閲覧数を得ることができた。職員が情報発信の担い手となる意識を高めるためシティプロモーション研修を開催した。	イベント情報を1,016件、ニュース情報を145件更新するとともに、重伝建選定40周年を記念した東海道関宿など地域資源を紹介する動画を制作し、専用ページのムービーギャラリーに掲載したことで、年間238,998件（前年比+9,863件）の閲覧数を得ることができた。また、職員が情報発信の担い手となる意識を高めるためシティプロモーション研修を開催した。	イベントやニュースの更新件数は一定数あるものの、動画などの多様なコンテンツを活用した発信が十分とはいえない。また、職員の情報発信スキルにも差が見られる。	B まずまず進んだ	市民が必要な情報をより効果的に受け取れるよう、動画や画像など多様な媒体を活用した発信が必要である。また、職員が主体的に情報発信に取り組めるよう、継続して研修を実施する。	政策部広報秘書課広報グループ	

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価		今後の方向性
① (6) 3	(6) 情報発信の多様化の検討	SNS等による情報発信	効果的な情報発信やコミュニケーションの強化を図るため、SNS等を通じた情報発信に取り組む。	利用SNS等の種類 R3：2 R8：3	SNS等の運用管理、拡充の検討及び方向性の決定	SNS等の拡充、運用管理	SNS等の運用管理	SNS等の運用管理	SNS等の運用管理	facebookへ年間147件の記事（文章と写真等）を投稿し、市内外へ情報発信を行った。また、市の持つ広報媒体の特性とLINE導入時のメリットを整理したほか、次年度の公式LINEアカウントの開設に向けて、工程案を作成した。	facebookへ年間196件の記事（文章と写真等）を投稿し、市内外へ情報発信を行った。また、市公式YouTubeには、観光プロモーション動画や布気の獅子舞特集動画など22本を新たに投稿した。さらに、令和6年3月のLINE公式アカウントの開設後、33件の記事（メッセージ25件、VOOM8件）を投稿し、情報発信を行った。	facebookへ148件の記事を投稿し、市内外へ情報発信を行った。また、市公式YouTubeには、かめやま文化年をテーマとした番組や重伝建選定40周年を記念した東海道関宿などの動画を新たに投稿した。LINE公式アカウントでは、メッセージ232件、VOOM66件を投稿し、情報発信を行った。	facebookへ82件の記事を投稿し、市内外へ情報発信を行った（facebookは12月に廃止）。また、市公式YouTubeには、歴史文化をテーマとした番組や関西・大阪万博での公開用動画を新たに投稿した。LINE公式アカウントでは、メッセージ308件、VOOM37件を投稿し、情報発信を行った。	複数のSNSや動画媒体を活用して情報発信を行っているものの、YouTubeのさらなる活用や市公式LINEの登録者の増加を図りながら、より効果的な情報発信に取り組む必要がある。	B まずまず進んだ	媒体ごとの役割を整理し、YouTubeやLINEなど利用者の多い媒体を中心に、動画や画像を活用した効果的な発信に取り組む。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 4	(6) 情報発信の多様化の検討	ケーブルテレビ行政情報番組による情報発信	まちへの愛着や誇りの醸成と市民のまちづくりへの参画につながるよう、動画の特性を生かし、ケーブルテレビを通じた情報発信に取り組む。	市民参画による番組制作数 R3：54件 R7：65件	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信 番組放送機器の更新	年間53週分の番組を制作・放送する中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を69件制作することができた。駅前再開発事業の完成や亀山ブランド第2弾の決定とともにそれらに関わる人々の姿やコメントを紹介する特集番組を制作し、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	年間52週分の番組を制作・放送する中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を69件制作することができた。また、灯おどりや獅子舞など地域資源とともにそれらに関わる人々の姿やコメントを紹介する特集番組を制作したことで、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	年間52週分の番組を制作・放送する中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を67件制作することができた。また、関宿重伝建40周年のあゆみやかめやま文化年の特集など地域資源とともにそれらに関わる人々の姿を紹介する特集番組を制作したことで、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	月2回更新の60分番組として番組を刷新し、年間26回の制作・放送を行う中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を73件制作することができた。また、ネコギギを護る官民協働の取り組みなど、地域資源とそれに関わる人々の姿を紹介する特集番組を制作したことで、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	映像と文字を組み合わせ、視覚と聴覚の双方に訴えることができる情報発信媒体として、番組構成の刷新とコンテンツの充実を図り、より効果的な情報提供に取り組んできた一方で、他の媒体との連動を強化する観点から、市公式YouTubeへの一部投稿など、デジタル媒体のさらなる有効活用が求められている。	B まずまず進んだ	番組コンテンツ（市民参画による番組制作、学びの講座等）の充実を図るとともに、他の媒体との連携を進め、更なる活用につなげる。また、番組に対する市民の声を継続的に聞ける環境を整え、その意見を反映できる情報発信体制を整える。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 5	(6) 情報発信の多様化の検討	議会映像等インターネット配信事業	市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めるため、議会の会議（本会議・委員会）の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行う。	広く市民に議会に対する関心を持ってもらい、透明性が確保された議会を維持する。	議会の会議（本会議・委員会）の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行う。	継続	継続	継続	継続	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。また、議会報告番組をインターネットにより録画配信を行った。議会中継等を配信することにより、議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）27,009件 ・議員別配信（録画）19,870件 ・議会報告番組（録画）1,149件	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。また、議会報告番組をインターネットにより録画配信を行った。議会中継等を配信することにより、議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）26,003件 ・議員別配信（録画）25,824件 ・議会報告番組（録画）1,042件	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。また、議会報告番組は、議員がナレーションを行うことで、市民により親しみやすい番組制作に努め、一層の議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）27,176件 ・議員別配信（録画）22,331件 ・議会報告番組（録画）1,088件	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。また、議会報告番組は、議員がナレーションを行うことで、市民により親しみやすい番組制作に努め、一層の議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）27,266件 ・議員別配信（録画）18,249件 ・議会報告番組（録画）862件	現在は、市議会ホームページや市公式LINE、議会だより等を利用して議会の情報を発信している。さらに「議会の見える化」を推進するため、引き続き、積極的な情報発信の推進及び手法の検討を行う必要がある。	A 順調に進んだ	議会の映像配信については、市民ニーズが高く、積極的な議会の情報の公開と発信について求められることから、今後も引き続き、見える議会を推進する。なお、議員の活動が市民に伝わるように議会映像配信や議会報告番組の見せ方を調査研究する。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ

亀山市行政DX推進計画実績一覧

第２節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (1) 1	(１) 情報システムの標準化・共通化の推進	自治体情報システムの標準化・共通化対応	行政サービスの利用者の利便性向上と行政の効率化を図るため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、システムの標準化・共通化を進める。	住民情報系システム標準化の実施	システムの標準化の調査・検討	準備作業	準備作業	準備作業	準備作業	令和７年度末を目標時期とした標準準拠システムへの移行に向けて、研修会へ参加し他自治体の状況を確認するなど、情報収集を行った。また、現行システムのベンダーと打合せを行い、移行に向けてスケジュール調整等を行ったほか、各担当課において、標準化に対応する業務担当者を選定した。	令和７年度末を目標時期とした標準準拠システムへの移行に向けて、標準仕様と現行システムとの比較分析（フィット＆ギャップ分析）を行ったほか、国の説明会等へ参加するなど、標準化に係る情報収集を行った。	標準準拠システムへの安全な移行を図るため、ベンダー等との調整により、一部システムを特定移行支援システムとし、より適切な工程管理に努めたほか、令和７年度に移行を予定しているシステムについては、円滑かつ安全に移行するための環境を整えることができた。	令和7年度に標準準拠システムへの移行を予定していたシステム（標準化対象業務20業務のうち13業務）を令和7年9月及び令和8年2月に移行することができた。なお、円滑かつ安全な移行を図るため、ベンダー等との調整により、一部のシステムを特定移行支援システムとし、より適切な工程管理に努めた。	令和7年度に実施した準備作業を踏まえ、令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を予定しているシステムについて、引き続き、システム保守委託業者及び担当課と詳細な調整を図りつつ、移行に向けた環境整備を進める必要がある。	B まずまず進んだ	令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を予定しているシステムについて、システム保守委託業者や担当課との調整を綿密に行い、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ円滑かつ安全に移行する。	政策部DX戦略室
② (1) 2	(１) 情報システムの標準化・共通化の推進	国税庁との確定申告書データ連携	現在、市で作成した確定申告書は紙ベースで税務署へ引渡しをおこなっているが、作成した確定申告書の内容を国税庁へ電子データ送信を行う。	税務署受付後、当市への確定申告書に係るデータ連携の早期化 申告者への還付手続期間の早期化	次期申告支援システムにおける国税庁とのデータ連携の検討、調整	継続	継続	自治体情報システム標準化対応に伴う現行の総合行政システム更新に伴い導入	継続	取組実績：0件	自治体情報システム標準化（令和７年度開始予定）に伴い導入予定のため、令和５年度の取組実績としては0件。	自治体情報システム標準化（令和７年度開始予定）に伴い導入予定のため、令和6年度の取組実績としては0件。	自治体情報システム標準化導入に合わせ国税庁と確定申告のデータ送信が可能となるよう現在使用している確定申告支援システムの改修を行った。また、データ送信に必要な当市のデータ引継用利用者識別番号を税務署へ申請して取得した。しかし、データ連携を行うためには申告者個人の利用者識別番号も必要となるが、個人用の利用者識別番号取得者が申告者にいなかったため取組実績としては0件。	年金受給者である高齢者が来庁者の約８割を占めるため、パソコン等を使用した電子申告の利用率が低く個人用の電子申告利用者識別番号の取得に繋がりにくい。	C あまり進まなかった	税務署の電子申告普及促進に協力するとともに過去３年連続で本庁会場で申告している方に対し、事前に個人用利用者識別番号取得方法の周知を行うなど利用者識別番号取得の推進に努める。	総務財政部 税務課市民税グループ
② (1) 3	(１) 情報システムの標準化・共通化の推進	国民健康保険広域化事業	国民健康保険広域化に伴う制度改正に対応した資格管理、給付管理等を適切に行うため、総合住民情報システムの改修を行う。	資格管理、給付管理等の適切な管理	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム改修等)	導入	継続	継続	令和６年３月より次期国保情報集約システムへの移行・切替に伴う業務において、三重県国民健康保険団体連合会より示された日程に従い、個人情報ファイル簿を作成した。 また、令和６年１月の運用テスト前までにPIAを実施する必要があるため、PIAの内容について検討し、導入に備えた。	PIA実施、電子証明書更新作業、二要素認証装置の設置・設定について、三重県国民健康保険団体連合会と連携し、次期国保情報集約システムへの移行・切替を行った。 総合住民情報システムの改修の有無及びオンライン資格確認等システムについて影響がないかを確認した。	令和6年3月から移行した次期集約システムと、総合住民情報システム及びオンライン資格確認等システムのエラーの有無について定期的に確認を行った。 総合住民情報システムの標準化に向けて、ベンダーとシステム変更の内容及びそれに伴うシステムから出力される帳票への影響を確認した。	総合住民情報システムの標準化に向けて、ベンダーとシステム変更の内容及びそれに伴うシステムから出力される帳票への影響を確認した。標準化によるプログラム移行や、帳票類の変更に伴い、ベンダー側の不備等により問題が頻発し、対応に追われた。	ベンダー側での標準化によるデータ移行やプログラムの改変に当たり、その結果や影響を市側では確認しきれないため、チェック方法を検討する必要がある。	B まずまず進んだ	令和７年度に発生した課題・問題点を踏まえ、引き続き標準化への対応を図る。	市民文化部 市民課国民健康保険グループ
② (2) 1	(２) タブレット端末の活用 の推進	タブレット端末の活用と電子会議システムの拡充	会議のペーパーレス化を図るため、幹部職員において引き続きタブレットを活用するほか、電子会議システムの利用者を拡充する。	ペーパーレス会議等による業務効率化	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末の活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	幹部職員へ配布したタブレット端末を活用し、各種会議資料を電子会議システムを用いて配布したことにより、業務の効率化とペーパーレス化による人的・財政的な資源を創出することができた。	幹部職員へ配布したタブレット端末及び電子会議システムの活用により、業務の効率化とペーパーレス化を図った。また、新たに課長等についても電子会議システムを活用できるよう、取組を拡充した。	幹部職員等へ配布したタブレット端末及び電子会議システムの活用により、議会、経営会議、指名審査会、その他内部会議で様々な利用され、業務の効率化とペーパーレス化を図ることができた。	幹部職員等を対象に導入したタブレット端末及び電子会議システムについては、議会や経営会議等の主要会議において活用され、業務効率化及びペーパーレス化を図ることができた。	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、電子会議システムを活用した会議の拡充や、職員への利用展開を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	一層の業務効率化やペーパーレス化のため、幹部以外の職員についても、次期グループウェアパソコンの更新に併せて、持ち運びに適したパソコンの活用の可能性を検討する。	政策部DX戦略室
② (2) 2	(２) タブレット端末の活用 の推進	タブレット端末活用事業（道路）	道路パトロールにおいて、タブレット端末及びFixMyStreet Japanを活用しパトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を行う。（タブレット端末についてはDX・行革推進室から試行で仮受ける）	タブレット端末の活用により、道路パトロールなどの事務効率化に繋がる。	準備（導入に向けDX・行革推進室と調整）	導入	継続	継続	継続	準備（導入に向けDX・行革推進室と令和5年度から導入で調整済）	令和5年7月から道路パトロールにおいて、タブレット端末及びLogoフォームを活用し、パトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を1,379件行えた。	道路パトロールにおいて、タブレット端末及びLogoフォームを活用し、パトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を1,379件行えた。	道路パトロールにおいて、タブレット端末及びLogoフォームを活用し、パトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を1,288件行えた。	タブレット端末の導入により、現場指示の迅速化や、グーグルマップを活用した移動の円滑化・位置情報の正確性向上など、道路パトロールの効率は飛躍的に向上したが、道路パトロール班からはタブレット端末は現場での取り扱い是不便であるとの意見があった。	A 順調に進んだ	引き続きタブレット端末を活用していくが、その他の端末の導入についても検討を行う。	建設部建設管理課道路保全グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (2) 3	(2) タブレット端末の活用 の推進	タブレット端末活用事業 (農業)	農業者の高齢化や人口減少が本格化する中、農地の集約等を加速させることが求められおり、農地の出し手・受け手の意向等を迅速かつ効率的に情報収集して、農業の担い手の確保に繋がるよう推進する。 令和４年度はタブレット端末の導入年度であり、端末活用の試行期間として、効率化に繋がる事務内容を検討する。	タブレット端末の活用により、農地バトロールなどの事務効率化に繋がり、農地の出し手・受け手の意向を迅速に把握し、農地のマッチングを志向する。	新規	継続	継続	継続	継続	国費にてタブレット端末１０台を導入した。	国が開発した現地確認アプリの使用時期が当初より大幅に遅れ、利用時期に間に合わなかったため、活用には至っていない。 当面は国費で導入した１０台のタブレット端末で運用をしていく予定であったが、農地バトロールにおける耕作放棄地の現状把握や負担軽減等を迅速に実現していく必要があったため、衛星データによる耕作放棄地の解析システム利用と農地利用最適化推進委員の定員数分のタブレット端末の追加導入にかかる次年度の予算措置を講じた。	農地利用最適化推進委員の定員数分のタブレット端末の追加導入（１０台分）と衛星データによる耕作放棄地の解析システム利用をし、タブレット端末における農地バトロールを実施した。	衛星データによる耕作放棄地の解析システムを利用し、引き続き、タブレット端末における農地バトロールを実施した。タブレットを活用した農地の出し手・受け手の意向把握までには繋がっていないが、毎年度、耕作放棄地を把握することにより、受け手の耕作希望があった際のマッチングの参考としている。	農地バトロールの実施については、農地利用最適化推進委員が役割を担っているが、高齢な方（平均年齢７２歳）が多く、電子機器に不慣れな方もいるため、タブレット端末の利用における事務局的継続的なサポートが必要である。 また、耕作放棄地の状況把握については継続して行っているが、担い手がいなければマッチングが難しいため、耕作をしてもらえそうな担い手の発掘も必要である。	B まずまず進んだ	継続して、耕作放棄地の現状把握を行いつつ、農地のマッチングができるような環境を整備していく。	産業環境部 農業委員会事務局（農林振興課農林政策グループ）
② (2) 4	(2) タブレット端末の活用 の推進	図書館貸出タブレット端末整備	亀山市立図書館の駅前移転（R5.1開館）に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションの目的ため、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与及びレファレンスサービスを行う。（イニシャルのみ生涯学習課の主要事業）	情報社会に即し、レファレンスなど図書館サービスの基本を行うための環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与を行っている。	タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与を行っている。	タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与を行っている。 令和6年度貸出実績59件	整備したタブレット端末で館内貸与を行っている。 令和7年度貸出実績 124件	端末の貸出利用はあるが、レファレンスにつながっていないため、活用を広げていく必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き館内貸出の運用を行っている。 レファレンスや図書館情報システムのweb機能の説明などに活用の用途を広げていく。	教育委員会事務局図書館
② (2) 5	(2) タブレット端末の活用 の推進	多職種連携情報共有システムの運用	多職種間の情報共有の円滑化を実現し、厚みのある地域医療体制を構築することを目的とし、多職種連携情報システム（バイタルリンク）を活用する。	システム登録事業所が増加し、医療介護の連携に繋がる。	多職種連携情報共有システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	令和4年度は新たに20事業所が登録し、合計244事業所がバイタルリンクを活用している。このことにより、多職種間の情報共有を円滑かつ迅速に行い、厚みのある地域医療体制を構築することができた。	令和5年度は新たに38業所が登録し、合計276事業所がバイタルリンクを活用している。	令和6年度は新たに40業所が登録し、合計322事業所がバイタルリンクを活用している。	令和7年度は新たに23業所が登録し、合計346事業所がバイタルリンクを活用し、多職種間の情報共有を円滑に行うことができた。	特になし	A 順調に進んだ	多職種連携情報共有システム（バイタルリンク）の提供及び運営を継続し、医療・介護関係者間の情報共有を円滑化することで、地域全体で支える厚みのある地域医療体制の構築を進めていく。	健康福祉部 健康推進課 地域包括連携グループ
② (2) 6	(2) タブレット端末の活用 の推進	議会タブレット端末の活用	議会基本条例に基づき、積極的にタブレット端末を活用し、議員間の情報共有システムの導入の検討を進める等、議会の情報化を推進する。	タブレット端末を使用する機会を増加させ、議員の活用頻度を向上させる。	議会タブレット端末の活用	継続	継続	継続	継続	議会改革の一環として、議員のスケジュール管理をタブレット端末を用いて行うことができないか等、他市事例を参考にしつつ、事業者のデモを受けた。	議会改革の一環として、議員のスケジュール管理を行うため、全議員及び事務局が利用できるグループウェアシステム「LINEWORKS」を導入した。	議員向けの研修にタブレット端末を活用してオンラインで参加するなどタブレット端末の使用機会が増えている。また、LINEWORKSのチャット機能を活用し、委員会単位でのコミュニケーションを充実させるなど、議員の習熟度が上がってきている。	議員がLINEWORKSのチャット機能を活用し、議会全体、委員会単位等でのコミュニケーションを充実させるなど、議員の習熟度が上がってきている。	掲示板機能については、現在活用が進んでいないため、システムのさらなる活用に向けて、運用の方針や各議員の習熟度をより一層高めていく必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、運用の手法等を研究し、よりスムーズな情報伝達・業務軽減ができないか検討するとともに、各議員の端末操作の習熟度を高めていく。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ
② (3) 1	(3) A I ・ R P A の活用の 拡充	A I ・ R P A の活用の拡充	行政サービスの更なる質の向上を図るため、A I ・ R P A の対象業務の拡充など、デジタル技術を活用した業務の効率化・迅速化に努め、人的資源を注力するべき業務に振り向ける。	導入済みのシナリオの稼働、新規シナリオ作成による業務効率化・迅速化 シナリオ作成：20件（累計）	RPAシナリオ作成研修の実施	RPA対象業務の拡充	RPA対象業務の拡充	RPA対象業務の拡充	効果検証	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報系システムを扱う職員の一部へ実業務を想定したシナリオ作成研修を行った。なお、これまでのシナリオを作成の累計は15業務で、うち7業務を本格運用している。	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報系システムを扱う職員の一部へ実業務を想定したシナリオ作成研修を行い、RPA対象業務の拡充を図った。	RPA活用の拡充に向けて、これまで主に展開してきた住民情報を取り扱う業務に加え、内部事務の分野へも広げることとし、内部事務に従事する職員を含めたRPA研修の実施等、内部事務でRPAを活用するための準備を整えることができた。また、AI議事録作成支援システムの導入し、225件の利用があり、事務効率化を図ることができたほか、生成AIの展開に向けて、ワーキンググループを設置し、本市に適したシステムの選定や運用ルール等の検討を行った。	RPAについては、DX戦略室の職員による伴走型支援を実施し、新たに4業務でシナリオを作成した。なお、うち3業務についてはAI-OCRを活用し作業の効率化を図った。また、RPAツールのライセンスの一部を自治体専用プラットフォームへ移行し、使用できる職員の拡大と利便性の向上を図った。一方、AIの活用については、AI議事録作成支援システムの活用により、議事録作成等の効率化を図ったほか、生成AIについては、令和7年7月より試行運用を開始した。	RPAの一層の展開については、対象業務の拡大や業務プロセスの変更等に応じて、実務担当職員が自らシナリオを作成・改修できるスキルが不可欠であるため、支援を担えるデジタル人材の育成・確保に努めつつ、継続的な支援体制を整える必要がある。一方、AIの活用については、生成AIの試行運用の検証を実施し、運用ルール等の再検討を行う必要があるほか、生成AIの活用定着に向けて、職員研修の継続的な実施等の方策を講じる必要がある。	B まずまず進んだ	RPAの一層の展開については、対象業務の拡大や業務プロセスの変更等に応じて、実務担当職員が自らシナリオを作成・改修できるスキルを習得できるよう、支援を担えるデジタル人材の育成・確保に努めつつ、継続的な支援体制の整備を図る。また、AIの活用については、生成AIの試行運用の検証を実施し、運用ルール等の再検討を行うほか、生成AIの活用定着に向けて、職員研修の継続的な実施等の方策を講じる。なお、こうした課題の解決に資する取組として、外部デジタル人材の活用を検討する。	政策部DX戦略室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (4) 1	(4)テレワークの推進	テレワークシステムの活用	感染症の拡大時や災害発生時等の業務継続性の確保と、職員の多様で柔軟な働き方を選択できる環境の充実に向け、テレワークシステムを活用する。	柔軟な働き方を選択できる環境の充実	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムを活用したテレワークの試行運用を継続したことにより、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として職員同士の接触の低減を図ることができた。 また、のべ78件のテレワークを実施することができた。	引き続き、テレワークシステムを活用をし、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄与した。	引き続き、テレワークシステムを活用をし、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄与した。 テレワーク実施件数：26件	引き続き、テレワークシステムを活用し、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄与した。 テレワーク実施件数：11件	テレワークが実施しやすい環境にある職場においては、職員の柔軟な働き方に寄与している。しかし、窓口業務等においては、テレワークの実施が困難なこともあり、テレワーク実施件数の減少につながっている。	B まずまず進んだ	引き続き、感染症の拡大時や災害発生時等の業務継続性の確保と、職員の多様で柔軟な働き方を選択できる環境の充実に向け、テレワークの本格運用に向けた検討を進める。	政策部DX戦略室 総務財政部 総務課人事給与グループ
② (5) 1	(5)WEB会議の推進	WEB会議システムの活用	非接触型の会議等を推進することで、感染症の感染拡大防止や移動時間の削減を図るとともに、会議等のペーパーレス化を進めるため、WEB会議システムを積極的に活用する。	オンライン会議による移動時間等の削減 ペーパーレスの推進	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの運用により、移動時間削減による職員の負担軽減や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることができた。また、Web会議システムを活用したライブ配信等、新たな活用手法を実践した。	WEB会議システムの運用により、移動時間削減による職員の負担軽減を図ることができた。また、Web会議システムを活用した研修等の動画配信等により、研修や式典等の開催の効率化を図った。	WEB会議システムの運用により、移動時間削減による職員の負担軽減を図ることができた。また、Web会議システムを活用した研修等の動画配信を拡充し、時間と場所に捉われない研修等を実施することができた。	Web会議システムを運用したことで、移動時間が削減されるなど、職員の負担軽減を図った。また、同システムを活用した研修等の動画配信を拡充し、時間や場所に左右されない研修等の実施につなげた。	引き続き、Web会議システムの運用し、移動時間の削減による職員の負担軽減を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、Web会議システムを運用し、地理的制約を克服して移動時間の削減を図るなど、効率的な会議の開催を継続する。	政策部DX戦略室
② (6) 1	(6)文書等のデジタル化の推進	電子決裁の導入に伴う文書等のデジタル化	電子決裁の導入に伴い、これに係る文書等についてデジタル化を行う。	管理コストの削減	準備	対象文書の選定	対象文書の拡大	継続	継続	導入に向けた道筋を整備 ・電子化を進めると効果に比して事務の負担が大きく増える文書（契約等）等の対象外とする文書の検討 ・文書取扱規定等の関係規定の精査及び見直しの検討 ・実効性を高めるため、文書管理システムだけでなく、併せて電子掲示板、ライブラリ、共有フォルダ等の活用を検討	・電子決裁に係る文書等について可能なものからデジタル化を図った。 電子決裁による処理が適合しない文書等については、電子決裁の対象外とする旨の届出制とし、それ以外は電子文書での処理を基本とした。 ・電子決裁の導入に合わせ、文書取扱規程について、文書には電磁的記録を含む等の改正を行った。	総務課への合議等の段階で、紙による文書については指摘し、電子決裁による方法に是正して文書のデジタル化を図った。現在、電子決裁比率は86.30%となっている。引き続き決裁等文書は電子によることを原則として周知し、対象文書の拡大を図る。	総務課への合議、公印審査等の際に、紙による文書については指摘し、電子決裁による方法に是正することで文書のデジタル化を進めた。現在、電子決裁比率は86.56%となっている。引き続き決裁等文書は電子によることを原則として周知し、対象文書の整理を行う。	電子決裁の例外としている文書以外であっても紙媒体で決裁しているものが見受けられるが、電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかの整理及び周知が必要である。	B まずまず進んだ	令和5年10月に電子決裁を導入し、文書等についてデジタル化を行った結果、管理コストの削減につなげることができた。	総務財政部 総務課法務統計グループ
② (6) 2	(6)文書等のデジタル化の推進	タブレット端末の活用と電子会議システムの拡充【再掲】	会議のペーパーレス化を図るため、幹部職員において引き続きタブレットを活用するほか、電子会議システムの利用者を拡充する。	ペーパーレス会議等による業務効率化	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末の活用 電子会議システム利用者拡充	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	幹部職員へ配布したタブレット端末を活用し、各種会議資料を電子会議システムを用いて配布したことにより、業務の効率化とペーパーレス化による人的・財政的な資源を創出することができた。	幹部職員へ配布したタブレット端末及び電子会議システムの活用により、議会、経営会議、指名審査会、その他内部会議で様々な利用され、業務の効率化とペーパーレス化を図るよう、取組を拡充した。	幹部職員等へ配布したタブレット端末及び電子会議システムの活用により、議会、経営会議、指名審査会、その他内部会議で様々な利用され、業務の効率化とペーパーレス化を図ることができた。	幹部職員等を対象に導入したタブレット端末及び電子会議システムについては、議会や経営会議等の主要会議において活用され、業務効率化及びペーパーレス化を図ることができた。	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、電子会議システムを活用した会議の拡充や、職員への利用展開を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	一層の業務効率化やペーパーレス化のため、幹部以外の職員についても、次期グループウェアパソコンの更新に併せて、持ち運びに適したパソコンの活用の可能性を検討する。	政策部DX戦略室
② (6) 3	(6)文書等のデジタル化の推進	議会資料のペーパーレス化	事務の効率化を図るため、議会の会議（本会議・委員会等）において電子会議システムを利用し、会議資料のペーパーレス化を推進していく。	電子会議システムを使用する会議を増加させる。	電子会議システムの活用	継続	継続	継続	継続	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料は、タブレット端末を活用することで、全ての資料をペーパーレス化することができた。これにより、事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料は、タブレット端末を活用することで、全ての資料をペーパーレス化できている。これにより、引き続き事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料に加えて、一部の行政視察や来市視察などにおいても、資料のペーパーレス化を推進することができた。これにより、引き続き事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料に加えて、一部の行政視察等においても、資料のペーパーレス化を推進することができた。これにより、引き続き事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	今後も各議員の電子会議システムのさらなる活用に向けて、端末操作の習熟度を高める必要がある。また、ペーパーレス化を行う余地がないか検討する必要がある。	A 順調に進んだ	本会議・委員会の資料はもとより、引き続き来市視察や行政視察に関わる資料のペーパーレス化についても推進を図る。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ
② (6) 4	(6)文書等のデジタル化の推進	介護保険料算定に伴う所得照会の情報連携推進	市外から転入してきた被保険者の介護保険料を算定するにあたり、所得情報が必要となる。所得情報を効率的に取得するため所得照会の情報連携を推進する。	所得照会の情報連携の実現		導入	継続	継続	継続	介護保険料算定に関する所得照会の情報連携に向けて、鈴鹿亀山地区広域連合、DX行革推進室と協議を行った。	令和5年7月より所得照会の情報連携を開始した。 令和5年度照会実績 58件	令和5年7月より所得照会の情報連携を開始し、令和6年度においても情報連携での照会を行った 令和6年度照会実績 53件	令和5年7月より所得照会の情報連携を開始し、令和7年度においても情報連携での照会を行った 令和7年度照会実績 77件	特になし	A 順調に進んだ	今後は、他の事業と同様に情報連携による所得情報の取得を標準化としていく。	市民文化部 市民課医療年金グループ
② (6) 5	(6)文書等のデジタル化の推進	河川・都市下水路・調整池等台帳システム運用管理	河川・都市下水路・調整池の管理を適正に行うため、管理すべき水路等の所在の整理。	施設維持管理に係る業務の効率化	河川・都市下水路・調整池等台帳システム運用管理	継続	継続	継続	完了	以前から管理整備されている施設（河川、都市下水路、調整池等）の各台帳を収集、整理し、市が管理する準用河川、普通河川の所在地等の確認を行い、GISシステムへの入力を終えた。また、確認を行ったことにより一部、整理が出来た。	以前まで紙媒体（図面）であった台帳により市が管理する準用河川、普通河川の所在地等の確認を行い、GISシステムへの入力を終えた。また、都市下水路及び調整池については、所在地等の確認を行い、概ね、整理が出来た。	河川、調整池についてはGISシステムへの入力は完了し、都市下水路等については大規模施設については整理できたが、小規模な下水路については整理、システムへの入力が未完である。	残っている小規模な下水路についてのGISシステムへの入力を進めたが、データ量が多い為、完了には至っていない。	B まずまず進んだ	河川、調整池、大規模な都市下水路の整理は完了したが、小規模な施設についてはデータ量が多い為、未完である。 また、全国的な統一データベースの整備も進んでいるため、今後、台帳システム等の導入についても検討する必要がある。	建設部土木課 河川流域グループ	

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (6) 6	(6) 文書等のデジタル化の推進	水道施設台帳整備	水道法改正に伴い作成した水道施設台帳を活用し情報の共有を図り、属人的情報管理からの脱却を行っていく。また、工事等により水道施設が変更していくことから、データ更新を継続的に行っていく。	水道施設の図面や写真等の情報を速やかに取得できるよう工事等において変更した水道施設の継続的な更新を行い、情報を共有化し、窓口業務等の効率化を図る。	水道施設台帳のデータ更新	継続	継続	継続	継続	適切に水道施設台帳（管路・施設）を運用していくため、令和3年度に変更があった記載事項について、水道施設のデータ更新作業を行った。	令和4年度に工事や開発行為等により変更になった水道施設についてデータ更新作業を行った。また、担当者による工事設計時の確認や、民間事業者による埋設状況の確認時等において、各担当者が等しく適切に対応することができた。	令和5年度に工事や開発行為等により変更になった水道施設についてデータ更新作業を行った。また、担当者による工事設計時の確認や、民間事業者による埋設状況の確認時等において、各担当者が等しく適切に対応することができた。	令和6年度に工事や開発行為等により変更になった水道施設についてデータ更新作業を行った。また、担当者による工事設計時の確認や、民間事業者による埋設状況の確認時等において、各担当者が等しく適切に対応することができた。	工事情報のデータ更新は前年度分に限られており、当該年度の情報を即時に反映することが困難であるため、最新情報を迅速かつ確実に反映できる体制の整備が課題である。	A 順調に進んだ	現行の運用を維持しつつ、当該年度の工事情報については紙媒体を用いて、最新情報を部署内で迅速かつ確実に共有できる仕組みの構築に取り組む。	上下水道部 上水道課上 水道工務グループ
② (6) 7	(6) 文書等のデジタル化の推進	下水道台帳システム運用管理事業	公共下水道・農業集落排水施設の管理を適正に行うため、工事等により変更される下水道管情報を毎年度更新する。	工事等において変更した下水道施設の継続的な更新を行い窓口業務等の効率化を図る。	下水道台帳システム運用管理	継続	継続	継続	継続	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。また、機器が老朽化したため更新を行った。	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。また、下水道台帳を市HP上で公開することができたことにより、窓口対応が若干ではあるが削減できた。	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。また、下水道台帳を市HP上で公開することはあるが削減できた。	公共工事および開発工事の実施箇所に係る下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認の際の資料として適切に活用できるよう務めた。また、下水道の埋設状況に関する照会については、市ホームページ上で下水道台帳の閲覧を可能としたことで、窓口対応の負担軽減（対応件数の削減）につながった。	現在、工事情報のデータ更新は前年度分の公共工事や開発工事に限られており、当該年度の情報を即時に反映できないため、最新情報を迅速かつ確実に反映できる体制の整備が課題である。	A 順調に進んだ	現行の運用を維持したまま、当該年度の工事情報については紙媒体を用い、部署内の最新情報共有を迅速かつ確実に行える仕組みを構築する必要がある。	上下水道部 下水道課下 水道工務グループ
② (6) 8	(6) 文書等のデジタル化の推進	三重医療安心ネットワークの運用	転院の際の物理データの減少及び情報共有の迅速化を目的とし、三重県内の医療機関とシステム上（ID-LINK）で患者データを共有する。	県内医療機関における安心・安全かつ切れ目のない医療提供体制の充実	三重医療安心ネットワークの運用	継続	継続	継続	継続	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を整備した。	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を継続している。	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を継続している。	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を継続している。	FAX等の情報共有が迅速な場合がある。	A 順調に進んだ	引き続き他院との患者情報を共有できるように体制を継続する。	地域医療部 病院総務課 地域連携グループ
② (7) 1	(7) 内部情報システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	内部情報システムの運用	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 （統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、グループウェアパソコン）	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	統合型内部情報システム更新準備機器及びシステムの管理	統合型内部情報システム更新機器及びシステムの管理	統合型地理情報システム更新 内部情報ネットワーク更新検討機器及びシステムの管理	グループウェアパソコン更新機器及びシステムの管理	プリンター制御システム更新機器及びシステムの管理	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができ、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、制度改正等に伴うシステム改修等を円滑に実施し、適切な事務運用を継続することができた。	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができた。また、統合型内部情報システムの更新について、円滑に実施することができたほか、当該更新にあわせて、同システム内の文書管理システムに電子決裁を導入し、運用を開始した。こうした取組により、一層の行政事務の効率化・迅速化を図ることができた。	内部情報系システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、人事給与システム、統合型地理情報システム及び内部情報系ネットワーク機器等の更新について、円滑に実施し、システムの機能拡充やネットワークの安定化につなげることができた。加えて、AI議事録作成支援システムの導入により、更なる事務効率化を図ることができたほか、生成AIの展開に向けた環境整備が整った。	内部情報系システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、職員に貸与しているグループウェアパソコンのオペレーティングシステムのサポート期限の到来に伴う対応を行い、安全に利用できる環境を整えたほか、生成AIの展開に向けた環境整備を行い、試行運用を開始した。	行政事務の効率化・迅速化に継続して取り組むため、引き続き、内部情報系システムの監視や保守を適切に実施する必要がある。また、生成AIなど新たなデジタル技術の展開により、更なる事務効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、内部情報系システムの監視や保守を適切に実施するほか、生成AIの本格運用や外部デジタル人材の活用により、更なる事務効率化を図り、人的資源を注力すべき業務に振り向ける。また、保守期限等が到来するシステム及び機器等について、円滑に更新を実施し、行政事務の効率化・迅速化を維持するほか、新たなデジタル技術の展開により、更なる事務効率化を図る。	政策部DX戦略室
② (7) 2	(7) 内部情報システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	職員コミュニケーションのデジタル化	職員間のリアルタイムな情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図るため、職員コミュニケーションのデジタル化を進める。	職員間コミュニケーションのデジタル化による迅速な意思決定と業務効率化	ビジネスチャットツールの試行導入	ビジネスチャットツールの導入	ビジネスチャットツールの管理	ビジネスチャットツールの管理	ビジネスチャットツールの管理	前年度に引き続き、ビジネスチャットツールの試行運用を実施し、令和4年9月から12月の使用状況調査において、登録者約400人のメッセージのやり取りは、累計約25,000件あり、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化を図ることができた。	ビジネスチャットツールの本格運用を開始し、令和5年度第4四半期の登録者約400人のメッセージのやり取りは、月平均約9,890件あり、月平均約6,500件あり、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化に寄与した。また、同ツールは他の自治体でも多く活用されており、一部の事務においては、自治体間のコミュニケーションが活性化した。	ビジネスチャットツールの令和6年度第4四半期の登録者約400人のメッセージのやり取りは、月平均約9,890件あり、昨年度同時期より、約3,000件以上増加し、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化を図ることができた。また、同ツールは他の自治体でも多く活用されており、一部の事務においては、自治体間のコミュニケーションが活性化化した。令和7年1月：9,835件 2月：9,582件 3月：10,254件	ビジネスチャットツールの令和7年度第4四半期の登録者約400人のメッセージのやり取りは、月平均約10,169件あり、昨年度同時期より約250件以上増加し、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化を図ることができた。また、同ツールは他の自治体でも多く活用されており、一部の事務においては、自治体間のコミュニケーションが活性化した。令和8年1月：8,503件 2月：9,787件 3月：12,219件	引き続き、ビジネスチャットツールの活用を継続し、コミュニケーションの活性化・円滑化による迅速な意思決定と業務効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、ビジネスチャットツールの維持管理に努め、当該ツールの活用により、コミュニケーションの活性化・円滑化による迅速な意思決定と業務効率化を図る。	政策部DX戦略室
② (7) 3	(7) 内部情報システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	例規集等管理システムの運用	例規執務業務を総合的にサポートし、業務の効率化を図る。 条例等の改正に伴うデータ修正などを行うとともに、システムの維持管理を行う。	条例等の改正に伴うデータ修正の実施	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	条例等の改正に伴うデータ修正例規集等管理システムの管理	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。（令和5年度データ修正数：1,744頁）	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。（令和6年度データ修正数：1,552頁）	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。（令和7年度データ修正数：1,560頁）	引き続き、システムの維持管理に努め、例規に関する業務の効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	システムの維持管理に努め、的確なデータ修正を実施し、例規に関する業務の効率化を図る。	政策部DX戦略室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 4	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	CADシステムの運用	設計・製図業務の効率化や正確さの向上に資するCADシステムの安定稼働を図る。	システムを安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの更新及び管理	CADシステムの保守・管理を実施し、安定稼働させることができた。	CADシステムの保守・管理を実施し、安定稼働させることができた。	CADシステムの保守・管理を実施し、安定稼働させることができた。	CADシステムの保守・管理及び機器等の更新を実施し、安定稼働を維持することができた。	引き続き、CADシステムの安定稼働を図るため、機器及びシステムの保守・管理が必要である。	A 順調に進んだ	引き続き、CADシステムの保守・管理を継続し、安定稼働を維持することで、設計・製図業務の効率化を図る。	政策部DX戦略室
② (7) 5	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	工事積算システムの運用	積算業務の効率化、積算ミスの防止に資する工事積算システムの安定稼働を図る。	工事積算システムの活用による積算業務の効率化と積算ミスの防止	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理 R8.9現行協定終了	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	引き続き、工事積算システムの活用による、積算業務の効率化と積算ミスの防止を図る必要がある。	A 順調に進んだ	「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、工事積算システムの活用を継続する。また、令和8年度中に現行協定が終了するため、次期協定に向けて三重県と調整等を行う。	政策部DX戦略室
② (7) 6	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県と県内市町間の連携を強化し行政におけるDXと社会全体のDXの推進を図るため設置された、三重県・市町DX推進協議会へ継続して参画する。	課題の共有やデジタルサービス・ツール等の共同調達・運用、人材育成等、県・市町の連携強化	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会に参画することにより、県・市町間で情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決に向け、共通の認識を持つことができた。また、共同調達として一部のツールを効率的に導入できた。	三重県・市町DX推進協議会やワーキンググループに参画することにより、県・市町間で情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決の検討を行った結果、本市では、共同調達としてビジネスチャットツール等を効率的に導入できたほか、オープンデータサイトのリニューアルを実施できた。	三重県・市町DX推進協議会やワーキンググループに参画することにより、県・市町間で情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決の検討を行った結果、共同調達としてAI議事録作成支援システムを効率的に調達することができた。	三重県・市町DX推進協議会やワーキンググループに参画し、県・市町間での情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決に向けた検討を行った。	三重県及び県内市町共通のデジタル関連施策の課題解決や情報共有、情報システム等の共同利用のため、引き続き協議会に参画する必要がある。	A 順調に進んだ	三重県及び県内市町共通のデジタル関連施策の課題解決や情報共有、情報システム等の共同利用のため、引き続き協議会に参画する。	政策部DX戦略室
② (7) 7	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	デジタルアドバイザー委員会の設置	デジタル技術を積極的に活用し、スマート自治体への転換を図り、一人ひとりのニーズに合った「利用者中心の行政サービス」につなげるため、デジタルアドバイザー委員会を設置する。	アドバイザー委員からの助言による行政DXの推進	デジタルアドバイザー委員会の設置検討	要綱改正 デジタルアドバイザー委員会の設置 助言による行政DXの推進	アドバイザー委員からの助言による行政DXの推進	アドバイザー委員からの助言による行政DXの推進	アドバイザー委員からの助言による行政DXの推進 委員改編	ICT利活用アドバイザー委員会の後継組織として、デジタルアドバイザー委員会を行政DX推進計画に位置づけ、設置に向けた検討を行った。	ICT利活用アドバイザー委員会の後継組織として、デジタルアドバイザー委員候補者の検討を行い、一部の候補者や推薦組織と委員委嘱に向けた調整を行ったほか、委員会要綱の改正を行った。	デジタルアドバイザー委員会を開催し、行政DX推進計画実施計画の実績を報告したほか、令和6年度の主な取組（生成AIの活用、電子行政情報セキュリティポリシーの改定、地方公共団体情報システム標準化、行政手続のオンライン化）について今後参考となる助言を得ることができた。	デジタルアドバイザー委員会を開催し、令和7年度の主な取組（電子行政情報セキュリティポリシーの改定、職員端末入れ替えの方向性）について、参考となる助言を得ることができた。	次期行政DX推進計画の策定に向けて、引き続き、デジタルアドバイザー委員からの助言を参考に必要がある。	A 順調に進んだ	デジタルアドバイザー委員からの助言を参考にしつつ、次期行政DX推進計画の策定に向けた作業を進める。	政策部DX戦略室
② (7) 8	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	行政DXを推進するため、デジタル技術の特性を理解し、効果的に活用することができ る人材を育成する。	DX推進のためのマインドセットの醸成 デジタルリテラシーの向上 情報セキュリティ意識の向上	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	RPAシナリオ作成研修、オフィスソフトの操作研修及び情報セキュリティ研修等を実施することにより、職員のデジタルリテラシーの向上を図った。	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や動画配信によるアプリケーションの操作研修のほか、RPAシナリオ作成研修を実施し、職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。（研修動画配信の視聴数184件）	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や、情報処理技術者試験合格に向けたデジタル人材育成研修等を実施した。また、動画配信によるシステム操作研修、セキュリティ研修を実施したことで職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。 実績（延べ人数） 【eラーニング合計】 33人 【eラーニング以外合計】 328人 うち（【セキュリティ研修合計】 65人） 【研修合計】 361人	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や、情報処理技術者試験合格に向けたデジタル人材育成研修等を実施した。また、動画配信によるシステム操作研修を実施し、デジタルリテラシーの向上を図った。 実績（延べ人数） 【eラーニング合計】 58人 【eラーニング以外合計】 281人 うち【セキュリティ研修合計】 125人 【研修合計】 339人	引き続き、デジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修を継続して実施し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る必要がある。	A 順調に進んだ	デジタル技術の知識及び技能の習得が必然となりつつある中、引き続き、デジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修を継続して実施し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る。	政策部DX戦略室
② (7) 9	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	電子決裁の導入	文書管理システムにおいて管理する文書について、同システムを利用して電子的に決裁し、又は収受供覧を行う。	決裁等に要する時間の削減	準備	導入	検証	継続	継続	現行の手続を踏襲しつつ、電子決裁とするメリットを生かすため、手続の細部までブラッシュアップした上で、導入に向けた計画を作成した。 時期については、文書管理システムのバージョンアップを控えており、旧バージョンでは差し障りがある取扱いが散見されたことから、新バージョンへのアップデートに合わせた導入とした。	文書管理システムの既設機能を活用し、同システムで管理する文書について、電子的に決裁し、収受供覧を行う仕組みとした。 ・紙媒体の決裁が一部削減され、電子上での処理により決裁等に要する時間の削減につながった。また、決裁状況、文書の所在等が電子上で即時に確認でき、迅速な意思形成等に寄与した。	電子決裁については、システム上で決裁の所在がわかる。印刷に要する時間が不要である等の利点から決裁時間の削減に寄与している。実際の事務処理時間の削減量については、職員の業務時間から決裁に要する時間を特定・把握する必要がある、調査手法を検討している。	決裁に合議がある場合、特に本庁以外の部署については、担当課の決裁後、すぐに合議先に届くため事務処理時間は確実に削減されている。	実際の事務処理時間の削減量について、職員の業務時間から決裁に要する時間を特定・把握する手法を検討したが、時間の特定は非常に困難である。	B まずまず進んだ	令和5年10月に電子決裁を導入し、決裁等に要する時間の削減につなげることができた。	総務財政部 総務課法務統計グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 10	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	国民健康保険資格適正管理事業	国民健康保険の加入及び脱退の資格情報を三重県国民健康保険団体連合会が管理する国保情報集約システムに自動で連携できるよう、自庁システムの改修を行う。	資格の適切な管理	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム改修等)	導入	継続	令和6年３月から次期国保情報集約システムへ移行されるため、その仕様及び様式に基づいた国保資格情報の自動連携に向けて、ベンダーと国保連合からの情報収集に努めた。	令和6年３月から次期国保情報集約システムへ移行し、その仕様及び様式に基づいた国保資格情報の自動連携についての情報収集を行った。	令和6年3月から移行した次期集約システムの運用において、定期的なシステムのエラーの有無の確認を行った。	令和6年3月から移行した次期集約システムの運用において、定期的なシステムのエラーの有無の確認を行った。	国保資格情報の自動連携についての予算措置及び標準システムに移行した場合の影響等を検討する必要がある。	C あまり進まなかった	国保資格情報の自動連携についての予算措置及び標準システムに移行した場合の影響等について、ベンダー、三重県国民健康保険団体連合会及び市関係部門で検討していく。	市民文化部 市民課国民健康保険グループ
② (7) 11	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	預貯金照会業務の電子化 (pipitLINQ)	現在郵送にて実施している金融機関への滞納者の預貯金照会業務をLG-WAN回線を利用して、電子的に実施することで、調査・回答期間の短縮、業務の効率化を図ります。	回答期間30日程が2日程に短縮、郵送業務等に費やす時間が30%程短縮	新規	拡充（調査可能な金融機関の追加）	拡充（調査可能な金融機関の追加）	拡充（調査可能な金融機関の追加）	拡充（調査可能な金融機関の追加）	金融機関に預貯金照会を依頼して回答を得るまでに長時間を要し、効率的ではなかった。導入後、2日程度での回答になり調査・回答期間の短縮、郵送業務等に費やす時間の軽減になった。 調査件数：935件	電子照会での預金照会導入後、2～3日程度で回答を受領することが可能となり、業務の効率化、郵送業務等のに要する時間、費用の削減となった。 5年度調査実績：780件 【使用金融機関】 百五銀行、三十三銀行、ゆうちょ銀行等	電子照会で預貯金調査を行うことで、数日で回答を受領でき、業務の効率化を図れると共に郵送に係る事務時間並びに郵送料の削減につながった。 6年度調査実績：461件 【依頼金融機関】 百五銀行、三十三銀行、ゆうちょ銀行、鈴鹿農業協同組合等	電子照会で預貯金調査を行うことで、数日で回答を受領でき、業務の効率化を図れ、その後の滞納整理方針の決定にスムーズに移行できている。また、郵送に係る事務時間並びに郵送料の削減につながった。 7年度調査実績：480件 【依頼金融機関】 百五銀行、三十三銀行、ゆうちょ銀行、鈴鹿農業協同組合、北伊勢上野信用金庫等	電子照会可能な金融機関が増えており、迅速に事務が行えている。大きな課題や問題点ではないが、詳細なデータ（振込先の照会等）については電子での照会はいえないため、文書照会を行っている。	A 順調に進んだ	スムーズに事務が行えており、今後は照会可能な項目に追加や変更が生じた際に都度対応していく。	総務財政部 税務課収納対策グループ
② (7) 12	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	口座振替データ授受のデジタル化推進	口座振替データを安全かつ効率的に授受するため、指定金融機関に委託して、一括でデータを伝送し、指定金融機関が各収納代理金融機関とデータの授受を行う。振替結果についても指定金融機関が各収納代理金融機関の口座振替データを集約し、口座振替結果データを会計課パソコンに一括送信する。	事務の効率化	2024年1月にISDN回線のサポートが終了するため、その後の取扱いについての検討	データ伝送の回線変更	継続	継続	継続	口座振替及び口座振込のデータ伝送の際に使用しているISDN回線が、2024年1月に廃止されることに伴い、個人情報の流出など安全面を重視し、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPORTの方式でデータ授受を行うことができるよう、各金融機関へ聞き取り、予算化へ反映させた。	各金融機関とのデータ伝送について、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPORT方式への切替を事前テストのうえ2024年1月までに切替え、安全にデータ授受ができたことを確認した。	各金融機関とのデータ伝送について、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPORT方式により、安全にデータ授受を行うことができた。	各金融機関とのデータ伝送について、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPORT方式により、安全にデータ授受を行うことができた。	AnserDATAPORTの方式へ変更後、各金融機関の月額利用料の負担額が高額である。今後、金融機関によっては、利用料の値上げも考えられる。	A 順調に進んだ	市税等の収納や支払に支障が出ないよう今後も引き続き金融機関等と連携のうえ、個人情報の安全性を確保し、適切にデータ授受を行う。	会計課出納グループ
② (7) 13	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	公共料金の支払い事務のデジタル化推進	公共料金の支払いについて、会計事務の効率化を図るため、各課の公共料金の明細データを財務会計システムに取り込み、一つの部署で一括起票して支払う。	事務の効率化	令和５年の財務会計システムの更新と合わせて導入できるように、関係課、業者と協議	開始	継続	継続	継続	各種公共料金の件数等を把握し予算化に反映させるため、令和４年８月1月分の公共料金について、種別、件数、金額等の洗い出しを行い、令和５年度からの実施に向けたスケジュールを確率した。	各種公共料金の口座引き落としのためのデータ登録を行い、財務会計システムや公共料金明細データを受け取るための設定を行った。会計課にて公共料金のデータを抽出し、財務課契約管財Gにて財務会計システムから一括起票し支払を行い、光熱水費及び通信運搬費の口座振替による支払を開始した。	各種公共料金の口座引き落としを令和５年度から開始し、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。 R6年度実績（１か月平均） 取り込み明細件数（≒納付書枚数） 350件分を公共料金口座振替分伝票（財務課一括起票分）20枚に削減して処理 （内訳：電話料金130件、上下水道料金110件、電気料金110件）	各種公共料金の口座引き落としを令和５年度から開始し、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。 R7年度実績（１か月平均） 取り込み明細件数（≒納付書枚数） 345件分を公共料金口座振替分伝票（財務課一括起票分）22枚に削減して処理 （内訳：電話料金125件、上下水道料金110件、電気料金110件）	各種公共料金のデータの取り込みの際に予算不足が判明してエラーとなった場合、支払処理まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に流用措置を行うよう周知を行ったが、エラーが出る場合がある。 機構改革や予算の事業番号が変更になった際、マスター登録の変更がすみやかにできるよう、関係部署との調整が必要である。	A 順調に進んだ	サービス導入後の新規契約や解約、機構改革等について、関係部署と連携を図りながら対応し、各所属の事務負担の軽減及び支出命令書と納付書等の書類整理にかかる事務の負担軽減を目指す。	会計課出納グループ
② (7) 14	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	建築積算システムの導入	物価スライドや週休二日制への対応など、複雑化する積算業務の合理化・省力化を行う。また、積算業務のテレワーク対応化も可能になる。	積算業務の効率化	検討、調整	導入	継続	継続	継続	建築積算システムの導入に向けて、複数社の積算システムの試験導入、見積り徴収を行ったが、週休二日制やR5年度に行われる国土交通省の共通費積算基準の改正に対応しているシステムが見つからなかったため、R5年度での導入を見送った。	三重県ほか積算システムを導入しているすべての市で利用されている「RIBC2」が週休２日及び積算基準改正に対応していることがわかり、近隣市である伊賀市及び鈴鹿市に聞き取りを行い、導入の流れを確認した。	近隣市への聞き取りをもとに、「RIBC2」導入に必要な単価等二次データの購入回数の整理を行った。令和７年度より導入することが決定された。	建築積算システム「RIBC2」を正式導入し、以降の設計開始案件は同システムで積算を行った。二次データの購入と登録、既存データの移行・検証を完了し、導入直後の積算基準改正にも迅速に対応できた。また同システムの利用にかかる費用負担軽減のための要望活動を行った。	自動化に伴う積算基準に対する理解の薄れや積算条件設定ミスがリスクである。出力フォーマットや二次データ更新手順など運用ルールの微調整も継続課題である。	A 順調に進んだ	積算基準の理解不足や設定ミスを防ぐため、研修を受講します。二次データの迅速反映と保守体制の強化を進めます。	建設部建築住宅課住まい推進グループ
② (7) 15	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	企業会計システム運用管理事業（下水道）	経理事務を効率的に行うため、企業会計システムの適切な運用・維持管理を行う。	適正な事務処理及び安定的な運用	企業会計システム運用管理	継続	継続	継続	継続	農業集落排水事業の企業会計化に伴い、令和３年度に更新した企業会計システムを適切に運用・維持管理し、効率的に経理事務を行うことができた。	インボイス制度に伴うシステム更新、また今まで自庁管理していた企業会計システムをクラウド化することにより、適切な運用・維持管理を行うことができ、より効率的な経理事務を行うことができた。	令和5年度に企業会計システムをクラウド化したことにより、管理者との安全で迅速な対応ができるようになったため、適切な運用・維持管理を行うことができた。	企業会計システムをクラウド化したことにより、管理者との安全で迅速な対応ができるようになったため、適正な事務処理及び安定的な運用・維持管理を行うことができた。	企業会計システムを取り扱う職員が限られており、事務量に偏りが出てきている。	A 順調に進んだ	なるべく多くの職員が企業会計に携わるようにし、事務量の軽減を図る。	上下水道部 下水道課下水道管理グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 16	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	救急出動の記録データベース化による業務効率の向上	救急出動の記録をデータベース化することで、救急出動報告書の作成、各種統計・調査及びデータ抽出をデジタル化し、業務の効率化・迅速化を図る。	救急業務の効率化	救急出動記録データベースの運用	継続	継続	継続	継続	年間2000件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急出動報告書の作成をはじめ、統計事務、各種調査などを円滑に処理することができた。	年間2000件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急統計などの各種事務処理を円滑に処理することができた。	年間2500件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急統計などの各種事務処理を円滑に処理することができた。	年間2500件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急統計などの各種事務処理を円滑に処理することができた。また、消防指令センターの共同運用開始に合わせて新たな救急管理システムを導入し、出動時間等を救急出動報告書に連携させることで更なる業務の効率化・迅速化を図った。	今後は、必要に応じて法令改正等に合わせた仕様等の調整を図り、業務の円滑化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	救急救急活動記録をデータベース化することで、救急出動報告書の作成、各種統計・調査及びデータ抽出をデジタル化し、業務の効率化・迅速化を図ることができた。今後は、必要に応じて法令改正等に合わせた仕様等の調整を図り、業務の円滑化を図る必要がある。	消防本部消防総務課消防総務グループ
② (7) 17	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	防火対象物・危険物施設データベース化による業務効率の向上	防火対象物・危険物施設のデータをデータベース化し、統計、検索及び各種様式作成等の作業を行えるシステムを使用することで、事務の効率化・迅速化を図る。	予防業務の効率化	防火対象物・危険物施設データベースの運用	継続	継続	継続	継続	危険物施設管理システムについては、データベースが完成しており、各種統計、調査等で業務の迅速化が図れている。防火対象物管理システムについては、一部未入力施設があるものの報告書等で業務の円滑化に貢献している。	危険物施設管理システムは、データベースが完成しており、各種統計、調査等で業務の迅速化が図れている。防火対象物管理システムについては、一部未入力施設があるものの、査察に伴う報告事務等において業務の円滑化が図られている。	防火対象物管理システムについてもデータベースが完成し、危険物施設管理システムとともに、査察に伴う報告事務や各種統計、調査等において活用することで、業務の迅速化が図られている。	消防指令センターの共同運用開始に合わせて新たな防火対象物管理システム及び危険物施設管理システムを導入し、査察に伴う報告事務や各種統計、調査等において活用することで、業務の迅速化が図られている。	今後は、必要に応じて法令改正等に合わせた仕様等の調整を図り、業務の円滑化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	今後は、必要に応じて法令改正等に合わせた仕様等の調整を図り、業務の円滑化を図る必要がある。	消防本部予防課予防グループ
② (7) 18	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	病院総合情報システム更新事業	病院総合情報システムの更新により、システムの安定的稼働を確保し、医療業務の円滑化と患者サービスの向上を図る。	窓口業務に支障を来すようなシステム障害件数 0件	業者選定、契約、システム移行作業	継続	継続	継続	継続	令和5年10月の新システム稼働に向け、現行システムの課題等を洗い出すとともに、各部署等と協議・検討を重ね仕様書を作成し、令和5年1月に業者を選定、同年2月に新システムの購入契約を締結した。また、契約締結後は、業者と連絡・調整を密にし、機器の搬入及びシステムの構築等の準備を進めた。	前年度から引き続き業者及び関係部署と連携を密にし、更新作業を行った結果、計画どおり令和5年10月に新システムを稼働させることができた。	ベンダーと連携を図りながらシステムを安定的に稼働させ、診療報酬改定に伴う対応についても適切に行えたことで、患者サービスの向上が図れた	引き続き、ベンダーと連携を図りながらシステムを安定的に稼働させ、施設基準の見直しに伴う対応についても適切に行えたことで、患者サービスの向上が図れた。	安定的な電子カルテの稼働にはベンダーとの連携が不可欠のため、今後も連携がとれる体制を保持していく。また、病院総合情報システムの次の更新が令和12年度のため、その更新に向けて準備を進めておく必要がある。	A 順調に進んだ	病院総合情報システムの次の更新が令和12年度のため、その更新に向けて準備を進めていく。	地域医療部病院総務課医事管理グループ
② (8) 1	(8) クラウド化の推進	自治体クラウドの運用	システム導入時における費用負担の軽減や導入時間の短縮に資するとともに、保有する情報を守り、業務を継続するため、クラウド・ハイ・デフォルトの原則に基づき、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、一部のシステムについては、他自治体と情報システムの共同利用を行う自治体クラウドの運用を継続する。	自治体クラウドの運用によるサポート体制の強化とシステム運用コストの削減	自治体クラウドの運用	自治体クラウドの運用	自治体クラウドの運用	地方公共団体システム標準化対応		本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」を延長する協定を締結し、引き続き共同運用することにより、サポート体制の強化やシステム運用コストの削減を継続した。	本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」に基づき、引き続き共同運用を実施し、サポート体制の強化やシステム運用コストの削減を継続した。	本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」に基づき、引き続き共同運用を実施し、サポート体制の強化やシステム運用コストの削減を継続した。	本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」に基づき、引き続き共同運用を実施し、サポート体制の強化及びシステム運用コストの削減を継続した。	サポート体制の強化及び運用コストの削減を図るため、総合住民情報システムの自治体クラウドでの運用を継続する必要がある。	A 順調に進んだ	サポート体制の強化及び運用コストの削減を図るため、総合住民情報システムの自治体クラウドでの運用を継続する。	政策部DX戦略室
② (8) 2	(8) クラウド化の推進	図書館情報システムの運用【再掲】	図書館利用者が、図書館情報システムのweb機能により、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることができる。 (令和元年からクラウドサービスである図書館情報システムを使用している)	利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書の利用を促進する。	図書館情報システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。 資料の他館取り寄せに関するバスファインダーを作成した。	図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。 資料の他館取り寄せに関するバスファインダーを作成した。	図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。	図書館における電子サービスの利用方法の案内を行った。	web機能の利便性は高いものの、認知度の低さ又は認知していても実施にはハードルがあり実施に至らないことがあり、利用は一部の利用者に限られている。特に高齢者や非デジタル層へのアプローチに工夫が求められる。	A 順調に進んだ	さらなる利用促進を図るため、利用案内などによりサービスの周知を図る。特に館内掲示、図書館職員による個別案内等を通じて認知度の向上を図り、利用の促進をすすめる。	教育委員会事務局図書館
② (8) 3	(8) クラウド化の推進	住民情報系システムの運用【再掲】	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。(総合住民情報システム、総合保健福祉システム)	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	総合住民情報システムの更新 機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、安定してシステムを稼働させることができたほか、総合住民情報システム更新等により、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、システムを安定稼働させ、住民サービスの維持及び充実を図ることができたほか、令和7年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するため、標準仕様と現行システムとの比較分析(フィット＆ギャップ分析)を行うなど、準備作業を進めることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより住民サービスの維持及び充実を図った。また、地方公共団体情報システム標準化については、標準準拠システムへの安全な移行を図るため、ベンダー等との調整により、一部システムを特定移行支援システムとし、より適切な工程管理に努めたほか、令和7年度に移行を予定しているシステムについては、円滑かつ安全に移行するための環境を整えることができた。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図った。また、地方公共団体情報システム標準化については、令和7年度に標準準拠システムへの移行を予定していたシステムを令和7年9月及び令和8年2月に移行することができた。なお、円滑かつ安全な移行を図るため、ベンダー等との調整により、一部のシステムを特定移行支援システムとし、より適切な工程管理に努めた。	情報システム標準化について、令和7年度に実施した準備作業を踏まえ、令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を予定しているシステムについて、引き続き、システム保守委託業者及び担当課と詳細な調整を図りつつ、移行に向けた環境整備を進める必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、総合住民情報システム及び総合保健福祉システムの安定稼働を図る。併せて、令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を予定しているシステムについて、システム保守委託業者や担当課との調整を綿密に行い、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ円滑かつ安全に移行する。	政策部DX戦略室

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (8) 4	(8) クラウド化の推進	内部情報システムの運用【再掲】	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 (統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、グループウェアパソコン)	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	統合型内部情報システム更新準備機器及びシステムの管理	統合型内部情報システム更新機器及びシステムの管理	統合型地理情報システム更新内部情報ネットワーク更新検討機器及びシステムの管理	グループウェアパソコン更新機器及びシステムの管理	プリンター制御システム更新機器及びシステムの管理	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができた。また、制度改正等に伴うシステム改修等を円滑に実施し、適切な事務運用を継続することができた。	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができた。また、統合型内部情報システムの更新について、円滑に実施することができたほか、当該更新にあわせて、同システム内の文書管理システムに電子決裁を導入し、運用を開始した。こうした取組により、一層の行政事務の効率化・迅速化を図ることができた。	内部情報系システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、人事給与システム、統合型地理情報システム及び内部情報系ネットワーク機器等の更新について、円滑に実施し、システムの機能拡充やネットワークの安定化につなげることができた。加えて、AI議事録作成支援システムの導入により、更なる事務効率化を図ることができたほか、生成AIの展開に向けた環境整備が整った。	内部情報系システムについて、大きなシステム障害なく、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、職員に貸与しているグループウェアパソコンのオペレーティングシステムのサポート期限の到来に伴う対応を行い、安全に利用できる環境を整えたほか、生成AIの展開に向けた環境整備を行い、試行運用を開始した。	行政事務の効率化・迅速化に継続して取り組むため、引き続き、内部情報系システムの監視や保守を適切に実施する必要がある。また、生成AIなど新たなデジタル技術の展開により、更なる事務効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、内部情報系システムの監視や保守を適切に実施するほか、生成AIの本格運用や外部デジタル人材の活用により、更なる事務効率化を図り、人的資源を注力すべき業務に振り向ける。また、保守期限等が到来するシステム及び機器等について、円滑に更新を実施し、行政事務の効率化・迅速化を維持するほか、新たなデジタル技術の展開により、更なる事務効率化を図る。	政策部DX戦略室
② (9) 1	(9) データ活用の推進	行政情報オープンデータ化の推進	市が保有する公共データは、市民共有の財産であるとの認識に立ち、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、市民や地域、事業者が、公共データを活用して新たな事業創造や課題解決ができるよう、個人情報の保護を念頭に置きつつ、オープンデータ・バイ・デザインの考え方にに基づき、オープンデータ化を拡充します。	国が推奨するデータセットの拡充	オープンデータ化を拡充の検討	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	住居番号と土地の地番の対照表のデータを最新のものに更新したほか、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」のうちオープンデータ一覧のオープンデータ化を実施した。	三重県設置のデータ活用推進ワーキンググループに参画し、オープンデータの項目や公開方法の検討等を行い、本市のオープンデータを拡充したほか、本市のオープンデータサイトを多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトへ移設し、利用者の利便性向上を図ることができた。	多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトを継続して運用し、利用者の利便性向上を図った。また、データの棚卸を実施するとともに、新たにバス情報、小中学校通学区域を新たに公開した。 公開件数 カタログサイト：80件 フォトギャラリー：29件	多くの自治体が共同でデータを公開しているカタログサイトを継続して運用し、利用者の利便性向上を図った。また、データの棚卸しを実施した。 公開件数 カタログサイト：80件 フォトギャラリー：43件	今後も、オープンデータによる行政のデータ活用を通じた諸課題の解決や、AI学習データとしての活用の観点からも、市が保有する公共データのオープンデータ化を一層推進する必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」をはじめとするオープンデータの拡充を図る必要がある。	政策部DX戦略室
② (9) 2	(9) データ活用の推進	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	法定地図やGISなど多様な業務で利用されている地図整備について、整備費用の縮減、市町と県との情報共有、住民サービスの向上、定期的な地図更新等を推進する。県内市町と県によるデジタル地図（共有デジタル地図）の共同整備、運用にかかる事業を実施するため、共同整備運用検討委員会へ参画する。	共有デジタル地図の活用	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	第4期共有デジタル地図更新事業の開始に向けて、共有デジタル地図整備運営検討委員会に参画し、地図の整備等に係る情報共有を図ることができた。	第4期共有デジタル地図更新事業について、共有デジタル地図整備運営検討委員会等に参画し、地図の整備等に係る情報等を収集し、庁内共有を図ることができた。	第4期共有デジタル地図更新事業について、共有デジタル地図整備運営検討委員会等に参画し、地図の整備等に係る情報等を収集し、庁内共有を図ることができた。また、第5期共有デジタル地図共同整備に係る検討を開始した。	第4期共有デジタル地図更新事業について、共有デジタル地図整備運営検討委員会等に参画し、地図の整備等に係る検討を重ねた結果、令和7年7月に成果品の提供を受けることができた。また、第5期共有デジタル地図共同整備に係る検討を開始した。	第5期共有デジタル地図整備事業に係る動向を注視し、庁内関係部署との情報共有を図る必要がある。	A 順調に進んだ	第5期共有デジタル地図整備の検討に向け、引き続き、共有デジタル地図共同整備運営検討委員会及び関連する技術部会へ参画する。	政策部DX戦略室
② (9) 3	(9) データ活用の推進	データ分析に基づく高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、健康寿命の延伸を図るため、KDB（国保データベース）システム等のデータを活用した健康課題の分析、支援対象者の抽出を行う。 (R5年度～主要事業予定)	KDBデータを活用した効率的かつ効果的な保健事業の実施	準備	関係部署間でのデータの活用（地域の健康課題の把握や支援対象者抽出）	継続	継続	継続	R5年度開始の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」にむけて、関係部署の担当者がKDBデータを活用した健康課題を分析するために協議を行った。また、担当者を対象としたKDBデータ活用の勉強会を開催した。	KDBデータを活用し、健康状態不明者などの抽出を行い、60人のハイリスク者への個別指導を実施した。更に次年度以降のデータ活用について関係者間で勉強会やワーキングを開催し、より効果的に地域での健康づくりに役立てるため、町別単位からまちづくり協議会単位でデータを抽出できるように仕様の変更を行った。	今年度からKDBデータがまちづくり協議会単位で閲覧できるようになったことから、一体的実施の関係部署間で情報を共有し、データを活用した保健事業を実施した。また、より効果的にデータの活用を図るため、国保連合会から講師を招き、勉強会を開催した。	一体的実施の関係部署間で情報を共有し、データを活用した保健事業を実施した。引き続き今年度もより効果的にデータの活用を図るため、国保連合会から講師を招き、勉強会を開催した。	次年度以降も引き続き各部署がデータを活用した取組みを進めていく。	A 順調に進んだ	KDB等のデータを利用することで効率的になったものの、各部署間がより一層効果的に使用できるよう、各部署が持ち得るデータを合わせ保健事業等に活用できるよう共有する必要がある。	健康福祉部 健康推進課 地域包括連携グループ
② (9) 4	(9) データ活用の推進	障害福祉サービスデータベースへの接続・運用	障害福祉関係データの有効活用により効果的・効率的な制度運用等に資するため、令和５年度から運用が開始される障害福祉サービスデータベースへの接続を可能とするためシステム改修を行い、運用していく。	厚生労働省との円滑なデータのやりとり	システム改修（委託契約、改修作業、稼働）	運用	運用	運用	運用	障害福祉業務に係るシステム（MCWELL）を改修して障害福祉サービスデータベースへの接続を可能とすることで障害福祉関係データの有効活用による効果的・効率的な運用を図った。	障害福祉業務に係るシステム（MCWEL）を改修して制度改正に対応し、円滑なサービス支給、及び支払事務の運用を図った。	障害福祉業務に係るシステム（MCWEL）を改修して制度改正に対応し、円滑なサービス支給、及び支払事務の運用を図った。	国の動向に合わせて障害福祉業務に係るシステム（MCWEL）を改修して制度改正に対応し、円滑なサービス支給、及び支払事務の運用を図った。	今後も報酬改定に合わせた審査、支払いができるよう、仕様等の調整を図り、適切な予算策定を図る必要がある。	A 順調に進んだ	今後も、国の法制度改正に合わせて、遅滞なくシステム改修の対応の必要がある。	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (10) 1	(10) 庁内無線LANの拡充	庁内無線LANの拡充	ペーパーレス会議等、柔軟かつ効率的な働き方を推進するため、内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線LAN化を拡充する。	庁内無線LAN環境の拡充による効率的な働き方の実施	庁内無線LAN環境の調査・検討	庁内無線LAN環境の拡充	庁内無線LAN環境の拡充			本庁舎３階及び西庁舎３階会議室に構築した庁内無線LANの活用により、ペーパーレス化を推進したほか、新型コロナウイルス感染症対策として実施した会議室での分散勤務を円滑に実施できた。	内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線LAN化を本庁２階及び総合保健福祉センターへ拡充し、効率的な働き方の環境整備につなげることができたほか、ネットワークグループ等の削減を図った。	内部事務用の無線LANについて、無線ネットワーク管理システムを活用して、適切なシステム管理を行い、安定して運用することができた。	内部事務用の無線LANについては、無線ネットワーク管理システムを活用して適切なシステム管理を行い、安定して運用を維持した。	内部事務用の無線LANについては、無線ネットワーク管理システムを活用して適切なシステム管理を行い、安定した運用を継続する必要がある。	A 順調に進んだ	内部事務用の無線LANについては、無線ネットワーク管理システムを活用して適切なシステム管理を行い、安定した運用を継続する。	政策部DX戦略室
② (11) 1	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	GIGAスクール構想推進事業	令和の日本型教育が目指す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、国が示したロードマップに沿った環境の整備を行うとともに、教員のICTを使った授業の指導力向上を図り、子どもたちの情報活用能力を育成する。	ICT機器の活用を学習の成果につなげる	GIGAスクール構想推進事業の継続実施	継続	継続	継続	継続	・R4年8月サーバ機器の更新 ・管理職・非常勤講師等用iPadを73台追加購入 ・端末活用のための研修会の開催 ・Wifi環境が整っていない家庭へのモバイルWifiルーター端末の貸与1台	・パソコン教室関連機器及び職員共有パソコン賃貸借（R元.9月～R6.8月） ・校務用サーバ等関連機器賃貸借（R4.9月～R9.8月） ・タブレット方PCの更新（教員用）50台 ・ロイロノートの更新（R5.4月～R6.3月） ・情報通信技術支援員の配置（1人） ・情報教育研修会の開始ア（教員対象） ・指導者用端末を更新し、校務用サーバの更新整備を行うことで、学校における情報教育環境を整備できた。 ・児童生徒のタブレット端末の持ち帰り学習が増え、家庭学習におけるタブレット端末の活用が向上した。（R4年間17回→R5年間53回） ・ICT活用や情報教育について研修会を行うことで教員のICT活用能力が向上し、わかりやすい授業づくりを行うことができた。（学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますかという問いに対して「役に立つ」と答えた児童生徒の割合（小学校R4 68.8%→R5 74.9% 中学校R4 68.2%→R5 70.1%）	・パソコン教室関連機器及び職員共有パソコン賃貸借（R元.9月～R6.8月） ・校務用サーバ等関連機器賃貸借（R4.9月～R9.8月） ・ロイロノートの更新（R6.4月～R7.3月） ・フィルタリングソフト購入（R6.4月～R8.3月） ・情報機器の保守、管理 ・情報通信技術支援員の配置（R6.4月～R8.3月） ・情報教育研修会の開催(教員対象) ・先進校視察、研究会等への参加 ・児童生徒のタブレット端末の持ち帰り学習が増え、家庭学習におけるタブレット端末の活用が向上した。（R年間R5年間53回→R6年間143回） ・児童生徒のタブレット端末の持ち帰り学習が増え、家庭学習におけるタブレット端末の活用が向上した。（R年間R5年間53回→R6年間143回） ・ICT活用や情報教育について研修会を行うことで教員のICT活用能力が向上し、わかりやすい授業づくりを行うことができた。（画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる90.2%）	・校務用サーバ等関連機器賃貸借（R4.9月～R9.8月） ・ロイロノートの更新（R7.4月～R8.3月） ・フィルタリングソフト購入（R6.4月～R8.3月） ・情報機器の保守、管理 ・情報通信技術支援員の配置（R6.4月～R8.3月） ・情報教育研修会の開催(教員対象) ・先進校視察、研究会等への参加 ・児童生徒のタブレット端末の持ち帰り学習が増え、家庭学習におけるタブレット端末の活用が向上した。（R6年間143回→R7年間143回） ・ICT活用や情報教育について研修会を行うことで教員のICT活用能力が向上し、わかりやすい授業づくりを行うことができた。（PC・タブレットを使って文章を作成する、情報を収集する、情報を整理する。プレゼンテーションを作成する答えた児童生徒の割合80%）	ICT機器等の更新については、機能性と経済性の両面を考慮しながら国や県の動向を踏まえ、計画的に進めていく必要がある。 児童生徒の情報活用能力の向上を図るために、継続して教員に対して情報教育についての研修を行っていく必要がある。	A 順調に進んだ	学習者用端末の更新を実施する。令和9年度の大型モニターの入替に向け、準備を進める。さらなる教員のICT活用指導力の向上を目指し、情報教育に関する研修会を実施する。	教育委員会事務局教育推進課研究推進グループ
② (11) 2	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	デジタル教科書の導入と活用	文部科学省では、2024年度の教科書改訂を契機として、デジタル教科書の本格的導入を目指している。現在は、その実証実験として、市内児童生徒を対象に無償配布が始まっている。本格導入に向けた態勢づくりが求められている。	デジタル教科書効果的活用	実証実験	実証実験導入検討	導入予定	継続	継続	・小学校（8校）５・６年生児童において、外国語活動のデジタル教科書を活用した。 ・また、小学校（7校）５・６年と小学校（1校）全学年児童において、算数科のデジタル教科書を活用した。	・市内全小学校（11校）５・６年生児童において、外国語科のデジタル教科書を活用した。 ・また、小学校（6校）５・６年生児童の算数科、中学校（1校）全学年生徒の数学科において、デジタル教科書を活用した。	・市内全小学校（11校）５・６年生児童において、外国語科のデジタル教科書を活用した。 ・また、小学校（6校）５・６年生児童の算数科、中学校（1校）全学年生徒の数学科において、デジタル教科書を活用した。	・小小学校（11校）５・６年生児童、全中学校（３校）１～３年生生徒において、外国語科のデジタル教科書を活用した。 ・また、小学校（9校）５・６年生児童の数学科において、デジタル教科書を活用した。	デジタル教科書の活用方法について、引き続き研究を進めていく必要がある。	A 順調に進んだ	児童生徒の多様な学び方に向けた効果的な指導方法を指導・助言していく。	教育委員会事務局教育推進課支援推進グループ
② (11) 3	(11) 学校・保育現場等のデジタル化	校務支援システム事業	統合型校務支援システムを活用し、教職員の業務の軽減と効率化を図ることにより、教職員が児童生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保する	教職員の時間外勤務の縮減 ※初年度は研修・習熟期間のため目標時間の設定なし	システムの導入と設定職員研修実施・試験的な運用開始	継続	継続	継続	継続	令和5年1月よりシステムの試行を開始するとともに、本格実施に向け、各校にて基礎情報の登録作業等を行った。 また、システム導入に係る研修を3回、システム活用に係る研修を14回（各校1回）実施した。研修会では様々な機能の説明とその活用方法について研修を深め、実際の活用に向けて必要な準備を進めることができた。	令和5年4月より本格的にシステムの活用を実施した。各校の教職員がシステムに慣れ、有効的に活用するために研修会を年間6回実施した。また、年間3回（各学期ごと）システム活用に関するアンケートをとり、成果と課題を把握した。 全教職員が「出退勤時刻」をシステム内で打刻することで、各教職員の在校時間を把握することができた。	各校職員が、システム内の様々な機能を活用するようになった。「掲示板」機能を活用することで、職員打合せの実施回数や実施時間の減少につながった。打合せ実施回数は令和3年度比で年間約20回削減された。また、「メッセージ」機能を活用する職員が増えたことで、他校や教育委員会の職員との提出物等のやりとりに対する時間削減につながった。	令和6年度よりも各校でシステムの活用が定着し、「掲示板」機能の運用により職員打合せの効率化が進んだ。これにより、打合せ回数は令和3年度比で年間27回削減された。また、「メッセージ」機能の使用頻度が高くなり、他校や教育委員会との提出物等のやりとりが迅速化され、業務時間が削減された。さらに、全教職員の出退勤打刻により在校時間を正確に把握し、適切な勤務管理につながった。	校務支援システムの活用について、転入者や新規採用者等、初めて活用する教職員にも今後も確実に周知する。また、全教職員が「掲示板」を確認することや「メッセージ」機能の活用についての習慣化を引き続き図る必要がある。さらに、システムを活用して卒業証書や通知表の作成する等、業務削減につなげていく。	A 順調に進んだ	校務支援システムの活用について、転入者や新規採用者等、初めて活用する教職員にも確実に周知し、「掲示板」の確認や「メッセージ」機能の活用について、さらなる習慣化を図る必要がある。	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (12) 1	(12) 情報セキュリティ対策の強化	EDRの導入	端末の処理を常時監視して不審な挙動をいち早く検知し、記録を取って管理者に通報する仕組であるEDR（Endpoint Detection and Response）を導入し、サイバー攻撃を阻止するだけでなく、内部に侵入された場合を想定し、迅速な対応によって被害の拡大を防ぐ。	高度なサイバー攻撃への対策の実施	EDR試行導入	EDR導入	EDR運用管理	EDR運用管理	EDR運用管理	令和５年度本格導入に向けてEDRの情報収集に努めたほか、一部の端末へ試験的に導入し、EDRソフトの挙動等を確認する運用テストを実施した。	高度化するサイバー攻撃等に対応するため、職員が使用するグループウェアパソコンの挙動を監視し、不正プログラム等の検知や対処を行うEDRの本格運用を開始することができた。	EDRについて安定して運用することができた結果、不正プログラム等の検出は0件であった。一方で、今年度はフィッシング画面が表示されるなどの事象が2件あったが、SOC（セキュリティオペレーションセンター）と連携し、適切に対処することができた。	EDRについては、安定した運用を維持した結果、不正プログラム等の検出は0件であった。一方、今年度はフィッシング画面が表示されるなどの事象が多数あったが、SOC（セキュリティオペレーションセンター）と連携し、適切に対処することができた。	引き続き、EDRの運用により、職員が使用するグループウェアパソコンの挙動を監視し、不正プログラム等の検知や対処を行い、高度化するサイバー攻撃等に対応する必要がある。	A 順調に進んだ	EDRの運用を継続し、職員が使用するグループウェアパソコンの挙動を監視することで、不正プログラム等の検知や対処を行い、高度化するサイバー攻撃等に対応する。	政策部DX戦略室
② (12) 2	(12) 情報セキュリティ対策の強化	DXリーダーの設置	行政DX推進計画の推進に当たり、各所属に一人、所属長から推薦を受けたDXリーダーを置き、行政 DX 推進活動を行うほか、所属のパソコンやソフトウェア等の管理・設定、所属職員に対する情報セキュリティの徹底等を行う。	各所属のパソコンやソフトウェアの管理 情報セキュリティの徹底 各所属のDXを推進	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	令和４年度の人事異動に伴い、所属長から推薦を受けたDXリーダーを各グループに設置した。DXリーダーの設置により、各所属のパソコンの管理やプリンタの設定等を円滑に実施することができた。	令和５年度の人事異動に伴い、所属長推薦のDXリーダーを各グループに設置したほか、各DXリーダー等への研修等を通じて、EDRの展開、統合型内部情報システムの更新、オンライン申請フォーム作成ツールの展開及び無線LAN環境の拡充、プリンタ更新等を円滑に実施することができた。	令和6年度の人事異動に伴い、所属長推薦のDXリーダーを各グループに設置したほか、情報セキュリティ対策を強化するために実施した外部記録媒体の棚卸について、各DXリーダーの協力を得ることで、円滑に実施することができた。	令和7年度の人事異動に伴い、所属長推薦のDXリーダーを各グループに設置したほか、情報セキュリティ対策のために実施した職員が使用するグループウェアパソコンへの拡張セキュリティ更新プログラム（ESU）の適用について、各DXリーダーの協力を得ることで、円滑に実施することができた。	DXリーダーのデジタルリテラシーの向上に努め、各所属の行政DX推進活動の活性化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	DXリーダーのデジタルリテラシーの向上に努め、各所属の行政DX推進活動の活性化を図る。	政策部DX戦略室
② (12) 3	(12) 情報セキュリティ対策の強化	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施【再掲】	行政DXを推進するため、デジタル技術の特性を理解し、効果的に活用することができる人材を育成する。	DX推進のためのマインドセットの醸成 デジタルリテラシーの向上 情報セキュリティ意識の向上	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	RPAシナリオ作成研修、オフィスソフトの操作研修及び情報セキュリティ研修等を実施することにより、職員のデジタルリテラシーの向上を図った。	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や動画配信によるアプリケーションの操作研修のほか、RPAシナリオ作成研修を実施し、職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。（研修動画配信の視聴数184件）	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や、情報処理技術者試験合格に向けたデジタル人材育成研修等を実施した。また、動画配信によるシステム操作研修、セキュリティ研修を実施したことで職員の情報セキュリティ意識やデジタルリテラシーの向上を図った。 実績（延べ人数） 【eラーニング合計】 33人 【eラーニング以外合計】 328人 うち（【セキュリティ研修合計】 65人） 【研修合計】 361人	新規採用職員に対する情報セキュリティ研修や、情報処理技術者試験合格に向けたデジタル人材育成研修等を実施した。また、動画配信によるシステム操作研修を実施し、デジタルリテラシーの向上を図った。 実績（延べ人数） 【eラーニング合計】 58人 【eラーニング以外合計】 281人 うち【セキュリティ研修合計】 125人 【研修合計】 339人	引き続き、デジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修を継続して実施し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る必要がある。	A 順調に進んだ	デジタル技術の知識及び技能の習得が必然となりつつある中、引き続き、デジタルリテラシー研修及び情報セキュリティ研修を継続して実施し、行政DX推進の核となるデジタル人材の育成を図る。	政策部DX戦略室
② (12) 4	(12) 情報セキュリティ対策の強化	電子行政情報セキュリティポリシーの運用	市が保有する電子行政情報資産を積極的に活用しながら、その管理を徹底し、情報セキュリティの確保に最大限に取り組む。	情報セキュリティの確保	電子行政情報セキュリティポリシーの運用	電子行政情報セキュリティポリシー改定検討	電子行政情報セキュリティポリシー改定検討・調整	電子行政情報セキュリティポリシー調整・改定作業	電子行政情報セキュリティポリシー改定	電子行政情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティを徹底した上で、電子行政情報資産の活用を図った。	情報セキュリティに関し、外部専門家による監査を実施し、本市の電子行政情報セキュリティポリシーについて、改善が必要な事項を明確化することができた。	令和5年度に実施した外部監査結果を踏まえて、電子行政情報セキュリティポリシー改定の検討を行ったほか、10月に改版されたセキュリティポリシーガイドラインの理解に努めた。また、情報セキュリティを強化するため、USBメモリ等外部記録媒体の棚卸を全庁的に実施した。	三重県事業「市町DX推進・人材育成支援事業」を活用し、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に本市の電子行政情報セキュリティポリシーの改定を行った。また、地方自治法の改正による「サイバーセキュリティを確保するための方針」の策定及び公表についても、適切に対応することができた。	改定した電子行政情報セキュリティポリシーについては、職員に浸透させるよう方策を講じる必要がある。また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定に合わせて、適宜内容を見直し、情報セキュリティ対策の改善を図る。	A 順調に進んだ	改定した電子行政情報セキュリティポリシーを職員に浸透させるよう方策を講じるほか、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定に合わせて、適宜内容を見直し、情報セキュリティ対策の改善を図る。	政策部DX戦略室

亀山市行政DX推進計画実績一覧

第3節 市民・地域のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (1) 1	(1) 地域のデジタル化の促進	市民・地域・行政間相互情報交流推進事業	地域まちづくり協議会のホームページによる情報発信を促進する。また、情報共有システムのさらなる活用を促すとともに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入を実現する。	地域まちづくり協議会関係事務の効率化	調査・検討	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	ホームページについては、運用方法の見直しによって更新の頻度が増加した地域や、YouTube、InstagramなどのSNSとの関連付けを行うことで、内容の充実が図れた地域があった。情報交流の仕組みについては、情報共有システムaipoの活用の実実に努めた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域の意見の聞き取りを行った。	ホームページについては、運用方法の見直しや、SNSとの関連付けやQRコードの活用により充実が図れた地域があった。情報交流の仕組みについては、情報共有システムクロジカ（旧称aipo）に貸出可能備品一覧や各地域の事業一覧を掲載するなど充実が図れた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域との調整を行った。	ホームページについては、活用推進のため運用について支援を行った。情報交流の仕組みについては、情報共有システムクロジカ（旧称aipo）に、地域活性化支援事業の改正後の交付金申請様式等を掲載し、事務が円滑に行われるよう更新した。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについては、chatGPT等に代表される生成AIの使い方ガイドを作成し、情報共有システムクロジカへの掲載を行った。	ホームページに加えて、公式LINE、X、YouTube、Instagramなどの情報発信手段の活用が地域によって定着しつつある。情報共有システムクロジカについては、事業に活用されるよう貸出可能備品一覧など掲載情報の更新を行った。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについては、地域のニーズを捉えたシステム導入が図られるよう調整が必要である。		B まずまず 進んだ	各地域まちづくり協議会の事業推進につながる多様な情報発信手段の活用方法について、活用が停滞している地域には引き続き、地域担当職員が運用支援を行っていく。情報共有システムクロジカについて、連携・協働による事業の展開につながるような積極的な情報共有が推進されるよう事務職員等への研修などを実施し、運用支援の充実を図る。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入については、各地域からの意見聞取りにおいて、各地域間のニーズが異なり、システムの導入よりも個別の支援対応を求める声が多数を占めることから、地域のニーズに応じた事務の効率化につながる支援を行っていく。	市民文化部 まちづくり 協働課 地域まちづくり グループ
③ (1) 2	(1) 地域のデジタル化の促進	多言語情報メール配信事業	日本語の情報が理解できない外国人に対し、日常生活に必要な情報を提供する	多様な媒体を介した情報発信の充実	手法の検討、内容の作成	継続	継続	継続	継続	外国人相談窓口を増設し、映像及び電話通訳による多言語対応を充実させた。また、多言語版広報紙を毎月発行するとともにメール配信を行った。	映像及び電話通訳による多言語対応に努めるとともに、多言語版広報紙を毎月発行し、メール配信を行った。	映像及び電話通訳による多言語対応に努めるとともに、R6.6からは従前の紙版の多言語版広報紙に替わり電子版多言語広報「かめやまニュース」として発信し、対応言語が3言語から10言語へと増加した。	外国人からの相談に映像、電話、タブレット端末を用いて多言語で対応することができた。また、電子版多言語広報「かめやまニュース」をインターネット及び専用アプリを介して、10言語による多言語情報の配信を行った。	相談時、問い合わせが重なりと回線が塞がり、通訳者へ繋がらないことがある。	A 順調に進んだ	外国人からの相談に対して様々な媒体を用いて多言語で対応ができる環境が整った。また、市広報を多言語で情報発信することで市全体の情報を周知することが出来た。	市民文化部 文化課 文化・人権グループ
③ (1) 3	(1) 地域のデジタル化の促進	「タベスケ」事業	食品ロス削減を目的に消費者と協力店（食品販売）をマッチングさせるサービス「かめやまタベスケ」を実施する。	食品ロス削減	「タベスケ」導入	「かめやまタベスケ」実施	「かめやまタベスケ」実施	「かめやまタベスケ」実施	「かめやまタベスケ」実施	令和4年9月から食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」を導入し、サービスを開始することができた。	食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」の運用を円滑に進めることができた。 新たにリリースされたアプリ版について、市の公式ホームページ及びSNS（facebook・LINE）にて周知することができた。	「かめやまタベスケ」に関する食品販売事業者向けアンケート調査を実施し、R7年度の継続について検討した。 【R4.9～R6.12実績】 新規協力店舗：6店舗（R4：5店舗、R6：1店舗） 出品数：294件（R4：57件、R5：138件、R6：111件）、 取引成立数：809件（R4：92件、R5：415件、R6：327件） 食品ロス削減量：654,380g（R4：68,610g、R5：294,820g、R6：310,350g） 販売額：1,476,715円（R4：161,745円、R5：743,270円、R6：613,600円）。	食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」の運用を円滑に進めることができた。 「かめやまタベスケ」運営会社による登録促進を促すキャンペーンを実施し、市では公式LINEで周知を行った。新規ユーザーの登録促進にはつながった。 【R7実績】 新規事業者数：0者 新規利用登録者：74人 取引成立数：336件 食品ロス削減量：360,000g 販売額：736,260円 【R4～R7実績】 登録事業者数：6者 利用登録者：1,042人 取引成立数：1,170件 食品ロス削減量：1,033,780g 販売額：2,254,875円	新規事業者の登録が増えない。訪問・説明しても事業者の登録にはつながっていない。	B まずまず 進んだ	一定の成果は出ているものの、引き続き市の実状に応じた必要なサービスであるかの検討を行う。環境基本計画の中で受ける評価や状況を踏まえて、サービス利用停止を含めた利用継続に対する検討を行う。	産業環境部 環境課 廃棄物対策グループ
③ (1) 4	(1) 地域のデジタル化の促進	オンライン会議ツールを活用したオンライン講座の実施	公民館講座やかめやま人キャンパス講座において、オンライン受講可能な講座を実施する。	ICTを活用した講座の開催数 R8 20回	オンライン会議ツールを活用したオンライン講座の実施	継続	継続	継続	継続	かめやま人キャンパス講座において、活動報告、学びのガイドブックへの掲載内容についての意見交換をハイブリッド方式で行った。	かめやま人キャンパスにおいて、YouTube Live等を活用し、オンライン受講可能な講座を実施した。	かめやま人キャンパスを先駆として、オンライン環境が整っている図書館多目的室を拠点とし、デジタル技術（ICT）を活用した講座を実施した。また、情報発信ツールであるLINEアプリ等を活用し、YouTubeによるオンライン配信等として実施した。 かめやま人キャンパス：15回 公民館：1回 合計：16回	かめやま人キャンパスについては、オンライン環境が整っている図書館多目的室を拠点とし、デジタル技術（ICT）を活用した講座を実施した。また、昨年度に引き続き情報発信ツールであるLINEアプリ等を活用し、YouTubeによるオンライン配信等として実施した。 かめやま人キャンパス：12回 公民館：1回 合計：13回	かめやま人キャンパス講座を録画保存したものを再編集し、アーカイブ配信等として実施したが、受講率をあげる必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、かめやま人キャンパス講座において、デジタル技術（ICT）を活用したオンライン受講可能な講座を実施する。	教育委員会 事務局 生涯学習課 社会教育・スポーツグループ

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			担当	
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (2) 1	(2) オープンデータ化の推進	行政情報オープンデータ化の推進【再掲】	市が保有する公共データは、市民共有の財産であるとの認識に立ち、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、市民や地域、事業者が、公共データを活用して新たな事業創造や課題解決ができるよう、個人情報の保護を念頭に置きつつ、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づき、オープンデータ化を拡充します。	国が推奨するデータセットの拡充	オープンデータ化を検討	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	住居番号と土地の地番の対照表のデータを最新のものに更新したほか、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」のうちオープンデータ一覧のオープンデータ化を実施した。	三重県設置のデータ活用推進ワーキンググループに参画し、オープンデータの項目や公開方法の検討等を行い、本市のオープンデータを拡充したほか、本市のオープンデータサイトを多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトへ移設し、利用者の利便性向上を図ることができた。	多くの自治体共同でデータを公開しているカタログサイトを継続して運用し、利用者の利便性向上を図った。また、データの棚卸を実施するとともに、新たにバス情報、小中学校通学区域を新たに公開した。 公開件数 カタログサイト：80件 フォトギャラリー：29件	多くの自治体が共同でデータを公開しているカタログサイトを継続して運用し、利用者の利便性向上を図った。また、データの棚卸しを実施した。 公開件数 カタログサイト：80件 フォトギャラリー：43件	今後も、オープンデータによる行政のデータ活用を通じた諸課題の解決や、AI学習データとしての活用の観点からも、市が保有する公共データのオープンデータ化を一層推進する必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」をはじめとするオープンデータの拡充を図る必要がある。	政策部DX戦略室
③ (2) 2	(2) オープンデータ化の推進	農業委員会サポートシステム	農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般に公開する。これにより、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図る。 令和4年度より「農地情報公開システム」から「農業委員会サポートシステム」へ移行することにより、eMAFF地図において適正な農地情報を公開するよう努める。	農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開することで、担い手への農地の利用集積を推進し、農地の利用促進を図る。	農業委員会サポートシステムの運用	継続	継続	継続	継続	農業委員会サポートシステムへの移行に伴う情報収集に務めた。 また、国が進めるeMAFF上の地番と農地台帳や地番図等を紐づける事業において、データ提供の準備を進めた。	農地台帳の再アップロードや地番図データの提供により、農業委員会サポートシステムに登録されている農地台帳と地図データ（ポリゴンデータ）の紐づけを行った（紐づけ率87％）。	eMAFF地図において適正な農地情報を公開するよう農地台帳の再アップロードを行った。 既存の農地台帳システムの保守サービスが令和7年度で終了することとなり、新規の農地台帳システムの導入の検討を行い、予算措置を行った。	eMAFF地図において適正な農地情報を公開するよう農地台帳の再アップロードを行った。 既存の農地台帳システムの保守サービスが令和7年度で終了するため、令和7年度中に新規の農地台帳システムの導入を行った。	農業委員会サポートシステムやワンデスクシステムの運用に関しては、不都合が多く、現状、活用は難しい。 令和7年度に導入した農地台帳システムを適切に活用し、これまで以上に農地情報を整理し、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図る必要がある。	B まずまず進んだ	導入した農地台帳システムをもとに農地台帳と目標地図の管理を適切に行っていく。 eMAFF地図において適正な農地情報を公開できるように、継続して農地台帳の再アップロードを行っていく。 地域計画や農地バトロール、農地所有者の意向状況等の情報を整理し、担い手等に農地の利用集積が図られるように取り組んでいく。	産業環境部 農林振興課 農林政策グループ（農業委員会事務局）
③ (2) 3	(2) オープンデータ化の推進	亀山市史（ウェブ版）の普及拡大事業	亀山市史のセキュリティの考え方やシステムが影響し、強いセキュリティを設定している外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの考え方やシステムを見直し、同時に利用しやすいウェブページへと再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	ウェブページの改修R5 1件	ウェブページ改修のための仕様策定及び設計					ウェブページ改修のための仕様策定及び設計を実施し、令和5年度の改修実施に向けての改修規模の確認と仕様作成の準備をした	CMSを導入し、SSL対応などウェブページの改修を行った。またページのデザインを見直し、利用しやすいウェブページにするとともに、Adobe Flashの提供終了により利用できなくなった亀山市史の動画等を閲覧できるよう修正を行った。	亀山市史のウェブページ改修については改修箇所が多いため、不具合の解消を保守契約の範囲内で行っており、今まで見られなかった画像が一部見られるようになった。	前年度に引き続き亀山市史のシステムの改善を行うとともに、同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターと共同研究の協定を締結し、博物館資料のデジタル・アーカイブ化に向けて取り組んだ。	亀山市史のウェブページの不具合については、バージョンが古いため、対処療法ではなく根本的な見直しが必要である。また、博物館法の一部改正により、博物館資料のデジタル・アーカイブ化が求められている。	B まずまず進んだ	亀山市史（ウェブ版）の普及と利用の拡大に向け、ウェブページの一部について改善を行うとともに、博学連携により市史の見方や使い方が普及・啓発も行った。今後、ウェブページの不具合をさらに解消するため、根本的な見直しが必要である。	市民文化部 歴史博物館
③ (3) 1	(3) サテライトオフィス等の検討	テレワーク環境の整備検討	地方移住やテレワークへの関心が高まる中、都市部からの移住や仕事を通じた交流の促進に向け、市域におけるテレワーク環境整備の可能性やその手法について検討する。	方向性の決定	検討	検討	方向性の決定	方向性に基づく取り組み	方向性に基づく取り組み	県内で唯一、国のテレワーク交付金を活用しテレワーク施設を整備した名張市を訪問し、事業立案の経緯や事業の現状を確認するとともに施設を見学し、事業化に向け検討を行う上での参考とした。	市が所有する空き家をフィールドとする関係人口創出に向けたワークショップの開催と合わせて、当該空き家を活用したテレワーク施設の整備について、その可能性を検討した。	市が所有する空き家を活用したテレワーク施設の整備については、老朽化が進み、大規模な改修が必要であることから、現状の財政状況では直営での整備は困難であり、また、民間企業等からも事業化に向けた提案や相談が寄せられていないことから、テレワーク施設の整備は事業化に至らなかった。	事業化の可能性を最終的に確認したが、民間企業等からの提案はなく、ワークショップ参加者や移住相談者等への意向確認でも必要は限定的であった。また、対象空き家は老朽化が進み大規模改修が必要であることから、現状の財政状況では整備は困難と判断した。これらを踏まえ、令和7年度をもって検討を終了し、事業化には至らなかった。	民間企業等から事業化に向けた提案がなく、また、ワークショップ参加者や移住相談者等への意向確認でも、現時点で明確な活用意向を把握するには至らなかった。加えて、対象空き家は老朽化が進み大規模改修が必要となるなどの、事業化に向けた環境条件が整わなかった。	D 進まなかった	テレワーク拠点整備は事業化に至らなかったが、地方移住や関係人口の創出といった目的の達成に向けては、既存施設の利活用やオンラインを活用した交流促進など、より実現可能性の高い手法により、地域DXの推進を図る。	政策部政策推進課政策調整グループ
③ (3) 2	(3) サテライトオフィス等の検討	地方型サテライトオフィスの誘致の検討	サテライトオフィスの誘致を目的に、空き家活用など他市の事例の情報収集及びニーズの把握を行う。	・空き家、空き店舗活用 ・雇用創出	他市の事例収集等	・視察を含めた研究 ・方向性を決定	方向性に基づき実施	方向性に基づき実施	方向性に基づき実施	地方創生テレワーク交付金活用事例や他市の事例の情報収集を行った。	先進地視察を行い、本市がサテライトオフィスを開設する場合の課題を考察した。	先進地（松江市）視察を行い、本市がサテライトオフィスを開設する場合の課題を考察した。	コロナ禍が終息した中、サテライトオフィスの需要は延びず、本市での開設に向けた事業者からの話も無く、進捗はなかった。	地方型サテライトオフィスの需要が延びない中、今後も自治体が誘致を進めていくべきなのか検討する必要がある。	D 進まなかった	地方型サテライトオフィスの需要を見極め、必要性が乏しければ検討を打ち切る。	産業環境部 商工観光課 商工業振興グループ
③ (4) 1	(4) Wi-Fi環境の整備	図書館フリーWi-Fi整備	亀山市立図書館の駅前移転（R5.1開館）に合わせ、利用者の利便性向上と研究支援のため、館内利用フリーWi-Fiの整備を行う。	レファレンスなど図書館サービスの基本を実行するため、情報社会に即した環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転（R5.1開館）に合わせ、館内利用フリーWi-Fiの整備を行った。 図書館利用者の利便性が向上した。	館内利用フリーWi-Fiの整備により、図書館利用者の利便性が向上した。	館内利用フリーWi-Fiの整備により、図書館利用者の利便性が向上した。	館内利用フリーWi-Fiの整備により、図書館利用者の利便性が向上した。	回線の容量が逼迫する恐れがあったことから、1日の利用時間を2時間までに設定しているため、利用者からは不十分である旨の意見がある。	A 順調に進んだ	館内利用フリーWi-Fiの利用状況からみて、1日の利用時間の制限を緩和しても回線容量が逼迫する恐れは低いと考えられることから、1日の利用時間の制限を緩和する方向で検討する。	教育委員会 事務局図書館

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (4) 2	(4) Wi-Fi環境の整備	公共施設へのWi-Fi環境の整備の検討	公共施設において、Wi-Fiでのインターネット接続環境を提供し、災害時の情報伝達手段の確保と市民満足度の向上を図る。	インターネット接続環境の提供による市民満足度の向上	一部施設へ導入	その他施設への展開手法の調査・研究	手法の検討	整備計画作成	整備	令和5年1月に開館した新図書館において、利用者向けのWi-Fi環境の構築により、市民満足の向上を図った。	多くの用途でインターネット環境を活用できるよう、持ち運びが可能なモバイルWi-Fiルータを導入した。なお、令和5年度は、マイナポイント設定支援、道路バトロール、能登半島地震の被災者支援業務において、Wi-Fi環境を活用することができた。	持ち運びが可能なモバイルルータについて、継続して利用できるようデータ容量無制限のものに変更をした。また、当該モバイルルータを、マイナ保険証の登録業務で、担当課がタブレットを購入するまでの間、活用することができた。	持ち運びが可能なモバイルルータについては、インターネット環境のない施設等におけるWeb会議の実施や、遠方において一定期間を要する研修を受講する際の通信手段として活用した。	持ち運びが可能なモバイルルータについては、インターネット環境のない公共施設等において多くの職員が活用できるよう、全庁的な貸出体制を整備する必要がある。	B まずまず進んだ	多くの用途・施設でのインターネット環境の活用に向けて、持ち運びが可能なモバイルルータを全庁的に利用できるよう、職員への貸出体制を整備する。	政策部DX戦略室
③ (5) 1	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	防災情報伝達システム構築事業	南海トラフ地震や巨大化する台風、集中豪雨が懸念される中、行政として迅速かつ確かな災害情報の収集及び伝達を行うことで、市民の安心・安全の基盤をつくり、災害に強いまちづくりを推進する。	各種災害情報を幅広く収集し、市民の安全を確保するための情報を迅速に伝達するとともに、伝達手段の重層化により積極的な伝達するシステムを構築する。	方針決定 電波伝搬調査	実施設計	システム整備、一部運用	システム整備完了、運用	運用	○電波伝搬調査 防災行政無線（同報系・移動系）整備に必要である、市役所本庁舎及び関支所からの市内全域への電波・伝搬状況を調査し、整備が可能であることを確認した。 ○整備方針の決定 災害発生時の確実な情報発信、情報弱者（避難行動要支援者）への情報伝達及び収集など基本方針を設定し、具体的な整備項目や整備スケジュール、システムの使用用途などを決定した。	○実施設計 電波伝搬調査の結果を踏まえ、導入可能なシステムを具体的に検討、業務のDX化、情報伝達の重層化が実施可能であることを確認した。 ○整備方針の修正 能登半島地震の教訓の反映等、整備方針の再検討を行い、情報伝達手段の主体を屋外拡声子局から防災アプリを使用した伝達に修正した。	○整備工事 改訂した整備方針に基づき、6月に補正計上、9月に工事契約議決、10月から整備工事に着手した。避難発令判断システムや防災アプリの開発、土砂災害等の災害リスクの高い孤立の恐れのある地域5ヶ所へのデジタルスピーカーの設置工事、システム設備の基礎となる架台や配線等を設置した。	○整備工事 整備方針に基づき令和6年度から整備に着手していた工事を完了した。	防災情報伝達システムを新たに導入したことにより、情報伝達の重層化を図ることができた。	A 順調に進んだ	防災情報伝達システムを新たに導入したことにより、情報伝達の重層化を図ることができたため。	防災安全課 防災安全グループ
③ (5) 2	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	メール配信システムの運用	安心で、安全なまちづくりに向け、防災・防犯・気象警報・市からのお知らせ等をあらかじめメールアドレスを登録したユーザーに配信する。また、非常時における職員参集メールや、幼稚園、保育園、小・中学校等において、保護者等に連絡メールを配信する。（安心めーる、幼・保・学校メール、職員参集メール）	メール配信システムの運用による安心・安全なまちづくり	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	「緊急情報、防犯情報、イベント情報、お知らせ、気象情報」等、121件の「かめやま・安心めーる」を配信した。なお、令和4年度末の登録者数は、4,917人である。	「緊急情報、防犯情報、イベント情報、お知らせ、気象情報」等、121件の「かめやま・安心めーる」を配信したほか、公式Lineの導入に伴い、配信に至る業務フローの整理を行った。（令和5年度末の登録者数：4,831人） また、幼・保・学校等において、1,340件の連絡メールを配信した。（令和5年度末の登録者数：6,429人）	「緊急情報、防犯情報、イベント情報、お知らせ、気象情報」等、149件の「かめやま・安心めーる」を配信した。（令和6年度末の登録者数：4,795人）また、幼・保・学校等において、件の連絡メールを配信した。（令和6年度末の登録者数：6,429人）	「緊急情報、防犯情報、イベント情報、お知らせ、気象情報」等、177件の「かめやま・安心めーる」を配信した。（令和7年度末の登録者数：4,730人）また、幼・保・学校等において、131件の連絡メールを配信した。（令和7年度末の登録者数：6,600人）	他の情報伝達手段に対する「メール配信システム」の位置づけ等について、適宜整理を行う必要がある。	A 順調に進んだ	安心で安全なまちづくりに向け、防災・防犯・気象警報・市からのお知らせ等を配信する。なお、職員参集メール及び幼稚園、保育園、小・中学校等の保護者等に対する連絡メールについては、それぞれの担当部署が別途導入したシステムにより継続的に実施する。	政策部DX戦略室
③ (5) 3	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	津・鈴鹿・亀山3市消防指令業務共同運用事業	津市・鈴鹿市・亀山市の3市での法定協議会を設立し、消防指令センターの共同運用に向け、設計業務及び整備工事を行う。	3市で消防指令センターを共同運用することで、広域的な災害対応や初動体制の強化、人員の効率的な運用等、消防行政サービスの向上を図るとともに、運営に係る経費の低廉化を図る。	連携・協力実施計画の策定、法定協議会の設立	実施設計	整備工事	整備工事	本格運用開始	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力実施計画を策定した。 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会を設置した。	消防指令業務共同運用実施設計業務委託を完了した。 津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に分科会を設置し、諸課題について検討を進めた。	整備工事の開始に伴い、3市と受注者において作業部会を設置し、詳細な検討を行うとともに、昨年度に設置した分科会では、多岐にわたる専門性の高い事務について調整を進めている。	三重中央消防指令センターの整備工事が完了した。 また、引き続き分科会において、多岐にわたる専門性の高い事務について調整を行った。	広域的な災害対応や初動体制の強化、人員の効率的な運用等、消防行政サービスの向上を図る体制を整えることができた。また、整備費用においても低廉化を図ることができた。	A 順調に進んだ	津市、鈴鹿市、亀山市で法定協議会を設立し、消防指令センターを共同運用することで、広域的な災害対応や初動体制の強化、人員の効率的な運用等、消防行政サービスの向上を図る体制を整えることができた。また、整備費用においても低廉化を図ることができた。	消防本部消防総務課消防総務グループ
③ (6) 1	(6) 情報格差への対応	デジタル・ディバイドを解消するための学びの機会の創出	公民館講座やかめやまキャンパス講座において、デジタル・ディバイドを解消するための講座を企画・実施する。	デジタル・ディバイドを解消するための講座の開催数 R8 20回	デジタル・ディバイドを解消するための講座の実施	継続	継続	継続	継続	かめやま人キャンパス講座において、活動報告、学びのガイドブックへの掲載内容についての意見交換をハイブリッド方式で行った。	公民館講座では、デジタルディバイド解消につながる講座を併せて実施した。また、かめやま人キャンパスでは、SNSやCANVA・ChatGPTといったツールの活用について学べる講座を実施した。	公民館講座では、デジタルディバイド解消につながる講座を実施し、かめやま人キャンパスでは、SNSやCANVAといったツールの活用について学べる講座を継続実施した。また、各コミュニティセンターでの講座実施時等には、アプリ d eウェルネス推進事業（健康政策課）などの啓発等も行った。 かめやま人キャンパス：4回 公民館：19回 合計：23回	公民館講座では、デジタルディバイド解消につながる講座を実施した。また、かめやま人キャンパスでは、AIの活用について学べる講座を実施した。 かめやま人キャンパス：1回 公民館：12回 合計：13回	公民館講座を継続実施していくにあたり、専門性を有する人材の確保が必要である。また、今後デジタル・ディバイドを解消するための講座を継続実施していくためには、専門知識を有する人材確保が課題である。	A 順調に進んだ	引き続き、公民館講座やかめやま人キャンパス講座において、デジタル・ディバイドを解消するための講座を企画・実施する。	教育委員会 事務局生涯学習課社会教育・スポーツグループ
③ (6) 2	(6) 情報格差への対応	図書館貸出タブレット端末整備【再掲】	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションの目的ため、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与及びレファレンスサービスを行う。（イニシャルのみ生涯学習課の主要事業）	レファレンスなど図書館サービスの基本を実行するため、情報社会に即した環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、タブレット端末を整備し、館内貸与を行っている。	タブレット端末を整備により、館内貸与を行っている。	整備したタブレット端末で館内貸与を行っている。 令和6年度貸出実績59件	整備したタブレット端末で館内貸与を行っている。 令和7年度貸出実績 124件	端末の貸出利用はあるが、レファレンスにつながっていないため、活用を広げていく必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き館内貸出の運用を行っていく。レファレンスや図書館情報システムのweb機能の説明などに活用の用途を広げていく。	教育委員会 事務局図書館

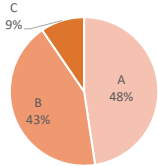
No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和４年度	令和５年度	令和6年度	令和7年度				担当
										取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (6) 3	(6) 情報格差への対応	電子図書館整備	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションのため、電子図書館を整備、電子図書の貸与を行う。（イニシャルのみ生涯学習課の主要事業）	利用者の利便性向上。 来館が困難である方などへのサービスを充実させる。 利用者のパソコン・スマホや、館内貸出端末から電子図書館にアクセス、電子図書を借りることができるよう電子図書館を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、電子図書館を整備し、電子図書の貸与を行った。 利用案内(バスファインダー)を作成し、図書館見学の小学生などに配布、広報誌・行政情報番組での広報を行い、利用促進を行った。	電子図書を整備し、電子図書の貸与を行った。 利用案内(バスファインダー)を、図書館見学の小学生などに配布、公民館講座で利用案内や操作説明、広報紙・行政情報番組での周知による利用促進を図った。	電子図書を整備し、電子図書の貸与を行っている。令和6年11月からは市内小中学校との連携により、授業等での活用も開始し、児童・生徒への情報活用能力育成にも資する取組が進んでいる。広報紙・バスファインダー等を通じた周知を行い、利用促進を図った。	電子図書を整備し、電子図書の貸与を行っている。令和6年11月からは市内小中学校との連携により、授業等での活用も開始し、児童・生徒への情報活用能力育成にも資する取組が進んでいる。	電子図書館の認知度の向上及び利用方法の周知を継続して行う必要がある。	A 順調に進んだ	電子図書の整備及び電子図書館の運用を引き続き行っていく。 利用案内資料や講座を活用し、認知と利用の拡大を図る。あわせて学校教育や市民講座等との連携を強め、多様な世代に向けた利用促進を行う。	教育委員会 事務局図書館

基本方針別評価

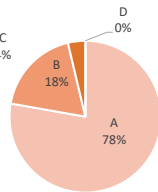
評価区分 \ 節	第 1 節 行政サービスのDX	第 2 節 行政経営のDX	第 3 節市民・地域のDX	合計	割合
A 順調に進んだ	10	42	9	61	66.3%
B まずまず進んだ	9	10	6	25	27.2%
C あまり進まなかった	2	2	0	4	4.3%
D 進まなかった	0	0	2	2	2.2%
計	21	54	17	92	100%

※全体の取組数としては85だが、再掲があるため、のべ92となる

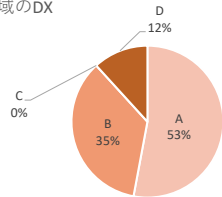
第 1 節 行政サービスのDX



第 2 節 行政経営のDX



第 3 節市民・地域のDX



第3次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書(令和7年度)

(総務財政部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ～ R 7 年度																													
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画及び後期基本計画の「行政経営 持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第2次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。																													
目的・概要	『市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換』を図っていくことを目的として、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。																													
計画の骨格	本大綱の体系は、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を図っていくことを目的として、4つの目標及び15の重点方針を設定し、後期実施計画(R5～R7)に78の具体的取組を掲げている。 <table><tr><th colspan="3">【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換</th></tr><tr><th colspan="2">目 標</th><th>重 点 方 針</th></tr><tr><td rowspan="5">Ⅰ</td><td rowspan="5">行政システムの改革</td><td>1. ICTを活用した市民サービスの提供</td></tr><tr><td>2. 事務事業構築手法の確立</td></tr><tr><td>3. 働き方改革の推進</td></tr><tr><td>4. 人財育成システムの改革</td></tr><tr><td>5. 新たな公文書管理の改革</td></tr><tr><td rowspan="3">Ⅱ</td><td rowspan="3">財政運営の強化</td><td>6. 歳入確保の推進</td></tr><tr><td>7. 歳出の節減・重点化</td></tr><tr><td>8. 特別会計・企業会計等の経営健全化</td></tr><tr><td rowspan="4">Ⅲ</td><td rowspan="4">既成概念からの脱却</td><td>9. 公有資産マネジメントの推進</td></tr><tr><td>10. 事務事業のスクラップ&ビルド</td></tr><tr><td>11. PPP（官民連携）の導入促進</td></tr><tr><td>12. 新たな自治体間連携の検討</td></tr><tr><td rowspan="3">Ⅳ</td><td rowspan="3">市民総活躍によるまちづくり</td><td>13. 地域まちづくり協議会の運営支援</td></tr><tr><td>14. 共助による支え合いの基盤の強化</td></tr><tr><td>15. 協働事業の推進</td></tr></table>	【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換			目 標		重 点 方 針	Ⅰ	行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	2. 事務事業構築手法の確立	3. 働き方改革の推進	4. 人財育成システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	Ⅱ	財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	7. 歳出の節減・重点化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	Ⅲ	既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	11. PPP（官民連携）の導入促進	12. 新たな自治体間連携の検討	Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援	14. 共助による支え合いの基盤の強化	15. 協働事業の推進
【目的】 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換																														
目 標		重 点 方 針																												
Ⅰ	行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供																												
		2. 事務事業構築手法の確立																												
		3. 働き方改革の推進																												
		4. 人財育成システムの改革																												
		5. 新たな公文書管理の改革																												
Ⅱ	財政運営の強化	6. 歳入確保の推進																												
		7. 歳出の節減・重点化																												
		8. 特別会計・企業会計等の経営健全化																												
Ⅲ	既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進																												
		10. 事務事業のスクラップ&ビルド																												
		11. PPP（官民連携）の導入促進																												
		12. 新たな自治体間連携の検討																												
Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援																												
		14. 共助による支え合いの基盤の強化																												
		15. 協働事業の推進																												

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値 (R6)	目標値
		単位			
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和7年度は、第3次亀山市行財政改革大綱(令和2年度～令和7年度)における、行財政改革大綱後期実施計画(令和5年度～令和7年度)の最終年度として、76の具体的取組の着実な推進を図るため、各取組状況を確認するなど進捗管理に努めた。
成果	①「行政システムの改革」として、RPAのシナリオ数を増やすとともに、AI-OCRの活用や生成AIの試行運用を開始するなど効率的な働き方の環境整備を進めた。 ②「財政運営の強化」として、6つの補助金について交付対象や補助額の見直しを行い、令和8年度から反映することとした。 ③「既成概念からの脱却」として、プール授業について、2校で学校外プールの活用、1校で民間施設の活用を試験的に開始し、小学校プール授業の民間施設活用を進めた。 ④「市民総活躍によるまちづくり」として、地域づくりに関する様々な研修を実施し、研修受講者から新たに2名が地域まちづくり協議会役員に就任した。また、自主防災組織に関する行政出前講座の開催等により、1自治会が新たに自主防災組織を結成した。
総合計画推進への寄与度	行財政改革大綱後期実施計画に位置付ける取り組みの推進により、持続性を保つ健全な財政運営を意識した上で、第2次総合計画後期基本計画に位置付ける施策の推進に寄与した。

反省点・課題	財政調整基金残高について、第3次亀山市行財政改革大綱の目標指標である「令和7年度末財政調整基金残高:20億円以上」に対し、令和7年度末の残高は約17億7千万円となった。財政調整基金残高は前年度から増加したが、目標の達成には至らなかった。
--------	--

今後の方向性	令和8年3月に策定した第4次行財政改革大綱取組の着実な推進により、次代へつなぐ持続可能な行財政運営の確立を図る。特に令和8年度は、「財政構造改革骨太方針2024」における集中改革期間の最終年度であるため、本大綱と連携し、持続可能な財政基盤の確立を目指す。
--------	---

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 （R5～R7）	目標指標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和5～7年度				
※No	名称			正	副					年度末実績 （具体的な取組の状況）	年度末実績 （具体的な取組の状況）	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績 （具体的な取組の状況）	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績 （令和7年度末）	課題・問題点	取組の統括評価
1	全庁的なAI・RPA等の導入推進	行政システムの改革	1．ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX推進室長	政策部DX推進室	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、行政サービスの多様化・複雑化が予想される中、的確なサービスを提供し難いと考えられる。そのためには、デジタル技術を活用し、業務の効率化を図る必要がある。	AIやRPA等のデジタル技術を活用し、効果の高い定型作業において、業務工程の一部への導入を図る。また、最新のAI技術について調査・研究を行う。	AI・RPA等の導入件数：20件（累計）	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報システムを扱う一部の職員に対して実業務を想定したシナリオ作成研修を行い、RPA対象業務の拡充を図った。	RPA活用の拡充に向けて、これまで主に展開してきた住民情報を取り扱う業務に加え、内部事務の分野へも広げることとし、内部事務に属する職員のスキルアップを図るとともに、生成AI等新たなデジタル技術の展開による、更なる事務効率化を図る必要がある。	対象業務の拡大や業務プロセスの変更等の際には、実施担当者からRPAのシナリオ作成や変更ができるスキルが求められるため、RPAを十分に活用できる人材の育成を図る必要がある。また、生成AI等新たなデジタル技術の展開による、更なる事務効率化を図る必要がある。	50%	RPAシナリオ作成 作成済シナリオの本格稼働 RPA導入の効果検証 最新AI技術の導入検討	RPAについては、DX期間の職員による伴走型支援を実施し、新たに4業務でシナリオを作成した。なお、うち3業務についてはAI-OCRを活用して作業効率化を図った。また、RPAツールとの連携の一部を自治体専用のプラットフォームへ移行し、使用できる職員の拡大と利便性の向上を図った。一方、AIの利用については、AI議事録作成支援システムの活用により、議事録作成等の効率化を図った。また、生成AIについては、令和7年7月より試行運用を開始した。	75%	RPAについては、一部の職員に対して実務を想定したシナリオ作成研修を毎年実施し、活用能力の向上を図ったほか、令和7年度には、DX期間の職員による伴走型支援を実施し、継続的な支援体制を整える必要がある。一方、AIの活用については、AI議事録作成支援システムの導入・活用により、事務効率化を図ったほか、生成AIについては、導入に向けたワーキンググループにおいてシステム選定と運用ルールの検討を行った上で、令和7年7月に試行運用を開始した。	RPA本格稼働は、軽自動車税引額控除等の2件の個人住民税については、RPAで自動化することで、作業時間の短縮に繋げるものであるが、作業内容によってはRPAに適さないものも判明した。	RPAの1層の展開については、対象業務の拡大や業務プロセスの変更等に応じて、実施担当職員が自らシナリオを作成・改修できるスキルが不可欠であるため、支援を受けるデジタル人材の育成・確保に努めつつ、継続的な支援体制を整える必要がある。一方、AIの活用については、生成AIの試行運用の後継を実施し、運用ルール等の再検討を行う必要があるほか、生成AIの活用定着に向けて、職員研修の継続的な実施の方策を講じる必要がある。なお、こうした課題の解決をする取組として、外部デジタル人材の活用を検討する。	B:まずまずの成果が得られた
2	課税業務へのAI・RPA等の導入	行政システムの改革	1．ICTを活用した市民サービスの提供	総務財政局長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ、資産税グループ	税に関する業務において、基幹システムへの入力などで、基幹システムの効率化のため、軽自動車税、固定資産税の一部業務にRPAを導入した。一方、個人市民税の一部業務については、RPAが効果的でないことが判明したため、それに代わる新たな業務の検討が必要である。	定期的作業となる基幹システムへの入力をRPAで自動化することで、作業時間の短縮を図る。	RPA本格稼働：7件（累計）	軽自動車税については、2,625件で約44時間の作業時間短縮となった。また、償却資産については、737件で約25時間の作業時間短縮に繋がることができた。なお、個人市民税関係については、シナリオ作成までは終了しているが実行には至っていない。	軽自動車税については、2,590件で約44時間の作業時間短縮となった。また、償却資産については、793件で約26時間の作業短縮となった。個人市民税関係については、特別徴収に係る異動届出書は紙ベースで提出されるため、RPA処理後に手入力データ修正が必要であり逆に作業時間が増加したためRPA処理に適さないことが判明した。	軽自動車税のようにデータ化されたものをRPAで処理する場合は効果的であるが、個人市民税のように紙ベースで提出されるデータは、機械的に単純処理できない場合がある。特別徴収に係る異動届出書は紙ベースで提出されるため、RPA処理後に手入力データ修正が必要であり逆に作業時間が増加したためRPA処理に適さないことが判明した。	75%	継続及び更なる検討	軽自動車税については、2,607件で約60時間の作業時間短縮となった。また、償却資産については、849件で約28時間の作業短縮となった。なお、紙ベースで提出される資料は、機械的に単純処理できない場合があり、特に特別徴収に係る異動届出書は紙ベースで提出されるため、RPA処理後手入力データ修正する必要がありRPA処理実施は10件となった。	75%	定期的作業となる基幹システムへの入力をRPAで自動化することで、作業時間の短縮に繋げるものであるが、作業内容によってはRPAに適さないものも判明した。	RPA本格稼働は、軽自動車税引額控除等の2件の個人住民税については、RPAで自動化することで、作業時間の短縮に繋げるものであるが、作業内容によってはRPAに適さないものも判明した。	税目によりRPA処理向き、不向きがあるため定期的作業を全てRPAすることは困難である。	B:まずまずの成果が得られた
3	マイナンバーカードの取得率向上	行政システムの改革	1．ICTを活用した市民サービスの提供	市民文化部長	市民課長	市民文化都市市民課戸籍住民グループ	デジタル社会の実現に向けた「重なり計画」により、マイナンバーカードの普及と利用の推進を図る必要がある。	マイナンバーカードの申請・交付機会の拡大に取り組むとともに法改正に伴うシステムの改善を行う。	市内4郵便局のマイナンバーカード出張申請のほか、自宅や高齢者施設への個別訪問を行うことにより、取得率向上に務めた。取扱い業務として17件にとどまった。また、転出・転入ワンストップサービスを利用した転出届は、127件の実績があった。	市内4郵便局のマイナンバーカード出張申請のほか、自宅や高齢者施設への個別訪問を行うことにより、取得率向上に務めた。取扱い業務として17件にとどまった。また、転出・転入ワンストップサービスを利用した転出届は、269件の実績があった。	令和7年度から9年度にかけて多くの方がマイナンバーカードの更新時期を迎えることから、窓口の混雑が想定されることがあり、取得率向上に務める必要がある。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に続き、運転免許証の一体化が始まり、カード未持所有者の申請や交付が増加することが見込まれる。現在、留外の人々の一体化も始まることとされており、窓口における外国人の申請が増えることが見込まれる。	75%	取得率向上に向けた取組及び転入転出ワンストップサービスの推進（取得率：90%）	商業施設等におけるマイナンバーカード出張申請受付に加え、高齢者施設・自宅への個別訪問等により、取得率向上に務めた。取得率については一定水準以上に到達しており、申請数も100%を上回る状況であることから、制度開始当初のような数値上でも顕著な変化はなかったが、未取得者や要支援者への対応に重点を移した運用へ移行していった。	100%	郵便局の申請受付、出張申請、個別訪問等の申請受付と併せて、取得率向上に務めた。取得率については一定水準以上に到達しており、申請数も100%を上回る状況にある。	取得率が高水準となった現状では、新規申請の大幅増による成果が表れにくく、今後は更新のほかに暗証番号の再設定や初期顔写真の再撮影が多様化・高度化するなどが考えられる。高齢者や障害のある方、訪ねて困難な住民への支援は引き続き必要であり、訪問支援などの連携の維持が課題である。	A:十分な成果が得られた		
4	保育現場におけるICT機器等の活用	行政システムの改革	1．ICTを活用した市民サービスの提供	子ども未来部長	子ども政策課長	子ども未来部保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズの高まりが加速する一方で、保育士不足の深刻化にもなり、保育現場で働く保育士の労働環境を改善するため、業務の負担軽減が求められている。	保育現場へのICT機器等の導入により効率的な業務管理を行うことで、保育士の労働環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮を目指す。	保育準備等に要する時間外勤務の削減（R3年度比：10%削減）	公立の全13園でシステムの本格運用を開始した。システムについては、園児の登降検閲管理から開始し、園の状況に応じて通信の配信などのオプション機能を拡充した。	各園においてシステムの活用状況を調査し、現状把握と情報を共有した。園の状況に応じて通信の配信などのオプション機能を拡充した。	各園でシステムの活用状況に差が生じていることから、職員の業務負担軽減のために活用状況等の情報共有や操作トレーニング等を設定する必要がある。全13園（正規職員）の活用状況は、R5年度：2,065時間（R4年度比：95%）	50%	保育士の労働環境の改善及び労働時間の短縮の継続	公園園でのシステムの本格運用を開始し、各園でのシステムの統一した活用に向けての検討を進めた。一部の機能については研究会を行うことで活用を促進した。また、システムの研修機会を用い、オンライン研修を行うことで研修の機会の充実及び効果的な実施につなげた。また、おたふくインフルエンザの予防接種を拡充した。	75%	公園園でのシステムの本格運用を開始し、各園でのシステムの統一した活用に向けての検討を進めた。一部の機能については研究会を行うことで活用を促進した。また、システムの研修機会を用い、オンライン研修を行うことで研修の機会の充実及び効果的な実施につなげた。また、おたふくインフルエンザの予防接種を拡充した。	保育準備等に要する時間外勤務の削減（R3年度比：7.8%）	システムの構築について、各園で差があることから、活用状況を情報共有し、機能の統一した活用や機種の統一化のため、機能的なシステムでの検討が必要である。キャッシュレス決済についても検討を行い、様々な機能の活用を行うことで事務の効率化を速める必要がある。	A:十分な成果が得られた
5	市公式LINEの導入	行政システムの改革	1．ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	広報課長	政策部広報課広報グループ	幅広い世代の人がいつでもどこでも自分のニーズにあった市政情報を得ることができるよう、情報発信の多様化を図る必要がある。	日本での利用率が高いSNS「LINE」を導入し、プッシュ通知やチャットボットによる自動応答などの機能を活用し、情報発信の多様化を図る。	登録者数：5,000人	利用者が受信情報を選択できるセグメント配信機能や道路・公園の掲載等を報告できる通報アプリのほか、市ホームページの各種機能へアクセスしやすいメニューを備えたLINE公式アカウントを構築し、令和6年3月から試行運用を開始した。（試行期間の友だち登録数は1,445人）	利用者が受信情報を選択できるセグメント配信機能や道路・公園の掲載等を報告できる通報システムのほか、市ホームページの各種機能へアクセスしやすいメニューを備えた市公式LINEを活用した。友だち登録数は3,585人（令和7年3月末時点）。	市公式LINE公式を利用して、個人のニーズに応じて、より多くの利用者に情報を入手できるように、配信内容の充実と配信の取り組む必要がある。併せて、友だち登録数の増加に向けて、機会を捉えた周知が必要である。	75%	運用管理（登録者数：5,000人）	利用者が受信情報を選択できるセグメント配信機能や道路・公園の掲載等を報告できる通報システム、市ホームページのアクセラを構築し、メニューを備えた市公式LINEを活用した。友だち登録数は5,270人となり、プッシュ型で効果的に情報発信できる媒体として定着している。	100%	市公式LINEの開設・運用により、市政情報や防災、子育て、イベント情報などを迅速に届けたいというニーズを、市民の必要な情報へアクセスしやすい環境づくりにつなげた。友だち登録数は5,270人となり、プッシュ型で効果的に情報発信できる媒体として定着している。	市公式LINEの機能拡充と情報配信の最適化を進めてきたが、配信内容の充実や電子申請の拡大、友だち登録の増加に向けた取り組みが引き続き必要であり、多くの市民が活用できる環境づくりに求められる。	A:十分な成果が得られた	
6	行政手続のオンライン申請等の推進	行政システムの改革	1．ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX推進室長	政策部DX推進室	マイナンバーカードの普及と利用の推進を図る必要がある。	マイナンバーカードの申請・交付機会の拡大に取り組むとともに法改正に伴うシステムの改善を行う。	オンライン手続可能な手続件数：20件（累計）	びたりサービスについて、子育て関係（手続、消防関係8手続をオンライン化した）、合計20手続に拡充した。また、新たに導入した電子申請フォーム作成ツールを活用し、検診申請等のオンライン化を図り、利用者の利便性向上と業務の効率化を図った。	びたりサービスについて、本市で実施している20手続の維持管理に努めたほか、拡充に向けて実施担当者等と協議を行った。また、オンライン手続のさらなる拡充に資する取組として、行政手続の簡便化を図るとともに、行政手続の質の向上を図るべく、									
7	電子入札の導入	行政システムの改革	1．ICTを活用した市民サービスの提供	総務財政局長	財務課長	総務財政部財政課契約管理グループ	電子入札システムを導入することにより、事務の効率化を図るとともに、入札に係る手続きを迅速化及び簡素化し、市民サービスの向上を図る必要がある。	本市に見合った運用方法や財源等について調査・検討を行い、電子入札システムを導入し、適正な運用を図る。	電子入札システムの導入	電子入札システムの導入及び維持管理に要する経費や導入によるメリット、段階的な導入の必要性等について検討した。	システム導入による費用対効果や財政負担を踏まえ、導入時期等について検討する必要がある。また、システム導入により削減できる人件費等を定量化した上で、導入の必要性等を検討した。	システム導入による費用対効果や財政負担を踏まえ、導入時期等について検討する必要がある。また、システム導入により削減できる人件費等を定量化した上で、導入の必要性等を検討した。	25%	電子入札システムの本格運用（対象の拡充）	電子入札システムの導入に向けて、システム業者のデモンストラレーションやヒアリング等も行った。導入手法やシステム導入及び運用経費について調査・検討し、本市に見合った段階的な導入手法やシステム導入による費用対効果について整理した。	25%	電子入札システムの導入に向けて、システム業者のデモンストラレーションやヒアリング等も行った。導入手法やシステム導入及び運用経費について調査・検討し、本市に見合った段階的な導入手法やシステム導入による費用対効果について整理した。	システム導入による費用対効果や財政負担を踏まえ、導入時期について検討する必要がある。また、システムを効率的に利用するに当たり、財務課において契約事務を一元化するなど全庁的な業務分担の見直しや諸規則の改正を併せて検討する必要がある。	C:あまり成果が得られなかった	
8	健康マイレージ事業のデジタル化	行政システムの改革	1．ICTを活用した市民サービスの提供	健康福祉部長	健康政策課長	健康福祉部健康政策課健康都市推進グループ	健康意識の向上を目的とした健康マイレージ事業は、参加者の多くが健康活動の記録化やポイント付与などの機能に乏しいことから、全ての世代がより参加しやすい環境づくりと、自身の健康情報を活用できるため、現在のアナログ方式をデジタル方式へと転換させる必要がある。	現在の健康マイレージ事業は令和5年度限りで終了し、健康活動や健康情報の数値化やポイント付与などの機能に乏しいことから、全ての世代がより参加しやすい環境づくりと、自身の健康情報を活用できるため、現在のアナログ方式をデジタル方式へと転換させる必要がある。	アプリケーションをダウンロードした累積人数：1,800人	・従来の紙媒体での「かめや健康マイレージ」はR4年度で終了とし、R5.4にアプリ導入契約を締結し、R5.8に職員等による試行運用を開始し、R5.9より一般運用を開始した。 ・参加者数は令和5年度末で1,555人（R6末目標：1,500人）となり、紙媒体で実施していたよりもおよそ3倍程度参加者が増加し、市民の健康増進に大きく寄与した。 ・地域と協働で作成したウォーキングマップは、ペーパーレス化の促進や印刷製本費の削減から、アプリ内に反映し、個人活用できる環境を整えた。	・アプリ使用者とアプリ非使用者の両方を対象に個人の健康増進を目的として、ウォーキングを主体とした運動・スポーツの習慣化を促進するための働きかけを行う必要がある。 ・ウォーキングマップの周知啓発を行うためのイベント開催や主に高齢者向きウォーキングコース活用方法のアプリ活用説明会を随時開催する必要がある。 ・各地域まちづくり協議会にウォーキングマップを配布し、地域のイベントでの使用を促す必要がある。	・アプリの運用を継続することで、全世代が主体的に健康活動へ取り組みやすい環境を構築できた。 ・3年間運用した事業の検証の結果、事業（アプリ運用）を継続する方針を決定した。 ・事業PRに併せて、健康都市連合日本支部会員の特産品や白山ブランド認定品、健康器具を品として抽選を実施し、参加促進を図った。あわせて、主催イベントについても参加者のポイント付与対象とすることで、参加意欲の向上につなげた。	100%	事業の運用を継続 より多くの参加のための事業PR及び周知 3年間を満了した事業の検証	・アプリの運用を継続することで、全世代が主体的に健康活動へ取り組みやすい環境を構築できた。 ・3年間運用した事業の検証の結果、事業（アプリ運用）を継続する方針を決定した。 ・事業PRに併せて、健康都市連合日本支部会員の特産品や白山ブランド認定品、健康器具を品として抽選を実施し、参加促進を図った。あわせて、主催イベントについても参加者のポイント付与対象とすることで、参加意欲の向上につなげた。	100%	・令和5年度にデジタル化した健康マイレージ事業について、けたこうマイレージアプリの安定運用を継続し、周知啓発や参加促進策（特産品交流・抽選等）を実施するなど、全世代が主体的に健康活動へ参加しやすい環境を整備した。これにより、市民が日常の健康活動の記録や健康増進に活用し、健康づくりに継続して取り組み、取組の定着や機会の拡大に寄与した。 ・アプリによるポイント管理や集計等の事務の効率化を進めるとともに、健康経営支援制度登録事業所等との連携を通じて、個人と事業所双方への健康づくりの働きかけを行える環境を構築し、事業所を通じた従業員（若年層）の参加促進にもつながった。	・令和5年度にデジタル化した健康マイレージ事業について、けたこうマイレージアプリの安定運用を継続し、周知啓発や参加促進策（特産品交流・抽選等）を実施するなど、全世代が主体的に健康活動へ参加しやすい環境を整備した。これにより、市民が日常の健康活動の記録や健康増進に活用し、健康づくりに継続して取り組み、取組の定着や機会の拡大に寄与した。 ・アプリによるポイント管理や集計等の事務の効率化を進めるとともに、健康経営支援制度登録事業所等との連携を通じて、個人と事業所双方への健康づくりの働きかけを行える環境を構築し、事業所を通じた従業員（若年層）の参加促進にもつながった。	・令和5年度にデジタル化した健康マイレージ事業について、けたこうマイレージアプリの安定運用を継続し、周知啓発や参加促進策（特産品交流・抽選等）を実施するなど、全世代が主体的に健康活動へ参加しやすい環境を整備した。これにより、市民が日常の健康活動の記録や健康増進に活用し、健康づくりに継続して取り組み、取組の定着や機会の拡大に寄与した。 ・アプリによるポイント管理や集計等の事務の効率化を進めるとともに、健康経営支援制度登録事業所等との連携を通じて、個人と事業所双方への健康づくりの働きかけを行える環境を構築し、事業所を通じた従業員（若年層）の参加促進にもつながった。	A:十分な成果が得られた
9	デジタル技術を活用した有害獣害対策	行政システムの改革	1．ICTを活用した市民サービスの提供	産業環境部長	生物多様性対策室長	産業環境部生物多様性対策室	有害獣害による農作物（家庭菜園含む）などの被害が多発している中、捕獲従事者の高齢化が進み、有害獣害の捕獲が困難な状況にある。そのため、ICTを活用し、努力の軽減を図ることの積極的な取組を市民に提供する必要があります。	ICTを活用した捕獲を行い、効果を検証し、必要に応じて機器の導入を増やす。	ICT機器の導入 件数：30台	長距離無線ネットワークシステムの導入（機器導入数10台）	GPSを活用した獣害リスクマップの作成に取り組んでおり、作成後はこれと合わせて効率的な有害獣害の捕獲を進める。	100%	継続及び効果検証 （機器導入数：10台）	捕獲従事者の高齢化に対応するため、長距離無線ネットワークシステムを導入し、システム利用者の捕獲権の見回り負担を軽減することができた。今後継続する。	100%	捕獲従事者の高齢化に対応するため、長距離無線ネットワークシステムを導入し、システム利用者の捕獲権の見回り負担を軽減することができた。今後継続する。	ICT機器の導入を行い、システム利用者の捕獲権の見回り負担を軽減することができた。	捕獲従事者の高齢化に対応するため、ICT機器を活用することで、効率的な捕獲活動を行うことが必要である。また、高齢化に加え捕獲従事者数は微減傾向にあり、有害獣害による農作物（家庭菜園含む）等の被害対策を進めるため、今後継続してICT機器を導入していく必要がある。	A:十分な成果が得られた	
10	行政評価システムの改善	行政システムの改革	2．事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	効率的な予算配分を図り、効果的な施策推進を図るため、これまで施策の効率的かつ効果的な推進や、事業のスクラップアンドビルドに資する効果的な事務事業の採択・再編手法の確立など、システムの見直しや充実を図ってきた。今後においても、現行の行政評価システムについて、手段が目的化することのないよう継続的な検証と見直しが必要である。	現行の行政評価システムを検証し、事務事業と効果のバランスを踏まえ、より効果的な行政評価システムへの改善を行う。	行政評価システムの改善	令和5年度に改訂した行政評価システムにより、令和4年度決算にかかわる評価を実施することにより、主としてハード事業に関する評価基準等について検証を行った。	よりシリアルで効果的な評価システムを実施した。市議会に意見も踏まえ、順次改訂に向けたことにより、より効果的な評価を実施できているとともに、事務負担の軽減も図れた。今後も、より適切な評価につなげるよう、課題の検証を行っていく。	75%	第3次総合計画の実施に向けた評価の改善	令和5年度は、改訂した行政評価システムにより評価を実施し、ハード事業の評価基準等を検証した。令和6年度は、議会意見を踏まえ、実施中のハード事業については年度ごとに進捗評価するよう行政評価実施マニュアルを改訂した。令和7年度は、これまでの運用を通じて行政評価システムの課題を整理し、令和8年度を期して第3次総合計画前期基本計画における新たな行政評価システムの構築に向けた基礎を整えた。	75%	令和5年度は、改訂した行政評価システムにより評価を実施し、ハード事業の評価基準等を検証した。令和6年度は、議会意見を踏まえ、実施中のハード事業については年度ごとに進捗評価するよう行政評価実施マニュアルを改訂した。令和7年度は、これまでの運用を通じて行政評価システムの課題を整理し、令和8年度を期して第3次総合計画前期基本計画における新たな行政評価システムの構築に向けた基礎を整えた。	改訂した行政評価システムにより、ハード事業の評価基準等を検証した。令和6年度は、議会意見を踏まえ、実施中のハード事業については年度ごとに進捗評価するよう行政評価実施マニュアルを改訂した。令和7年度は、これまでの運用を通じて行政評価システムの課題を整理し、令和8年度を期して第3次総合計画前期基本計画における新たな行政評価システムの構築に向けた基礎を整えた。	改訂した行政評価システムにより、ハード事業の評価基準等を検証した。令和6年度は、議会意見を踏まえ、実施中のハード事業については年度ごとに進捗評価するよう行政評価実施マニュアルを改訂した。令和7年度は、これまでの運用を通じて行政評価システムの課題を整理し、令和8年度を期して第3次総合計画前期基本計画における新たな行政評価システムの構築に向けた基礎を整えた。	B:まずまずの成果が得られた	
11	事務事業の採択及び再編手法の改善	行政システムの改革	2．事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能な行政運営に当たって、第3次総合計画においても、「選択と集中」による事務事業の採択や再編手法の改善を進める必要がある。	第3次総合計画の策定に合わせて、施策推進に寄与する効果的かつ効率的な事務事業の採択や再編手法の改善に向けた検討を行った。	事務事業の評価	事務事業評価において、各事務事業の成果や課題、今後の展開方針を整理することを通じて、第3次総合計画の策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を引き続き行った。	事務事業評価において、各事務事業の成果や課題、今後の展開方針を整理することを通じて、第3次総合計画の策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を引き続き行った。	令和7年度に次期総合計画を策定することとなることから、事務事業評価を通じて各事務事業の必要性や有効性等を適切に評価し、事業規模や手法の適正化を図るとともに、事業再編も含めた検討を行う必要がある。	50%	第3次総合計画実施計画における再編手法を活用した事業採択	第3次総合計画の実施計画編成に当たり、これまでの事務事業評価で整理してきた各事務事業の成果・課題・今後の展開方針を整理し、第3次総合計画の策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を引き続き行った。	75%	令和5・6年度は、事務事業評価を通じて各事務事業の成果・課題・今後の展開方針を整理し、第3次総合計画の策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を引き続き行った。	事務事業評価を通じて各事務事業の成果・課題・今後の展開方針を整理し、第3次総合計画の策定に向けた事務事業の採択や再編手法等の改善に向けた検討を引き続き行った。	事務事業評価の結果を単なる点検にとどめず、実施計画の事業採択や再編へ確実に結びつけるための、評価観点や再編の判断基準の明確化を進める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度 (具体的な取組の状況)	令和6年度 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	令和7年度 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果(統括)	目標指標の実績 (令和7年度末)	課題・問題点	取組の統括評価
※No	名称			正	副															
12	時間外勤務時間の削減	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時間外勤務については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めて取り組んできたところであるが、働き方改革法により、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が規定されたことから、業務の効率化・平準化を図る必要がある。	職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が月45時間、年間360時間と規定されていることから、これらを守るようマネジメントを行う。	年間時間外勤務時間360時間以下：100% 時間外勤務総時間：40,000時間(令和7年度)	令和5年6月28日付けで通知した「令和5年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。	令和6年6月27日付けで通知した「令和6年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定した目標の達成に向けてマネジメントの強化に取り組んだ結果、第4次特定事業主行動計画の目標値40,000時間を達成することができた。 また、第4次特定事業主行動計画を検証するための職員アンケートを実施し、その結果を反映するとともに、社会情勢の変化に沿った内容となるよう第5次特定事業主行動計画を策定した。	年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数が、昨年度と同様12人いることから職員一人当たりの業務量の見直しを図る必要がある。	75%	第5次特定事業主行動計画に基づく時間外勤務時間削減のマネジメントの実施	令和7年7月2日付けで通知した「令和7年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定した目標の達成に向けてマネジメントの強化に取り組んだ結果、第5次特定事業主行動計画の目標値38,000時間を達成することができた。	75%	各年度、時間外勤務時間削減計画を策定し、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定した目標の達成に向けて取り組んだ。また、第4次特定事業主行動計画の検証を行い、新たに第5次特定事業主行動計画を策定し、取組を継続した。 その結果、特定事業主行動計画の年間時間外勤務時間の目標値を達成した。	「年間時間外勤務時間360時間以下：100%」については、未達成 「時間外勤務総時間：40,000時間(令和7年度)」については、達成	各年度、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数が、一定数いることから、所属において職員一人当たりの業務量の見直しや人員配置の見直しを図る必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
13	有給休暇の取得促進	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	第4次特定事業主行動計画において職員1人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数を「12日」かつ全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」に設定しているが、依然として目標取得日数を達成できていない。 ワーク・ライフ・バランス推進の観点から年次有給休暇の取得を促進する必要がある。	亀山市特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。	年次有給休暇の取得日数5日以上：100%	令和5年6月5日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進に取り組んだ。 また、第4次特定事業主行動計画の検証するための職員アンケートを実施し、その結果を反映するとともに、社会情勢の変化に沿った内容となるよう第5次特定事業主行動計画を策定した。	令和6年6月4日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進に取り組んだ。 また、第4次特定事業主行動計画の検証するための職員アンケートを実施し、その結果を反映するとともに、社会情勢の変化に沿った内容となるよう第5次特定事業主行動計画を策定した。	年次有給休暇の取得促進については、第4次特定事業及び年次有給休暇の取得促進については、第4次特定事業主行動計画の目標値である職員一人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数「12日」は達成していることから令和6年度は「15日」に設定し取り組んだが、「13.9日」となり達成できなかった。また、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数の「5日以上」については、人事評価の部長級とアリイングでの取得実績の通知に基づき、進捗管理を行った結果、取得日数が5日に満たない職員は昨年の9人から5人へと減少したが、目標を達成できなかった。引き続き所属長のマネジメントを強化するとともに職員の意識改革を必要とする必要がある。	75%	第5次特定事業主行動計画に基づく年次有給休暇の取得促進	令和7年6月5日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進に取り組んだ。	75%	各年度、夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について通知を行うことで、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定した目標の達成に向けて取り組んだ。また、第4次特定事業主行動計画の検証を行い、新たに第5次特定事業主行動計画を策定し、取組を継続した。 第4次特定事業主行動計画におけるその結果、第4次特定事業主行動計画における職員一人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数特定事業主行動計画「12日」を達成した。	「年次有給休暇の取得日数5日以上：100%」については未達成 年次有給休暇の取得促進については、第5次特定事業主行動計画の目標値である職員一人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数を「15日」としていることから取得促進に向けて更なるマネジメントの強化を図る必要がある。 また、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数の「6日未満の職員を0人」については、以前として一定数取得できていない職員がいることから、引き続き所属長のマネジメントを一層強化するとともに職員の意識改革を必要とする必要がある。	B:まずまずの成果が得られた	
14	定員適正化の推進	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	定年が65歳まで段階的に引上げられる中、市民のニーズに対応した行政サービスを提供するため、職員の適正な定員管理を行うとともに必要な労働力を確保する必要がある。	第4次亀山市定員適正化計画に基づき、真に正規職員の配置が必要な職員の配置については、正規職員の配置を実施したが、必要正定員管理と配置	定員適正化計画に基づく職員の配置	正規職員の配置については、定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、緊急対応を要する場合に適切な人員配置を行った。	第4次定員適正化計画の検証を行い、新たに第5次定員適正化計画を策定した。	正規職員については、新たに策定した第5次定員適正化計画に基づき、真に正規職員の配置が必要な職については、正規職員の配置を実施していく必要がある。また、会計年度任用職員についても、効果的な配置を実施する必要がある。	50%	第5次定員適正化計画を踏まえた定員管理と職員配置計画の時点修正に基づく事業量に応じた職員配置の実施	第5次定員適正化計画に基づき、職員採用計画を踏まえて計画的に職員採用を実施したが、応募者の減少や急な職員の退職により、適正な人員配置ができていない部署があった。	75%	第4次定員適正化計画の検証を行い、新たに第5次定員適正化計画を策定し、計画的に職員採用を実施した。しかし、応募者の減少や急な職員の退職により、適正な人員配置ができていない部署があった。	様々な要因から定員適正化計画に基づく職員採用には至らなかった。 全国的な少子化、更には公務員を志望する人の減少傾向の影響により、特に有資格者(専門職)については、採用が大変困難な状況となっている。 また、急な退職者が一定数いることから、確実に必要な人員を確保する必要がある。	C:あまり成果が得られなかった	
15	人事評価制度の再構築	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人事評価制度は、評価結果を給与、昇格等に反映させることにより、職員のモチベーション向上につなげるものであることから、評価結果の公平・公正性を担保する制度を構築し、評価結果を処遇に反映する必要がある。	人事評価制度の評価結果の正確性を担保するための制度を検討の上、運用を実施し、評価結果を処遇に反映する。	評価結果の処遇反映の実施	令和6年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映や人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度として、制度の整理を行った。	全職員の人事評価結果の処遇反映には、制度のあり方の検討を含め評価の調整等のため、時間を要する。	50%	全職員の評価結果の処遇反映	部長級及び課長級の職員の勤動手当については、人事評価結果の反映を行った。また、管理職以外の全職員の人事評価結果の処遇反映について検討を行った。	50%	管理監督職の職員の勤動手当については、人事評価結果の反映を実施した。	管理監督職のみ処遇反映を実施	全職員の人事評価結果の処遇反映には、制度のあり方の検討を含め評価の調整等をするため、時間を要する	C:あまり成果が得られなかった	
16	職務に必要な資格保持者の養成	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	消防部長	消防課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多様なスキルを有する若手職員の育成を継続していかねば、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていくことが必要である。	職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機動性を高める。また、救急救命士の救急車搭乗率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。	消防車両9人、救急救命士：3人を養成	職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機動員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機動員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	消防車両機動員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。	100%	消防車両機動員の養成 救急救命士の養成 (消防車両機動員：3人、救急救命士：1人)	職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機動員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成を図ることができた。	100%	多様なスキルを有する災害に的確に対応するため、3人の職員が大型免許を、6人の職員が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機動員を養成した。 また、増加する救急需要に対して、救急救命士の救急車の搭乗率を低下させないよう、3人の救急救命士を養成した。	消防車両機動員：9人、救急救命士：3人を養成	計画どおりに消防車両の機動員及び救急救命士の養成を行うことができた。今後においても、消防車両の機動員、救急救命士の養成を継続する必要がある。	A:十分な成果が得られた
17	校務支援システムを活用した校務のデジタル化と効率化の推進	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ、教育支援グループ、教育研究グループ	校務支援システムの導入により、校務のデジタル化を進めているが、システムの効果的な運用については継続的に取り組む必要がある。	校務支援システム等デジタル技術を活用した校務のデジタル化と効率化に取り組む。	月当たりの時間外勤務80時間超の教職員：0名	令和5年4月より校務支援システムの本格運用を開始した。システムを効果的に活用するために、システム活用に係る研修会を7回実施した。また教職員へのアンケート調査を各学期末に実施した。	各校の実態に応じて研修会を実施しながら、システム支援システムの「掲示板」「メッセージ」機能の活用頻度を増やした。卒業証書をシステムで作成した。	各校の実態に応じて研修会を実施しながら、システムの機能を使いこなすことで教職員の業務改善につながるよう、様々な機能の有効性について周知を図る必要がある。	75%	校務支援システムの効果的な運用と働き方改革の推進	各校の実態に応じて研修会を実施した。校務支援システムの「掲示板」「メッセージ」機能の活用頻度を増やした。卒業証書、成績表、指導要録の作成や小中学校間の連携をシステムを活用した	100%	校務支援システム等デジタル技術を活用した校務のデジタル化と効率化に取り組む。	月当たりの時間外勤務80時間超の教職員：0.5名	校務支援システムの時期更新にあたっては、共同調達の活用が必要になってくる。	A:十分な成果が得られた
18	安全で快適な職場環境の整備	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	近年、職場におけるハラスメント防止対策の必要性が高まっていることから、全ての職員に対して各ハラスメントの基本的な考え方や理解を深める必要がある。	「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針」や「亀山市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する指針の運用について」に基づき、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深める。	アンケートで「理解できた」「まあまあ理解できた」と答えた職員：100%	令和5年10月4日主幹級に対して外部講師による研修会を実施した。	令和6年10月30日に主任主査を対象に外部講師による研修会を実施し、ハラスメントについて理解を深めた。 また、全正規職員を対象に、管理職と非管理職それぞれの立場に応じたハラスメント防止研修(映像研修)を実施し、受講者数546人のうち、542人がアンケートで「理解できた」または「概ね理解できた」と回答した。	引き続き、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深めていく必要がある。	75%	外部講師による研修会の実施と理解度調査(対象：主査級職員)	令和7年10月22日及び24日に主査を対象に外部講師による研修会を実施し、ハラスメントについて理解を深めた。	75%	各階層級及び全職員に対して、外部講師やオンラインによる研修を実施し、ハラスメントについて理解を深める。	令和6年度実施のアンケートで「理解できた」「まあまあ理解できた」と答えた職員：546人(542人(99.26%)	引き続き、定期的に職員研修を実施し、基本的な考え方や理解を深めていく必要がある。	A:十分な成果が得られた
19	時代の変化に対応した柔軟な働き方の推進	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時代の変化に対応する働き方を推進するため、亀山市勤務時間の弾力化制度に関する規程に基づく勤務やテレワークの有効活用により柔軟で多様な働き方を推進している。現在、国において柔軟な働き方の推進についてその手法などを検討中であり、その動向を注視しつつ、柔軟で多様な働き方の拡充に取り組む必要がある。	現行の勤務時間の弾力化制度の検証を行い、必要な改正や拡充を行う。また、テレワークについては、国や県の動向に注視しつつ、本格実施に向けて取り組む。	勤務時間の弾力化制度の改正や拡充 テレワークの本格実施	新型コロナウイルス感染症が5類に移行されるまでは、職員が積極的に活用していたが、減少傾向にある。	勤務時間の弾力化制度に関する規程の一部を改正し、勤務時間を見直すことで利用しやすい環境整備を図った。	職員の働き方がより柔軟で多様な働き方へと拡充されている中、テレワークの本格実施について検討を進めていく必要がある。	50%	勤務時間の弾力化制度の拡充とテレワークの本格実施	勤務時間の弾力化制度については、各所属において、所属長のマネジメントの下、時間外勤務時間の削減や職員のワーク・ライフ・バランスの推進に活用した。	75%	勤務時間の弾力化制度を利用する職員は減少しているものの、所属長のマネジメントのもと当該制度を活用し、時間外勤務時間の削減や職員のワーク・ライフ・バランスの推進に活用した。	令和6年度において勤務時間の弾力化制度の改正を行い、拡充を図った。 テレワークの本格実施には至っていない。	テレワークについては、実施することが困難な職種や所属もあることから、本格実施については、慎重に判断する必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
20	新たな職員採用制度の導入と多様な人材の確保	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	行政ニーズの多様化やPDの急速な進展等に対応するため、新たな採用制度の導入により、専門的な知識や経験を有する人材を確保する必要がある。	これまで新規職員の採用のほか、専門的な知識や経験を有する人材の確保に特化した採用制度の導入を行う。	D X人材の確保	職員採用試験を2回実施する等、採用する機会を増やして、人材の確保に努めたが、採用に繋がらない職種もあった。	職員採用試験を「前期試験」「後期試験」とし、「追加試験」を実施することにより、採用する機会を増やすとともに、大学や高校を訪問し本市の魅力をアピールし人材の確保に努めたが、採用につながる職種があった。	民間企業の採用の早期化や他市の採用試験の状況等を勘案し、採用方法の見直しを図る必要がある。	50%	D X人材の確保	職員採用試験を「前期試験」「後期試験」とし、「追加試験」を実施することにより、採用する機会を増やすとともに、大学や高校を訪問し本市の魅力をアピールし人材の確保に努めたが、採用につながる職種があった。D X人材については、担当課において、令和8年度から地域活性化起業人材制度を活用し、民間企業から2人の人材派遣を決定した。	50%	職員採用試験の回数を増やし、採用する機会を増やすことで、職種によっては、人材確保につながる。D X人材については、地域活性化起業人材制度を活用し、担当課において人材確保に取り組んだ結果、令和8年度から2人の人材を民間企業から派遣することとなった。	地域活性化起業人材制度を活用し、人材の確保を図った。	全面的な少子化、更には公務員を志望する人の減少傾向の影響により、特に有資格者(専門職)については、採用が大変困難な状況となっている。 採用試験の試験内容の見直しや本市の更なる魅力発信に努める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた
21	オンラインシステムを活用した会議資料のペーパーレス化の推進	1 行政システムの改革	3. 働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ、教育支援グループ、教育研究グループ	個人情報を含む会議や授業研究等、対面で行う必要がある会議や研修会がある一方、オンラインシステムで開くことも可能なものも少なくない。また、会議資料なども紙ベースが多いため、ペーパーレス化が十分に進んでいない。	学校における会議や研修会等のオンラインシステムを活用によるデジタル化と効率化による省資源化に取り組む。	紙ベースの会議・研修会資料：50%削減(R3年度比)	市教委主催の研修会や会議においてオンライン開催を実施した。会議の資料をPDF化し、電子媒体で共有することで、資料のペーパーレス化を図った。 令和7年度よりLINEを利用した学校と家庭との連絡システムを市内統一で導入するため、令和6年度末より希望校による連絡システムの試行を実施した。	市教委主催の研修会や会議において、さらにオンライン開催を検討していく。 令和7年度より、LINEを活用した学校と家庭との連絡システムを市内統一で導入することで、保護者配付の文書のペーパーレス化を推進していきたい。	75%	対外会議及び研修会のオンラインシステムによる開催拡大とペーパーレス化の推進	市教委主催の研修会や会議においてオンライン開催を実施した。会議の資料をPDF化し、電子媒体で共有することで、資料のペーパーレス化を図った。 令和7年度よりLINEを利用した学校と家庭との連絡システムを全校で試行した。	100%	学校における会議や研修会等のオンラインシステムの活用によるデジタル化と効率化による省資源化に取り組む。	紙ベースの会議・研修会資料：50%削減	より、ペーパーレス化等を行っていたが、学校職員の端末は、市庁舎でWi-Fiをつなぐことができない。	A:十分な成果が得られた	
22	モチベーションを高める職場環境の推進	1 行政システムの改革	4. 人材育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	三層管理体制による組織・機能、中間層であるグループリーダーの資質向上につながるものであり、職場全体の「仕事のやりがい」や「モチベーション向上」につながる環境整備を進める必要がある。	グループリーダーのマネジメント能力を向上させる研修を行うとともに組織全体のコミュニケーションを高めるため、管理職員に対し、職場改善・向上研修を実施する。また、組織・機能についても継続して検証を実施する。	「自己申告」における「仕事のやりがい」が向上している。モチベーション向上に関する研修の件数：10件以上/年 分析の結果を踏まえた施策等の作成	新たな組織の編成や業務の組み合わせを行った。また、課長級の職員に対し、マスコミ対応研修を実施した。	職員間のコミュニケーションを通じて職員がやりがいを持って公務に精進できる職場環境づくりを目指し部長級及び課長級職員に対し、職員エンゲージメント向上研修を実施した。 組織機能については、所属長にヒアリングを実施した。	研修については、各階層で研修を実施しているが、グループリーダーのみを対象とした研修を実施していないことから、研修の実施方法について検討する必要がある。 第3次総合計画の策定に向けて、効果的・効率的な人事行政を推進するため、組織・機能の見直しを実施する必要がある。	50%	マネジメント向上研修Ⅲ(対象：グループリーダー) 組織改善・向上研修Ⅲ(対象：課長級職員) 組織機能改革の検証	組織・機能改革を実施し、第3次亀山市総合計画前期基本計画に位置付ける施策を効率的かつ効果的に推進し、安定した行政サービスを継続的に提供する組織体制とした。 研修においては、管理職としての判断力・決断力を身に付けることを目的として課長級職員に対し、判断力・決断力向上研修を実施した。	75%	管理職や主幹級職員に対して、現状に合わせた研修を実施し、マネジメント能力向上や職場環境の改善、向上につなげた。 また、組織・機能改革を実施し、第3次亀山市総合計画前期基本計画に位置付ける施策を効率的かつ効果的に推進し、安定した行政サービスを継続的に提供する組織体制とした。	「自己申告」における「仕事のやりがい」が向上している。キャリア形成に関する研修の件数：51.1%、「コミュニケーション」が57.8%	引き続き、効果的・効率的な人事行政を推進するため、現行の組織・機能について継続的に検証し、必要であれば見直しをする。	B:まずまずの成果が得られた
23	階層別研修体系の構築・充実	1 行政システムの改革	4. 人材育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人材育成基本方針に基づき研修を実施しているが、職員一人ひとりがいかに多くのスキルを習得すべきかという点、体系的に把握できていない。	職員が受講する研修が、キャリア形成に繋がるよう体系的に構築した上で、習得すべきスキルの見える化を図る。また、男女の区別なく、管理職を目指す意識を醸成するための研修を実施する。	キャリア形成に関する研修の件数：10件以上/年 分析の結果を踏まえた施策等の作成	新たな研修のあり方として、映像研修の実施について、検討を行った。 また、会計年度任用職員に対して研修を実施できるよう検討した。	映像研修を積極的に活用し、全正規職員にハラスメント研修を実施し、会計年度任用職員には、浸透研修を実施した。 人材育成基本方針の見直しに着手し、内容について精査した。	人材育成基本方針の見直しを図るとともに、キャリア形成につながるよう研修体系の構築及び研修を実施する必要がある。	50%	研修体系に基づく研修の実施	映像研修を積極的に活用し、会計年度任用職員を含む全正規職員にコンプライアンス研修を実施した。 現行の人材育成基本方針の総則を迎えることから、新たに人材育成基本方針を策定した。	75%	現状に合わせた研修を実施するとともに、現行の人材育成基本方針を組織・機能体制に沿った方針に改めることで、研修体系の見直しを実施した。	新たに人材育成基本方針を策定し、キャリア形成につながる研修を実施したが、更なる充実を図る必要がある。	B:まずまずの成果が得られた	
24	コンプライアンス制度の適正な運用	1 行政システムの改革	4. 人材育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制の整備については、亀山市職員コンプライアンス条例等を制定し、関係する制度を構築することで一定の成果がみられるものの、透明で市民から信頼される市政を確立するためには、更なるバーンアップや制度運用の徹底が必要となるため。	働きかけ行為(要望等及び不当要求)については記録することが重要であることから、その記録を徹底するために周知等を行い、事例を積み重ねることなどで内容を分析し、対応に反映させる。	働きかけ行為に関する記録の件数：10件以上/年 分析の結果を踏まえた施策等の作成	「コンプライアンス推進週間」を実施し、コンプライアンスに関する制度の周知を行った。 令和6年度における働きかけ行為に関する記録は44件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は0件であった。	「コンプライアンス推進週間」を実施し、コンプライアンスに関する制度の周知を行った。 令和6年度における働きかけ行為に関する記録は44件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は0件であった。	令和6年度のアンケートの結果から、働きかけ行為の制度の概要については約8割の職員が理解していることが分かったが、前年度と同様であり更なる理解度の向上が必要である。	75%	積み重ねた事例をもとに、記録に関する指針の作成	「コンプライアンス推進週間」を実施し、コンプライアンスに関する制度の周知を行った。 令和7年度における働きかけ行為に関する記録は44件であり、そのうち、コンプライアンス推進会議に提出された記録は0件であった。	50%	毎年「コンプライアンス推進週間」を実施し、コンプライアンスに関する制度の周知を行ったことにより、コンプライアンスに関するアンケートにおいて、働きかけ行為の制度の概要について理解している職員の割合は、令和4年度の約78%から令和7年度の約83%に約5%増加しており、一定の成果があったものと考えられる。 働きかけ行為に関する記録について、令和6年度及び令和7年度は、目標指標(10件以上/年)を上回った。	働きかけ行為に関する記録の件数を目標指標としているが、働きかけ行為のものは、少ない方が望ましいものである。 働きかけ行為に関する制度の理解度を更に向上させる必要がある。	B:まずまずの成果が得られた	

具体的取組		目標	重点方針		取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度 (具体的な取組の状況)		令和6年度 (具体的な取組の状況)		課題・問題点	進捗率	年度計画	令和7年度 (具体的な取組の状況)		進捗率	取組成果(統括)		目標指標の実績 (令和7年度末)	課題・問題点	取組の統括評価
※No	名称				正	副																			
25	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理	I 行政システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革		総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	それぞれの部署における簿冊の保管スペースが不十分であり、それに伴い適切な文書管理が妨げられている。また、行政事務のデジタル化が進む中で、それに適した文書管理を導入する必要がある。	・メール等により電磁的に受領した文書の管理方法の見直し ・收受供覧、起案等における文書回付の見直し ・電磁的に保管する文書の範囲、取扱い等の検討、決定及び見直し ・永年文書の取扱いの見直し	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100%	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100%	・令和5年10月から電子決裁制度を導入し、メール等により電磁的に受領した文書については、電子決裁の添付文書等として共有・保存する運用とした。 ・一部のものを除いて電子決裁に係る文書等について可能なものからデジタル化を図った。 ・電子決裁により添付文書が電子化したこと、決裁状況が即時に把握できること等により、文書回付の見直しが図られた。 ・電子決裁の導入に合わせ、文書取扱規程について、文書には電磁的記録を含む等の改正を行った。	電子決裁の例外としている文書以外であっても紙媒体で決裁しているものが見受けられるため、どのような文書が紙媒体で処理されているか確認を行った。	電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかの検討及び整理が必要である。 電磁的に保管する文書の範囲及び永年文書の取扱い等の検討・見直しが必要である。	50%	効果(文章量の削減と将来予測)の検証及び必要な見直し 永年文書の取扱いの見直し	電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかの検討を行った。 電磁的に保管する文書の範囲及び永年保存文書の取扱い等の検討を行った。	50%	令和5年10月から電子決裁制度を導入し、文書取扱規程を改正したことにより、メール等により電磁的に受領した文書の管理方法の見直しを行った。 一部のものを除いて電子決裁に係る文書等について、可能なものからデジタル化を図った。	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：80%	電子決裁で処理すべきものであるか、例外として紙媒体で処理すべきものであるかを整理し、取扱い等を決定する必要がある。 また、永年文書の取扱い等の見直し及び基準の策定が必要である。	A:十分な成果が得られた			
26	公文書ペーパーレス化の推進	I 行政システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革		政策部長、総務財政部長	DX推進室長	政策部DX推進室	ペーパーレス会議等、柔軟かつ効率的な働き方を推進するため、内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線LAN化を拡充する必要がある。	庁内無線LAN環境と電子会議システムを拡充することにより、ペーパーレス化と柔軟かつ効率的な働き方を推進を推進する。	庁内無線LANに接続可能な端末の割合：50%	庁内無線LANに接続可能な端末の割合：50%	内部事務用ネットワークの無線LAN化を本庁2階及び総合保健福祉センターへ拡充し、効率的な働き方の環境整備やネットワークループ等の削減を図った。また、幹部職員が活用している電子会議システムについて、新たに課長等に拡充した。	本庁及び総合保健福祉センターに設置している無線LANネットワークについて、管理システムを活用により安定した運用ができ、効率的な働き方の環境を維持することができた。また、管理職等が活用している電子会議システムについて、当該システムの活用により会議資料等の削減や効率的な会議運営に寄与することができた。	引き続き、庁内無線LANや電子会議システムを安定稼働させるとともに、当該システム等の一層の活用により、柔軟かつ効率的な働き方を推進していく必要がある。	75%	機器及びシステムの運用管理	本庁及び総合保健福祉センターに設置している内部事務用無線LANネットワークについては、管理システムを継続して活用し、安定した運用を維持することで、効率的に働ける環境を継続的に確保した。また、管理職等が活用している電子会議システムについても最終資料等の電子化、削減や円滑な会議運営に引き続き寄与した。	75%	本庁3階会議室に展開していた内部事務用ネットワークの無線LAN化を本庁の他の執務室や総合保健福祉センター順次拡充したほか、管理システムを活用した運用により、無線LANの安定稼働を確保することで、効率的に働ける環境を継続的に確保した。また、電子会議システムを利用できる職員を、部長等幹部職員に加え、課長等へも拡充したことで、会議資料等の電子化・削減と会議運営の効率化により、印刷・配布コストの抑制や情報共有の迅速化を図った。	庁内無線LANに接続可能な端末の割合：54.5%	内部事務用無線LANネットワーク及び電子会議システムの安定した運用を維持するとともに、これらの活用を一層拡充し、ペーパーレス会議を継続的に推進する必要がある。また、柔軟かつ効率的な働き方の実現に向けて、無線LANネットワークに接続したグループウェアパソコンのモバイル化を検討する必要がある。	B:まずまずの成果が得られた			
27	資金運用による財源確保	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進		総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課財政行率グループ	市が保有する基金について、安全かつ効率的・効果的な運用を図ることで、財源確保の拡大を図ることが必要である。令和4年以降の長期金利の上昇等により売却益を得るのが難しい状況にある。	平成30年7月に改訂した亀山市公金管理・運用指針を遵守のもと、地方債等債券による運用収益の確保に努める。	運用収益の確保：870万/年	30億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和5年度は10,441千円の運用収益を得た。	30億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和6年度は10,441千円の運用収益を得た。	利息収入以外の売却益を得るためには、時価評価額を適時把握する必要がある。 購入時より債券利息が上昇し続けていることから、保有債券の価格が下落しており、現状では売却損が出る。	100%	地方債等債券による資金運用	30億円で債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益として、令和7年度は20,917千円の運用収益を得た。	100%	30億円の債券運用を通じた収益は、令和5年度から7年度までの3年間で41,690千円となり、目標指標(8,700千円/年)を超える運用収益を確保することができた。	13,896千円/年	保有している債権については、購入時よりも価格が下落しており、現状では売却益を見込むことができず、保有し続ける以外に選択肢がない。	A:十分な成果が得られた				
28	普通財産の有効活用・売却	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進		総務財政部長	財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	市が保有する普通財産において草刈り等の維持管理経費が必要であるため、その負担軽減のために貸付や不要な財産について処分が必要である。	普通財産の内、未利用地の貸付等の有効活用と不要な財産の売却を行う。	普通財産の貸付・売却：3件 貸付：120件	普通財産の貸付35件(6,425,067円)	旧若草住宅用地及び旧新所住宅用地について、一般競争入札による売り払い手続きを進めたが、応札者がなく売却に至らなかった。また、民間のノウハウを活用した売却手法については、市内業者とヒアリングするとともに他市事例を調査した。 普通財産の貸付33件(5,261,798円)	未利用地の売却等に当たっては、昨年度の取組内容を踏まえ、宅建協会や不動産協会との連携による仲介制度やネット売却など新たな手法を取り入れるとともに、市ホームページの見直しなど効果的な情報発信を行う必要がある。	75%	未利用地の貸付、不要財産の売却(売却1件、貸付30件)	市内不動産業者等にヒアリングを行い、市場や効果的な情報発信の手法について意見を伺った。また、未利用地の売却については、以前、入札が不調となった亀田(落崎)住宅を含む3か所の旧市営住宅用地について、県内不動産団体との連携による媒介制度や民間のネットオークションサイトを利用した入札を行ったが、売却には至らなかった。	75%	未利用地の売却等に当たって、県内不動産団体との連携による媒介制度や民間のネットオークションサイトを利用するなど、公民連携による取組制度を構築した。	未利用地の貸付、不動産の売却 98件 売却 25件	公共施設の老朽化等に伴う、施設再編及び公有財産の有効活用となることから、公民連携による公有財産の活用等について引き続き検討する必要がある。 未利用地管理には、草刈り等の費用が必要となっており、物件の特性に応じた利活用を進めるなど、維持管理コストの抑制に向けた取組を進めていく必要がある。	B:まずまずの成果が得られた				
29	特別徴収事業所の拡大	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進		総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ	地方税法で規定されている特別徴収について、平成21年度から県内全市町と連携し、特別徴収加入の促進に努めており、税収確保の観点からも今後も特別徴収制度の周知と義務の徹底を行っていく必要がある。	原則、従業員2人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底	給与特別徴収の割合：90%以上の維持	原則、従業員2人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。結果、給与所得者としての指定を行った。しかしながら、事業等としての非支給月があるなどの除外が多く、特別徴収の割合は、令和4年度比0.3ポイント減の89.8%となった。	原則、従業員2人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。結果、給与所得者としての指定を行った。結果、給与所得者納税義務者に対する特別徴収割合は、令和5年度比0.63ポイントの上昇となった。	平成21年度から県内全市町と連携して特別徴収の加入促進に向けた取組を行い、平成26年5月には事業主に対して特別徴収義務者の指定の徹底を行った。本市でも平成25年度は特別徴収割合が74.4%であったが、令和6年度では90.4%と16ポイント上昇し、事業主側の特別徴収制度に対する理解も深まり給与所得者の約9割は特別徴収で給与から市民税を徴収できるようになった。しかし、外国人労働者も特別徴収の対象となったため中途退職後に帰国した場合は、残額の普通徴収が滞りとなる場合がある。	100%	従業員2人以上の事業所に対する、特別徴収義務の指定	原則、従業員2人以上の事業所に対しては、特別徴収義務者としての指定を行った。結果、給与所得者納税義務者に対する特別徴収割合は、令和5年度比0.63ポイントの上昇となった。	75%	市民税を毎月の給与から差し引く特別徴収とすることで、収納率及び税収確保の向上並びに納税義務者が銀行等へ市民税を納入に行く負担軽減に繋がった。	90.70%	令和7年度は、特別徴収割合が90.7%と前年度よりも0.3ポイント上昇した。特別徴収とすることで、収納率の向上や納税義務者の負担軽減に繋がる一方、外国人労働者で退職後に帰国する場合、特別徴収で未徴収分が普通徴収扱いとなり納税通知書が納税義務者に送達できない場合もあり、滞りに繋がる恐れもある。	B:まずまずの成果が得られた				
30	市税(現年度)の収納率の向上	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進		総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	県内トップクラスの収納率を目指して、引き続き納税者の納付意識の向上や納付環境の整備を行う。	県内トップクラスの収納率に向け、キャッシュレス決済の社会経済情勢の変化に対応する納付環境の整備や納税者の意識向上に向けた取組みを行う。	収納率：99.20%	現年収納率は目標を達成(99.32%)。また、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書に二次元コードを導入し、収納代理金融機関、指定金融機関以外の金融機関、スマホアプリ、クレジットカードで納付が可能となり、納税環境の充実に努めた。	令和6年度の現年収納率は99.33%であった(4月30日現在)。また、市県民税(普通徴収)及び国民健康保険税の二次元コード納付を可能とするため令和7年度にシステム改修の予算を計上。令和8年度からの開始を予定している。	収納率向上のため、令和7年度途中からシステム標準化による催告書の様式変更に合わせ、催告に分かり易い外国語の文書を同封することによって外国人労働者の滞納者の縮減に努めることを検討している。	100%	収納率向上に向けた取組、現状の納付整備の検証	令和7年度の現年収納率は99.38%であり、目標を達成することができた。また、令和8年度から市県民税(普通徴収分)及び国民健康保険税について、二次元コードでの納付を可能にするためのシステム改修を行った。	100%	現年収納率については目標を上回ることができた。また、納付書への二次元コード導入任意税目である市県民税(普通徴収分)及び国民健康保険税についても令和8年度から二次元コードを導入し、更なる納税環境の整備ができたものと評価する。	収納率：99.38%	今後は令和7年度途中から開始した外国籍の方への催告書に訳文を同封することを継続すると同時に、窓口や電話での対応についても、担当職員が分かり易い日本語を使う等、催告後のフォローにも注力する。	A:十分な成果が得られた				
31	市の債権の適正管理	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進		総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	債権回収の根拠となる法律が異なり、税の滞納処理手法をそのまま適用せず、個人情報の共有も難しいが、財政の健全化を進める上で、全庁的に債権回収の意識醸成を図り、適正な債権管理に努める。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)を実施し、担当課の滞納整理状況の情報交換及び滞納整理方針等の検討を行う。	判定委員会への困難案件上程：15件/年	年度計画のとおり各部会および滞納処分等判定委員会を実施。滞納処分等判定委員会に困難案件を15件上程。滞納整理方針を決定し、収納確保に努めた。滞納処分等判定委員会要綱を改正。令和6年度から介護保険料を公債権部会に加入。市の債権確保の一層の向上に努める。	本取組を通じ、各債権所管課に財政健全化のための債権保全および回収の意識が定着してきている。今後は部会を通じ、各部署の困難案件や徴収力の強化のための協議を精進し、債権所管課の徴収力強化に努め、より一層歳入確保に努める。	100%	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	年度計画通り、各部会及び滞納処分等判定委員会を開催し、滞納処分等判定委員会から8件上程。委員会では滞納整理方針を決定し、収納確保に努めた。	100%	毎年度、予定通り各部会及び滞納処分等判定委員会を開催できている。本取組を通じ、各債権所管課に債権保全および債権回収の意識が定着したものと評価する。	判定委員会への困難案件上程：8件	各部署、システム標準化への対応や人員の削減等により債権保全に携われる人材や時間が限られており、効率的な手法が求められている。	A:十分な成果が得られた					
32	保育所等利用者負担金(現年分)の収納率の向上	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進		子ども未来部長	子ども政策課長	子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上児の利用者負担金が無償となるなど、徴収対象者が大きく減少しているが、引き続き、適切な徴収対策が必要である。	適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の収納率向上を図る。	収納率：99.80%	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。(収納率：99.63%)	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。(収納率：99.74%)	未納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付することにより、回収を進めたが、目標指標の達成には至らなかった。今後引き続き未納者に対して、児童手当を未納分へ充当する同意書を求めることと、他課と情報共有しながら徴収の強化を行う。	75%	滞納者への適切な納付勧奨による保育所等利用者負担金(現年分)の収納率の向上	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の収納率目標達成に向けた取り組みを行った。(収納率：98.71%)	75%	未納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付し提出を促すことで回収に努めた。令和7年度については、定額減税の終了に伴い利用者負担額が増加した影響により、収納率が前年度と比較して低下した。	収納率98.71%	現年度分が滞納繰越とならないよう催告の強化を図るとともに、児童手当からの充当が可能である旨の案内を積極的にし、他課と情報共有しながら、早期納付の促進に努める必要がある。	A:十分な成果が得られた				
33	市営住宅使用料(現年分)の収納率の向上	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進		建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し供給しているため、生活に困難にしている状況であるが、市営住宅入居者の納付意識を高め、収納率の向上に向けて取り組む必要がある。	口座振替制度利用の促進、滞納となった場合は各戸訪問、督促状や催告書の送付、また、分割納付など柔軟な対応により、収納率の向上を図る。	収納率：97.00%	口座振替制度利用の促進を図るとともに、口座振替不能となった場合は、半月後に再度口座振替を実施した。また、納付期限までに納付がない場合は各戸を訪問し、納付相談を行うなど収納率の向上に努め、現年分の収納率は96.42%となった。	市営住宅使用料を3月以上滞納したときは、市営住宅条例の規定に基づき住宅の明渡しを請求することができるため、再三の督促や催告に反応がないなど、滞りや滞りなどの改善が図れない入居者については、明渡しを請求する必要がある。しかしながら、市営住宅は低額所得者などの住宅確保要配慮者に対して供給していることから、過去の滞納分について毎月の住宅使用料に上乗せするなど、滞納額を増加させないよう対応も併せて行う必要がある。	75%	収納率向上のための取組の継続	さらなる口座振替制度の利用促進を図るとともに、口座振替不能となった場合や納付期限までに納付がない場合は、臨戸訪問や電話連絡により、納付相談や納付督促を行い収納率の向上に努めたが、現年分の収納率は94.98%となった。	100%	滞納者宅への臨戸訪問、督促状、催告書の送付などの取り組みを継続的にし、また生活に困難にしていると思われる者に対しては分割納付に応じる等の柔軟な対応を行うことで収納率向上に努めた。	令和7年度末の市営住宅使用料の現年度収納率は94.98%であり、目標数値である97.00%には2.02%ばななかった。	市営住宅は低額所得者等の住宅確保要配慮者を対象として供給していることから、生活困難世帯については分割納付に応じる等、柔軟な対応を心掛けてきたが、分割納付さえも怠る入居者がいることから収納率が落ちている傾向がある。市営住宅使用料は3月以上滞納すると市営住宅条例に基づき明渡し請求もできることから、滞納者に対しては丁寧に説明しつつも、納付を怠らないよう厳しく指導していく。	B:まずまずの成果が得られた					

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和5～7年度			
※No	名称			正	副					年度未実績 (具体的な取組の状況)	年度未実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果(統括)	目標指標の実績 (令和7年度末)	課題・問題点	取組の統括評価		
34	医薬未収金の徴収対策	Ⅱ財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	地域医療部長	病院総務課長	医療センター 地域医療部 病院総務課 医療事務グループ	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を実施しているが、所在不明や金銭的理由により支払いを滞納する者が増加しており、未収金の減少には至っていない。前期計画の目標である収納率90％も達成することができなかった。このことから、後期実施計画においても引き続き積極的な支払督促を実施するとともに、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続き委託し、現状行っていない案件についても、積極的に回収依頼を行い、未収金の減少に努める必要がある。	未納者に対し、支払いを促す文書を積極的に送付するとともに、窓口においても支払督促を引き続き積極的に行う。また、顧問弁護士に未収金回収業務を引き続き委託し、現状行っていない案件についても、積極的に回収依頼を行い、未収金の減少に努める必要がある。	収納率：90.00％	未納者に対し、積極的に医療費のお知らせを送付し、窓口における支払督促も行い、支払いを促した。また、未納者の洗い出しを行ったが、費用対効果を勘案し、回収委任を見送った。収納率は99.4％であった。	未納のある患者に積極的に医療費のお知らせを送付し、支払いを促した。また、未納者の洗い出しを行ったが、費用対効果を勘案し、回収委任を見送った。収納率は99.4％であった。	回収委任においては、費用対効果を勘案して依頼を行っているため、少額の未納者に回収委任が行えない状況がある。そのため、金額の多寡に関わらず、未納者の医療費のお知らせの送付を迅速に行うことが重要である。	75％	前期同様に過年度未収分だけではなく、現年度未収分を含めて顧問弁護士への委託、新たな回収方法等の検討	未納者に対し、積極的に医療費のお知らせを送付し、窓口における支払督促も積極的に行った。顧問弁護士の回収委任は行わなかったものの、令和8年5月末現在の収納率は99.93％であった。	75％	毎年度、未納者をリストにして把握し、未納者には複数回医療費のお知らせを送付する等、回収作業を積極的に行っている。費用対効果を勘案し、当該期間内に弁護士への回収委任は行わなかったが、それぞれの年度で回収実績を上げることができた。	収納率90％の達成を目指し、令和7年度末の当該期間の収納率は99.81％であった。	毎年、様々な理由により未収金が発生している。顧問弁護士への回収委任についても、費用対効果を勘案して依頼を行っているが、生活困窮や所在不明等を理由に未納者から回収が行えない状況もあり、未納者と未納額を早期に把握し、督促を行うことが必要である。時間外に受診する患者や生活困窮者は未収が発生しやすい、回収不能に陥ることが多いため、患者からの一時預かり金を徹底する等、未収が発生しないような取り組みを引き続き継続していく。	A:十分な成果が得られた		
35	企業版ふるさと納税の活用	Ⅱ財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた取組を推進するため、本市が行う地方創生の取組に対する法人からの寄附を促す制度(企業版ふるさと納税)を積極的に活用し、民間資金の獲得による歳入の確保を図っていく必要がある。	民間資金の獲得のため、ホームページ・SNS等の活用や、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載など、全国への企業に対して本市の地方創生の取組を紹介する。	1件以上/年	内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへ本市の取組を掲載するとともに、PR用のパンフレットを作成し、亀山市雇用対策協議会に配布するなど、積極的な情報発信を行い、3件の寄附を受けることができた。また、企業版ふるさと納税の制度が3年間延長されたことから、地域再生計画の見直しを行い、内閣府の認定を受けることができた。	昨年引き続き、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載とPR用パンフレットの更新を行うとともに、亀山市雇用対策協議会に配布するなど、積極的な情報発信を行い、3件の寄附を受けることができた。また、企業版ふるさと納税の制度が3年間延長されたことから、地域再生計画の見直しを行い、内閣府の認定を受けることができた。	企業版ふるさと納税の国の制度が3年間延長されたことから、様々な機会を捉え、更なる制度周知を行うとともに、本市に関わりのある市外の企業等に対し、制度周知と本市の魅力発信を行うための方法について、研究を進める必要がある。	75％	市ホームページやSNS等の活用による、全国の企業への本市地方創生の取組に対する寄附のためのPR 内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの本市の取組の掲載	第2期亀山市まち・ひと・しごと創生推進計画(地域再生計画)が令和7年度末が終期であったことや国の制度延長に伴い、企業版ふるさと納税制度を引き続き活用する為、第3次亀山市総合計画の策定と合わせて、第3期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国から第3期亀山市まち・ひと・しごと創生推進計画(地域再生計画)の認定を受けた。制度の周知拡大に向けては、市ホームページでの情報発信に加え、亀山市雇用対策協議会研修会において担当者への制度説明を行うとともに、企業訪問時におけるPRにも取り組んだ。	企業版ふるさと納税の寄附件数については、令和5年度：3件 令和6年度：2件 令和7年度：3件 3か年で8件を受領 1年あたり約2.6件となり、目標指標を達成することができた。	企業版ふるさと納税の更なる活用促進に向けては、企業との接点を拡大するため、様々な機会を捉え制度周知を一層強化していく必要がある。また、企業への、仲介事業者としての業務提携を活用した制度紹介や、本市の魅力発信の効果的な方法について、引き続き検討を進める必要がある。	B:まずまずの成果が得られた				
36	ふるさと納税の推進	Ⅱ財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	令和2年度の寄付金額は約300万円であったが、令和3年7月からシステムの委託やポータルサイトの増設(楽天)など新たな手法を取り入れた結果、令和3年度の寄附金額は約1,000万円に増えた。令和4年度の目標額を2,000万円としているものの、令和4年度上半期で約500万円という状況であり、伸び悩んでいる。	寄付金額を伸ばすため、返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル、ポータルサイトの増設等の取り組みを図る。	寄付金額 R5年度：5,000万円 R6年度：7,500万円 R7年度：1億円	寄附金額は約4,100万円、目標額には及ばなかった。しかし、新規事業者や返礼品の拡大を目指した結果、令和5年3月末現在では33事業者215品目であったが、令和6年3月末現在では41事業者370品目となり、知名度貢献に寄与できた。	ふるさと納税業務の受託事業者をプロポーザル方式で新たに選定・契約し、返礼品提供事業者及び返礼品を52事業者、538品目に増やした。また、「ふるなび」、「アマゾン」など新たなポータルサイトの導入及び既存サイトのリニューアルなどの取り組みを進めた結果、1,108件、58,363,890円の寄附となった。	常に既存サイトのSEO対策を行い、本市の返礼品へのアクセス数を増やす必要がある。また、今後も返礼品提供事業者や返礼品を増やしていく必要がある。	50％	返礼品の見直し及び開発、Web上の返礼品の画像のリニューアル	返礼品提供事業者及び返礼品品目を令和8年3月末現在で、54事業者718品目に増やしたこともあり、1,781件、88,181,000円の寄附を受けることができた。	75％	ふるさと納税業務の受託事業者を見直すとともに、返礼品提供事業者及び返礼品を33事業者215品目(R5.4)から54事業者718品目(R6.3)に増やした。また、新たなポータルサイトの導入や現地決型型ふるさと納税の導入などにも取り組んだ結果、令和7年度の寄附額は88,181,000円となった。 令和7年度寄附額：58,363,890円 令和5年度寄附額：40,960,030円	令和7年度寄附額：88,181,000円	ふるさと納税については、これまで何度も国による制度運用の厳格化が図られてきたことから、寄附金額を増やすためには、決められたルールの中で、限られた手法により取り組むことが求められている。限られた手法として、返礼品提供事業者及び返礼品の増加、ポータルサイトのSEO対策に取り組む必要がある。	B:まずまずの成果が得られた		
37	市内への企業誘致の推進と新たな産業団地の確保に向けた検討	Ⅱ財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課商工業振興グループ	民間産業団地「亀山・関テクノビルズ」を中心に企業誘致を進めてきたが、平成30年度に販売を開始した新分譲地10区画が売完になるなど、区画数も残りわずかとなっていることから、新たな産業団地の確保に向けた検討が必要である。	本市の地理的優位性や高速道路が結ぶ交通アクセスの良さ等を生かし、積極的な市内への企業誘致を行う。また、新たな産業団地の確保に向けた検討を進める。	市内への進出企業数：6社 (令和7年度末)	市内への新規企業は誘致できなかったが、7社が操業を開始することができ、雇用確保などに支援に努めることができた。今後の産業団地については、市内で検討を行い、令和7年度に概略設計業務委託を発注するための予算計上を行った。	市内への企業誘致はできなかったが、3社(柳井ホールディングス、株式会社、株式会社)が操業を開始した。また、新たな産業団地確保に向け、概略設計業務を行うが、設計後の事業手法については、慎重な検討が必要である。	「亀山・関テクノビルズ」の残り区画がわずかとなっている。そのため、新たな産業団地確保に向け、概略設計業務を行うが、設計後の事業手法については、慎重な検討が必要である。	25％	市内への企業誘致(2社) 新たな産業団地の確保に向けた検討	「亀山・関テクノビルズ」内への進出について、新たに2社と立地協定を締結した。また、新たな産業団地確保に向け、概略設計業務委託を発注し、土地利用計画図の作成及び概算工費の算出を行った。 (効果額は、操業を開始した企業が納付した税額となるが、法人情報であり、公表不可) 令和7年度立地協定：2社 令和6年度操業：3社、令和5年度操業：6社	市内への企業誘致：2社(立地協定締結)	民間産業団地「亀山・関テクノビルズ」が売完となったことから、未操業の企業について、早期操業に向け支援を行うとともに、企業誘致のために新たな産業団地の確保することが喫緊の課題である。	B:まずまずの成果が得られた				
38	地域資源を活かした観光プロモーションの強化	Ⅱ財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ	スマートフォンを活用した情報発信の普及と進化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の長期化により、観光DXやインターネット、SNSやインフルエンサー等の情報発信力を活用する。近隣自治体等と連携して観光の向上を図るとともに、個人訪問者をターゲットとした情報発信を行い、訪問客に魅力ある観光地として選ばれるプロモーション活動を進める。亀山ブランドによる地域産品の価値を高めるとともに、発掘から販路開拓による一連の支援により、産業振興と地域の活性化につなげる。	魅力的な観光コンテンツの創出や来訪意欲の増進に向け、観光DXを推進するとともに、SNSやインフルエンサー等の情報発信力を活用する。近隣自治体等と連携して観光の向上を図るとともに、個人訪問者をターゲットとした情報発信を行い、訪問客に魅力ある観光地として選ばれるプロモーション活動を進める。亀山ブランドによる地域産品の価値を高めるとともに、発掘から販路開拓による一連の支援により、産業振興と地域の活性化につなげる。	観光入込客数：220,000人(R7年度) 観光協会ホームページ訪問者数：235,000人(R7年度) 地域ブランドの認定件数：57品目(R7年度)	観光入込客数は213,712人 観光協会ホームページ訪問者数：248,438人 地域ブランドの認定件数：38品目(R6新規なし)	観光入込客数を212,663人 観光協会ホームページ訪問者数：280,221人 地域ブランドの認定件数：38品目(R6新規なし)	情報発信を強化することにより、亀山市の魅力を支えることはできたが、今後は市内への誘客を図るための取組が必要である。市内回遊性を高め、体験型アクティビティを提供する亀山版グリーンツーリズムを確立するため、学校や企業など教育旅行の誘致を目的として実体験、理解の醸成 新たな商品の開発や、亀山ブランド認定品の売り上げを伸ばすための商品の魅力向上や販売手法・経路を増やす取り組みが求められる。また、市内観光施設に近隣の常設コーナーを拡充するなど、市内や近隣市にも亀山ブランドの知名度をあげる取り組みが必要である。	75％	これまで醸成した亀山市の観光イメージを、実際に体験する場の提供、亀山市の文化について実体験、理解の醸成 ブランド認定、ステップアップ支援、戦略的な情報発信、イベントの企画・実施	観光入込客数：208,541人 観光協会ホームページ訪問者数：292,753人 地域ブランドの認定件数：41品目(R7新規3品目)	75％	令和4年度より、コンセプト「アートが生まれる街、亀山」および年度テーマ「道」の「守」のもと、インフルエンサーの起用や多様なメディア(雑誌・特設WEB・ポスター等)を通じて多角的な情報発信を展開し、本町の観光認知度の向上を図ってきた。その間、観光協会HP訪問者数も年々増加し、効果的な観光PRができた。さらに、情報発信のみならず、観光客の誘客を促進するため、令和6年度には「亀山版グリーンツーリズム」を造成し、令和7年度に教育旅行誘致のモニターツアーを実施するなど、新たな観光コンテンツの創出と回遊性向上に向けた取り組みを推進した。しかしながら、観光入込客数については、令和5年度の213,712人から令和7年度には208,541人へと、171人減少しており、これら構築したコンテンツや認知度を実際の誘客へ結びつける、さらなる実践的な取り組みが必要である。一方、亀山ブランドについては、令和5年度に4事業者5品目、令和7年度に3事業者3品目を新たに認定した。あわせて、認定品のPR展開に注力するとともに、認定事業者への個別相談会の実施といったステップアップ支援を展開した。これらの取り組みにより、「亀山ブランド」のさらなる認知度向上と事業者の育成を図ることができた。	観光入込客数：208,541人 観光協会ホームページ訪問者数：292,753人 地域ブランドの認定件数：41品目	観光プロモーションについては様々な取り組みを行っているが、観光入込客数が減少していることから、SNSの活用などより戦略的な情報発信を行うとともに、モニターツアーの検証結果を踏まえ、亀山版グリーンツーリズムを更にブラッシュアップし、亀山市への誘客促進につなげるよう取り組み必要がある。また、亀山ブランドについて、積極的に市内外に情報発信やPR出版を行ってきたが、市内での亀山ブランドの認知度が十分でないため、認知度の向上を図る必要がある。また伴走型支援が一時的であり、販路拡大につながるのではないため、PR方法の戦略や事業者と消費者の対面販売など、魅力発信の新たな手法が求められる。	C:あまり成果が得られなかった		
39	学校給食費(現年分)の収納率の向上	Ⅱ財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局総務課保健給食グループ	令和3年度から公会計化し、現在収納率は99.88％であった。保護者負担の公平性と学校給食の適切な運用のため、滞納の防止に取り組む必要がある。	保護者に対し給食費徴収への理解を求める文書を送付するとともに、原則、すべて口座振替とし、滞納者には再振替、督促状や催告状の送付を行う。また、電話催告や臨戸訪問、児童手当等からの充当を行い、滞納の解消を図る。	収納率：99.9％	原則、すべて口座振替とし、保護者あて文書には給食費徴収への理解を求める内容を記載した。また、滞納者には再振替、督促状、催告状の送付を行い、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当からの徴収申出等により、収納率は99.62％となった。	督促状や催告状の送付、再三の電話催告にもかかわらず滞納する事例が増加している。また、児童手当からの徴収申出は有効な方法であるが、滞納者から申出を得られない場合や、転出等により児童手当が支給されない場合は徴収が困難となる。	75％	口座振替・再振替、督促状、催告状、電話催告、臨戸訪問、児童手当等からの充当	原則、すべて口座振替とし、保護者あて文書には給食費徴収への理解を求める内容を記載した。また、滞納者には再振替、督促状、催告状の送付を行い、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当からの徴収申出等により、収納率は99.80％となった。	75％	給食費徴収への理解を求める文書による周知等により、ほとんどの世帯が口座振替としている状況を確認できている。また、督促状・催告状の送付、早期の電話催告と臨戸訪問を行うとともに、児童手当からの徴収申出等により、収納率は99.80％となった。	収納率99.9％に対し、令和7年度末では99.8％となった。	督促状や催告状の送付、再三の電話催告にもかかわらず滞納する事例が引き続き見受けられる。また、口座振替を行っていても残高不足等により徴収が出来ないケースもあり、繰り返しの周知が必要である。	B:まずまずの成果が得られた			
40	図書館の蔵書充実のための財源確保	Ⅱ財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	教育部長	図書館長	教育委員会事務局図書館	継続した資料収集確保及び提供を行う上で、雑誌スポンサー制度の見直しを行うとともに、財源確保など新たな仕組みを検討する必要がある。	幅広い利用者層に様々な図書館資料を提供できるよう、図書館の役割や趣旨に合った企業や団体等から資料等の寄贈提供を受けることやクラウドファンディング等の手法による資金調達を含めた財源確保の検討をする。	資金調達方法の検討結果を踏まえ、雑誌スポンサー制度の見直しについては、見直しには至らなかった。	雑誌スポンサー制度を継続的に活用し、地域の企業や個人からの協力を得て図書館資料の充実を図った。この制度は、地域とのつながりを深めるとともに、図書館の役割や趣旨への理解促進にもつながり、持続可能な支援の仕組みとして定着しつつある。また、制度の見直しについても検討を行ったが、現時点での財源維持が妥当と判断に至った。あわせて、さらなる図書館サービスの充実を目的とし、三重県図書館協会の図書館振興事業助成金に対する申請も検討し、多様な資金確保の手段を積極的に模索した。	クラウドファンディングは一時的な資金調達手段であり開始し、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。R6年度実績(1か月平均)取り込み明細件数(≒納付書枚数)350件分を公共料金口座振替分伝票(財務課一括起票分)20枚に削減して処理(内訳：電話料金130件、上下水道料金110件、電気料金110件)	各種公共料金のデータの取り込みの際に予算不足が判明してエラーとなった場合、支払処理まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に流用措置を行うよう周知を行った。しかしながら、エラーが出る場合があるため、引き続き周知に努める必要がある。	75％	クラウドファンディング等の資金調達方法の検討結果の反映	雑誌スポンサー制度を継続的に活用し、地域の企業等からの協力を得て図書館資料の充実を図った。この制度は、地域とのつながりを深めるとともに、図書館の役割や趣旨への理解促進にもつながり、持続可能な支援の仕組みとして定着している。また、亀山市図書館100年プロジェクト実施のため、岡田文化財団公募助成申請を行い、新たな方法によって資金を確保した。	75％	計画作成時に想定していたクラウドファンディングは、長期的な運営への適合性、業務負担等の観点から慎重な検討が必要であり、結果的に実施には至らなかった。一方で、寄贈資料の受入れ基準を定めた他、雑誌スポンサー制度を安定的な支援の仕組みとして定着させることができた。また、三重県図書館協会の図書館振興事業助成や岡田文化財団公募助成の申請を行うなど、積極的な財源確保を行った。	資金調達方法を検討し、適していると判断した方法により資金確保を行った。雑誌スポンサー制度については、ホームページに掲載し、周知を行った。	雑誌スポンサー制度は安定的な支援の仕組みとして定着しており、今後も継続して定着している。一方で、計画作成時に想定していたクラウドファンディングは長期的な運営への適合性、業務負担等から慎重な検討が必要であり、実施に至るには困難な状況である。また、県や公益財団法人等の各種助成についても、要件を満たし、継続的に助成を受け続けることは困難であると想定される。	B:まずまずの成果が得られた		
41	公共料金の支払一元化	Ⅱ財政運営の強化	7. 歳出の節減・重点化	会計管理者	-	会計課出納グループ	公共料金の支払い方法について、事業別予算の単位で各課で執行している。また、支払い後の伝票処理や領収書貼り付け作業などの会計事務の効率化が必要である。	公共料金明細のデータを取引先から取得し、1つの部署で一括処理して支払を行うため、各課での取扱いが分散している。また、支払い後の伝票処理や領収書貼り付け作業などの会計事務の効率化が必要である。	伝票処理の効率化 領収書貼付作業：330枚/月×5分 27.5時間/月	各種公共料金の口座引き落としを令和5年度から開始し、各課の伝票処理や会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。R6年度実績(1か月平均)取り込み明細件数(≒納付書枚数)350件分を公共料金口座振替分伝票(財務課一括起票分)20枚に削減して処理(内訳：電話料金130件、上下水道料金110件、電気料金110件)	各種公共料金のデータの取り込みの際に予算不足が判明してエラーとなった場合、支払処理まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に流用措置を行うよう周知を行った。しかしながら、エラーが出る場合があるため、引き続き周知に努める必要がある。	100％	公共料金明細サービスの運用	各種公共料金の支払を口座引き落としに切り替えたことで、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。	100％	各種公共料金の支払を口座引き落としに切り替えたことで、各課の伝票起票作業、会計課での伝票審査と領収書貼付の時間を削減し、事務の効率化を図ることができた。	1月平均28.75時間削減 345枚/月×5分=28.75時間/月	事務の効率化は図られたが、各種公共料金のデータの取り込みの際に予算不足等が判明してエラーとなった場合、支払処理まで日数が限られるため、各課において事前に料金を把握し、予算残高が不足する場合は早急に流用措置を行うよう周知を行ったが、エラーが発生することがあるため、引き続き周知に努める必要がある。また、機構改革及び予算の事業番号が変更になった際、マスター登録の変更を関係部署との調整のうえ行う必要がある。	A:十分な成果が得られた			
42	各種補助金の検証	Ⅱ財政運営の強化	7. 歳出の節減・重点化	総務次長	財務課長	総務部財政課財政執行グループ	補助金のあり方については、「補助金の適正化に関する基準」に基づき適正化を図っている。各種補助金の執行については、令和元年6月に「亀山市補助金等交付事務内部監査規程」を定め、関係法令、条例規則等の遵守及び適正な事務処理等の執行の監査を実施している。	費用対効果に基づいた補助金の検証を行うための取組方法を検討を行い、実施する。	年間2補助金の検証を実施	終期が設定されていない補助金等の交付要綱や交付基準に、2月末を目途に令和7年度末まで終期として設定すること、一部を除き実施した。(指定管理など契約期間が令和7年度末以降も継続しているものなどを除く)終期を設定することで、担当課とともに終期を迎える補助金の継続、廃止、内容の変更を、補助金の目的や効果の観点から重点的に検討することとした。	特定団体への補助金4件の事業事業点検を実施し、事務課外部点検委員会から提出された報告書に対する今後の方向性を事業ごとにまとめ、令和7年度以降に改善等の実施状況を確認するようになった。	今後、長期間要綱等を見直しのされていない補助金について、補助対象や補助割合などを見直しを図るが、実情に合わせて見直しが必要であることから、担当課との調整に時間を要することが想定される。	100％	実施(年間2補助金)	補助金1件について、担当課と調整し、令和7年度から予算不足がなくなり次第、申請受付を終了するよう変更した。また、令和8年度から3つの補助金について、交付対象や補助額の見直しを行った。	100％	令和5年度から7年度までの3年間において、長期間見直しが行われていなかった補助金を中心に、補助対象や補助率などの見直しを実施した。さらに、原則として全ての補助金等に制度の終期を設定した。これにより、各補助金の目的や効果を検証した上で、今後の継続、廃止、又は内容の変更について適切に検討する機会を確保した。	3年間で110の補助金を見直しを実施	各補助金等の検証を行うに当たり、産業振興やコミュニティの活性化など、数値で測りにくい目的の補助金の場合については、定性的な評価の難しさや課題となる。また、長年継続してきた補助金の廃止や縮小に伴う受益者からの反発や、それに伴う調整が難航するリスクが想定される。	B:まずまずの成果が得られた		

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R5～R7)	目標指標	令和5年度 (具体的な取組の状況)		令和6年度 (具体的な取組の状況)		課題・問題点	進捗率	令和7年度 (具体的な取組の状況)		令和5～7年度		取組の統括評価
※No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度末実績 (具体的な取組の状況)	課題・問題点	進捗率	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果（統括）	目標指標の実績 (令和7年度末)	課題・問題点	取組の統括評価
77	協働によるまちづくりの推進	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	15. 協働事業の推進	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化課まちづくり協働課市民協働グループ	協働事業提案制度を利用し、多数の協働事業が実施されてきたが、事業の継続性に課題があるため、今後は、実施可能な分野での検討を行い、企業、教育機関など多様な主体との連携によるまちづくりを進める必要がある。また、協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて市民活動団体などと担当部署（行政）が協働事業を実施しているため、引き続き支援を行う必要がある。	協働事業提案制度を活用して、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさなる協働の推進を図るとともに、実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしくみを検討する。	協働事業提案制度を実施した件数：32件（累計）	協働事業提案制度を実施した件数：35件（累計） 目標指標は達成することが出来た。また、市が行う団体支援や相談業務等の機能と、社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を「市民協働センター」に集約した、中間支援機能を有した相談支援機関の運営を令和7年度から実施することとし、協働事業の実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けた体制を整えることができた。	市民活動・ボランティアセンターの中間支援機能の充実を図る必要がある。	100%	協働事業提案制度を活用した、企業、教育機関、市民などの多様な主体とさなる協働の推進 実施可能な分野や事業の継続性の課題解決に向けたしくみの整備	協働事業提案制度を実施した件数：35件（累計） 目標指標は達成することが出来た。また、令和7年度中に新たに市民提案3件を受け、そのうち2件が令和8年度実施の協働事業に選定された。	100%	令和7年4月より市民活動の拠点である市民協働センター内に設置した中間支援機能を有する相談機関である亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぶらっと」を通じて、多様な市民活動の相談支援を亀山市社会福祉協議会との連携のもとに行った。その結果、協働事業提案制度による、多様な主体と行政との協働によるまちづくりを推進することができた。	協働事業提案制度を実施した件数：35件（累計） 目標指標達成	今後も団体の活動状況に応じた支援を行うとともに、各主体をつなぎ合わせるコーディネート機能の充実に努められている。	A:十分な成果が得られた	
78	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大	Ⅳ市民総活躍によるまちづくり	15. 協働事業の推進	建設部長	建設管理課長	建設部建設管理課道路保全グループ	開発行為による認定等で市道延長及び路線数の増加に伴い、管理範囲が拡大の一途をたどっている。国道や農道と違い、市道は一般生活や通学路のように市民生活に直結した道路であり、交通車両や歩行者の安全な交通に対応する市発注による市道草刈委託料も増加している。	現在の参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、今後も草刈支援事業実施の協力団体の公募を引き続き行い、参加団体の拡充で市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図る。	参加団体数：45団体	令和5年4月1日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や市民団体などから、幅広く参加協力が得られているものの、参加団体数は37団体と減少傾向にある。	令和6年4月1日号の広報で、市道草刈活動支援事業実施の協力団体を公募したことや、自治会等にも直接制度の説明を行なったことから、幅広く参加協力が得られており、参加団体数及び草刈面積は令和5年度37団体27.3haから、令和6年度42団体29.9haと増加傾向にある。	市道の草刈については、業者へ委託するのではなく、自治会等が行う草刈活動に対しての支援に移行していくことにより、市財政の歳出の削減を図る事ができたが、市道草刈活動が増加しすぎると報償費が予算不足を生じる恐れがあるため、自治会等が行う草刈活動回数を調整する必要がある。	75%	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	令和7年5月1日号の広報において、市道草刈活動支援事業実施の協力団体を公募したことに加え、自治会等へ直接制度説明を行なった結果、幅広い参加協力が得られている。そのため、参加団体数は令和6年度の42団体から、令和7年度は44団体と増加した。	75%	広報での制度の周知だけでなく、他要望等で来庁された自治会長に直接制度説明を行うことを始めたところ、制度に対する認知度があがり、参加団体数が増加した。	目標団体数45団体に對して、実績団体数は44団体となった。	市道の草刈については、業者へ委託するのではなく、自治会等が行う草刈活動に対しての支援に移行していくことにより、市財政の歳出の削減を図る事ができたが、市道草刈活動が増加しすぎると報償費が予算不足を生じる恐れがあるため、自治会等が行う草刈活動回数を調整する必要がある。	A:十分な成果が得られた

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績等報告書(令和7年度)

(政策部 政策推進課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 7 年度										
位置付け	本計画は、地方創生法第10条に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として、本市における人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものである。										
目的・概要	将来の人口減少をできる限り抑制しつつ、バランスの取れた年齢構成で人口を安定化させ、持続性を保った都市を目指す。市民の暮らしの質(QOL)を高め、住み、働くことのできる、暮らしたいまちとして選ばれる都市を目指す。										
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th><th>基本的方向</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる </td><td> 1 魅力ある働く場の創出 2 安心して働ける環境づくりの促進 3 地域産業の活性化 4 農林業の振興 </td></tr> <tr> <td> 基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる </td><td> 1 戦略的なシティプロモーションの推進 2 移住交流の促進 3 若者の定住促進 4 まちづくり観光の活性化 5 市民参画・協働のまちづくりの推進 6 ダイバーシティ社会の推進 </td></tr> <tr> <td> 基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる </td><td> 1 結婚・出産への支援 2 安心して子育てができる環境づくりの推進 3 魅力ある幼児教育・保育の推進 4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実 </td></tr> <tr> <td> 基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる </td><td> 1 健康都市の推進 2 地域の魅力の磨き上げ 3 計画的な都市づくりの推進 4 魅力的な都市拠点の形成 5 快適な交通ネットワークの構築 6 安心・安全なまちづくりの推進 7 持続可能な社会資本管理の推進 8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10 誰もが学べる環境づくりの推進 11 行政 DX による市民サービスの向上 </td></tr> </tbody> </table>	基本目標	基本的方向	基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	1 魅力ある働く場の創出 2 安心して働ける環境づくりの促進 3 地域産業の活性化 4 農林業の振興	基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	1 戦略的なシティプロモーションの推進 2 移住交流の促進 3 若者の定住促進 4 まちづくり観光の活性化 5 市民参画・協働のまちづくりの推進 6 ダイバーシティ社会の推進	基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	1 結婚・出産への支援 2 安心して子育てができる環境づくりの推進 3 魅力ある幼児教育・保育の推進 4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	1 健康都市の推進 2 地域の魅力の磨き上げ 3 計画的な都市づくりの推進 4 魅力的な都市拠点の形成 5 快適な交通ネットワークの構築 6 安心・安全なまちづくりの推進 7 持続可能な社会資本管理の推進 8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10 誰もが学べる環境づくりの推進 11 行政 DX による市民サービスの向上
基本目標	基本的方向										
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	1 魅力ある働く場の創出 2 安心して働ける環境づくりの促進 3 地域産業の活性化 4 農林業の振興										
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	1 戦略的なシティプロモーションの推進 2 移住交流の促進 3 若者の定住促進 4 まちづくり観光の活性化 5 市民参画・協働のまちづくりの推進 6 ダイバーシティ社会の推進										
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	1 結婚・出産への支援 2 安心して子育てができる環境づくりの推進 3 魅力ある幼児教育・保育の推進 4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実										
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	1 健康都市の推進 2 地域の魅力の磨き上げ 3 計画的な都市づくりの推進 4 魅力的な都市拠点の形成 5 快適な交通ネットワークの構築 6 安心・安全なまちづくりの推進 7 持続可能な社会資本管理の推進 8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10 誰もが学べる環境づくりの推進 11 行政 DX による市民サービスの向上										

■成果指標

成果指標名			現状値	実績値	目標値
		単位			
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	活力ある働く場づくりについては、地域ブランドの認定件数は伸び悩んでいるものの、新規企業立地や新規就農者の獲得を推進し、目標を達成した。 また、本市への人の流れの創出については、戦略的なシティプロモーションの推進により、専用ページのページビュー数が前年度より増加したほか、移住交流及び若者の定住促進に取り組み、移住相談窓口を通じた移住件数や、市の支援を受けて住宅を取得した子育て世帯数の増加につなげることができた。 出産・子育てのしやすい環境づくりについては、低年齢児の待機児童数が令和2年度の12名から3人と大幅に減少し、目標達成に至らなかったが、安心して子育てができる環境づくりを進めることができた。 魅力や価値を高め、選ばれるまちづくりについては、乗合タクシーの利用者数や図書館入館者数が前年度と比較し、増加したほか、計画的な都市づくりの推進に向けた用途地域の新規指定、都市拠点の形成に向けた新規出店や行政DXに向けたマイナンバー取得促進にも取り組んだ。
成果	令和8年4月1日現在の本市の総人口は48,830人であり、前年同時期49,035人から205人と減少し、令和以降、一番大きい減少幅であった。ただ、国、三重県と比較すると、本市の人口減少は緩やかに進行している状況である。 人口増減の内訳をみると、社会増減については、令和7年度は116人の社会増であり、平成28年度から継続して社会増となっており、施策推進の効果が表れていると思われる。また、自然増減については、令和7年度は305名の自然減となり、令和4年度以降、300人を超える自然減が続いている状況であるが、最新の合計特殊出生率(令和6年)は1.53と県内の市単位で一番の数値であった。 国、県も人口減少が進む中、本市として、可能な限り人口減少を抑制し、持続可能な都市を目指すことは、中長期的な取り組みとして、重要である。
総合計画推進への寄与度	第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策の取り組みは、まちづくり全般に広く関わっており、総合計画に掲げる様々な分野における施策推進に寄与している。

反省点・課題	引き続き、社会増の維持拡大に取り組むとともに、自然減をできる限り抑制するために出産、子育てできる環境づくり等を一層進めていく必要がある。また、地域課題の解決や魅力向上を図るとともに、都市部における地方移住の機運の高まりを地方創生につなげていく必要がある。
--------	--

今後の方向性	令和8年度から「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が展開され、4つの基本目標から構成される「安心して働き、暮らせる生活環境の創出」、「地域資源の活用と地域経済の活性化」、「移住・定住の促進と多様な連携によるまちづくりの推進」、「デジタル技術を活用した行政サービスの充実」の実現、各指標の目標達成に向けて、各施策を推進する。
--------	--

別紙１：第２期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績（基本目標）

基本目標	数値目標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	①従業者数	人	11,708 R2	12,046 R5	12,000 R7
	②現在の仕事に満足している市民の割合	%	48.2 R2	39.8 R6	60.0 R6
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	①社会増減数（累計）	人	-	116 R7	250 R7
	②亀山市に住みたいと思う市民の割合	%	85 R2	85.4 R6	90 R6
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	①合計特殊出生率		1.41 R1	1.53 R6	1.70 R7
	②将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合（小学校）	%	75 R3	82.0 R7	80 R7
	②将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合（中学校）	%	71 R3	64.6 R7	75 R7
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	①亀山市に住みやすいと感じる市民の割合	%	74.6 R2	65.5 R6	80.0 R6

別紙2：第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績（K P I）

基本目標	基本的方向	指標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	基本的方向1 魅力ある働く場の創出	新規企業立地等件数	件	-	7 R7	4 R7
	基本的方向2 安心して働ける環境づくりの促進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	33.9 R2	62.8 R7	50.0 R7
	基本的方向3 地域産業の活性化	地域ブランドの認定件数	品目	17 R3	41 R7	57 R7
	基本的方向4 農林業の振興	新規就農者数（累計）	人	-	4 R7	4 R7
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れをつくる	基本的方向1 戦略的なシティプロモーションの推進	シティプロモーション専用ページのページビュー数	件	99,895 R2	242,246 R7	125,000 R7
	基本的方向2 移住交流の促進	移住相談等を通じた移住件数（累計）	件	41 R2	174 R7	190 R7
	基本的方向3 若者の定住促進	支援を受けて住宅を取得した子育て世帯数（累計）	世帯	-	48 R7	40 R7
	基本的方向4 まちづくり観光の活性化	観光入込客数	人	183,001 R2	208,541 R7	220,000 R7
	基本的方向5 市民参画・協働のまちづくりの推進	地域担い手研修の受講者が地域まちづくり協議会の役員に就任した人数（累計）	人	7 R3	10 R7	11 R7
	基本的方向6 ダイバーシティ社会の推進	審議会等における女性の登用率	%	33.5 R3	35.9 R7	40.0 R7
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（男性 25～29歳）	%	73.0 R2	73.0 R2	70.0 R7
	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（男性 30～34歳）	%	45.3 R2	45.3 R2	40.0 R7
	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（女性 25～29歳）	%	53.6 R2	53.6 R2	50.0 R7
	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（女性 30～34歳）	%	27.7 R2	27.7 R2	25.0 R7
	基本的方向2 安心して子育てができる環境づくりの推進	低年齢児（3歳未満児）待機児童数	人	12 R3	3 R7	0 R7
	基本的方向3 魅力ある幼児教育・保育の推進	子どもの園への満足度の状況	%	95.0 R3	94.9 R7	97.0 R7
	基本的方向4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	学校評価アンケートにおける学校満足度（小学校）	%	93.4 R3	92.4 R7	95.0 R7
	基本的方向4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	学校評価アンケートにおける学校満足度（中学校）	%	91.2 R3	92.9 R7	95.0 R7

基本目標	基本的方向	指標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	基本的方向１ 健康都市の推進	健康マイレージの延べ参加者数	人	908 R2	955 R7	4,000 R7
	基本的方向２ 地域の魅力の磨き上げ	関宿重要伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	%	59.0 R2	66.3 R7	66.0 R7
	基本的方向３ 計画的な都市づくりの推進	新たに指定した用途地域の地区数（累計）	地区	-	4 R7	4 R7
	基本的方向４ 魅力的な都市拠点の形成	都市拠点における新規出店数	件	-	6 R7	8 R7
	基本的方向５ 快適な交通ネットワークの構築	市内バス路線の利用者総数	人	231,999 R2	227,613 R7	309,000 R7
	基本的方向５ 快適な交通ネットワークの構築	乗合タクシーの利用者数	人	3,741 R2	5,602 R7	7,200 R7
	基本的方向６ 安全・安心なまちづくりの推進	自主防災組織の結成率	%	81.4 R2	81.2 R7	100 R7
	基本的方向７ 持続可能な社会資本管理の推進	施設の統廃合・複合化を決定した公共施設数（累計）	施設	2 R2	4 R7	6 R7
	基本的方向８ 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進	ＬＥＤ照明を導入した公共施設数（累計）	施設	4 R2	68 R7	70 R7
	基本的方向９ 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進	地域主体の支え合いの仕組みを構築した地域まちづくり協議会の割合	%	13.6 R2	22.7 R7	40.0 R7
	基本的方向１０ 誰もが学べる環境づくりの推進	図書館入館者数	人	61,500 R2	316,930 R7	230,000 R7
	基本的方向１１ 行政ＤＸによる市民サービス向上	マイナンバーカード取得率	%	27.97 R2	105.36 R7	90.00 R7